

平成 20 年 2 月 21 日  
金 融 庁  
証券取引等監視委員会

## **金融商品取引法の疑問に答えます**

## **適合性原則の関係**

### **<質問①>**

証券会社・金融機関は、高齢者に対してリスクの高い商品を販売・勧誘してはいけないこととなったと聞きますが、本当ですか。

### **<質問②>**

証券会社・金融機関は、取引の都度、顧客の財産の状況を把握しなければ一切の金融商品取引を行えないこととなったと聞きますが、本当ですか。

## **説明義務の関係**

### **<質問③>**

証券会社・金融機関は、投資経験が豊富な顧客に対しても、長時間の事前説明をした後でなければ、リスクの高い商品を販売してはいけないと聞きますが、本当ですか。

## **広告規制の関係**

### **<質問④>**

金融商品の広告では、リスク情報を12ポイント以上の文字・数字で記載しなければならないと聞きますが、本当ですか。

### **<質問⑤>**

広告におけるリスク情報の文字の大きさは、広告中の最も大きな文字の何割以上で表示する必要があるのでしょうか。

### **<質問⑥>**

証券会社が主催するセミナーのカレンダーなどは、すべて広告に該当するのでしょうか。

### **<質問⑦>**

オンライントレードの手数料は様々な区分ですが、広告ではその全てを記載しなければならないのでしょうか。

## **契約締結前交付書面の関係**

### **<質問⑧>**

贈与による有価証券の取得などの場合にも、証券会社は顧客に契約締結前交付書面を交付しなければならないのでしょうか。

## **業規制の関係**

### **<質問⑨>**

投資運用業者がセミナーなどで説明をする場合でも勧誘に該当し、第二種金融商品取引業の登録が必要となるのでしょうか。金融商品取引法の規制の適用が論点となる事例がほかにあれば教えてください。

# 金融商品取引法の疑問に答えます

## 適合性原則の関係

### <質問①>

証券会社・金融機関は、高齢者に対してリスクの高い商品を販売・勧誘してはいけないこととなったと聞きますが、本当ですか。

1. 適合性の原則は、顧客の知識、経験、財産の状況、商品購入の目的に照らして不適当な勧誘をしてはならない、というルールです。顧客の状況を総合的に考慮して、それに見合った勧誘をすることを求めているものです。
2. したがって、証券会社・金融機関が(顧客の知識や経験等に関係なく)
  - ・ 一律に高齢者にはリスクの高い商品を販売しない
  - ・ 一律に高齢者には一度目の訪問では販売しない
  - ・ 一律に高齢者には親族の同席がなければ販売しないなどの対応をとることは、必ずしも制度の趣旨に合いません。
3. いずれにせよ、それぞれの顧客の状況に応じた、きめ細かで柔軟な販売・勧誘が行われることが、利用者、証券会社・金融機関の両方にとって望ましいことと考えられます。

### <質問②>

証券会社・金融機関は、取引の都度、顧客の財産の状況を把握しなければ一切の金融商品取引を行えないこととなったと聞きますが、本当ですか。

取引の都度、顧客の財産の状況を把握しなければ一切の金融商品取引を行えない、ということはありません。例えば、顧客がリスクをよく理解したうえで自ら判断する旨を証券会社・金融機関に明示した場合には、財産の状況等を把握できなくても、顧客の知識や経験等を考慮して、取引することが可能と考えられます。

## 説明義務の関係

### <質問③>

証券会社・金融機関は、投資経験が豊富な顧客に対しても、長時間の事前説明をした後でなければ、リスクの高い商品を販売してはいけないと聞きますが、本当ですか。

1. 証券会社・金融機関が商品を販売する場合には、
  - ①商品の仕組みや、リスク・手数料など、顧客の投資判断に必要な情報を説明している書面を交付するとともに、
  - ②書面だけでは形式的対応で済ませるおそれがありますので、顧客の知識、経験などに照らして理解してもらうことのできる方法・程度で書面の内容を説明することが求められます。
2. したがって投資経験が豊富な顧客に販売する場合と投資経験の少ない顧客に販売する場合とで説明内容・方法を一律とする必要はないと考えられます。
3. 例えば、過去に同じ商品について説明を受けたことのある顧客がその商品の内容、リスクについて現在も十分に理解していると認められる場合には、(過去の投資経験が他社におけるものであっても、)証券会社・金融機関はその顧客に対して比較的短時間の説明で販売することも可能です。

## 広告規制の関係

### <質問④>

金融商品の広告では、リスク情報を12ポイント以上の文字・数字で記載しなければならないと聞きますが、本当ですか。

1. 過去には、商品のリスクなど顧客にとって不利益となり得るものを著しく小さな字で書いている広告も見られましたが、利用者の視点からは、商品の特長とリスクがバランス良く書かれていることが重要と考えられます。

2. そこで、金融商品取引法では、広告の中でリスクや手数料について、明瞭、正確に書くことを求めることとしました。

3. 例えば、

- ・ リスク情報(元本欠損や元本超過損が生ずるおそれ等)を広告中の最も大きな文字と著しく異ならない大きさで表示しなければならない
  - ・ 利益の見込み等について著しく事実と相違したり、人を誤認させたりするような表示をしてはならない
- こととされています。

4. なお、広告の中のリスク情報に係るポイント数は、指定されていません。

(注)一方、契約締結前交付書面には、リスク情報を12ポイント以上の大きさの文字・数字で枠の中に明瞭かつ正確に記載すること、それ以外の情報は8ポイント以上の大きさの文字・数字で明瞭かつ正確に記載することが義務付けられています。

#### <質問⑤>

広告におけるリスク情報の文字の大きさは、広告中の最も大きな文字の何割以上で表示する必要があるのでしょうか。

1. 広告における文字の大きさに係る規制は、特長とリスクをバランス良く表示する、という点に主眼があり、「最も大きな文字の何割以上で表示すべき」といった形式的な判断よりも、利用者の視点に立った、利用者にとって見やすいものになっていることが重要です。
2. 例えば、枠を用いたり、装飾を施したりするなど、見やすさの観点から工夫をすることが大切です。

### <質問⑥>

証券会社が主催するセミナーのカレンダーなどは、すべて広告に該当するのでしょうか。

以下のようなものは、一般的には広告規制の対象となりません。

- ・ 証券会社の各支店で開催するセミナーを案内するセミナーカレンダー
- ・ 株価チャートや投信の基準価格を、顧客に対し郵送する行為(アフターサービスの一環と認められるもの)
- ・ 株券電子化に関するラジオ放送(制度を周知する形態のもの)
- ・ 携帯用時刻表などの下部に入れる「特定口座は〇〇証券」「個人向け国債は〇〇証券」などのロゴ(一種のキャッチコピー的なもの)

### <質問⑦>

オンライントレードの手数料は様々な区分ですが、広告ではその全てを記載しなければならないのでしょうか。

オンライントレードの「手数料」については、顧客の選択する取引の組み合わせによりまちまちであることから、一般的には、広告上の記載はその上限額及び下限額の表示で代替することが認められます。

## **契約締結前交付書面の関係**

### <質問⑧>

贈与による有価証券の取得などの場合にも、証券会社は顧客に契約締結前交付書面を交付しなければならないのでしょうか。

1. 以下のような場合には、原則として契約締結前交付書面を交付する必要はないと考えられます。

- ・ 贈与、合併による有価証券の取得及び新株予約権の付与
- ・ 投資信託受益権の証券会社間での移管(累積投資契約に係るものなどは除く)
- ・ 相続による有価証券の取得

2. なお、相続について、平成 19 年7月のパブリックコメント回答において相続時に書面交付が必要との解釈が示されていました。これは、法定の契約締結前交付書面を交付しなければならないという趣旨ではありません。

例えば有価証券取引を相続することにより相続人がかえってリスクを負うこととなる場合などもあります。そのような場合には、証券会社は一般的な誠実公正原則の一環として、相続人に対してその取引に関する説明を適切に行うことが必要となる、との考え方を示しているものです。

## 業規制の関係

### <質問⑨>

投資運用業者がセミナーなどで説明をする場合でも勧誘に該当し、第二種金融商品取引業の登録が必要となるのでしょうか。金融商品取引法の規制の適用が論点となる事例がほかにあれば教えてください。

ご質問の点も含めて、金融商品取引法の規制の適用をめぐってよくご質問をいただく点について、法令の考え方を以下にまとめてみました。

- ・ 投資運用業者が証券会社主催の投資セミナーに同席し、自己の個別商品の内容に言及する場合であっても、勧誘を証券会社等に委託するなどしていれば、追加の業登録(第二種金融商品取引業)は基本的には不要と解される
- ・ シンジケートローンの担保について、銀行が直接担保権者となるのではなく、担保権の信託を用いる場合、その信託の受益権がローンと不可分一体であることが信託行為などにより確保されていれば、その受益権の取扱いは第二種金融商品取引業に該当しないものと解される
- ・ 邦銀の海外支店において、法人格が海外にある海外顧客を相手方とする現地通貨建取引は、一般的には我が国金融商品取引法の適用が及ばないと解される
- ・ 海外株主の日本における常任代理人(カストディアン)が行う、会社法の株式買取請求の事務代行は、一般的には有価証券の売買の代理・媒介に当たらないと解される

(注)本回答集については、照会がなされた文脈を踏まえて、法令との関係について、その時点における見解を示したものである。

**金融商品取引法に関するご相談、お問い合わせは金融サービス利用者相談室(電話番号 03-5251-6811)又は金融庁(電話番号 03-3506-6000)までお寄せ下さい。**



資料3-1-2

# 内部統制報告制度に関する11の誤解

## 1. 米国SOX法と同じか

**誤解** 米国の企業改革法(SOX法)のような制度が導入される。



**実際** 米国におけるSOX法に対する批判を踏まえて、制度を設計。

(具体例)

- トップダウン型のリスク・アプローチ  
重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して、必要な範囲で内部統制を整備・評価(評価する範囲の絞込みに工夫)。
- 内部統制の不備の区分の簡素化  
内部統制の不備を「重要な欠陥」と「不備」の2つに簡素化(米国では3つに区分)。

※ この他にも、負担軽減のために、次頁以下の配慮

## 2. 特別な文書化が必要か

誤解

フローチャートの作成など、内部統制のため新たに特別な文書化等を行わなければならない。



実際

企業の作成・使用している記録等を適宜、利用。

(具体例)

### ○ 内部統制の記録

フローチャート、業務記述書などの作成は必ずしも求めておらず、企業の作成・使用している記録等を利用し、必要に応じて補足を行うことで可。

### ○ 記録の保存

すべてを文書として保存するのではなく、適切な範囲・方法(磁気媒体など)により保存すれば可。

### 3. すべての業務に内部統制が必要か

誤解

どんなに小さな業務(プロセス)でも内部統制を整備・評価しなければならない。



実際

全社的な内部統制が最重要であり、全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、重要な虚偽記載につながるリスクを勘案し、業務(プロセス)を評価する範囲の絞り込みが可能。

(具体例)

○ 評価対象となる業務の絞り込み

売上等の3分の2に達するまでの事業拠点における3つの勘定科目(売上、売掛金、棚卸資産)に係る業務に絞り込み。

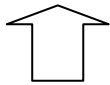
○ 重要性の僅少な業務の除外

さらに、評価対象となった業務のうちに重要性の僅少(ケース・バイ・ケースではあるが、例えば5%)なものがあれば除外可。

#### 4. 中小企業でも大がかりな対応が必要か

誤解

米国では、中小企業に配慮する動きがあるが、日本では、中小企業も大企業と同様の内部統制の仕組みが必要である。



実際

上場会社のみが対象、かつ、企業の規模・特性などの中小企業の実態を踏まえた簡素な仕組みを正面から容認。

(具体例)

- 職務分掌に代わる代替的な統制  
マンパワーが不足している場合などには、経営者や他の部署の者が適切にモニタリングを実施することで可。
- 企業外部の専門家の利用  
モニタリング作業の一部を社外の専門家を利用して実施することが可能。

## 5. 問題があると罰則等の対象になるのか

誤解

内部統制報告書の評価結果に問題がある場合、上場廃止になったり、罰則の対象となる。



実際

内部統制に問題(重要な欠陥)があっても、それだけでは、上場廃止や金融商品取引法違反(罰則)の対象にはならない。

(具体例)

- 「重要な欠陥」は上場廃止事由とはならない(東証・上場制度総合整備プログラム2007)。
- 「重要な欠陥」があっても、それだけでは、金融商品取引法違反とはならず、罰則の対象にもならない(罰則の対象となるのは、内部統制報告書の重要な事項について虚偽の記載をした場合(金融商品取引法197条の2))。

## 6. 監査人等の指摘には必ず従うべきか

誤解

内部統制の整備・評価は、監査法人やコンサルティング会社の言うとおりに行わなくてはならない。



実際

自社のリスクを最も把握している経営者が、主体的に判断。

(具体例)

### ○ 監査人の適切な指摘

監査人の指摘は、内部統制の構築等に係る作業や決定が、あくまで企業・経営者によって行われるとの前提の下で、適切な範囲で行われる必要。

### ○ 監査人等の開発したマニュアル、システム

監査法人やコンサルティング会社の開発したマニュアル(内部統制ツールなど)、システムを使用しなければならないということはない。

## 7. 監査コストは倍増するのか

誤解

財務諸表監査に加え、新たに内部統制監査を受けるため、監査コストは倍増する。



実際

内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人が一体となって効率的・効果的に実施。

(具体例)

○ 監査計画の一体的作成

財務諸表監査と内部統制監査の監査計画を一体的に作成。

○ 監査証拠の利用

それぞれの監査で得られた監査証拠は相互に利用。



## 8. 非上場の取引先も内部統制の整備が必要か

誤解

上場会社と取引すると、非上場会社でも、内部統制を整備・評価しなければならない。



実際

上場会社と取引があることをもって、内部統制の整備等を求められることはない。

(具体例)

○ 取引先(委託業務の委託先を除く。)

上場会社の仕入先や得意先などの取引先(非上場会社)には、内部統制の整備・評価は求めていない(これまでどおりの納品書、請求書等の作成等で可)。

○ 上場会社の業務の委託先

委託業務の委託先であっても、重要な業務(プロセス)となっていない場合には、評価の対象とはならない。

## 9. プロジェクトチーム等がないと問題か

誤解

内部統制報告制度に対応するためのプロジェクトチームがない場合や専門の担当者がいない場合は、問題(重要な欠陥)である。



実際

内部統制報告制度への対応については、既設の部署等を活用で可。必ずしもプロジェクトチームや専門の担当者を置くことは不要。

(具体例)

- 既設の部署の活用  
経理部や内部監査部など既設の部署を活用。
  
- 企業外部の専門家の利用  
内部統制の評価作業等の一部を社外の専門家を利用して実施。

## 10. 適用日までに準備を完了する必要があるのか

誤解

平成20年4月から内部統制報告制度が適用されるので、もう間に合わない。



実際

内部統制はプロセスであり、問題点があれば、その都度、是正していくことが重要。

(具体例)

### ○ 報告書の提出期限

最も早く報告書を提出する3月決算の会社でも、平成21年3月末の状況を平成21年6月末までに報告。

### ○ 問題点(重要な欠陥)への対応

期末日までに問題点が是正されていれば内部統制は有効。

そうでなくても、期末日後の是正措置や是正に向けての方針等を報告書に記載することが可能。

## 11. 期末のシステム変更等は延期が必要か

誤解

内部統制の評価のために、期末に予定していたシステム変更や合併等の再編を延期しなければならない。



実際

予定を変更せず、そのまま実施しても、内部統制は有効。

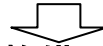
(具体例)

- 期間内に十分な評価手続を実施できないとしても、経営者は「やむを得ない事情」によるものとし、評価範囲から除外して、内部統制の評価が可能。
- この場合、監査人は「無限定適正意見」を表明可能。

## 財務報告に係る内部統制の整備

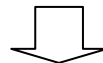
昨今のディスクロージャーをめぐる不適切事例

→ 財務報告に係る企業の内部統制が有効に機能していなかったのではないかと懸念



### 内部統制の整備の必要性

- ・ 米国では、企業改革法(サーベインズ=オクスリー法)により、財務報告に係る内部統制について、経営者による評価と公認会計士による監査を義務付け(約9,400社)  
英国、フランス、韓国等でも、同様の制度を導入
- ・ 我が国では、16年3月期から経営者確認制度を任意で導入(三百数十社が確認書を提出)



金融商品取引法(平成18年6月7日成立) ~平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用  
上場会社(約3,800社)を対象に財務報告に係る内部統制の「評価」と「監査」を義務付け(内部統  
制報告制度)  
併せて、有価証券報告書等の適正性について、経営者の確認を義務付け(確認書制度)

#### ◎ 企業会計審議会

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価  
及び監査に関する実施基準の設定について」(平成19年2月15日)

→ 内部統制の評価及び監査に係る基準並びにより詳細な実務上の指針(実施基準)の公表

◎ 政令・内閣府令の公布(平成19年8月)、事務ガイドライン・Q&Aの公表(平成19年10月)

◎ 日本公認会計士協会 内部統制監査の実務指針の公表(平成19年10月)

## 評価・監査のコスト負担が過大とならないための方策

先行して制度が導入された米国における状況等を検証し・・・

### 1. トップダウン型のリスク・アプローチ

全社的な内部統制の評価を踏まえて、重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価

(注) 実施基準では、業務プロセスの絞り込みの指針を提示

### 2. 内部統制の不備の区分

内部統制の不備を「重要な欠陥」と「不備」の2つの区分に簡素化（米国では3つ（「重大な欠陥」、「重大な不備」、「軽微な不備」）に区分）

(注) 実施基準では、「重要な欠陥」の判断基準を提示

### 3. ダイレクト・レポーティング（直接報告業務）の不採用

監査人は、経営者が実施した内部統制の評価について監査を実施

### 4. 内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施

内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人が実施。

(注) 実施基準では、監査計画を一体的に策定し、監査証拠は双方で利用することを説明

### 5. 内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成

内部統制監査報告書は、財務諸表監査報告書と合わせて記載することを原則

### 6. 監査人と監査役・内部監査人との連携

監査人は、監査役などと適切に連携し、必要に応じ、内部監査人の業務等を利用

## 実施基準のポイント

実施基準のポイント	(参考) 米国の状況
<p>○ 財務報告に係る内部統制の構築・評価・監査に係る基準を統合的に整備</p> <p>(評価基準)</p> <p>○ 評価範囲の絞り込みに工夫</p> <p style="padding-left: 2em;">イ. 売上高等の概ね2/3程度をカバーする事業拠点の3勘定科目(売上、売掛金、棚卸資産)をベース</p> <p style="padding-left: 2em;">+重要な業務プロセスを個別に追加</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ. 評価範囲に係る経営者と監査人の協議プロセスを明示</p> <p>(監査基準)</p> <p>○ 内部統制監査は、原則、財務諸表監査と同一の監査人が実施。監査計画は財務諸表監査と一体に策定。監査証拠は相互に利用可能。</p> <p>○ ダイレクト・レポーティングは不採用。ただし、監査人は、監査に当たって、自ら十分な監査証拠を収集。</p>	<p>○ 米国には、これまで評価に係る基準は存在していなかった(2007年5月にSECが評価の指針を作成)。</p> <p>○ 米国の実務では、当初、例えば、90-95%の事業拠点において、90-95%の勘定科目について業務プロセスの評価を行う結果となっていたとの指摘。SECは、現時点において、トップ・ダウン型のリスク・アプローチを強調。</p> <p>○ 米国では、同一事務所による実施が求められるのみで、同一監査チームによる実施までは求められていない。</p> <p>○ 米国では、これまでダイレクト・レポーティングを併用(2007年5月の改正により、ダイレクト・レポーティングのみを採用)。</p>

「内部統制報告制度に関する11の誤解」(2008年3月11日公表)の具体例

- ① 米国SOX法のように、「どのような小さな業務でも内部統制を整備評価しなければならない。」「膨大な文書化が必要」という誤解  
→ 重要な虚偽記載につながるリスクを抽出し、対象範囲を絞り込むことができること、「文書化」は必須ではないこと
  
- ② 「内部統制の評価のために、期末に予定していたシステム変更や合併等の再編を延期しなければならない。」という誤解  
→ 予定通りシステム変更などを行っても内部統制は有効であり、監査人の監査意見も「無限定適正意見」を表明することができること
  
- ③ 「内部統制の評価結果に問題があると、上場廃止になったり、罰則の対象となる。」という誤解  
→ 内部統制に問題があっても、それだけでは、上場廃止や金融商品取引法違反にはならないこと  
などを明らかにしている。

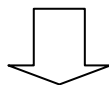


## 内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応

本年4月からの制度の円滑な導入に向け、適正なディスクロージャーを確保するという制度の実効性を確保しつつ、効率的・効果的な制度の実施を図る。

### ○ 準備状況の的確な把握

- 準備状況のヒアリング  
→ 会社・監査人に対し、ヒアリング等を行い、準備段階における疑問点や問題点を把握



### ○ 基準等の内容の一層の明確化

- 追加Q&Aの公表  
→ ヒアリングの結果等を踏まえ、「内部統制報告制度Q&A」を追加公表
- 相談・照会窓口の設置  
→ 日本経団連、日本公認会計士協会、金融庁の間で共同の相談・照会窓口を設置し、会社や監査人からの相談・照会に対応
- 制度導入後のレビュー  
→ 制度導入後、適時にレビューを行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、評価・監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討(金融・資本市場競争力強化プラン)

### ○ 指導中心の対応

- 内部統制報告制度の導入にあたっては、過度に保守的な対応にならないよう、制度の円滑な実施を図るという観点から 指導中心の行政対応

## 「内部統制報告制度に関するQ&A」(追加Q&A)について

「内部統制報告制度に関するQ&A」に新たな質問・回答(47問)を追加公表することにより、基準等制度の内容の一層の明確化に努める。

### 「追加Q&A」のポイント

#### ○ 「重要な欠陥」の意義(問48)

「重要な欠陥」は、投資者等に対して、有価証券報告書に記載された財務報告の内容を利用する際に留意すべき事項として、財務報告に係る内部統制について「今後改善を要する重要な課題」があることを開示することに意義

#### ○ 中小規模企業の特性に応じた内部統制の取扱い(問39、42、54~56)

以下の項目に係るQ&Aを追加

- ・ 中小規模企業におけるIT環境
- ・ 中小規模企業における外部の専門家の利用
- ・ 中小規模企業における全社的な内部統制の評価
- ・ 中小規模企業における内部統制の記録
- ・ 中小規模企業における職務分掌に係る代替的な統制

#### ○ 評価範囲外から重要な欠陥が発見された場合の内部統制報告書の訂正(問67)

適切に決定された評価範囲の外から、後日、重要な欠陥に相当する事実が発見されたとしても、それをもって内部統制報告書を訂正する必要はない。

# 公認会計士法等の一部を改正する法律 (平成19年6月20日成立、6月27日公布)

## I. 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

### 1. 業務管理体制の整備

- 監査法人において、①業務の執行の適正確保、②業務の品質管理の方針の策定及びその実施、のための業務管理体制を整備

### 2. 監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大

- 監査法人の社員資格の非公認会計士（「特定社員」）への拡大
- 特定社員の日本公認会計士協会への登録
- 社員及び業務運営に関する意思決定機関の参加者に占める特定社員の割合について、一定の上限を設定

### 3. 監査法人による情報開示の義務づけ

- 業務及び財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧

## II. 監査人の独立性と地位の強化

### 1. 監査人の独立性に関する規定の整備

- 公認会計士や監査法人は「独立した立場において業務を行わなければならない」旨職責規定において明確化

### 2. 就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大

- 監査証明業務に関与した監査法人の社員が、退職後、被監査会社のみならずその親会社又は連結子会社等の役員等に就任することを禁止

### 3. いわゆるローテーション・ルールの整備

- 大規模監査法人において上場会社の監査を担当する主任会計士のローテーション・ルール（継続監査期間5年、インターバル期間5年）を法定化（現行法では、継続監査期間7年、インターバル期間2年の一般ルール）
- 新規公開企業に係る公開後の最初の継続監査期間を短縮

### 4. 不正・違法行為発見時の対応

- 監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合であって、監査役等に通知するなど、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続きを踏んだ上でもなお適切な措置がとられないと認めるときは、監査人は当局へ申出

## III. 監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し

### 1. 行政処分多様化

- 監査法人に対する行政処分の類型として、業務管理体制の改善命令等を追加等

### 2. 課徴金納付命令の創設

- 公認会計士・監査法人に対し、違反行為を適切に抑止する観点から利得相当額を基準とする課徴金を賦課（一定の戒告・業務停止・解散命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないと認められるときは、命じないことができる）
  - 故意の場合：認定した虚偽証明期間に係る監査報酬相当額の1.5倍
  - 相当の注意を怠った場合：認定した虚偽証明期間に係る監査報酬相当額の1倍
- 除斥期間は7年

### 3. 有限責任組織形態の監査法人制度の創設

- 有限責任組織形態の監査法人については、内閣総理大臣への登録を求め、次の要件を整備
  - 最低資本金
  - 供託金（損害賠償責任保険によりその全部又は一部を代替可能）
  - 計算書類の開示（一定規模の監査法人については監査報告書を添付）
- 虚偽証明事案に係る業務執行社員については無限連帯責任

### 4. 報告徴収・立入検査の権限の公認会計士・監査審査会への委任の範囲

- 監査法人等に対する報告徴収・立入検査の権限を金融庁長官から公認会計士・監査審査会へ委任する範囲の見直し（日本公認会計士協会の品質管理レビューに関して行われるものその他業務の運営の状況に関するもの）

### 5. 外国監査法人等の届出制度等の整備

- 外国会社等から提出される有価証券報告書等に係る監査証明業務を行う外国監査事務所（「外国監査法人等」）の内閣総理大臣への届出
- 外国監査法人等に対する当局の権限（必要な指示、報告徴収、立入検査）を整備

(平成19年12月7日公布)

## (政令・内閣府令のポイント)

### 1. 業務管理体制の整備

- 業務管理体制の内容の細目（経営の基本方針、経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置等）
- 業務の品質管理の内容の細目

### 2. 監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大

- 特定社員の協会への入会を担保（監査法人が整備すべき業務管理体制の一部として位置付け）
- 社員及び業務運営に関する意思決定機関の参加者に占める特定社員の割合の上限は25%

### 3. 監査法人による情報開示の義務づけ

- 説明書類の記載事項の細目
  - 業務の概況（業務内容、業務管理体制の整備状況等）
  - 財産の概況（売上高 ※有限責任監査法人は、計算書類も開示）
- その他、社員の概況、事務所の概況、監査法人の組織の概要等

## (政令・内閣府令のポイント)

### 2. 就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大

- 就職制限の範囲となる被監査会社の「連結会社等」は、親会社、連結子会社等（連結子会社、持分法適用の非連結子会社、関連会社）及びいわゆる兄弟会社（親会社の他の連結子会社等）

### 3. いわゆるローテーション・ルールの整備

- 5年-5年のローテーション・ルールの対象となる大規模監査法人は、監査証明業務を行う上場会社等の数が百以上の監査法人
- 新規公開企業に係る公開後の最初の継続監査期間の短縮期間は、原則2年

※ 監査人が、ローテーション・ルール、一定の非監査証明業務と監査証明業務の同時提供の禁止、単独監査の禁止等の規制を受けることとなる被監査会社の範囲（「大会社等」）から、非上場の金融商品取引法監査対象会社であって、一定規模未満（資本金5億円未満等かつ負債200億円未満）のものを除外

### 4. 不正・違法行為発見時の対応

- 監査人が当局への申出の要否を判断すべき期日は、原則、監査人から被監査会社への通知から2週間を経過した日、又は財務書類の提出期限の6週間前のいずれか遅い日（但し、提出期限の前日まで）

## (政令・内閣府令のポイント)

### 2. 課徴金納付命令の創設

- 課徴金の額の算定基礎となる「監査報酬相当額」は、監査証明業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額（虚偽証明を認定した財務書類に係る事業年度における監査報酬を全て含む）

- 課徴金納付命令について、

- 故意の場合であって、納付を命じないことができる場合として、財務書類に係る虚偽等により当該財務書類に記載される数値その他の内容の変化が軽微である場合を規定
- 相当の注意を怠った場合であって、納付を命じないことができる場合から除かれる場合として、公認会計士等が実施した監査・証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準・慣行に照らして著しく不十分であった場合を規定

### 3. 有限責任組織形態の監査法人制度の創設

- 最低資本金は、百万円×社員数
- 供託金の額は、2百万円×社員数（損害賠償責任保険による代替が認められる額：供託金の額から百万円×社員数を控除した額が限度）
- 監査報告書の添付が義務付けられる規模の基準は、収益の額が10億円以上

### 4. 報告徴収・立入検査の権限の公認会計士・監査審査会への委任の範囲

- 監査法人等に対する報告徴収・立入検査の権限を金融庁長官から公認会計士・監査審査会へ委任する範囲として、日本公認会計士協会の品質管理レビューに関して行われるもののほか、以下の場合を規定
  - 日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けていないこと
  - 日本公認会計士協会の品質管理レビューに協力することを拒否していること

## 「市場強化プラン」の基本的な考え方

## 競争力強化の必要性

- 少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、
  - 我が国金融・資本市場において家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供すること
  - 内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくこと、が求められている
- 国際的な市場間競争が一層激化する中、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題
- 金融サービス業が高い付加価値を生み出す産業として日本経済に貢献することも期待

## 「市場強化プラン」の柱

**I. 金融・資本市場の信頼と活力**

→公正性・透明性を確保しつつ多様性・利便性を高める市場インフラを整備

**II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境**

→多様で質の高いサービスの提供を可能とする、時代のニーズにマッチした競争環境を整備

**III. より良い規制環境(ベター・レギュレーション)**

→監督当局の行政手法の改善により、規制の実効性・効率性・透明性を向上

**IV. 市場をめぐる周辺環境**

→専門性の高い人材の確保、都市インフラの充実

## 「市場強化プラン」の概要

## I. 金融・資本市場の信頼と活力

<多様な資金運用・調達機会の提供の促進>

≫ 取引所における取扱商品の多様化

- ・ ETF(上場投資信託)の多様化  
【関連法案を早急に提出。20年上半期を目途に関連政府令等を改正】  
→ 簡便かつ効果的な分散投資を可能とするETFの多様化によって、株式・債券や金融デリバティブから商品デリバティブまで幅広い投資を可能に
- ・ 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ  
【20年中を目途に検討を進め、その後、すみやかな実現を図る】  
→ 取引所間のグループ化等を可能とし、株式・債券や金融デリバティブから商品デリバティブまで総合的で幅広い品揃えを可能に

≫ プロ向け市場の枠組みの整備【関連法案を早急に提出】

≫ 「貯蓄から投資へ」の流れを強化するための証券税制

<市場の公正性・透明性の確保>

≫ 金融商品取引法上の課徴金制度の見直し【関連法案を早急に提出】

- 違法行為抑止の実効性の一層の確保に向けた、対象範囲・金額水準等の見直し

≫ 証券取引等監視委員会等の市場監視部門の体制強化

## II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境

≫ 銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し

【関連法案を早急に提出】

- ・ 役職員の兼職規制の撤廃、銀行・証券間の非公開情報の授受の制限の緩和

≫ 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大【関連法案を早急に提出】

- ・ 商品取引、イスラム金融、排出権取引、企業再生等のための株式保有

≫ 銀行・証券・保険における利益相反管理態勢の整備

【関連法案を早急に提出】

≫ 海外ファンドマネージャー誘致のためのPEリスクの排除

## III. より良い規制環境(ベター・レギュレーション)

≫ 対話の充実とプリンシプルの共有

(→ 事業者や関係諸団体との双方向の対話の充実)

≫ 規制・監督の透明性・予見可能性の向上

(→ 金融関係法令等の英訳の推進、課徴金事例集の作成等)

≫ 海外当局との連携強化

≫ 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

(→ 体制整備や検査での対応等)

≫ 職員の資質向上

## IV. 市場をめぐる周辺環境

≫ 国際的に通用する金融・法務・会計等の専門人材の育成・集積

- ・ 高度かつ実践的な金融教育の充実
- ・ 公認会計士試験の改善【22年までに試験の実施方法を改善】
- ・ 金融専門人材の育成【20年に具体的な制度設計の検討を開始】

≫ 国際金融センターとしての都市機能の向上

## 「市場強化プラン」の骨子

### I. 信頼と活力のある市場の構築

#### 1. 多様な資金運用・調達機会の提供

##### (1) 取引所における取扱商品の多様化

- ① **ETFの多様化**
- ② 取引所の相互乗入れのための枠組みの整備
- ③ J-REITの多様化(海外不動産の組入れ)
- ④ 海外企業株式の国内での取引機会の拡大(JDRの流通制度の整備)
- ⑤ 商品先物市場の機能強化

##### (2) プロに限定した取引の活発化

- ① 適格機関投資家制度の弾力化
- ② **プロ向け市場の枠組みの整備**

##### (3) グリーンシート市場における上場廃止銘柄に係る流通制度の整備

##### (4) 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制

##### (5) 金融経済教育の一層の充実による金融経済リテラシーの向上

#### 2. 市場の公正性・透明性の確保

##### (1) **課徴金制度の見直し**

##### (2) 市場監視機能の強化

- ① 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化
- ② 自主規制機能の強化

##### (3) 会計・開示制度の整備

- ① 会計基準の国際的な収斂・相互承認の推進
- ② 英文開示の対象の拡大
- ③ EDINETにおけるXBRLの導入
- ④ 格付会社のあり方についての検討
- ⑤ 証券化商品に関する適切なリスク評価とその情報開示の強化

##### (4) コーポレート・ガバナンスの強化

- ① 企業における内部統制の整備
- ② 取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化への取組み
- ③ 上場企業等のガバナンス強化についての検討

#### 3. 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築

- (1) 資金決済システム
- (2) 証券決済システム
- (3) リテール決済
- (4) 電子記録債権制度

### II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備

#### 1. **銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し**

#### 2. **銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大**

#### 3. 保険会社の資産運用規制の見直し

#### 4. **金融機関・金融グループにおける内部管理態勢の強化**

#### 5. 中小企業金融の円滑化と地域の活性化

#### 6. 海外ファンドマネージャー誘致のためのPEリスクの排除

### III. より良い規制環境(ベター・レギュレーション)の実現

#### 1. 対話の充実とプリンシプルの共有

- (1) 事業者との対話を通じたプリンシプルの共有
- (2) 事業者や関係諸団体との対話の充実

#### 2. 規制・監督の透明性・予見可能性の向上

##### (1) 金融行政の一層の透明性の向上のための取組み

- ① ノーアクションレター等の適切な運用
- ② Q&Aの活用
- ③ 金融関連法令等の英訳の推進

##### (2) 規制環境に対する理解の促進

- ① 金融庁のウェブサイトの活用
- ② 海外向け情報発信の強化
- ③ 規制影響分析(RIA)の実施
- ④ 市場監視行政の透明性の向上

#### 3. 海外当局との連携強化

#### 4. 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

- (1) フォワード・ルッキングな行政対応に向けた監督体制強化
- (2) 重点的・機動的な検査の推進等

#### 5. 職員の資質向上

### IV. 市場をめぐる周辺環境の整備

#### 1. 国際的に通用する金融・法務・会計等の専門人材の育成・集積

- (1) 高度かつ実践的な金融教育の充実と高度金融人材の活用促進
- (2) 公認会計士試験の改善
- (3) 金融専門人材の育成
- (4) 入国審査における予見可能性の向上等

#### 2. 国際金融センターとしての都市機能の向上

以上

## 金融・資本市場競争力強化プラン

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,500兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくことが求められている。

国際的な市場間競争が一層激化する中、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっている。

また、魅力ある市場の実現により、我が国の金融サービス業が、高い付加価値を生み出し、経済の持続的成長に貢献していくことも期待される。

我が国金融・資本市場の競争力を強化するためには、①信頼と活力のある市場の構築、②金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備、③より良い規制環境の実現、④市場をめぐる周辺環境の整備が求められており、これらについて総合的な取組みを進めていく必要がある。

第一に、信頼と活力のある市場を構築していくためには、市場参加者が安心して取引を行うとともに内外の投資者や資金調達者等の多様なニーズに応えることができるよう、公正性・透明性を確保しつつ、多様性・利便性を高める市場インフラを整備することが必要である。

第二に、金融サービス業には、内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスを提供することが求められている。こうした取組みを可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備することが必要である。

第三に、市場をとりまく環境をみると、世界の主要な金融センター間における競争が激化する中で、市場の優位性や競争力を決定する要因として、規制環境が重要との認識が深まっている。このため、制度的枠組みの整備のみならず、運用も含めた金融規制の質的向上に向け、各般の取組みを進めることが急務である。

第四に、市場の優位性や競争力を決定する要因として、このほか、専門性の高い人材の確保や都市インフラの充実等の重要性が指摘されている。我が

国市場の競争力を強化していくためには、市場をめぐるこれらの周辺環境の整備についても、幅広く取り組んでいく必要がある。

「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）においては、平成19年内を目途に「金融・資本市場競争力強化プラン」を金融庁が取りまとめ、政府一体として推進することとされた。これを受け、金融庁では、市場競争力強化のための方策を以下のとおり取りまとめ、公表することとした。

内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向け、本プランに盛り込まれた方策について、スピード感を持って取り組んでまいりたい。



## I. 信頼と活力のある市場の構築

世界の主要な金融センター間における競争が激化する中で、我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、内外の投資者や資金調達者等の様々なニーズに応えるべく、多様な取引を可能とする確実かつ利便性の高い市場インフラを整備し、その機能を高める必要がある。同時に、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要がある。

### 1. 多様な資金運用・調達機会の提供

諸外国においては、投資者や資金調達者等の多様なニーズに応じて、多様な商品の開発や特色ある市場の整備が、速いスピードで進められている。こうした中で、我が国市場をより魅力的で競争力のあるものにしていくためには、取引所における取扱商品の多様化を図るとともに、プロの投資者を念頭においた自由度の高い取引の場を整備すること等により、多様な資金運用・調達機会の提供を可能とすることが必要である。

#### (1) 取引所における取扱商品の多様化

諸外国の取引所では、ETF（上場投資信託等）やデリバティブ取引等について、商品の多様化が急速に進展している。また、取引所間の国際的な競争が進展する中で、海外取引所は、取引所間の提携等により、取引所グループとして、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブ（商品デリバティブ）まで、幅広い商品を提供している状況にある。

したがって、我が国取引所又はそのグループ等においても、諸外国の取引所等と同様に総合的で幅広い品揃えを可能とする制度整備等を行い、取引所の競争力を強化するとともに、利用者の利便向上を図っていく必要がある。

##### ① ETFの多様化

ETFは、投資者にとって、個別株に投資することと比較すると、低コストにて、簡便かつ効果的な分散投資が可能となる投資手段である。また、非上場の投資信託と比較すると、取引所市場において、市場価格によるタイムリーな取引を機動的に行うことができる等のメリットがある商品でもある。利用者利便の向上の観点から、ETFの多様化を一層推進することが必要である。

#### イ 株価指数連動型ETFの多様化

多様な指数を対象としたETFをより迅速かつ柔軟に組成できるようにするため、平成20年上半期を目途に投資信託及び投資法人に関する法律（「投資信託法」）関係政府令等を改正し、現行の告示指定による対象指数の個別列挙方式を廃止するとともに、適切な価格形成や相場操縦防止等の観点から問題のない範囲で、対象となる株価指数を包括的に定める等の見直しを行う。

## ロ 株式以外の上場有価証券を投資対象とするETFの解禁

投資信託法における現物拋出型ETFは、現在、その対象が株式に限定されているが、海外の取引所において多様な現物拋出型のETFが上場されている状況等を踏まえ、平成20年上半期を目途に投資信託法関係政府令等を改正し、投資者保護上問題のない上場有価証券等について、現物拋出型のETFの投資対象として認めるための方策を講じる。

## ハ 商品先物等を投資対象とするETFの解禁

商品現物、先物等への直接投資や現物交換等を行う投資信託を可能とするため投資信託法及び関係政府令等を見直すとともに、これらの投資信託や受益証券発行信託に関する商品投資に係る事業の規制に関する法律の適用関係を見直すなどの所要の制度整備を行う。このため、関連法案の早急な国会提出を図る。

### ② 取引所の相互乗入れのための枠組みの整備

我が国取引所の国際競争力を強化する観点から、取引所間の資本提携を通じたグループ化等によって、株式、債券や金融デリバティブに加え、商品デリバティブまでのフルラインの品揃えを可能とするための制度的土台を整備することが必要である。このため、金融商品及び金融取引は金融商品取引法の規制対象とし、商品デリバティブ取引は商品取引所法の規制対象とするという、両法制の枠組みの下で、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れを可能とするための所要の制度整備について、平成20年中を目途に検討を進め、その後、すみやかな実現を図る。

### ③ J-REITの多様化（海外不動産の組入れ）

J-REIT（不動産投資信託）への海外不動産の組入れを可能とするよう、国土交通省において平成20年1月中を目途に策定が進められている海外不動産の鑑定評価ガイドラインを踏まえ、投資者保護に留意しつつ、取引所による上場規則の整備等、必要な環境整備について適切に対応を行う。

### ④ 海外企業株式の国内での取引機会の拡大（JDRの流通制度の整備）

東京証券取引所及び証券保管振替機構等におけるJDR（日本版預託証券）の商品内容等についての検討を踏まえ、平成20年上半期を目途に、関係者によるJDRの流通のための体制整備を推進する。

### ⑤ 商品先物市場の機能強化

金融・資本市場の競争力強化に際しては、これと密接な関係を有する商品先物市場も同時に競争力を強化していくことが重要である。このため、経済産業省、農林水産省では、市場の利便性の向上、幅広い品揃えの実現、市場参加者の多様化など、商品先物市場の競争力強化のための取組みを進

めることとしているところであり、引き続き、適切な連携を図る。

## (2) プロに限定した取引の活発化

諸外国においては、英国のA I Mや米国のS E C規則1 4 4 Aに基づく市場等、プロ投資者を念頭に置いた自由度の高い市場が拡大しており、魅力ある市場の構築に向けて国際的な市場間競争が進展している。

我が国では、今後とも、情報開示等による投資者保護の重要性はより一層高まっていくものと考えられるが、金融・資本市場の活性化、国際競争力の強化を図っていく観点から、プロの投資者については、一般投資者と区別した上で、自己責任に立脚した、より自由度の高い取引を可能としていくことが必要である。

なお、こうした自由度の高い取引を行うに当たって、プロ投資者の適正な自己規律が働かない場合には、マーケット価格の変動等により、取引参加するプロ投資者自身やその背後の一般投資者等に想定外の損失が生じる可能性がある。プロ投資者においては、プロとして責任をもった行動とリスク管理の徹底が重要となる。

### ① 適格機関投資家制度の弾力化

新たに発行される有価証券を適格機関投資家のみにも勧誘する場合に開示規制を免除する制度（いわゆる「プロ私募」）について、適格機関投資家になるための届出時期（現在年2回）の弾力化等を図るため、平成19年度中を目途に、内閣府令の改正を行う。

### ② プロ向け市場の枠組みの整備

海外企業や国内の新興企業等の我が国における資金調達を拡大し、資金調達や投資運用先としての我が国金融・資本市場の魅力を高めるとともに、プロ投資者間の競争を通じた金融イノベーションの促進を図る等の観点から、市場参加者をプロに限定した自由度の高い取引の場を設けるための制度整備を進める。このため、①平成20年中を目途に、プロ私募等の現行制度を活用した枠組みを整備するとともに、②市場参加者を特定投資家にまで拡大した、新たな規律に基づく取引所市場の枠組みを構築することとし、関連法案の早急な国会提出を図る。

## (3) グリーンシート市場における上場廃止銘柄に係る流通制度の整備

上場廃止銘柄を保有する投資者に対し、換金を提供するため、現在、グリーンシート市場の中に置かれているフェニックス銘柄（上場廃止銘柄）の分離、フェニックス銘柄の指定基準の緩和、証券保管振替機構における受渡決済業務の取扱い等について、日本証券業協会等での検討を踏まえ、平成19年度中を目途に、関係者による制度整備を推進する。

## (4) 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制

我が国金融・資本市場に、多様なニーズをもつ個人投資家が幅広く参加す

ることは、市場の「厚み」の形成につながるものである。「貯蓄から投資へ」の流れを推進し、個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するための税制の整備に向けて取り組んでいく。

#### (5) 金融経済教育の一層の充実による金融経済リテラシーの向上

金融・資本市場の裾野を支える個人投資家の市場参加を促進するためには、国民一人一人の金融経済リテラシー（基礎知識・活用能力）の向上が必要である。このため、基礎的な金融経済知識の普及に資する教材・パンフレットの配布、シンポジウム・セミナーの開催など、関係団体等と連携して、金融経済教育の一層の充実に努める。

## 2. 市場の公正性・透明性の確保

金融・資本市場の信頼性の確保は、市場機能が十全に発揮されるために不可欠の前提である。我が国市場の競争力を高めるためには、市場機能の拡充を通じた金融イノベーションを阻害することのないよう留意しつつ、市場の公正性・透明性の向上を図ることにより、内外の投資者等からの信頼を強固にしていく必要がある。

このため、規制当局や市場関係者等には、目的に照らして必要な範囲での違反抑止策や市場監視機能の強化等、法令や自主規制による規律付けをより実効あるものとするための不断の努力が求められる。また、このような取組みを前提として、市場参加者には高い自己規律が求められる。

#### (1) 課徴金制度の見直し

市場の公正性・透明性を高め、我が国市場に対する信頼を確保するには、違反行為に対するより実効的な抑止が必要である。このことから、金融商品取引法上の課徴金制度について、その対象範囲、金額水準、除斥期間等を見直し、関連法案の早急な国会提出を図る。

#### (2) 市場監視機能の強化

市場の公正性・透明性を高めていくためには、規制当局による監督や市場監視体制のより一層の充実が必要であるとともに、これを補完する自主規制機能の強化を推進していくことが重要である。

##### ① 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化

我が国市場の公正性・透明性の一層の向上に向け、課徴金制度の見直しを含む市場監視機能の強化に対応するため、引き続き証券取引等監視委員会の体制整備等をはじめとする幅広い市場監視体制の強化を図る。

##### ② 自主規制機能の強化

金融商品・サービスが高度化・複雑化する中において、利用者保護と利用者利便の向上、市場の公正確保と金融イノベーションの促進を同時に実

現するためには、自主規制が、その自律性、専門性、機動性等の特性を活かしつつ、法令に基づく規律付けを補完する立場から、適切に機能することがますます重要となってきている。こうした観点から、以下の施策を通じ、自主規制機能の強化を図っていく。

#### イ 隙間のない横断的な自主規制の促進

金融商品取引法により新たに規制対象となった業者に対し、各金融商品取引業協会が定款等を変更し、自主規制の範囲を拡大したところである。今後は、依然として「自主規制の隙間」にある業者に対しどのような規律付けが可能かという点について、実際の登録業者の状況を見ながら、各協会における検討を推進する。

また、苦情・あっせん機能については、利用者保護の観点から特に重要な自主規制機能であるとの観点から、各協会で統一の窓口を設けるなど、横断的な取組みを早急に推進する。

さらに、各協会において、今後の中長期的な自主規制のあり方の検討や、会員監査態勢の整備などのエンフォースメントの強化を推進する。

#### ロ 認定投資者保護団体制度の更なる推進

金融分野における裁判外紛争処理機能の拡充に資するものとして、本年9月施行の金融商品取引法で導入された、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを業務とする民間団体を認定する認定投資者保護団体制度について、一層の周知を図り、消費者団体やNPO法人、各種業界団体などに広く同制度が活用されるよう促進する。

#### ハ 取引所の自主規制機能の強化

東京証券取引所の上場制度整備懇談会において検討されている制裁金制度の導入等、取引所における自主規制機能の強化に向けての取組みを引き続き推進する。

### (3) 会計・開示制度の整備

会計・開示制度は、金融・資本市場に対する高い信頼を確保するための重要なインフラである。その整備に当たっては、投資者に対する必要な情報の提供を通じて我が国市場の公正性・透明性の向上に資するとともに、金融・資本取引や企業活動が国際化している状況等を踏まえ、国際的な動向との整合性が十分図られるよう留意する必要がある。

#### ① 会計基準の国際的な収斂・相互承認の推進

米国やEUを中心に、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みが加速化している状況を踏まえ、会計基準のコンバージェンスに積極的に対応し、より高品質な基準を目指すため、企業会計基準委員会（ASBJ）の活動を支援する。

また、2009年（平成21年）から、EUは第三国企業に対して国際

会計基準又は同等の基準による連結財務諸表作成を義務付ける方針であることを踏まえ、欧州委員会と連携して双方向にコンバージェンスの進捗をモニタリングし、我が国会計基準の国際会計基準との同等性が認められるよう対話を進めていく。

さらに、米国証券取引委員会（SEC）等との間でも、会計をめぐる諸問題について積極的な対話を進める。

## ② 英文開示の対象の拡大

現在、外国ETFに限られている英文開示の対象有価証券を外国会社等（外国政府、外国ファンドを含む。）が発行するすべての有価証券に拡大するため、平成20年春頃を目途に、金融商品取引法関係政府令の改正を行う。

## ③ EDINETにおけるXBRLの導入

有価証券報告書等の法定開示書類を電子的に提出・縦覧するシステムであるEDINET（Electronic Disclosure for Investors' NETWORK）において、利用者が財務情報の分析・加工を容易に行えるよう、平成20年4月以降に開始する事業年度に係る提出書類からXBRL（注）を導入する。

（注）XBRL（eXtensible Business Reporting Language）：データに属性情報を付すことで高度な利用を可能とする、国際的に標準化された、財務報告等に使用されるコンピュータ言語のこと。

## ④ 格付会社のあり方についての検討

格付会社については、昨今の証券化市場をめぐる状況の中で、様々な問題点が指摘されている。格付会社の利益相反防止のための措置や情報開示のあり方等について、現在IOSCO等において国際的に行われている様々な議論の状況を踏まえつつ、必要に応じ適切な対応を検討する。

## ⑤ 証券化商品に関する適切なリスク評価とその情報開示の強化

わが国証券化市場の透明性を向上させるためには、証券化に関わる個々の当事者が原資産のリスクに関する適切な評価を行うとともに、その情報を提供することにより、追跡可能性（Traceability）を改善する必要がある。民間金融関係者とも連携し、そのための仕組みづくりを進めていく。

## (4) コーポレート・ガバナンスの強化

内外の投資者が安心して取引できる市場を構築するためには、資金調達者自らがガバナンスの向上や内部統制の整備を通じて投資者に対する説明責任を果たすとともに、市場を開発する取引所は上場企業のガバナンス水準を向上させるための取組みを進めることが重要である。

### ① 企業における内部統制の整備

内部統制報告制度（確認書制度を含む。）導入後、同制度のレビューを適時に行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討する。

## ② 取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化への取組み

東京証券取引所の上場制度整備懇談会において検討されている企業行動規範の拡充等、取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化に向けての取組みを引き続き推進する。

## ③ 上場企業等のガバナンス強化についての検討

資本市場における企業のガバナンスを強化することを目的とした法制の整備のあり方等について、幅広く検討を行う。

### 3. 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のためには、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要である。

#### (1) 資金決済システム

資金決済システムについて、平成23年度を目標として大口資金取引のRTGS（即時グロス決済）化に向けた取組みを進めるとともに、平成23年度に稼働開始予定の第6次全銀システムにおいて国際標準化や顧客ニーズへの対応などの取組みを推進する。

#### (2) 証券決済システム

証券決済システムについて、平成21年1月を目標とした株券電子化の円滑な実施に向けた取組みを進める。その後、国債取引の決済期間の短縮化を目指し、STP化の促進やレポ市場の拡大等に向けた市場関係者間における検討を推進する。

（注）STP（Straight Through Processing）：注文から決済に至るまでの一連の取引プロセスを、人手を介さずにシームレスに行うこと。

#### (3) リテール決済

情報通信技術の革新等の進展に伴い、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービスが普及・発達してきている。これに対応し、利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性の向上やイノベーションの促進の観点から、その制度的枠組みのあり方について検討を進め、平成20年春頃より金融審議会での審議を開始する。

#### (4) 電子記録債権制度

平成19年通常国会で成立した電子記録債権法に基づく電子記録債権制度は、事業者の資金調達の円滑化に資する決済インフラとして利用されるなど新たな金融インフラとなるものである。同制度の円滑な導入に向けて、平成20年中の政省令等の策定や、電子債権記録機関の設立に向けた関係者との連携を行うとともに、記録様式等の必要な標準化、利用者への普及啓発等の取組みを推進する。

## Ⅱ. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備

金融サービスの多様化、高度化や金融機関のグループ化が進展する中、金融グループが自ら創意工夫を凝らしながら、グループ全体として顧客に対しより質の高いサービスを提供することが求められている。こうした取組みを可能とするため、金融グループとしての的確なリスク管理を通じた金融機関の経営の健全性の確保、利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用の防止に留意しつつ、以下に掲げる措置を講じること等により、新たな時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備していくことが必要である。

### 1. 銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し

利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用の防止の実効性を確保するとともに、金融グループにおける業務の相互補完や効率化によるシナジーの発揮を通じて、顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請に応える観点から、銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制を見直し、新たな規制の枠組みを導入する。

具体的には、下記4.の利益相反管理態勢の整備の義務付けに加え、銀行等の優越的地位を濫用した証券会社による勧誘の禁止等の措置を講じた上で、役職員の兼職規制を撤廃するとともに、法人顧客に関する証券会社・銀行等の間の非公開情報の授受の制限について緩和する等の措置を講じる。このため、関連法案の早急な国会提出を図る。

### 2. 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大

金融サービスの多様化、高度化、国際化の一層の進展を踏まえ、銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方について見直しを行う。具体的には、

- ① 財務の健全性や的確なリスク管理等一定の要件を満たす銀行グループの銀行の兄弟会社に対して商品現物取引等の新たな業務を解禁する枠組みの導入
- ② 銀行・保険会社グループに対する商品デリバティブ取引に係る現物決済の解禁
- ③ 銀行・保険会社本体に対する排出権取引の解禁
- ④ 銀行・保険会社の子会社（持株会社の子会社を含む）に対するイスラム金



## 融の解禁

- ⑤ 外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入
- ⑥ ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）支援等の観点からの銀行グループに対する議決権保有制限の例外措置の拡充等の措置を講じる。このため、関連法案の早急な国会提出を図る。

### 3. 保険会社の資産運用規制の見直し

保険会社の経営の自由度を向上させるとともに、より機動的な資産運用を可能とするため、保険会社の資産別運用比率規制について、現在行われているソルベンシー・マージン比率の算出基準に関する検討結果などを踏まえ、廃止を含めた見直しを行う。

### 4. 金融機関・金融グループにおける内部管理態勢の強化

金融機関の業務の多様化やグループ化の進展に伴い、金融機関・金融グループにおける内部管理態勢の強化を図るため、証券会社、銀行等及び保険会社に対し、利益相反管理態勢の整備を義務付けることとし、関連法案の早急な国会提出を図る。

### 5. 中小企業金融の円滑化と地域の活性化

上記の取組みは様々な属性の顧客に対する金融サービスの質的向上に資するものであるが、とりわけ中小企業に対する金融サービスについては、当該事業者がわが国経済の基盤を支えていることにかんがみ、引き続きその円滑化のための取組みを進めることが重要である。

このため、地域密着型金融を一層進め、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の一層の普及・定着を目指した取組み、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資、ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の推進を図っていく。

また、このような取組みが、中小企業の再生と地域経済の活性化に貢献することを通じ、地域金融機関の収益性の向上・健全性の確保に資することが期待される。

### 6. 海外ファンドマネージャー誘致のためのPEリスクの排除

我が国金融・資本市場において、国内ファンドマネージャーが海外投資家との間において、より積極的に業務を行うことができるような環境を整備する観点から、海外ファンドから独立した関係にある国内ファンドマネージャーを代理人PE（恒久的施設）と扱わないこととするための措置を講じる。

### Ⅲ. より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現

より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現に向けた取組みを進めていくことは、我が国の金融・資本市場の競争力強化に貢献するものであり、以下の4点の柱を中心とした、規制の質的改善に向けた具体策を推進していく。

#### ① ルール・ベースの監督<sup>(注1)</sup>とプリンシプル・ベースの監督<sup>(注2)</sup>の最適な組合せ

(注1) 詳細なルールを設定し、それを個別事例に適用していくという監督手法。金融機関にとっての予測可能性を確保し、行政の恣意性を排除するというメリットがある。

(注2) いくつかの主要な原則を示し、それに沿った金融機関の自主的な取組みを促す監督の枠組み。金融機関の経営の自由度が確保されるというメリットがある。

#### ② 優先課題の早期認識と効果的対応（リスク・フォーカス、フォワード・ルッキングなアプローチ）

#### ③ 金融機関の自助努力の尊重と金融機関へのインセンティブの重視

#### ④ 行政対応の透明性・予測可能性の向上

### 1. 対話の充実とプリンシプルの共有

金融機関等から見た行政対応の透明性・予測可能性の向上に資するため、また、当局が市場、金融セクターの動向を素早く把握し、さらに、金融システムや金融機関が抱える問題について官民が協同して解決策を探っていくため、金融機関等と率直に意見交換できるような関係を構築し、様々な機会を活用して対話の充実を図る。こうした観点から、当面、次の取組みを進める。

#### (1) 事業者との対話を通じたプリンシプルの共有

より良い規制環境を構築し、我が国金融・資本市場の魅力を一層高める等の観点から、金融サービス提供者が目指す最良慣行（ベストプラクティス）の拠り所となり、また、関係者のルール解釈の基礎となる原則（プリンシプル）について金融サービス提供者と議論を行い、共通認識を得た上でとりまとめる。

#### (2) 事業者や関係諸団体との対話の充実

事業者との双方向の対話を促進するため、業界との意見交換会の内容面での充実を図っていくほか、外資系事業者団体との意見交換会を新たに定期化する。また、行政対応上の要望について金融機関にアンケートを行い、一層の透明性・予見可能性向上に必要・有用な取組みについて意見交換・議論を

行うとともに、その結果について平成20年度中に公表する。

## **2. 規制・監督の透明性・予見可能性の向上**

金融関連法令等の英訳の推進やウェブサイトの活用等を通じて、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に国民や世界の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を進め、行政対応の透明性・予見可能性の向上に努める。

### **(1) 金融行政の一層の透明性の向上のための取組み**

#### **① ノーアクションレター等の適切な運用**

金融行政の透明性・予見可能性の更なる向上のため、平成19年7月にノーアクションレター制度を改正し、①照会対象法令・条項の範囲の拡大、②照会・回答内容の公表にあたり、照会者名を原則非公表化、③照会書面の受付窓口の一元化等受理手続の円滑化、④処理期間の短縮に努めること等とした。今後、一層の周知徹底を図ることにより、新たな制度や一般法令照会制度が積極的に活用されるよう努めていく。

#### **② Q & Aの活用**

金融機関等から問い合わせの多いルール解釈に関する照会については、Q & Aの形で金融庁の考え方を整理し、ウェブサイトに掲載することにより、ルール解釈・適用についての具体的事例の蓄積に資する。

#### **③ 金融関連法令等の英訳の推進**

海外当局・外国金融機関等とのコミュニケーションの円滑化等を図るため、法令外国語訳推進に係る政府全体の取組みも踏まえ、金融関連法令等（監督指針、検査マニュアル、自主規制ルール等も含む。）の英訳を積極的に推進する。具体的には、銀行法・金融商品取引法・保険業法等の主要な法律については平成20年前半までに、その他の外国金融機関や海外投資家に関連性が高い法令等については平成21年度までに英訳を行う。

### **(2) 規制環境に対する理解の促進**

#### **① 金融庁のウェブサイトの活用**

金融庁の施策がより分かりやすくなるよう金融庁のウェブサイト（日本語版・英語版）のコンテンツの充実を努める。例えば平成19年11月には、監督指針等の金融規制関連資料を体系的に整理した上でウェブサイトに掲載するとともに、その点を金融機関に周知している。

#### **② 海外向け情報発信の強化**

記者会見・講演、重要な政策の説明をはじめ、主に外資系金融機関・海外に拠点を持つ金融機関に関する報道発表等について、和英両文による報道発表を推進するほか、海外プレス・ブリーフィングを実施する。

### ③ 規制影響分析（R I A）の実施

金融・資本市場の規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、平成19年10月から導入された、法律・政令に基づく規制の新設・改廃に係る規制影響分析（R I A：Regulatory Impact Analysis）を適切に実施する。

### ④ 市場監視行政の透明性の向上

市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、平成20年6月末までに、証券取引等監視委員会において、課徴金事案に係る事例集を取りまとめ、その後も毎年更新する。

金融商品取引法の施行に伴い、同委員会では、検査マニュアルを全面改訂済みであり、今後、これを活用した検査の透明性の向上に努める。

特に、同法により、行政処分（業務改善命令）の要件が、従来の証券取引法における限定列举型から、「公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるとき」という一般的なものに変更されている（金融商品取引法第51条、第51条の2）。このことを踏まえ、処分勧告を行う場合の考え方について、当面、個別の判断に当たり、具体的・詳細な説明に努め、将来的には、包括的な考え方の整理を行う。

## 3. 海外当局との連携強化

各国の規制・監督の国際的な整合性を確保し、また、国際的な市場動向に的確に対応するため、今後とも国際会議や二国間協議等の場を活用して中身の濃い情報・意見交換を行い、各国と協力して共通の課題に取り組んでいく。

こうした観点から、欧米の海外当局との定期的な意見交換をさらに拡充するとともに、成長著しいアジア市場の監督当局との連携強化を図ることとし、その一環として、中国の監督当局等との定期協議を開始する。

また、二国間、多国間で監督当局間の情報交換に関するネットワークを拡大し、海外の金融システムや金融・資本市場に関する情報収集能力を高めるとともに、その活用を通じて、金融機関の国際的な活動に対する監督の実効性を高め、クロスボーダー化する市場の公正性を担保するべく、不正な取引の排除に努める。

## 4. 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

サブプライムローン問題に見られるように、内外の金融・資本市場の一体化が進む中で、グローバルな経済や金融・資本市場の動向が金融機関の経営や金融システム全体の安定に与える影響を的確に分析、把握するとともに、必要な検査・監督上の対応を時を失せず講じることが必要である。

### (1) フォワード・ルッキングな行政対応に向けた監督体制強化

市場関係者や内外の関係機関との対話・連携も図りつつ、金融システムに内在するリスクを早期に認識・抽出し、フォワード・ルッキングな行政対応を行うことができるよう、平成20年度より体制の充実・強化を図る。

## (2) 重点的・機動的な検査の推進等

経営陣との対話の充実、金融機関の取組み状況や監督情報等の的確な把握等を通じ、経営上の重要事項をリスク・フォーカス的に抽出・分析し、重点的・機動的な検査を実施する。こうした観点から、主要行担当主任検査官の複数年担当制（日本版 Examiner in Charge）等を導入するほか、金融検査評定の結果も踏まえつつ、特定のリスク又は業務に的を絞ったターゲット検査を積極的に活用するとともに、小規模で業務が限定されている金融機関に対する簡易検査の導入について検討する。

また、平成20年1月に全面施行となる金融検査評定制度については、金融機関の自律的・積極的な経営改善努力の面を重視するなど、制度の趣旨である経営改善に向けた動機付け機能を向上させるような運用に努める。

証券取引等監視委員会においても、機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定するとともに、市場をめぐる問題等に係る横断的テーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対して特別検査を行うこととしており、今後とも常に市場動向に幅広い関心を持って、機動的な対応を行っていく。

## 5. 職員の資質向上

金融は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融庁職員が、金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることのないよう、資質を向上させることが必要となる。このため、平成20年度より専門スタッフ職を創設する等、職員の専門性を意識した任用・育成体制を確立する。また、同年度より、職員を会計大学院に派遣するとともに外国監督当局や国際機関等への出向を拡充する等、専門能力の向上に資する研修体制を充実する。さらに、専門性ある人材の任期付採用・中途採用を一層拡充する等、官民の人材交流を推進していく。

## IV. 市場をめぐる周辺環境の整備

金融・資本市場の競争力を強化するためには、金融・市場制度そのものの整備のみならず、金融面に通じた専門性の高い人材育成やその集積を促進するための環境整備等、市場をとりまく環境の整備が重要である。

### 1. 国際的に通用する金融・法務・会計等の専門人材の育成・集積

金融・資本市場の競争力を規定する最も基本的かつ重要な要素は、諸外国の国際金融センターの例を見るまでもなく、専門性の高い人材の存在である。我

が国金融・資本市場において、多様かつ質の高い金融商品・サービスが提供される環境を整備していくためには、金融サービス業や法律、会計等の周辺専門サービスに従事する専門性の高い人材を育成・強化し、その厚みを増していくことが必要である。

#### (1) 高度かつ実践的な金融教育の充実と高度金融人材の活用促進

我が国金融・資本市場において専門性の高い優秀な金融人材を確保するため、専門職大学院等における金融教育に関する取組みを支援するとともに、業界団体に講師派遣やインターンシップ受入れに関する大学・大学院との連絡窓口を設置するなど、文部科学省及び業界団体の協力を得て、大学・大学院における高度かつ実践的な金融教育の充実・強化に努める。また、高度金融人材の活用促進を図るため、経済産業省等の関係省庁等の協力を得て、大学・大学院、産業界及び金融業界の意見交換の促進等に向けた取組みに努める。

#### (2) 公認会計士試験の改善

公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験とするため、公認会計士・監査審査会は、平成22年までに、短答式試験及び論文式試験の実施方法について、短答式試験の実施を年2回に増やすとともに論文式試験を週末に実施するなど、具体的な改善策を講ずる。

#### (3) 金融専門人材の育成

我が国金融・資本市場の競争力強化を実現するためには、市場の発展を担う人材の確保・育成が急務であり、また、市場参加者や当局における共通のコンプライアンス感覚を有する人材の確保は、より良い規制環境の実現に資すると考えられる。

このため、金融庁に「金融専門人材に関する研究会」を設置し、平成20年春頃を目途に基本的なコンセプト案を策定、パブリックコメントに付した上で、夏頃を目途に論点の取りまとめを行い、制度設計に取り組んでいく。

#### (4) 入国審査における予見可能性の向上等

我が国の金融・資本市場において、国籍を問わず金融や国際取引等に関し高度な専門性を有する人材を広く世界から確保する必要がある。このため、「投資・経営」の在留資格で入国する者に雇用される外国人家事使用人を受け入れるための要件（特定活動の在留資格に関する法務省告示）及びその運用について、入国管理当局による金融機関向け説明会の開催など、申請者の予見可能性の向上に協力する。

また、我が国金融・資本市場の競争力強化のため、外国人にとっての生活環境の改善を通じ、我が国において高度な専門性を有する外国人をこれまで以上に確保することを目指し、「投資・経営」の在留資格で入国し金融機関において活動に従事する者が家事使用人をより円滑に雇用するための措置について検討することを要請する。

## 2. 国際金融センターとしての都市機能の向上

我が国金融・資本市場の競争力を向上させるためには、金融・資本市場そのものの制度整備等とあわせて、国際金融センターとしての都市インフラを整備し、その機能を向上させていくことが重要な課題となる。このため、金融機関のみならず法務・会計等の周辺専門サービスも含めた様々な市場関係者の集積を促進し、内外のプレイヤーが安全・快適に活動できる都市環境の整備を推進する必要がある。

本年6月に決定された都市再生プロジェクトに基づき都市再生本部により決定される地域整備方針に関する検討及び同プロジェクトの推進に協力するとともに、金融分野における民間関係者の取組みを支援する。

以上

# 市場強化プラン（Better Market Initiative）の進捗

平成20年6月27日  
金融庁



(注) 網掛けされた項目は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(20年6月13日公布)に盛り込まれているもの。



## 市場強化プラン（Better Market Initiative）の進捗

金融庁では、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向け、「市場強化プラン」（金融・資本市場競争力強化プラン、平成 19 年 12 月 21 日公表）を強力に推進しているところです。

### I. 信頼と活力のある市場の構築

- (1) 外国株式の取引機会拡大（JDR（日本版預託証券）の流通制度の整備）（20 年 2 月）
- (2) XBRL を導入した新 EDINET 稼働（20 年 3 月）
- (3) J-REIT（不動産投資信託）への海外不動産の組入れ解禁（20 年 5 月）
- (4) 現物拋出型 E T F（上場投資信託）の多様化（株式以外の有価証券を投資対象とするものの容認、対象株価指数の個別列挙方式を廃止）（20 年 6 月 27 日施行）
- (5) 英文開示の対象有価証券の拡大（外国会社が発行するすべての有価証券へ拡大）（20 年 6 月 1 日施行）
- (6) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立（20 年 6 月 13 日公布）
  - ① ETF の更なる多様化（商品先物等を投資対象とする ETF の解禁）
  - ② プロ向け市場の創設
  - ③ 課徴金の金額水準の引上げ、対象範囲の拡大  
⇒ 遅くとも 20 年 12 月 12 日までに施行

### II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備

- (1) 海外のファンドマネジャー誘致のための PE（恒久的施設）リスクの排除（代理人 PE から独立代理人を除外（20 年 4 月）。参考事例集等を公表（20 年 6 月 27 日））
- (2) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立（20 年 6 月 13 日公布）
  - ① 銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直しと利益相反管理体制の整備  
⇒ 遅くとも 21 年 6 月 12 日までに施行
  - ② 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大
    - ・ リスク管理等に優れた銀行の兄弟会社に対する商品現物取引等の解禁
    - ・ 銀行・保険会社本体に対する排出量取引の解禁
    - ・ 銀行・保険会社の子会社・兄弟会社に対するイスラム金融の解禁
    - ・ 銀行・保険会社グループに対する議決権保有制限の例外措置の拡充
    - ・ 銀行本体による外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入 等  
⇒ 遅くとも 20 年 12 月 12 日までに施行

### Ⅲ. より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現

- (1) 関係者との対話を重ね、金融サービス業におけるプリンシプルを公表（20年4月）
- (2) 統一の基準によって集計した我が国預金取扱金融機関のサブプライム関連商品や証券化商品等の保有状況を世界に先駆けて公表し、我が国金融システムへの影響についての情報を提供（19年11月、20年2月、6月6日）
- (3) 本年1月からの英文メールサービスの開始等、英語を含む情報発信を強化
- (4) 内外の市場が連動して大きく変化する中で、金融システムの安定に向けた国際的な議論への参画、金融機関のリスク管理の強化のため、海外当局との連携を強化
- (5) 金融機関等に対しアンケートの実施（20年3月）
  - ・ 透明性・予見可能性については、回答結果の8割近くが「改善」「やや改善」と評価
  - ・ 金融機関等との対話については、6割近くが評価（さらなる改善点として、実務者レベルでの対話の充実等）
  - ・ 情報発信の強化について、8割近くが評価（さらなる改善点として、ウェブサイトの充実等）

### Ⅳ. 市場をめぐる周辺環境の整備

- (1) 金融専門人材の育成・確保に向けた基本的なコンセプトの公表（20年4月）
  - ⇒ パブリック・コメント等を踏まえ、論点をとりとまとめ（20年夏頃）。その後、制度設計を開始（20年夏以降）
- (2) 地域活性化統合本部会合において、国際金融拠点機能強化プランを策定（20年4月）
  - ⇒ 国際金融拠点フォーラムを設置し、プランの着実な実施とフォローアップ

金融庁は、我が国金融・資本市場の魅力の向上に向けて、引き続き、以下のような施策についてスピード感をもって取り組んでいきます。

- (1) 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ（20年中を目途に検討を進め、その後、すみやかな実現を図る）
- (2) 会計基準の国際的収斂に向けた取組みを推進
- (3) XBRLの互換性確保に向けた海外当局等との連携
- (4) 上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化への取組み
- (5) ベター・レギュレーションの実現に不断に取り組むとともに、その進捗状況を半年毎に公表 等

（以上）

# 市場強化プラン(Better Market Initiative)の進捗

平成20年6月27日  
金 融 庁

主要項目	これまでの取組み	今後の取組み
<b>I. 信頼と活力のある市場の構築</b>		
<多様な資金運用・調達機会の提供>		
○ETFの多様化		
① 株価指数連動の現物拠出型ETFの多様化(株価指数の個別列挙方式の廃止)	・投資信託法関係政府令等を改正(20年6月27日施行)	
② 株式以外の有価証券を投資対象とする現物拠出型ETFの解禁		
③ 商品先物等を投資対象とするETFの解禁	・金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立(20年6月6日成立、13日公布)	・関係政府令の改正(改正法公布後6月以内)
○取引所の相互乗入れのための枠組みの整備		・金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れを可能とするための所要の制度整備について、20年中を目途に検討を進め、その後、すみやかな実現を図る
○J-REITの多様化(海外不動産の組入れの解禁)	・国土交通省において、海外不動産鑑定評価ガイドラインを制定(20年1月施行) ・東証において、J-REITへの海外不動産の組入れに係る上場規則を改正(20年5月施行)	
○海外企業株式の国内での取引機会の拡大(JDRの流通制度の整備)	・東証及び証券保管振替機構において、JDRの流通に係る規則改正等を実施(20年2月)	
○プロに限定した取引の活発化		
① 適格機関投資家制度の弾力化	・適格機関投資家になるための届出機会の拡大(年2回→4回)に係る内閣府令を改正(20年5月施行)	
② プロ向け市場の枠組みの整備	・金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立(20年6月6日成立、13日公布) - 現行開示規制が免除され、取引所による自主的な情報提供ルールに基づくプロ投資家限定の新市場の創設	・関係政府令の改正(改正法公布後6月以内) ・プロ私募を活用した取引の枠組みを整備するため、PTS市場の整備に係る関係政府令を改正(20年中目途)
○グリーンシート市場における上場廃止銘柄に係る流通制度の整備	・日本証券業協会において、フェニックス銘柄制度を整備するため、協会規則を改正(20年3月施行)	
○「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制の整備	・20年度税制改正において、一定の配当・譲渡益に係る軽減税率の継続及び上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算を措置	・「貯蓄から投資へ」の流れを推進し、個人投資家がリスク資産に適切に投資をすることが可能となるよう、引き続き税制面での環境整備に努める
○金融経済教育の一層の充実による金融経済リテラシーの向上	・全国の中学・高校・大学等及び地方公共団体の要望に応じ、金融庁作成の金融経済教育教材を無償配付(20年3月、5月) ・生活設計・資産運用について考えるシンポジウムを開催(名古屋(20年1月)、仙台(3月)、福岡(6月14日))	・引き続き、要望に応じ当庁作成の教材を無償配付 ・左記シンポジウムを開催(金沢(9月)、札幌(11月)、高松(21年2月)、熊本(3月))

主要項目	これまでの取組み	今後の取組み
<b>&lt;市場の公正性・透明性の確保&gt;</b>		
○課徴金制度の見直し (金額水準の引上げ、対象範囲の拡大等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立(20年6月6日成立、13日公布) <ul style="list-style-type: none"> <li>課徴金の金額水準の引上げ(インサイダー取引、発行・継続開示書類の虚偽記載等)</li> <li>課徴金の対象範囲の拡大(安定操作取引等、開示書類の不提出、公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出)等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係政府令の改正(改正法公布後6月以内)</li> </ul>
○市場監視機能等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>20年度予算において、課徴金調査の的確な実施を含む市場監視体制の強化のため、証券取引等監視委員会を中心に32名を増員</li> </ul> </li> <li>② 隙間のない横断的な自主規制の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>日本証券業協会、投資信託協会、金融先物取引業協会、日本証券投資顧問業協会及び日本商品投資販売業協会において、共通苦情相談窓口を設置(20年1月)</li> </ul> </li> <li>③ 認定投資者保護団体制度の更なる推進等 <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引に係る苦情・あつせんを業務とする認定投資者保護団体として、生命保険協会(19年9月)及び日本損害保険協会を認定(20年3月)</li> <li>金融トラブル連絡調整協議会において、金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度(金融ADR)の整備にかかる今後の課題について座長メモを公表(20年6月24日)</li> </ul> </li> <li>④ 取引所の自主規制機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>東証において、上場契約違約金制度の導入についてパブリック・コメントを実施(20年4月28日～5月28日)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き証券取引等監視委員会の体制整備等をはじめとする幅広い市場監視体制の強化に努める</li> <li>金融トラブル連絡調整協議会における議論等を踏まえ、金融ADRの更なる改善に努める</li> <li>上場契約違約金制度に係る東証上場規則の改正(20年7月中目途)</li> <li>東証の上場制度整備懇談会において、取引所の自主規制機能の強化に向けた方策を引き続き検討(20年度中目途)</li> </ul>
○会計基準の国際的な収斂・相互承認の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州委員会(EC)・欧州証券規制当局委員会との間で、EUの同等性評価の関係で意見交換等を実施(20年1月、3月、5月)</li> <li>ASBJ(企業会計基準委員会)において、IASB(国際会計基準審議会)等との定期協議を実施(20年4月、5月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EC、米国SEC等との対話を継続</li> <li>会計基準の国際的な収斂に向けた取組みを推進</li> </ul>
○英文開示の対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>英文開示の対象有価証券を外国会社等が発行する全ての有価証券に拡大するため、関係政府令を改正(政令20年5月28日、府令6月1日施行)</li> </ul>	
○EDINETにおけるXBRLの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>XBRL形式を導入した新EDINET稼働(20年3月)</li> <li>XBRL導入に伴う様式変更等に係る財務諸表等規則改正(20年4月以降開始事業年度に係る提出書類を対象)(20年6月6日施行)</li> <li>国際会計基準委員会財団、SEC等との国際的相互運用性の構築に向けた継続的な検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>XBRL対象範囲の拡大及びXBRL関連新技術の導入について、必要に応じ検討</li> <li>会計基準見直し等に伴うタクソノミ(電子的雛形)について、必要に応じ開発・変更</li> </ul>
○格付会社のあり方についての検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券監督者国際機構(IOSCO)において、「信用格付機関の基本行動規範」(改訂版)を公表(20年5月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記行動規範を踏まえた、各格付機関における行動規範の見直しの状況を注視</li> </ul>
○証券化商品に関する適切なリスク評価とその情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券化商品の追跡可能性(Traceability)を確保するため、監督指針を改正(20年4月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本証券業協会において、証券化商品を販売する際の情報提供に係る自主ルール及び証券化商品の情報開示のための統一フォーマットを策定(20年中目途)</li> </ul>
○コーポレート・ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業における内部統制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>「内部統制報告制度に関する11の誤解」の公表(20年3月)。</li> <li>内部統制報告制度を導入(20年4月)</li> <li>内部統制報告制度相談・照会窓口を日本公認会計士協会、経団連と共同で設置(20年4月)</li> <li>「内部統制報告制度に関するQ&amp;A」の追加Q&amp;Aを公表(20年6月24日)</li> </ul> </li> <li>② 上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化への取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>東証において、コーポレート・ガバナンスの強化に向け、企業行動規範の整備等を最重点課題とした2008年度の上場制度整備の方針を公表(20年5月)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制報告制度導入後のレビューを適時に行い、必要に応じ見直し等を検討</li> <li>東証の上場制度整備懇談会において、企業行動規範の拡充などコーポレート・ガバナンス強化に向けた方策を検討(20年度中目途)</li> <li>取引所における取組み状況等を踏まえつつ、上場企業等のガバナンス強化等のあり方について、幅広く検討</li> </ul>

主要項目	これまでの取組み	今後の取組み
------	----------	--------

<安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築>

○決済システムの整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな決済サービスの制度的枠組みのあり方の検討や、決済システムの強化に向けた関係者の取組みの推進のため、決済システム強化推進室を設置(20年4月)</li> <li>・金融審議会に「決済に関するワーキング・グループ」を設置し、決済に関する諸課題について議論を開始(20年5月)</li> <li>・株券電子化制度に関する関係政省令案について、パブリック・コメントを実施(20年4月28日～5月29日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融審議会での議論を継続(20年中目途)</li> <li>・全国銀行協会において、第6次全銀システムの基本要件の策定(20年中)</li> <li>・パブリック・コメントを踏まえ、株券電子化制度に関する関係政省令を改正(20年7月)</li> <li>・株券電子化の実施状況を踏まえ、国債取引の決済期間の短縮化等に向けた検討を引き続き推進</li> </ul>
○電子記録債権制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年1月を目標とした株券電子化制度の円滑な実施に向けた周知活動</li> <li>・全国銀行協会において、電子記録債権の活用・環境整備に向けた対応方針を公表(20年3月)</li> <li>・電子記録債権法施行令案について、パブリック・コメントを実施(20年6月21日～7月31日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録債権法(19年6月成立)に係る関係政省令の策定(20年中)</li> <li>・電子記録債権制度の円滑な導入に向けて、利用者への普及啓発等の取組みを推進</li> <li>・全国銀行協会において電子記録債権利用推進等懇談会を設置し、電子記録債権の利用促進等について検討(20年6月以降)</li> </ul>

II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備

○銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直しと利益相反管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立(20年6月6日成立、13日公布) <ul style="list-style-type: none"> <li>－利益相反管理体制の整備</li> <li>－役職員の兼職規制の撤廃</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係政府令の改正(改正法公布後1年以内)</li> </ul>
○銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立(20年6月6日成立、13日公布) <ul style="list-style-type: none"> <li>－リスク管理等に優れた銀行の兄弟会社に対する商品現物取引等の解禁</li> <li>－銀行・保険会社本体に対する排出量取引の解禁</li> <li>－銀行グループ等に対する議決権保有制限の例外措置の拡充</li> <li>－銀行本体による外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係政府令の改正(改正法公布後6月以内) <ul style="list-style-type: none"> <li>－法改正に伴う政府令の整備</li> <li>－銀行・保険会社の子会社・兄弟会社に対するイスラム金融の解禁等</li> </ul> </li> </ul>
○保険会社の資産運用規制の見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソルベンシー規制の見直しの状況等を踏まえた上で、資産別運用比率規制について廃止を含めた見直しを行う</li> </ul>
○中小企業金融の円滑化と地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な資本金性が認められる借入金の取扱いに係る金融検査マニュアルの改訂(20年3月)及び同マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)の充実(20年4月)</li> <li>・金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>－各業界団体との意見交換会等を通じた周知(20年4月以降)</li> <li>－中小企業向け説明会を全国で実施</li> </ul> </li> <li>・金融機関による企業の事業再生の取組みを検査において積極的に評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>－今後も、適宜、金融機関等に対し周知</li> <li>－引き続き、中小企業向け説明会を全国で実施</li> </ul> </li> <li>・引き続き事業再生の取組みを検査で評価するとともに、評価事例を盛り込んだ金融検査指摘事例集を公表(20年7月)</li> <li>・引き続き、金融機関との意見交換会等において、中小企業等に対する円滑な資金供給を要請</li> <li>・引き続き、地域密着型金融を推進するため、地域密着型金融の取組み状況等の公表(20年夏頃)、シンポジウムの開催(20年秋頃)、事例集の公表(20年冬頃)を実施</li> </ul>
○海外ファンドマネージャー誘致のためのPEリスクの排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協同組織金融機関のあり方に関する見直しの検討(20年3月以降)</li> <li>・20年度税制改正において、代理人PEの範囲から独立代理人を除外する規定を整備(20年4月)</li> <li>・独立の解釈の明確化のため、参考事例集等の公表(20年6月27日)</li> </ul>	

主要項目	これまでの取組み	今後の取組み
<b>Ⅲ. より良い規制環境(ベター・レギュレーション)の実現</b>		
<b>○対話の充実とプリンシプルの共有</b>	<p>(プリンシプルについての関係者との共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融サービス業におけるプリンシプル」を公表(20年4月)</li> </ul> <p>(プリンシプルを重視したルール解釈)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融商品取引法の疑問に答えます」(20年2月)等を公表</li> </ul> <p>(ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の連携を図る取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の論点整理(18年6月)に応じ、日本証券業協会等において12の自主規制ルールを改正・策定</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベター・レギュレーション全体の進捗状況を整理し、公表(20年5月)</li> <li>・内外の金融機関等の幹部との意見交換の機会を充実。IBA(国際銀行協会)やACCJ(在日米商工会議所)といった外資系事業者団体も含め、事業者団体等との定期的な意見交換会を拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対話の充実に向けた取組みを引き続き推進。その際特に、金融機関等に実施した「ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケート」(20年3月)の結果を踏まえ、課長クラスの実務者レベルでの対話の充実や自由な意見交換の場の設定を検討</li> <li>・プリンシプルについての金融サービス提供者との間の継続的な対話の実施</li> <li>・金融商品取引法の制度・趣旨について、当局の担当者へ周知徹底するとともに、必要に応じQ&amp;Aの充実等、制度の趣旨が正しく理解されるように取組みを推進</li> <li>・ベター・レギュレーションの進捗状況について半年毎に公表</li> <li>・内外の金融機関や事業者団体等との意見交換を引き続き実施し、内容・実施方法の充実・改善を検討</li> </ul>
<b>○規制・監督の透明性・予見可能性の向上</b>	<p>(検査・監督の枠組みにおいて、透明性・予見可能性の向上に努力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業態別の監督指針や検査マニュアル、「金融上の行政処分」等を策定・公表</li> <li>・「金融商品取引法における課徴金事例集」や検査指摘事例集等の事例集の公表、ノーアクション・レター制度の利便性の向上、Q&amp;Aを通じた具体的事例の蓄積、金融機関の経営に関する計数の集計・公表、パブリック・コメント手続きの充実等を実施</li> <li>・銀行法、金融商品取引法、保険業法の英訳を公表(20年6月27日)</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語による情報発信を含め、特定の重要テーマに関する講演やインタビュー、メディアへの寄稿を積極的に活用</li> <li>・ウェブサイトについて、より分かりやすく体系的に整理(19年8月、12月)。英文メールサービスを開始(20年1月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、規制・監督の透明性・予見可能性の向上のための様々な取組みを推進。その際特に、上記アンケート結果において回答の多かったウェブサイト等の充実について検討</li> <li>・ウェブサイトのサイトマップや検索機能のさらなる改善</li> <li>・重要な施策についての英訳の公表や、海外プレスブリーフィングを引き続き実施</li> <li>・金融検査指摘事例集・意見申出事例集(20年7月)などを公表</li> <li>・公認会計士法及び関係政省令、電子記録債権法、銀行法関係政省令の英訳を速やかに実施</li> </ul>
<b>○海外当局との連携強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界経済フォーラム(ダボス会議等)、FSF(金融安定化フォーラム)、IOSCO等のサブプライムローン問題に関する国際的議論に貢献。バーゼル銀行監督委員会やIOSCO、保険監督者国際機構等の国際会議における議論に主導的ポストも担いつつ参加。IOSCOのマルチMOU(多国間情報枠組み)への加盟(20年2月)</li> <li>・IOSCO東京コンファレンスを開催(19年11月)</li> <li>・各国監督当局との定期的協議を拡大(マレーシア(19年9月)、中国(20年1月))。監督上の協力枠組みも拡大(ドバイ(19年11月)、中国(20年2月))。渡辺金融担当大臣の中国訪問(20年2月)、マレーシア訪問(20年6月14日)など、海外当局との面会を充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、海外当局との多国間の枠組みにおける議論に積極的に貢献するとともに、各国監督当局との連携強化についても積極的に取組みを推進</li> <li>・FSF報告書「市場と制度の強靱性の強化に関するFSF報告書」に盛り込まれた提言の着実な実施</li> </ul>
<b>○市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応</b>	<p>(サブプライムローン問題への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題の深さと広さを認識し、重点的に行政資源を投入</li> <li>・我が国金融システムへの影響を把握・分析(預金取扱金融機関のサブプライム関連商品や証券化商品等の保有額等を公表)(19年11月、20年2月、6月)</li> <li>・我が国金融機関のリスク管理状況の注意深いフォロー</li> <li>・グローバルな市場の動きをタイムリーかつ的確に把握すべく、庁内体制を強化(市場分析室を設置(20年2月))</li> <li>・「金融市場戦略チーム」による「第一次報告書」(19年11月)、「第二次報告書」(20年6月12日)を踏まえ、今後の改善策等を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな市場の動向やその金融機関に与える影響等について、フォワード・ルッキング、リスク・フォーカスな情報収集、分析、対応を行う</li> <li>・経済・金融情勢に関する情報を蓄積し、金融環境の変化による優先度の高いリスクに的確に対応するための庁内体制を整備するため、監督企画担当参事官室を設置(20年7月)</li> <li>・複数年担当制の下で主要行に対する検査やターゲット検査・特別検査の実施</li> </ul>

主要項目	これまでの取組み	今後の取組み
○市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応	<p>(メリハリのある検査・監督の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点課題を明示した検査・監督の基本方針の策定、主要行担当主任検査官の複数年担当制(日本版Examiner in Charge)の導入(19年7月)、特定のリスクやテーマ的を絞ったターゲット検査・特別検査の積極的活用</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「EDINET運用改善チーム」の論点整理の公表(20年2月)</li> <li>第一種金融商品取引業を行う者を対象とした早期警戒制度を導入するため、監督指針を改正(20年4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模で業務が限定されている金融機関への簡易検査を導入(20年7月)するなど新たな取組みを推進</li> <li>大量保有報告制度及びEDINETの改善策についてさらなる検討を進め、適切に対応</li> </ul>
○職員の資質向上	<p>(職員の専門性向上に資する任用体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の専門性の向上のため、人事当局がキャリアパスに関するアンケートを実施(20年1月)</li> </ul> <p>(研修の充実による専門性の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融行政等に関する専門的知識・スキルの習得のため、役職別(係員・係長・課長補佐クラス)の理論研修の実施や各部署における研修の充実・強化(19年7月)</li> </ul> <p>(任用の柔軟化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業経験者や弁護士等専門家を積極的に採用。財務・金融部門等での職務経験を有する者の社会人選考採用を実施(20年6月)。人材へのアプローチの強化のため、公認会計士対象の説明会実施(20年1月)や募集広告の掲載等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の資質向上に向け、引き続き、任用体制の確立、研修の充実等を推進</li> <li>キャリアパスに関するアンケート結果を踏まえ、各職員の専門性も意識した任用体制の確立に向けた取組みを引き続き実施</li> <li>高度な専門性や国際性の涵養のため、内外の大学院、海外政府機関、在外公館等のほか、海外当局・研修機関が実施する研修に職員を派遣</li> <li>中途採用や社会人選考採用等のほか、採用対象に応じた募集活動の積極的な実施を通じ、任用の柔軟化を引き続き推進</li> </ul>

#### IV. 市場をめぐる周辺環境の整備

○高度かつ実践的な金融教育の充実の高度金融人材の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省に金融教育に関する取組みの支援を、業界団体に、講師派遣やインターシップの受入れ等に関する連絡窓口の設置を要請するとともに、大学・大学院に高度かつ実践的な金融教育の充実を要請(19年12月、20年5月)</li> <li>文部科学省において、「専門職大学院等における高度専門職業人要請教育推進プログラム」(国際的な通用性の向上が強く求められる分野(ビジネス・MOT・金融、会計など)も対象)の公募開始(20年4月)</li> <li>経済産業省が文部科学省の協力を得て事務局を務める高度金融人材産学協議会において、高度金融人材の育成・活用に向けた報告書とりまとめ(20年2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省が文部科学省の協力を得て事務局を務める高度金融人材産学協議会において、金融工学のトップ人材育成のための大学間連携プログラムや、事業会社のための夜間プログラム等の実施を検討</li> </ul>
○公認会計士試験の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>短答式試験の試験日程を短縮(2日→1日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>論文式試験の試験日程を変更(平日3日間→金土日実施)、法令基準集を配布した上で実施する試験科目を拡大(2科目→5科目)(20年試験以降)</li> <li>短答式試験を年2回実施(22年試験以降)</li> </ul>
○金融専門人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質についての幅広い検討を行うため、金融専門人材に関する研究会を開催(19年11月以降計6回)</li> <li>金融専門人材の育成・確保に関する基本的なコンセプトを公表(20年4月)、および同コンセプトについてパブリックコメントを実施(20年4月30日～6月6日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融専門人材の育成・確保に関する論点とりまとめ(20年夏頃)</li> <li>金融専門人材の育成・確保に関する制度設計(20年夏以降)</li> </ul>
○入国審査における予見可能性の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁が入国管理当局の職員を講師に招き、金融機関向け外国人家事使用人の入国審査に関する説明会を開催(20年3月)</li> </ul>	
○国際金融センターとしての都市機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活性化統合本部会合において、国際金融拠点機能強化プランを策定(20年4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際金融拠点機能強化プランの着実な実施とフォローアップ等を目的として、関係地方公共団体、関係省庁、関係団体からなる国際金融拠点フォーラムの設置を予定</li> </ul>

金融・資本市場の競争力強化のため、市場の発展を担う人材の確保・育成が急務。

### 金融専門人材の現状

	日本	米国	英国
弁護士	2万5,000人	104万人	11万人
会計士	2万6,000人	33万人	35万人

○米国のSEC(証券取引委員会)では、役職員3,000人のうち1,300人が弁護士。

○会計士は米国で3.7%、英国で10%が政府等に勤務。

○米国・香港・中国では、投資銀行(証券会社)や金融機関の役員・管理職に資格試験を課している。(科目は経済・ファイナンス・法令等)

### 期待される役割

○金融に関する幅広い基礎知識、特定分野に関する深い専門知識

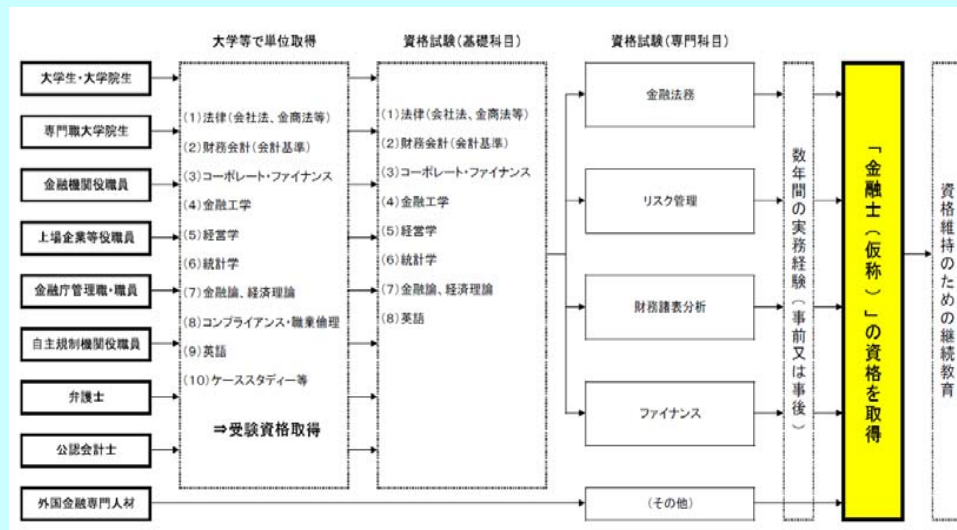
○金融業において高い付加価値を生み出すための能力

○法令や会計基準といった制度的制約に関する深い知識があり、コンプライアンスと収益性のバランスのとれた判断ができる能力

### 資格制度の活用

- 知識や能力の取得に関する明確な目標 ⇒ 人材育成に資する
- 外形的に一定の能力水準を証明するためのシグナル  
⇒ 人材の確保・流動化に資する  
(官民・民民の**人材交流のパスポート**としての役割を期待)

### 金融専門人材の資格のイメージ(案)



○資格の位置付けやレベル等については、今後更に検討が必要。

(民間主体の資格に何らかの公的認証を与えるか、業務独占を伴わない国家資格とするか、等)

○民間分野のみならず、規制当局・自主規制機関において様々な形での活用が期待。

➤ 6月6日(金)までパブリックコメントに付し、更に検討を加えた上で本年夏頃を目処に論点整理



# 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

家計金融資産への適切な  
投資機会の提供

内外企業等への成長資金の  
供給

金融サービス業による高い  
付加価値の創出



## 我が国金融・資本市場の競争力強化が課題

### 多様な資産運用・調達機会の提供

#### ○プロ向け市場の創設

- 参加者をプロ投資家に限定した取引所市場を創設
  - ・ 現行の開示規制は免除。より柔軟な情報提供の枠組みを構築
  - ・ 一般投資家への転売は制限

#### ○ETF（上場投資信託）の多様化

- 商品現物と交換可能な投資信託の導入
- 商品先物に投資する投資信託の運用業務に関し承認を受けた投資運用業者については、商品投資顧問業に係る規制を適用除外

### 多様で質の高い金融サービスの提供

#### ○証券・銀行・保険会社間のファイアウォール規制の見直し

- 証券会社・銀行・保険会社間の役員員の兼職規制を撤廃

#### ○利益相反管理体制の構築

- 証券会社・銀行・保険会社による、利益相反管理のための体制の整備

#### ○銀行等の業務範囲の拡大

- リスク管理等に優れた銀行グループの銀行兄弟会社に対して商品現物取引等の業務を解禁する枠組みの導入
- 銀行・保険会社本体に対して投資助言業や排出権取引を解禁
- 外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入

### 公正・透明で信頼性のある市場の構築

#### ○課徴金制度の見直し

- 現行の課徴金の金額水準を引上げ
  - ① インサイダー取引
  - ② 相場操縦
  - ③ 風説の流布・偽計
  - ④ 発行開示・継続開示書類の虚偽記載
- 新たに課徴金の対象を追加
  - ① 相場操縦のうち、相場変動型でない安定操作取引等
  - ② 発行開示・継続開示書類の不提出
  - ③ 公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出
- 課徴金の加算（繰返しの場合）・減算（早期発見・早期申告の場合）制度の導入
- 除斥期間の延長（現行3年→5年）

## 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

### <背景>

家計金融資産への適切な投資機会の提供

内外企業への成長資金の供給

⇒我が国金融・資本市場の競争力強化

金融サービス業による高い付加価値の創出

## I 多様な資産運用・調達機会の提供

### 1. プロ向け市場の創設

- 参加者をプロ投資者（特定投資家）に限定した取引所市場を創設
  - プロ向け銘柄について、現行の開示規制は免除。プロ投資者に対する簡素な情報提供の枠組みを新設（例：年1回以上の情報提供）
  - 一般投資者への転売を制限
  - プロ向け市場に係る自主規制業務の一部を自主規制法人以外へ委託することを容認
- プロ向け市場における規制の実効性確保
  - 提供された情報が虚偽である場合などを念頭に以下を整備
    - ・民事上の損害賠償制度
    - ・課徴金制度
    - ・罰則
  - PTS（私設取引システム）業務の対象として、投資者保護の観点から適当でないもの（取引所による自主規制が及ばない非上場のプロ向け銘柄）を除外

### 2. ETF（上場投資信託）等の多様化

- 商品現物と交換可能な投資信託の導入
  - 金銭信託の例外である投資信託に商品組込型の投資信託を追加
- 商品先物に投資する投資信託に係る規制の適用関係の整理
  - 商品先物に投資する投資信託の運用業務に関し承認を受けた投資運用業者については、商品投資顧問業に係る規制を適用除外
- 金融商品取引所の業務範囲の見直し
  - 排出権取引に関する市場の開設業務を金融商品取引所の兼業業務として追加

## II 多様で質の高い金融サービスの提供

### 1. 証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し

- 証券会社・銀行・保険会社の間での役職員の兼職規制を撤廃

## 2. 利益相反管理体制の構築

- 証券会社・銀行等・保険会社による利益相反管理のための体制の整備
  - 自社又はグループ会社による取引に伴い、顧客の利益が不当に害されることがないように、適正な情報の管理と適切な内部管理体制の整備を実施

## 3. 銀行等・保険会社の業務範囲の見直し

- 銀行兄弟会社の業務範囲の見直し
  - リスク管理等に優れた銀行グループの銀行兄弟会社に対して商品現物取引等の業務を解禁する枠組み（認可制）の導入
- 銀行等・保険会社本体の業務の見直し
  - 投資助言業務、排出権取引の解禁
- 銀行等・保険会社グループの議決権保有制限の例外措置の拡充
  - 企業再生（地域再生）の一層の推進等の観点から、銀行等・保険会社グループの議決権保有制限の例外措置を拡充
- 銀行等による外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入
  - グループ内の外国銀行の業務を代理・媒介
  - 委託元の外国銀行が銀行等の子会社等として当局の認可を受けている場合は届出（それ以外は認可）
  - 委託元の外国銀行の業務・財産に関する説明書類の縦覧、顧客保護のための説明義務、帳簿備付け義務等を適用

## Ⅲ 公正・透明で信頼性のある市場の構築

### 1. 課徴金制度の見直し

- 現行の課徴金の金額水準を引上げ
  - インサイダー取引
    - 重要事実公表日翌日終値を基準 ⇒公表後 2 週間の最高値を基準
  - 相場操縦
    - 違反行為後 1 ヶ月の売買で確定した損益 ⇒1 ヶ月の最高値を基準
  - 風説の流布・偽計
    - 違反行為後 1 ヶ月の売買で確定した損益 ⇒1 ヶ月の最高値を基準
  - 発行開示書類の虚偽記載
    - 募集・売出し総額の 1%（株式は 2%） ⇒2.25%（株式は 4.5%）
  - 継続開示書類の虚偽記載
    - 時価総額の 10 万分の 3 または 300 万円 ⇒10 万分の 6 または 600 万円
- 課徴金の対象範囲の見直し
  - 公開買付届出書の虚偽記載・不提出
    - 買付総額の 100 分の 25

- 大量保有報告書の虚偽記載・不提出  
時価総額の10万分の1
- 相場操縦のうち仮装売買・馴合売買  
違反行為後1ヶ月の最高値を基準
- 相場操縦のうち安定操作取引  
違反行為中の平均価額－違反行為後1ヶ月の平均価額
- 発行開示書類の不提出  
募集・売出し総額の2.25%（株式は4.5%）（虚偽記載と同様）
- 継続開示書類の不提出  
監査料相当額
- 課徴金の加算制度
  - 過去5年間に課徴金の対象となった者が再度違反した場合には課徴金の額を1.5倍に加算
- 課徴金の減算制度
  - コンプライアンス体制の構築の促進・再発防止の観点から、当局の調査前に以下の違反行為を報告した場合には課徴金を半額に減算
    - ・自己株売買におけるインサイダー取引
    - ・発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載
    - ・大量保有報告書の不提出
- 除斥期間の延長
  - 現行3年の除斥期間を5年に延長
- 審判手続の見直し
  - 民事訴訟法の制度にならい、被審人は審判手続に係る書類の送達場所を届出
  - 事件記録の閲覧について、正当な理由がある場合を除き利害関係人が閲覧できることを明確化

## 2. 訂正命令を行う開示書類の縦覧の制限

- 当局は、訂正命令を行った開示書類について、例外的に縦覧に供しないものとするができる枠組みを導入

## 3. 違反行為の禁止・停止の申立てに係る権限委任

- 違反行為の禁止・停止の裁判所に対する申立てに係る金融庁長官の権限を証券取引等監視委員会に委任

## IV 施行日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行  
（ファイアーウォール規制の見直しと利益相反体制の構築（Ⅱ 1、2）は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

# 説明資料

金融庁

# 目次

## I 多様な資産運用・調達機会の提供

- プロ向け市場の概要.....1
- 自主規制業務の一部を自主規制法人以外へ委託することを容認.....2
- PTS(私設取引システム)の可否.....3
- ETF(上場投資信託)の多様化.....4
- 金融商品取引所における排出量取引の取扱い.....5

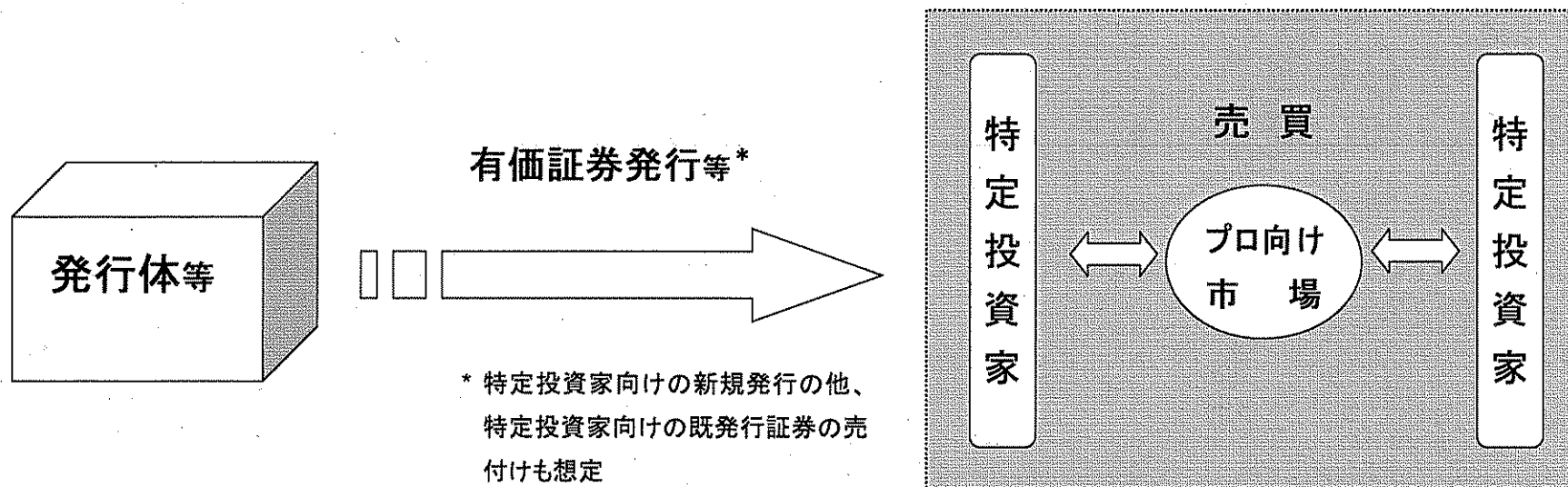
## II 多様で質の高い金融サービスの提供

- 銀行・証券・保険会社間のファイアーウォール規制の見直しの全体像.....6
- 利益相反管理体制の整備.....7
- 銀行兄弟会社の業務範囲の見直し.....8
- 排出権取引.....9
- 銀行グループの議決権保有制限.....10
- 銀行等による外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入.....11
- 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大.....12

## III 公正・透明で信頼性のある市場の構築

- インサイダー取引に対する課徴金の見直し.....13
- 相場操縦等に対する課徴金の見直し.....14
- 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載に対する課徴金の見直し.....15
- 公開買付制度・大量保有報告制度に係る課徴金の導入.....16
- 違法な安定操作取引に対する課徴金.....17
- 課徴金見直し案の金額水準.....18
- 課徴金の制度に係るその他の見直し.....19
- EDINET運用改善に関する論点整理のポイント.....20
- 違反行為の禁止・停止の申立て.....21
- 金融商品取引法等一部改正法案の施行日について.....22

# プロ向け市場の概要



## 簡素な情報提供(又は公表)制度の新設

### 【発行時等】

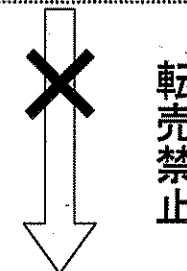
有価証券・発行体の内容等に関する情報提供/公表

### 【プロ向け銘柄該当後】

発行体の内容等に関する年1回以上の情報提供/公表

### ※ 現行の公衆縦覧型の開示規制は免除

⇒ 取引所ルールにより、様式・言語・会計基準等について柔軟に定めることが可能に。



転売禁止

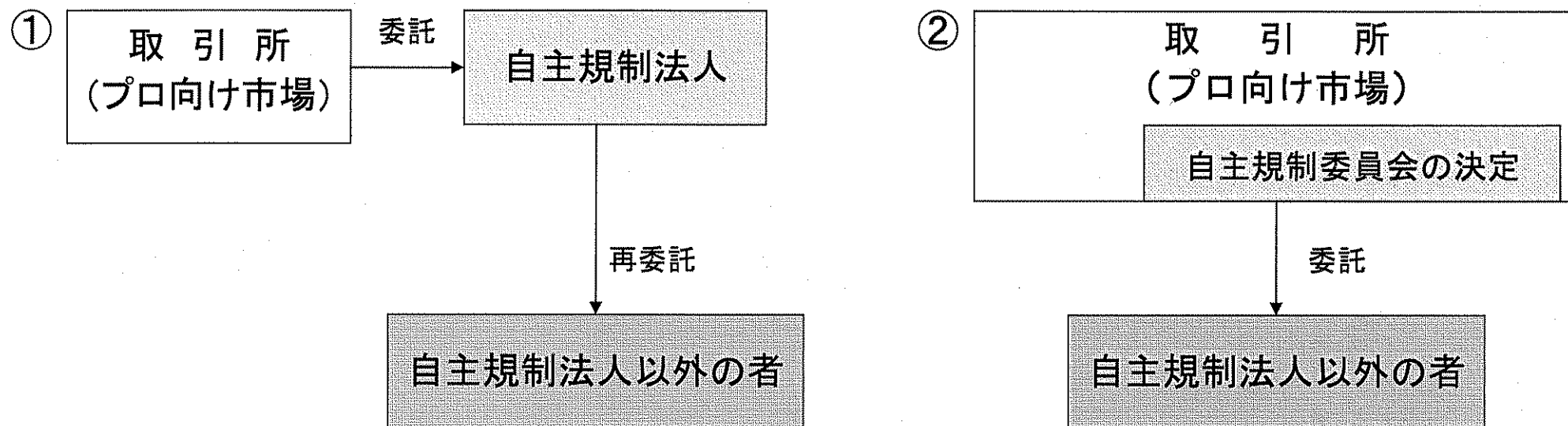
一般投資家

一般投資家は特定投資家による運用  
(投資信託等)を通じて参加

提供された情報が虚偽である場合などを念頭に、

①民事上の損害賠償制度、②課徴金制度、③罰則 を整備

## 自主規制業務の一部を自主規制法人以外へ委託することを容認



※英AIMのNomadに相当するものを想定

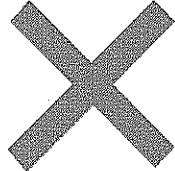
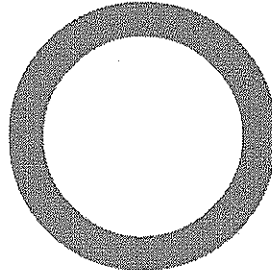
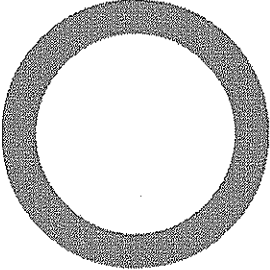
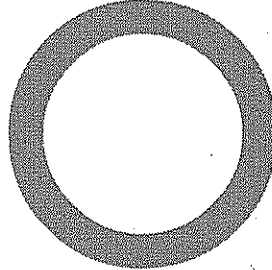
※自主規制法人以外への委託は投資者保護の根幹にかかわる事項以外のものに限定。

(参考) ロンドン証券取引所AIM(Alternative Investment Market)における取引対象企業の審査

- ・ 本則市場と異なり、英国FSAによる上場審査・管理はない。取引所ではなく、取引所に承認された民間のアドバイザー((Nomad) (Nominated Adviser))が登録審査を行い、取引所への登録により、取引可能となる。
- ・ Nomadなしでは、取引所への登録・売買不可。Nomadが不在になると売買停止、不在が1ヶ月継続すると登録廃止。
- ・ Nomadの資格要件や業務内容は取引所規則で定められており、取引所の監督に服する。取引所は、Nomadに対する処分権限あり。
- ・ Nomadを務めているのは、証券会社、法律事務所、監査法人等(2007年8月末時点で90社弱)。



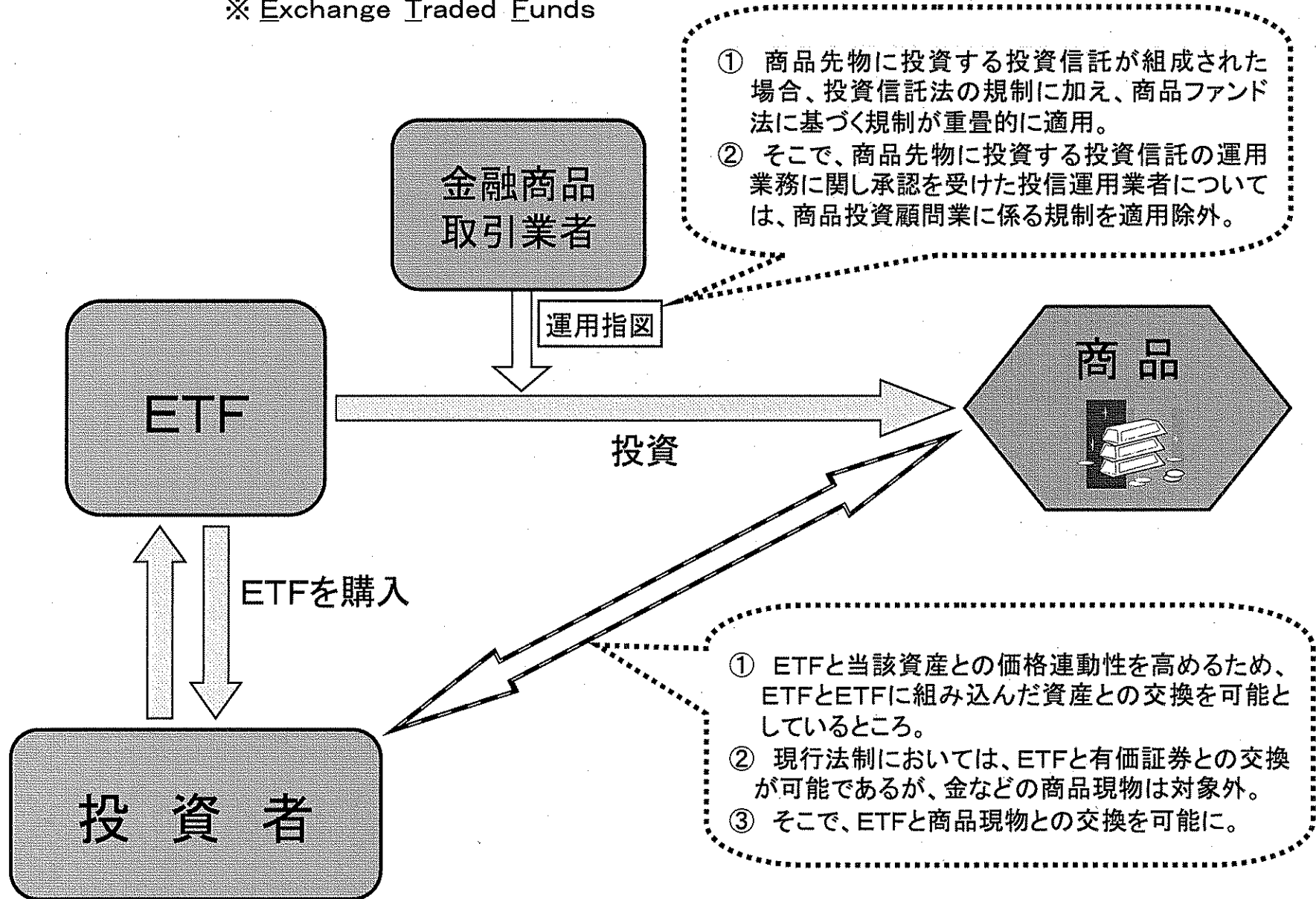
## PTS（私設取引システム）の可否

	特定投資家のみ参加 (プロ向け銘柄)	一般投資家が参加
非 上 場		 (例)グリーンシート市場
上 場		

(注)PTS(Proprietary Trading System)は、金融商品取引業のうち、電子的技術(コンピュータ・ネットワーク)を使用して、同時に多数の者を当事者として有価証券の売買等を集团的・組織的に行うもの。

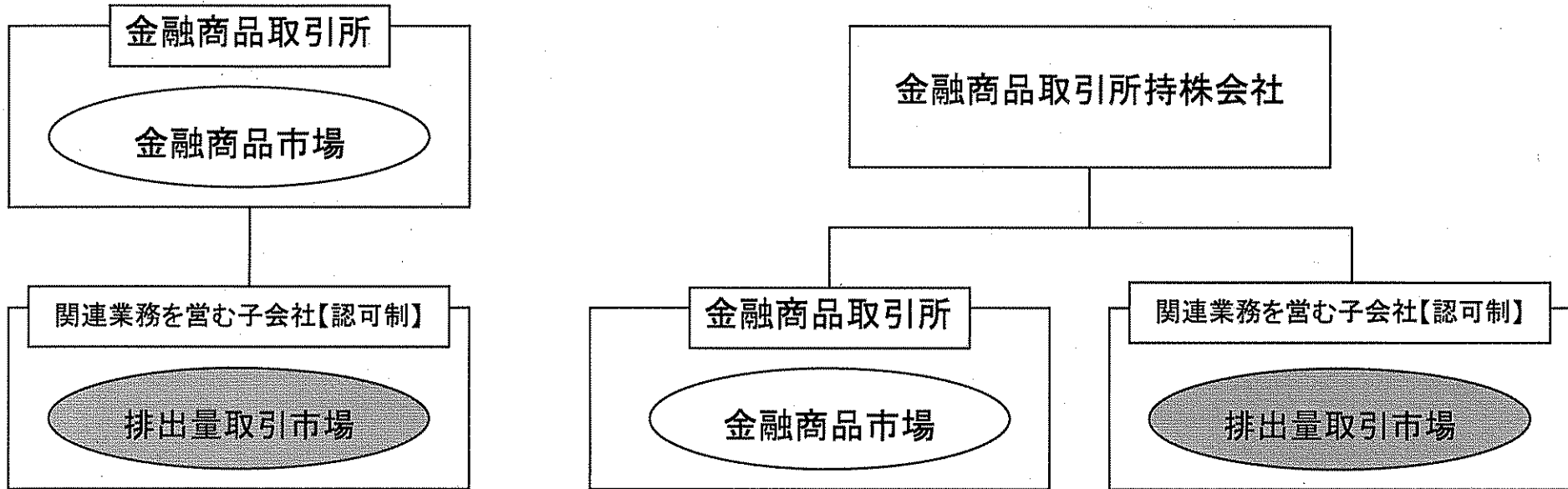
# ETF(上場投資信託)の多様化

※ Exchange Traded Funds

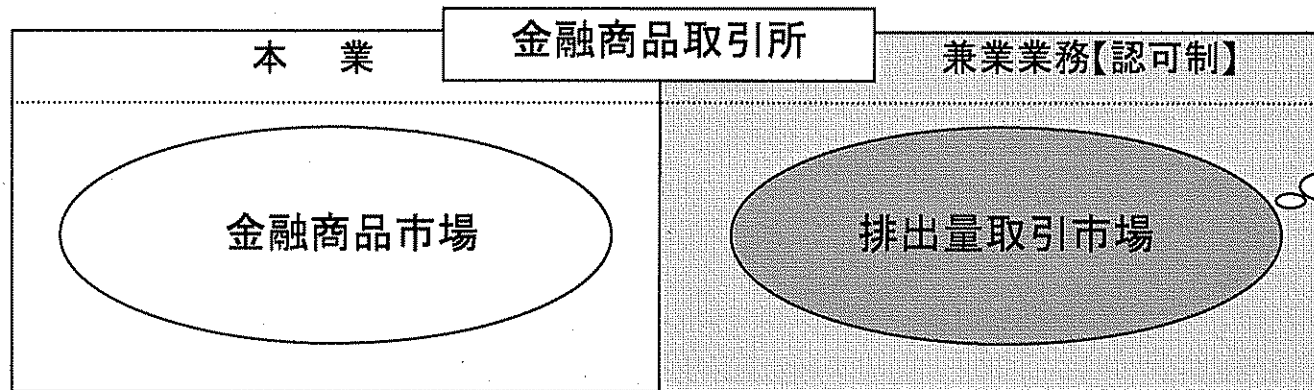


# 金融商品取引所における排出量取引の取扱い

## ○ グループ会社における取扱い【現行法で可能】

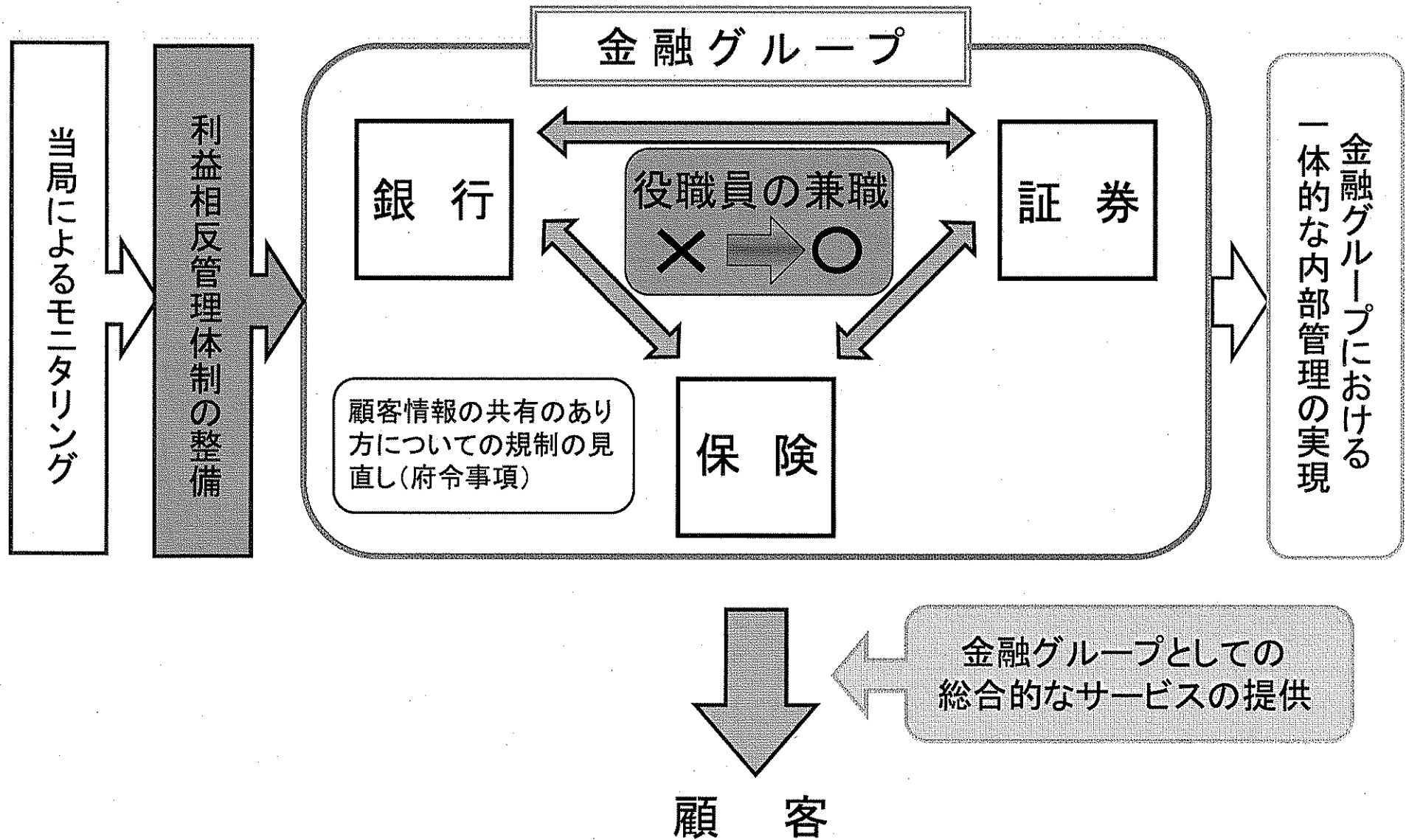


## ○ 金融商品取引所本体における取扱い【今般の法改正事項】



排出量取引に関する市場の開設業務を兼業業務として追加

# 銀行・証券・保険会社間のファイアーウォール規制の見直しの全体像



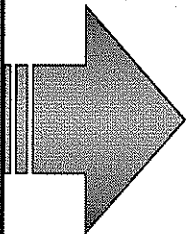
# 利益相反管理体制の整備

## ○法律改正の概要

自社又はグループ会社による取引に伴い、顧客の利益が不当に害されることがないように、適正な情報の管理と適切な内部管理体制の整備を実施

## ○府令・監督指針改正の概要

グループ内における  
利益相反の抽出・特定

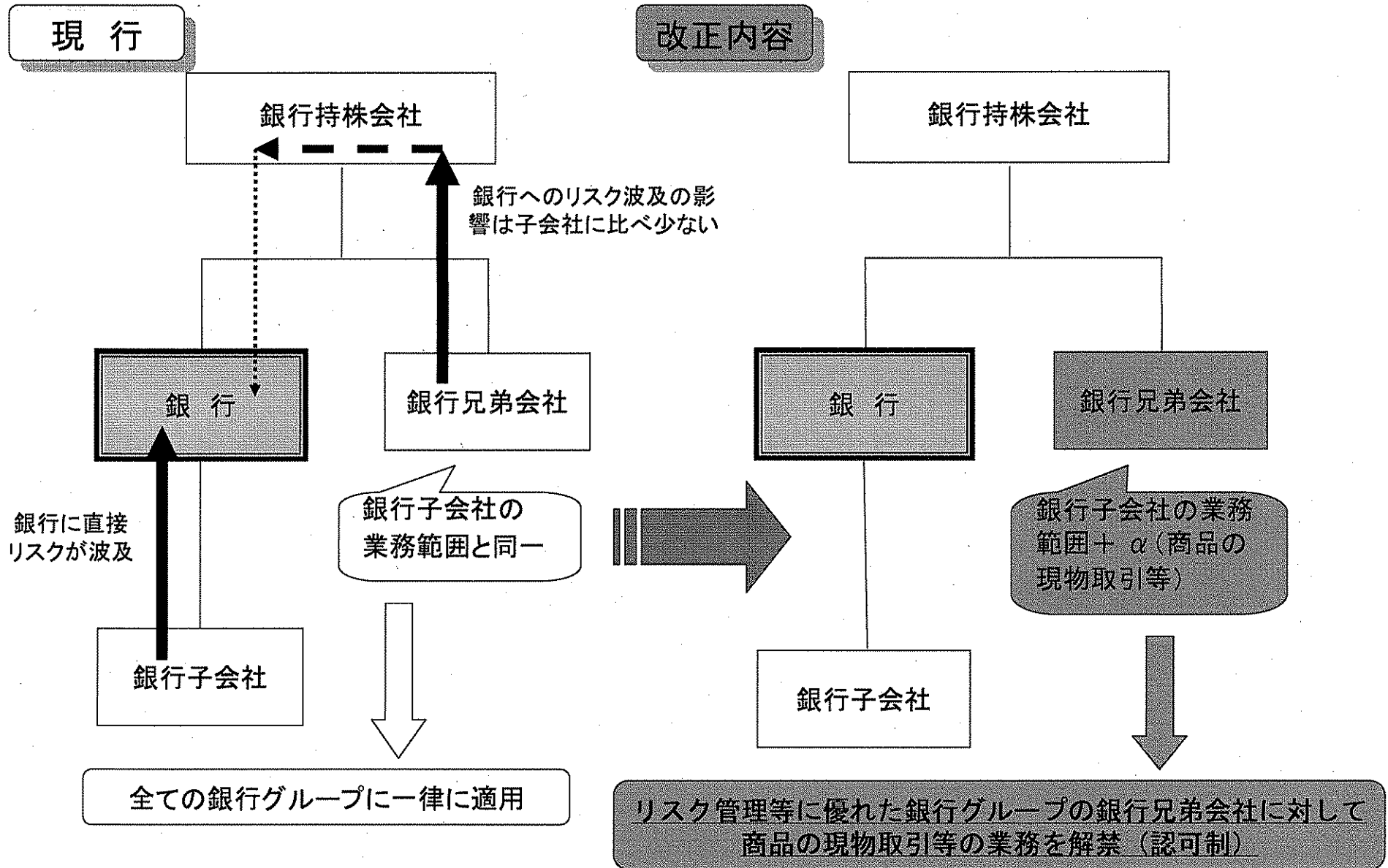


利益相反の管理

- 部門間の情報隔壁  
(チャイニーズウォールの構築)
- 利益相反の事実を顧客に開示
- 利益相反が生じないよう取引の内容・方法  
を変更
- 一方の取引を中止

利益相反管理方針の策定・記録の保持

# 銀行兄弟会社の業務範囲の見直し



# 排出権取引

## 排出権取引の概要

気候変動枠組条約 (UNFCCC)  
1992年6月採択、1994年発効

京都議定書 (Kyoto Protocol)  
1997年12月採択、2005年2月発効

- 先進国 (EUを含む39か国) に対して、法的拘束力のある温室効果ガス排出量の削減目標を設定

※ 2008年から2012年までの間の温室効果ガスの総排出量を、1990年時点の排出量を基準に割り当てられた目標分削減。我が国の割当ては▲6%

- 目標達成の手段として、「京都メカニズム」を許容

## 京都メカニズム

### 1. 共同実施 (JI)

先進国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施することにより、先進国であるホスト国 (当該プロジェクトが領土内で実施される国) に生じた排出権 (ERU※1) を投資国 (先進国) に移転

※1 Emission Reduction Unit: 排出削減単位

### 2. クリーン開発メカニズム (CDM)

先進国の技術や資金の提供を受け、発展途上国が温室効果ガス削減プロジェクトを実施することにより、ホスト国である発展途上国に生じた排出権 (CER※2) をホスト国と投資国 (先進国) 間で分配

※2 Certified Emission Reduction: 認証排出削減量

### 3. 排出権取引

先進国間で排出権 (AAU※3、ERU、CER) の取引が可能。

※3 Assigned Amount Unit: 初期割当量 (京都議定書に基づき、各国政府に分配される排出権)



**排出権の取引インフラである国際取引ログ (国連が管理) が本格稼働**

※ 昨年11月15日に我が国が先行して接続。本年EUが接続予定

## 現 行

- 銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社のみ排出権取引を容認

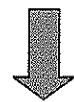
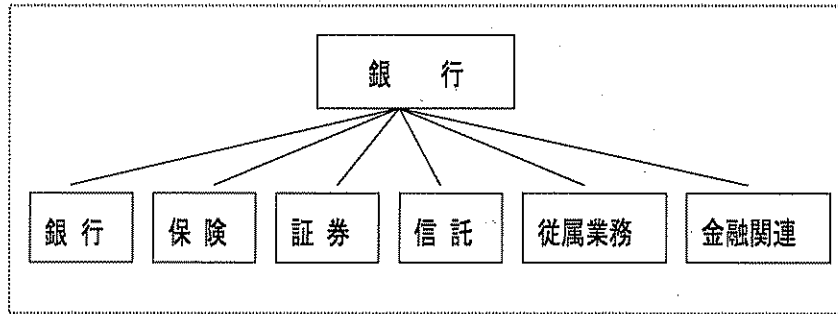
## 改正内容

- 銀行・保険会社の本体業務として排出権取引を明確に位置付け

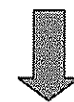
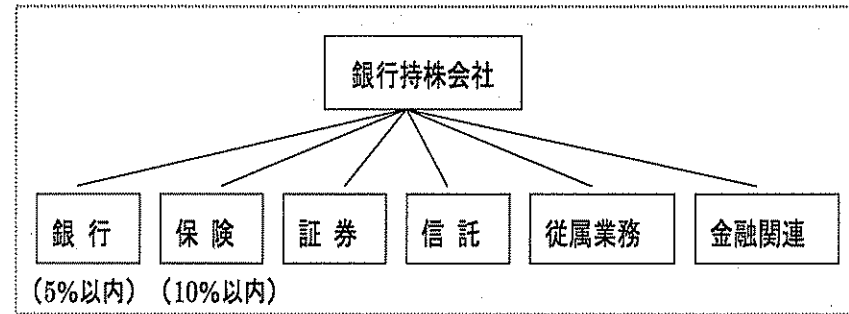
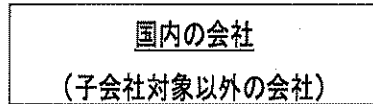
# 銀行グループの議決権保有制限

## 現行

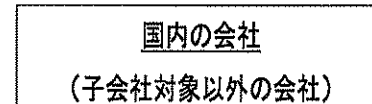
他業禁止の趣旨や子会社の業務範囲規制の潜脱回避の観点から一般事業会社の株式保有を制限。



⇒銀行とその子会社の合算で5%  
超の議決権保有を原則禁止



⇒銀行持株会社とその子会社の合算  
で15%超の議決権保有を原則禁止



次のような株式に係る議決権は例外

- ・銀行の証券子会社がその業務として所有する株式
- ・担保権の実行、ネットエクイティスワップ等の事由により取得した株式(1年超保有は承認制)
- ・ベンチャーキャピタル会社を通じて所有する非上場等一定の要件を満たすベンチャービジネス会社の株式

## 改正内容

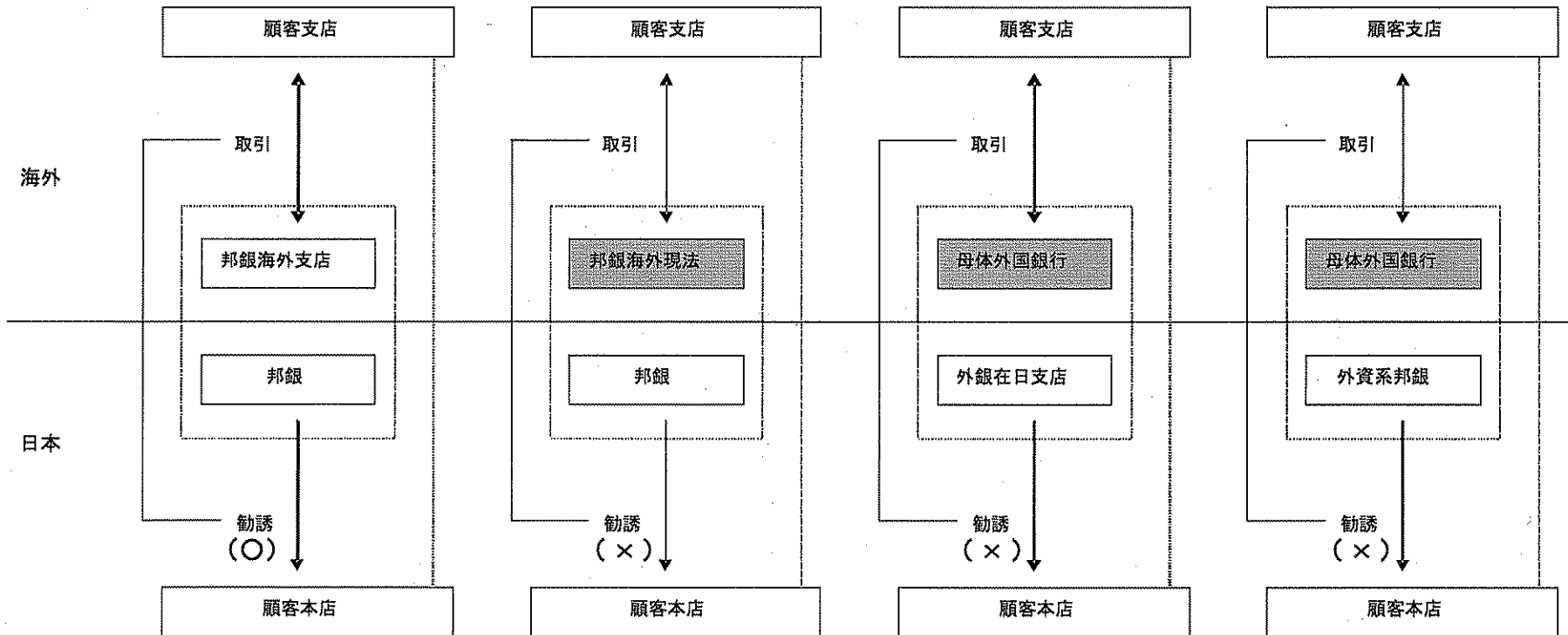
- 地域密着型金融の一層の推進等の観点から、銀行グループの議決権保有制限の例外措置の対象となる会社を拡大
  - ベンチャービジネス会社(「新たな事業分野を開拓する会社」)に加え、事業の再生を行う会社(「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」)を追加
- ※ 保険会社についても同様の措置



# 銀行等による外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入

現行

外国銀行の業務の代理・媒介は認められていない



改正内容

マネーロンダリング等の不適正な取引の防止に留意しつつ、銀行又は外国銀行在日支店に外国銀行の業務の代理・媒介を解禁

○ グループ内の外国銀行の業務を代理・媒介

○ 委託元の外国銀行が銀行等の子会社等として当局の認可を受けている場合は届出(それ以外は認可)

○ 委託元の外国銀行の業務・財産に関する説明書類の縦覧義務、顧客保護のための説明義務、帳簿備付け義務等を適用

# 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大

銀行・保険会社グループの業務範囲は、他業禁止の趣旨(本業に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業リスクの回避等)を踏まえ法令で限定  
 ⇨ 金融サービスの多様化、高度化等に伴い、経営の健全性に確保しつつ、国際競争力強化の確保等の観点から、業務範囲を拡大

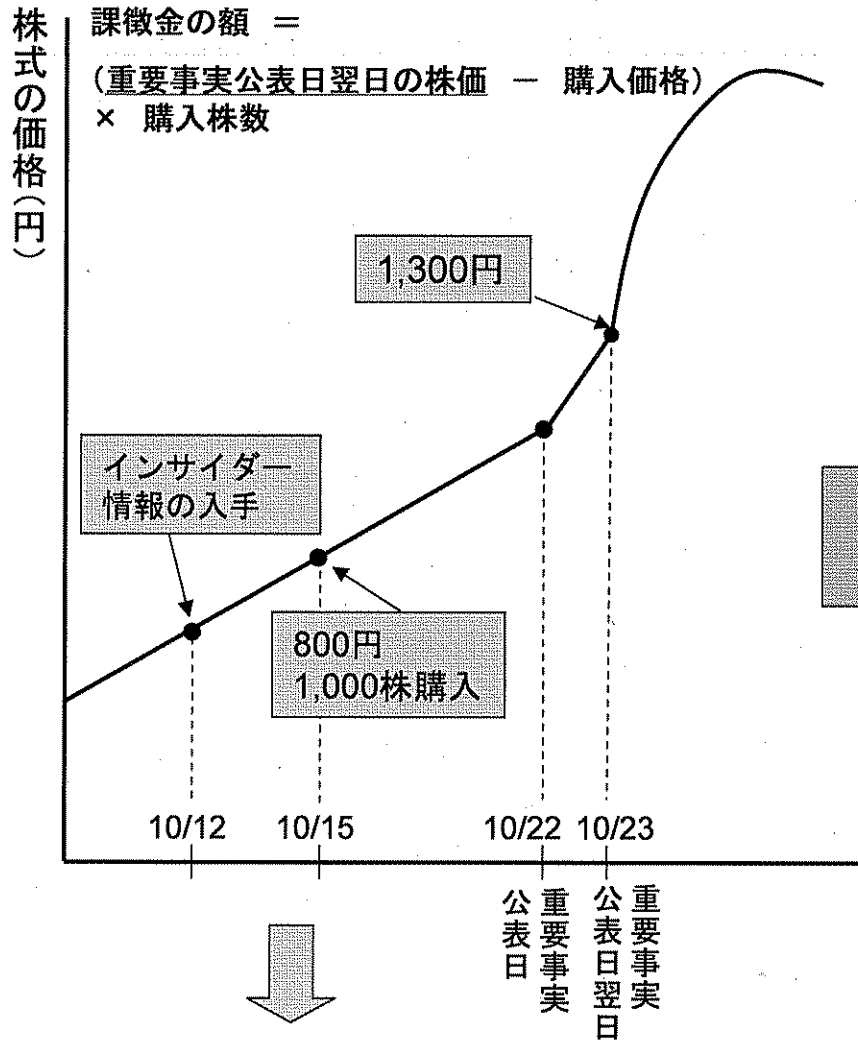
	銀行・保険会社 (本体)	銀行・保険会社 の子会社	銀行・保険会社 の兄弟会社(注)
商品の現物取引	×	×	×→○※ ※個別に許認可
商品デリバティブ	△※→○ ※差金決済のみ	△※→○ ※差金決済のみ	△※→○ ※差金決済のみ
排出権取引	×→○	○	○
投資助言・代理	×→○	○	○
企業再生等のための株式保有	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり

(注) 保険会社の兄弟会社は、これまでも、当局の承認を得れば、法令で限定列挙された業務(届出により実施可能)以外の業務も実施可能

金額水準を引上げ

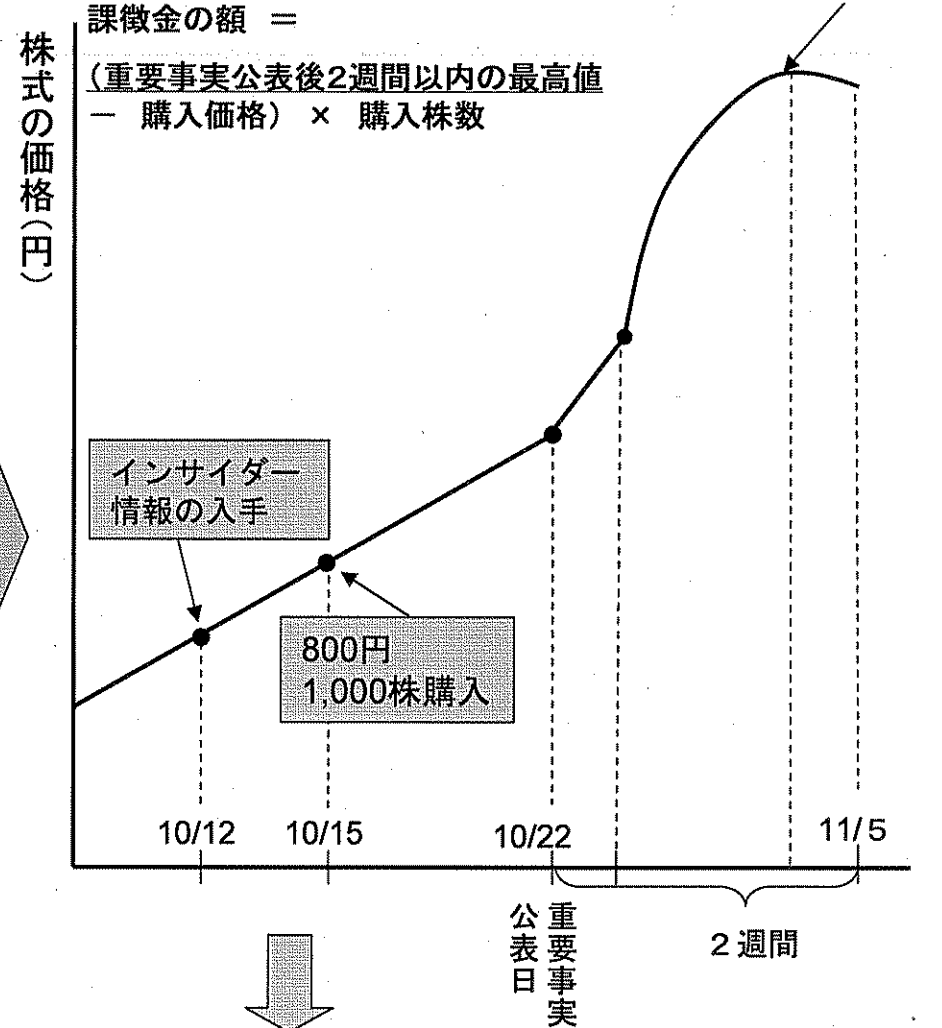
インサイダー取引に対する課徴金の見直し

現行



課徴金の額  $(1,300 - 800) \times 1,000 \text{株} = 50 \text{万円}$

見直し案

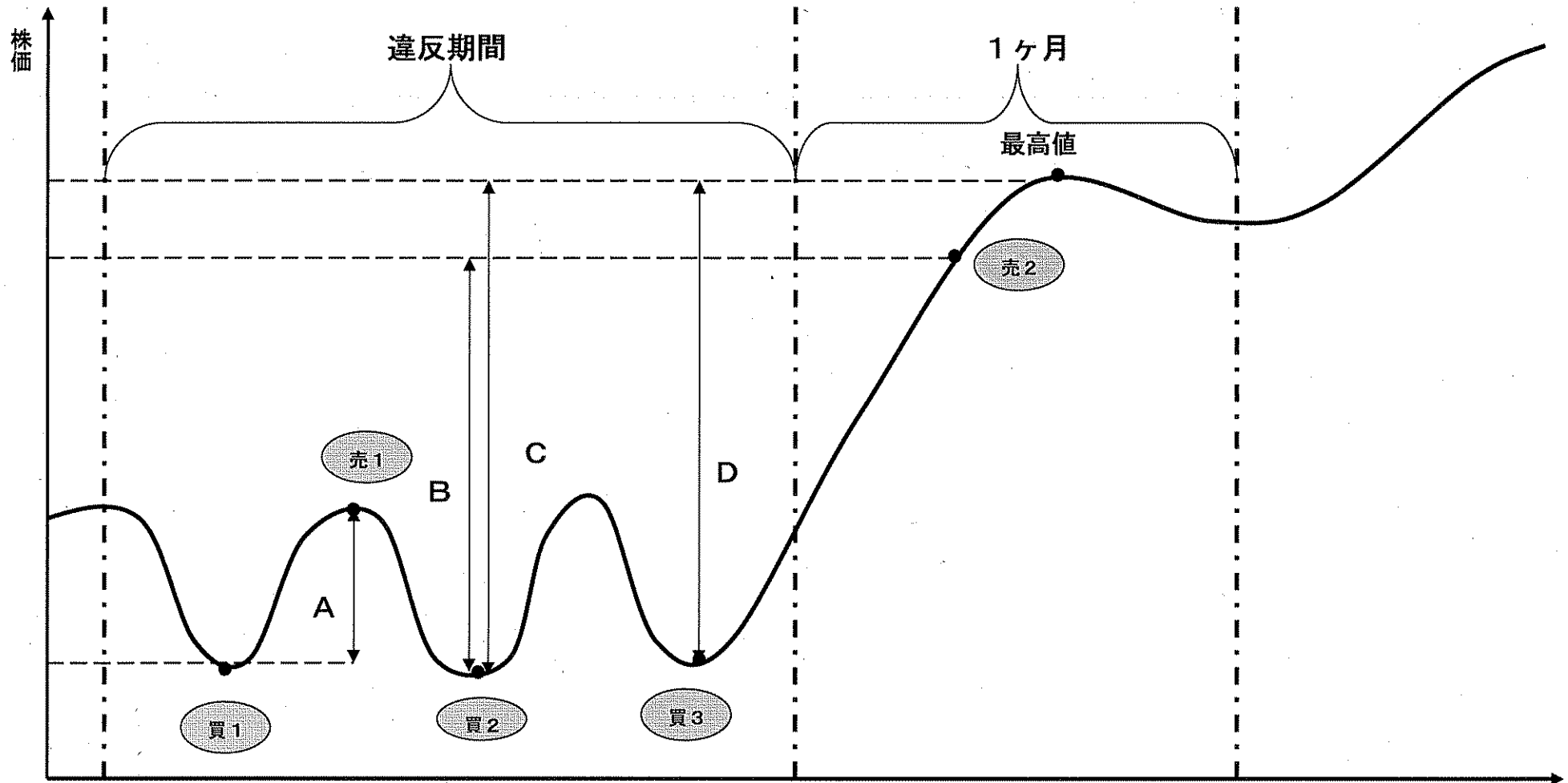


課徴金の額  $(1,800 - 800) \times 1,000 \text{株} = 100 \text{万円}$

過去の課徴金事案に当てはめると、おおむね現行の2倍程度の課徴金額

金額水準を引上げ

相場操縦等に対する課徴金の見直し



現行  $A + B$



見直し案  $A + C + D$

※ 相場操縦行為期間の末日時点で違反者等が有するポジションについては、違反行為後の1ヶ月の売買で確定したもののみ算入。

※ 相場操縦行為期間の末日時点で違反者等が有するポジションについては、違反行為後の1ヶ月の最高値を基準にして算入。

## 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載に対する課徴金の見直し

### ○ 発行開示書類の虚偽記載

#### <考え方>

会社の経営状況を偽ることにより、適正な開示がされた場合よりも、有利な条件で発行されたことによる差額として想定される額を法定。

#### <計算方法>

(現行)

決算発表時に

① 重要事実が生じた会社における決算前後の株価変動と	} の差
② 生じていない会社における決算前後の株価変動	

➔ 発行価額総額の1% (株式の場合2%)



(見直し案)

期中において

① 重要事実を発表した会社における公表前後の株価変動と	} の差
② 生じていない会社 (同一業種) における同じ期間の株価変動	

➔ 発行価額総額の2.25% (株式の場合4.5%)

### ○ 継続開示書類の虚偽記載

#### <考え方>

財務状況の見かけ上の改善を通じ、適正な開示がされた場合よりも、有利な条件で調達できた資金の差額分として想定される額を法定。

#### <計算方法>

(現行) 社債の格付けの違いによる調達金利の差のうち差の最も小さいものを採用

➔ 時価総額の10万分の3又は300万円



(見直し案) 社債の格付けの違いによる調達金利の差を最新のデータで集計し直し平均値を採用

➔ 時価総額の10万分の6又は600万円

公開買付制度・大量保有報告制度に係る課徴金の導入

○ 公開買付制度に係る課徴金の考え方

実務上、公開買付けを成功させるためには、市場価格に対する買付価格の上乗せが一般的。

公開買付規制に違反する場合、**買付価格の上乗せ分**を払わないこととなる点に注目して課徴金の額を法定。

<計算方法>

**買付価格の上乗せ分** 近年の実績値の平均値を採用

➡ 買付総額の100分の25

○ 大量保有報告制度に係る課徴金の考え方

大量保有報告書を提出すると、追隨して取引を行う者が発生。市場価格が変動するために、提出後引き続き、買い増す場合、取引コストが上昇。

報告義務に違反する場合、この**取引コストの上昇分**を回避することとなる点に注目して課徴金の額を法定。

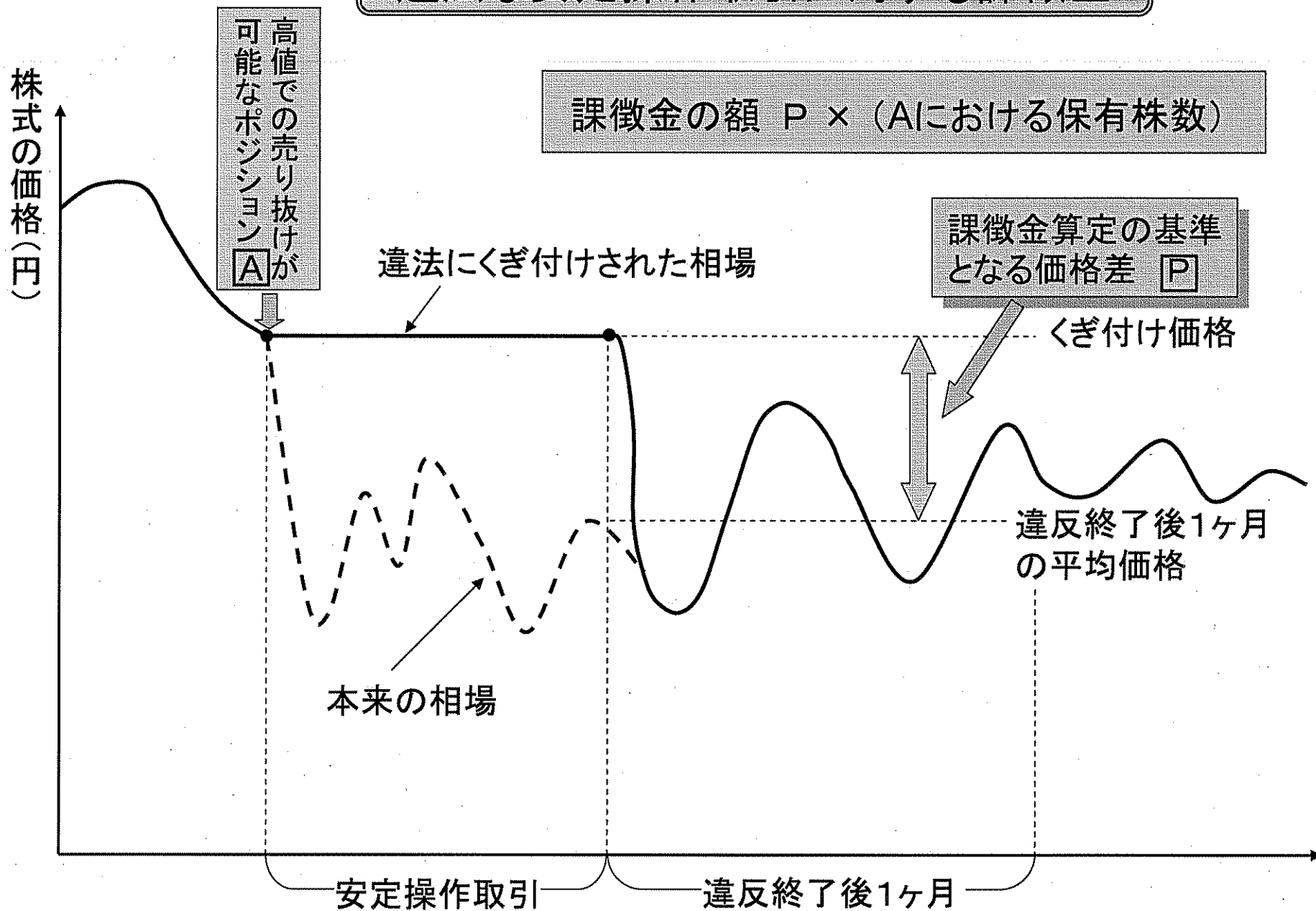
<計算方法>

**取引コストの上昇分** 近年の実績値から推計

➡ 対象株券等の時価総額の10万分の1

課徴金の対象に追加

## 違法な安定操作取引に対する課徴金



## 課徴金見直し案の金額水準

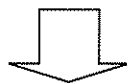
違反行為類型	現行	見直し案	違反行為類型	現行	見直し案
インサイダー取引	(重要事実公表日翌日の価格－購入価格) × 購入株数	(重要事実公表後2週間以内の最高値－購入価格) × 購入株数	発行開示書類の虚偽記載	募集・売出し総額の1% (株式等の場合は2%)	募集・売出し総額の2.25% (株式等の場合は4.5%)
相場操縦	違反行為期間中の売買損益 ＋ 違反行為終了後1ヶ月以内の反対売買による確定損益	違反行為期間中の売買損益 ＋ (違反行為後1ヶ月間の最高値－違反行為終了時までの買付け等の価格) × 保有株数	発行開示書類の不提出	—	募集・売出し総額の2.25% (株式等の場合は4.5%)
仮装・馴合売買	—	(違反行為後1ヶ月間の最高値－違反行為終了時までの買付け等の価格) × 保有株数	継続開示書類の虚偽記載	・300万円 ・時価総額の10万分の3 のいずれか高い方	・600万円 ・時価総額の10万分の6 のいずれか高い方
安定操作取引	—	(違反行為後1ヶ月間の平均価格－違反行為期間中の平均価格) × 保有株数 ＋ 違反行為の売買損益	継続開示書類の不提出	—	前事業年度の監査報酬額
風説の流布	違反開始後1ヶ月以内の確定損益	(違反行為後1ヶ月間の最高値－違反行為終了時までの買付け等の価格) × 保有株数	公開買付け届出書等の虚偽記載 ・不提出	—	買付総額の25%
			大量保有報告書等の虚偽記載 ・不提出	—	対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1



## 課徴金の制度に係るその他の見直し

### ○ 課徴金の加算制度

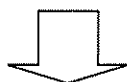
過去5年間に課徴金の対象となった者が、再度違反した場合



課徴金を1.5倍に加算

### ○ 課徴金の減算制度

当局の調査前に以下の違反行為を報告した場合



課徴金を半額に減算

(対象)

- ・ 自己株の売買におけるインサイダー取引
- ・ 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載
- ・ 大量保有報告書の不提出

### ○ 除斥期間

- ・ 現行の3年の除斥期間を5年に延長

### ○ 審判手続の見直し

- ・ 民事訴訟法の制度にならい、被審人は審判手続に係る書類の送達場所を届出
- ・ 事件記録の閲覧について、正当な理由がある場合を除き利害関係人が閲覧できることを明確化

## EDINET 運用改善に関する論点整理のポイント

— 金融庁「EDINET 運用改善検討チーム」公表（2月19日） —

大量保有報告書の虚偽事案を踏まえた再発防止・危機管理策の提言として、以下をとりまとめ

### 1. 調査対象報告書の迅速な検出 ~システム・チェックの強化等により、虚偽のおそれがあり、調査を要すると判断される報告書を迅速に検出

- ◆ システムによるチェック機能の強化(例:フォーム入力方式の採用)
  - ・ 提出者類型、株券等保有割合、提出頻度等の情報を活用して、優先的に審査すべき報告書を抽出
  - ・ 記載漏れ/記載齟齬の自動検出機能の強化
- ◆ システム抽出結果を審査担当者に迅速に通知(例:ポップアップ)

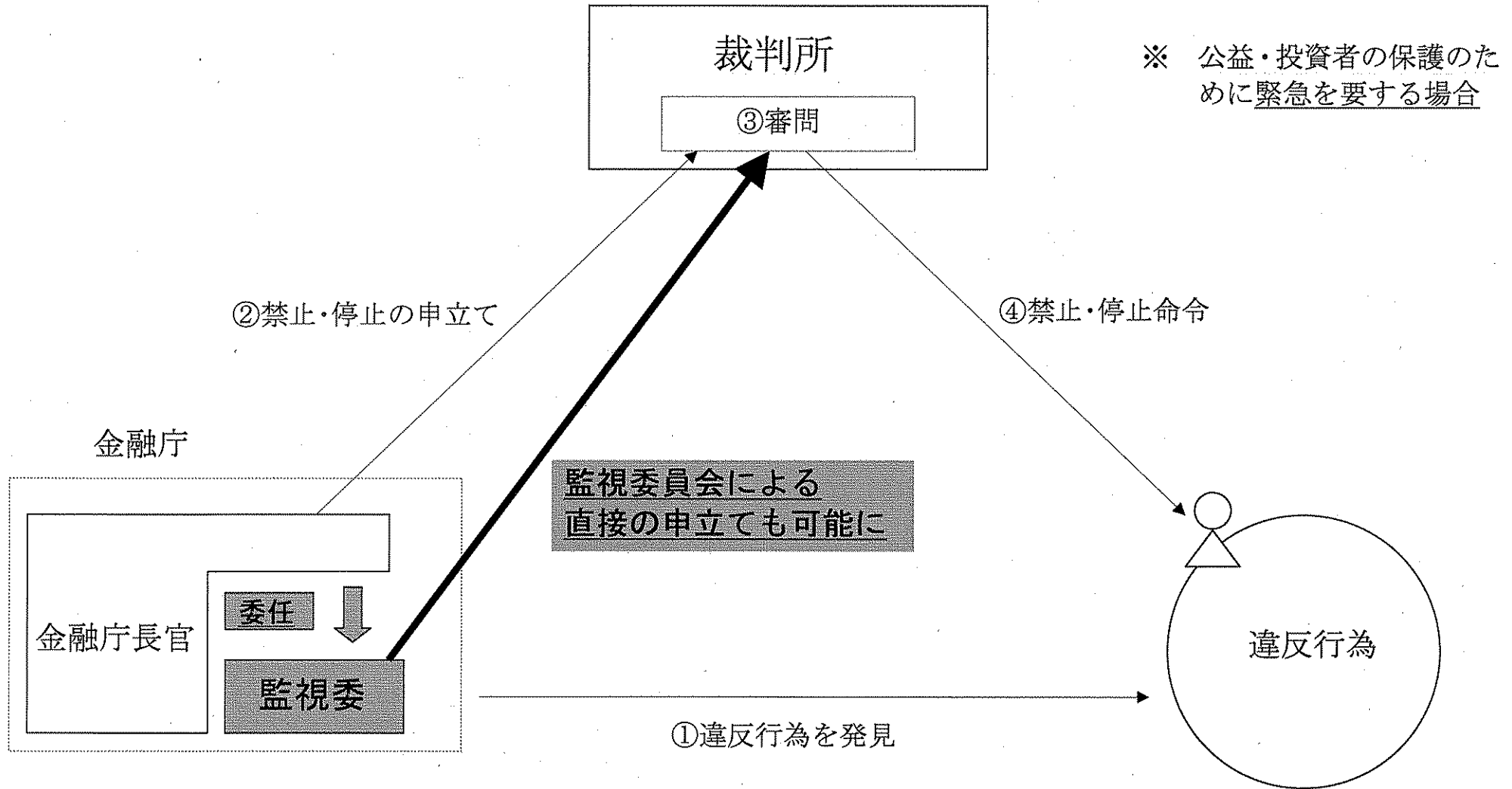
### 2. 調査対象報告書検出後の対応 ~迅速な調査体制、関係機関との連携体制の構築、当局による注意喚起

- ◆ 提出者に取扱金融商品取引業者等の名称の記載を求め(但し、縦覧しない)、当該業者等への照会等による調査の迅速化
- ◆ (平成21年1月予定の株券電子化も踏まえ)株証券保管振替機構を通じた調査のための体制整備
- ◆ 関係機関(取引所、証券業協会、外国当局、外国取引所)との連絡体制の整備
- ◆ 当局から投資者・発行会社等に向けた速やかな注意喚起(調査対象報告書の検出/訂正報告書の提出命令発出時)

### 3. 機動的な行政対応 【法律改正事項】

- ◆ 虚偽記載のある書類による投資者・発行会社等の誤解・混乱の回避のための対応
  - ・ 当局は、訂正報告書の提出命令を発出した旨などの重要参考情報を、EDINET 上で開示書類に付することができる
  - ・ 当局は、訂正報告書の提出命令を行った開示書類について、例外的に縦覧に供しないことができる
- ◆ 違反行為の抑止の多様化
  - ・ 大量保有報告書等の虚偽記載・不提出を課徴金の対象とすることへの取組みが必要

# 違反行為の禁止・停止の申立て



公益・投資者保護のため緊急を要する事案に認められている裁判所への申立てについて、日常的に証券取引を監視している証券取引等監視委員会が、直接行うことを可能とすることにより、違反行為に迅速に対応。

## 金融商品取引法等一部改正法案の施行日について

公布日から6月以内の政令で定める日

ただし、

○証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し

○利益相反管理体制の構築

については公布日から1年以内の政令で定める日

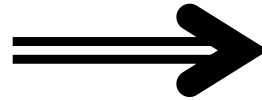
# ETF(上場投資信託)の多様化

## 【従来】

有  
価  
証  
券

- 対象は有価証券に限定
- 現物拠出型について
  - ・ 投資対象は株式に限定
  - ・ 連動対象を株価指数(告示指定)に限定

政府令改正  
による拡大  
(20年6月施行)



- 現物拠出型の対象等を拡大
  - ・ 債券等に投資対象を拡大
  - ・ 個別指定を廃止し、指標一般に連動対象を拡大



金商法等の改正による拡大  
(遅くとも20年12月12日までに施行)

商  
品  
関  
連

- 商品関連のETFに拡大
  - ・ 商品現物とETFの交換を可能に
  - ・ 投資対象が商品先物の場合、商品ファンド法を適用除外
  - ・ 商品現物や商品先物を投資対象に(法律改正に合わせ政令改正)

# Press Release



企業会計基準委員会

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル20階  
TEL. 03-5510-2737 FAX. 03-5510-2717  
URL <http://www.asb.or.jp/>

2007年8月8日

## 企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表

企業会計基準委員会 (ASBJ) の西川郁生委員長と国際会計基準審議会 (IASB) の David Tweedie 議長は、2005年3月から開始している日本基準と国際財務報告基準 (IFRS) のコンバージェンスを加速化することの合意 (東京合意) を、本日、共同で公表致します。

この合意において、両者は、日本基準と IFRS の間の重要な差異 (同等性評価に関連する 2005年7月欧州証券規制当局委員会 (CESR) によるもの) について 2008年までに解消し、残りの差異については 2011年6月30日までに解消を図ります。2011年という目標期日は、現在開発中であって 2011年以後に適用となる新たな主要な IFRS については適用しないものとしていますが、両者は、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行うこととしています。

この合意に対するコメントとして、

ASBJ の西川郁生委員長は、「我々は、コンバージェンスに対するコミットメントを再確認するとともに、国際的な基準設定プロセスにおいて、ASBJ や日本がより広範に重要な係わりを拡大していくための機会を得たことを嬉しく思っております。この合意によって、今後も日本企業が日本基準によって作成された財務諸表を、補正措置なしで、EU 及び IFRS を用いている他の資本市場において公表できるようになることを期待しております。」と語っています。

IASB の David Tweedie 議長は、「我々は、世界第2位の経済圏にある ASBJ が、日本基準と国際財務報告基準 (IFRS) とのコンバージェンスを加速化することに合意したことを歓迎します。IFRS の今後の方向性に寄与するように積極的な参画を期待しています。」と語っています。

[お問い合わせ先]

企業会計基準委員会事務局 Tel. 03-5510-2737

## 会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意

2007年8月8日

企業会計基準委員会

国際会計基準審議会

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、高品質な会計基準へのコンバージェンスは世界各国の資本市場にとって大きな便益をもたらすという考えを共有している。したがって、両者は、日本基準と国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスの達成を最終目標とする共同プロジェクトを2005年3月に立ち上げている。この共同プロジェクトでの議論において、両者は、2つの基準間の差異を識別し、その差異を解消させるように努めてきた。

世界中の主要な国々においてIFRSの受け入れが拡大していることに照らし、ASBJとIASBは、日本基準とIFRSとのコンバージェンスの加速化が双方のコンバージェンスに係る共同作業における戦略的な優先事項となっている点で一致している。この目標に従って、ASBJとIASBは、以下に掲げるように、短期及び長期のコンバージェンス・プロジェクトにおける目標期日の設定を含む方策の推進に合意することとした。この方策を進めるにあたり、ASBJとIASBは、規制当局を含む関係者と協議すること、及び会計基準の開発における双方のデュー・プロセスに従うことの必要性について認識しているものである。

### 2008年までの短期コンバージェンス・プロジェクトの完了

2008年までの目標としては、ECによる同等性評価に関連して2005年7月に欧州証券規制当局委員会（CESR）が日本基準で作成された財務諸表に対して補正措置を提案している項目について、差異を解消するか又は会計基準が代替可能となるような結論を得るものとする。この結果、これらのプロジェクトを通じて、現在における日本基準とIFRSの間の重要な分野におけるコンバージェンスは達成されることとなる。

### その他コンバージェンス・プロジェクトにおける2011年6月30日という目標期日の設定

2011年6月30日までの目標として、これまで両者で識別されてきた日本基準とIFRSとの間の差異のうち、2008年までのプロジェクトに含まれない残りの差異について、コンバージェンスをもたらすものとする。この目標期日は、2011年6月30日後に適用となる新たな基準を開発する現在のIASBの主要なプロジェクトにおける差異に係る分野については適用されない。しかし、これらの残りの分野における日本基準とIFRSとのコンバージェンスという最終目標を達成するために、両者は、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行うこととする。

ASBJとIASBは、会計基準のグローバルなコンバージェンスを巡る環境変化を踏まえて、

コンバージェンス・プロジェクトを迅速かつ着実に進めていき、また、国際的な会計基準設定プロセスに日本からのより大きな貢献を促進するように協力を深めるものとする。このため、2005年以降開催している ASBJ と IASB の代表者による年 2 回の共同会議に加え、会計基準の開発において生ずる重要な論点をより実践的に議論していくために、ディレクターを中心とした作業グループを設けていく。

なお、ASBJ と IASB は、継続的な共同作業について市場関係者との協議を含む双方所定のデュー・プロセスに従い当該作業を進めていくことの必要性を認識しているものである。

\* \* \*

ASBJ と IASB による本合意が、両者のみならず、財務諸表作成者、監査人、投資家及び規制当局を含む多くの関係者の努力や行動を通じて、会計基準のグローバルなコンバージェンスの達成に役に立つものと期待する。



# Press Release



企業会計基準委員会

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル201

TEL.03-5510-2737 FAX.03-5510-2717

URL <http://www.asb.or.jp/>

平成 19 年 12 月 6 日

企業会計基準委員会

## プロジェクト計画表の公表について —東京合意を踏まえたコンバージェンスへの取組み—

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成 19 年 6 月に公表した中期運営方針に基づき、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みを推進しております。今般、平成 19 年 8 月に公表した国際会計基準審議会（IASB）との間の「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）を踏まえ、本日開催した第 142 回企業会計基準委員会において新たなプロジェクト計画表を承認しましたので、公表いたします。

本プロジェクト計画表は、国内外の関係者に対して当委員会のコンバージェンスに対する取組状況を示すことを目的として公表するものです。

本プロジェクト計画表では、東京合意の内容に基づき、プロジェクト項目を 3 つ（短期・中期・中長期）に区分してそのスケジュールを示しています。このうち、「2. 既存の差異に係るプロジェクト項目（中期）」及び「3. IASB/FASF の MOU に関連するプロジェクト項目（中長期）」に関しては、現時点において具体的な取組みを開始しているか又は計画している項目のみを掲げております。今後、状況に応じて、新たなプロジェクトを立ち上げることを予定しております。

当委員会は、本プロジェクト計画表に基づき、高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスに向けて、着実に取組みを進めてまいります。

以 上

# ASBJ プロジェクト計画表 (コンバージェンス関連項目)

2007年12月

	2007年		2008年				2009年		備考
	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~6月	7~12月		
<b>1. EUによる同等性評価に関連するプロジェクト項目(短期)</b>									
企業結合(STEP1) <sup>※1</sup>									
(プーリング)	RR/DP		ED		Final				
(その他) <sup>※2</sup>	RR/DP		ED		Final				
棚卸資産 (後入先出法)			ED		Final				
会計方針の統一 (関連会社)	ED		Final						
固定資産 <sup>※3</sup> (減価)									IASBとFASBの動向を踏まえて対応
無形資産 (研究費・開発費)	DP		ED		Final				IASBとFASBの動向を踏まえて対応
工事契約	Final								
資産除去債務	ED	Final							
退職給付 (割引率その他)		ED			Final				
金融商品 (時価開示)		Final							
投資不動産	専門委		ED		Final				
<b>2. 既存の差異に係るプロジェクト項目(中期)</b>									
セグメント情報開示		Final							
企業結合(STEP2)									
(フェーズ2関連)						ED			2010年中のFinal公表を見込む。
(のれんの償却)						ED			2010年中のFinal公表を見込む。
過年度遡及修正									金融商品取引法開示制度等との調整が前提となる。
(会計方針の変更)			(DP)			ED	Final		2008年にDP(検討状況の整理)を公表することも検討
(減価償却方法)			(DP)			ED	Final		2008年にDP(検討状況の整理)を公表することも検討
(廃止事業その他)									2010年中のED及びFinal公表を見込む。
<b>3. IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目(中長期)</b>									
連結の範囲				DP					特別目的会社専門委員会が対応。 IASBのDPは2008年下期予定。
財務諸表の表示 (業績報告)		専門委			DP				IASB/FASBのDPは2008年上期予定。
収益認識		専門委			DP				IASB/FASBのDPは2008年上期予定。
負債と資本の区分		WG							国際対応専門委員会が対応。 FASBのDPは2007年11月公表済み。IASBのDPは2008年上期予定。
金融商品 (現行基準の見直し)					DP				金融商品専門委員会が対応予定。 IASB/FASBのDPは2008年上期予定。

<補足>

計画表上の記号の意味は次のとおり。

WG ワーキング・グループ設置 専門委 専門委員会設置 RR 調査報告(Research Report)

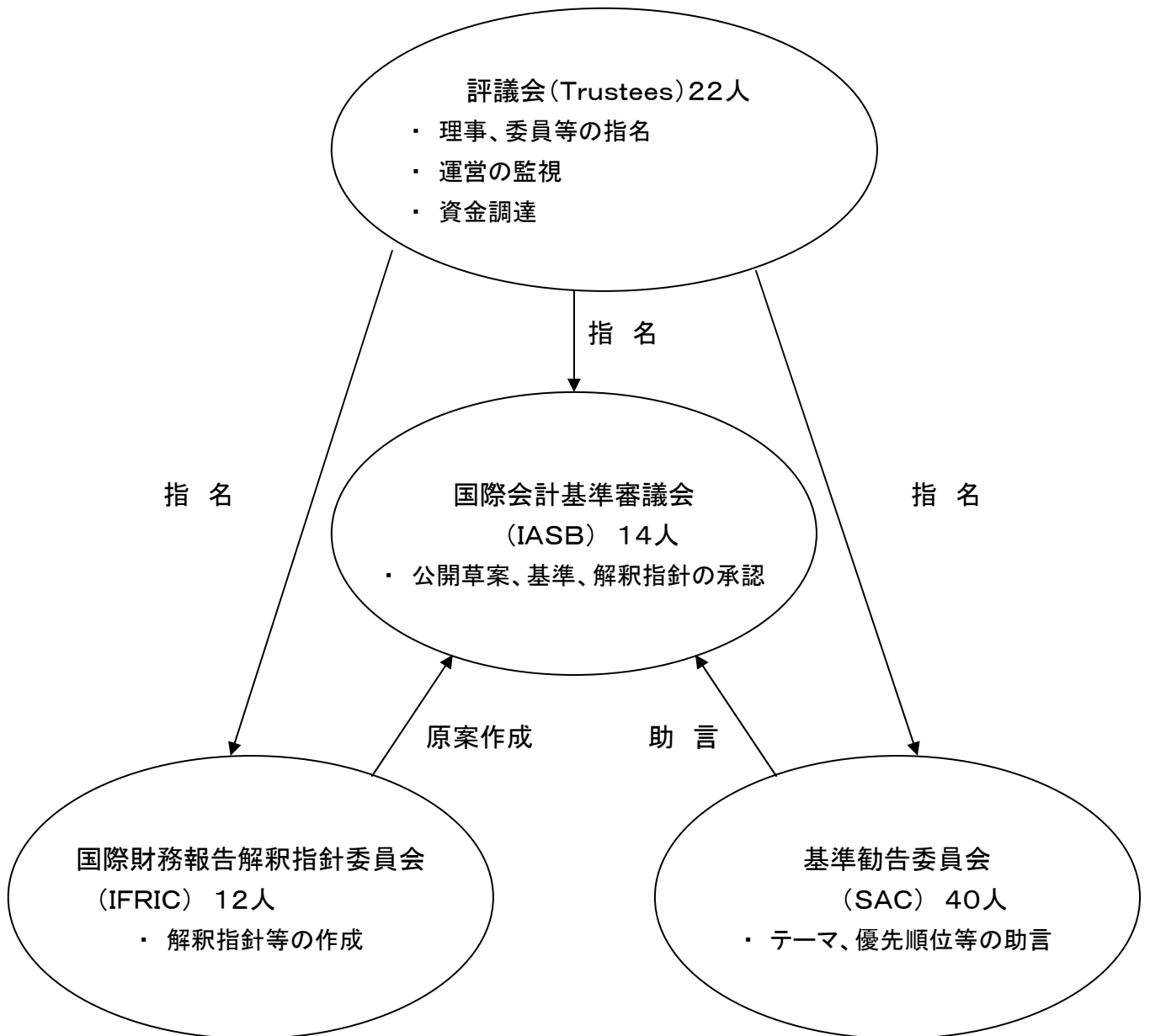
DP 論点整理・検討状況の整理(Discussion Paper) ED 公開草案(Exposure Draft) Final 会計基準/適用指針等(最終)

※1 企業結合は、EU同等性評価対応を対象とするSTEP1とそれ以外の差異解消を対象とするSTEP2に区分してプロジェクトを進める。

※2 企業結合(STEP1)のその他は、交換日、負ののれん、少数株主持分、段階取得、外貨建てのれんの換算である。

※3 IASB/FASBの検討とタイミングを合わせて進めるため、現時点ではスケジュールは未定。

国際会計基準委員会(IASC)財団の組織図



## IASC財団のガバナンス向上に向けた市場規制当局による取組み

欧州委員会、金融庁、証券監督者国際機構 (IOSCO)、米SECによる共同提案は、独立の基準設定プロセスの重要性を引き続き強調しつつも、国際会計基準委員会財団 (IASC財団) の組織的枠組みを強化し、財団の取組みを促すための改革。

欧州域内市場サービス担当チャーリー・マクリーヴィー委員、金融庁佐藤隆文長官、IOSCO理事会ジェーン・ディプロック議長、米国証券取引委員会クリストファー・コックス委員長は、以下のように説明した。

「国際財務報告基準 (IFRS) は世界で広く利用されるようになってきている。グローバルな会計基準の開発に責任を持つ設定主体に対する利用者の信頼を引き続き確保することは、我々共通の関心事である。そのため、IASBとIASC財団が取るべきステップは、投資家保護と市場規制に責任を有する規制当局に対して説明責任を履行する体制を確立することである。我々は、その目的達成のため、互いに協力していくつもりである。」

こうしたポジティブな進展の背景にあるのは、IFRSの普及に責任を負う評議員及び国際会計基準審議会 (IASB) によってこれまでに達成された業績、及び、国際的に使用可能で高品質な単一の会計基準の実現に向けた意思である。同時に、IFRSの使用の広がり、主要な証券規制関係者とIASC財団との間に正式な連携を設けることへの意識を高めつつある。

IASC財団の評議員によって監督されている、IASBは、公益の観点から、高品質で理解可能で、執行に耐えうるグローバルな単一の会計基準の開発を委任された、独立の基準作成主体である。IASC財団の評議員は、2008年に財団の定款レビューを開始することを予定している。資本市場の規制に責任を有する当局は、定款レビューの機会を利用して、独立した基準設定プロセスが引き続き重要であることを強調しつつ、IASC財団と協力の上、財団の組織的枠組みを強化するための変更を提案している。

この取組みの中心となるのが、IASC財団のガバナンス構造の中に、新たに、モニタリング・ボディーを設立し、公益の観点から監視する機能を強化することである。このようなモニタリング・ボディーを設立することは、グローバルな投資家の利益を代表

する評議員の役割を補完し、それにより、IFRSに対する公けの信用を高めることになろう。

本提案の主要な目的の一つは、モニタリング・ボディーがIASC財団の評議員と定期的に会合することにより、IASBによる作業計画について議論し、レビューし、コメントできるようにすることにある。我々はIASC財団及びIASB議長も関連する公的当局と対話を持つことを期待している。モニタリング・ボディーは、IASC財団の評議員及び指名助言団体とともに、評議員の選定作業に参画することになろう。モニタリング・ボディーは、更に、評議員候補の最終的な承認に責任を有するとともに、IASBの基準設定プロセスを監視し、その資金調達を確保するための評議員による手続もレビューすることになろう。

我々は、2005年におけるIASC財団の定款見直し完了後に実施されてきている手続の改革及び監視の強化を歓迎する。IASBは、新しい会計基準導入に際しての影響度評価(又は費用対効果分析)の枠組み、及び、フィードバック文書を引き続き開発していくことにコミットしている。モニタリング・ボディーは、評議員とともに、必要な資源を見出すことを含め、IASBによるこうした努力を強化することに取り組んでいくものとする。これは、影響度評価(費用対効果分析)を更に向上させることを目的とし、客観的な手続を確立する観点から行われるものである。

(仮訳)

公開企業の規制に責任を有する当局が、国際会計基準委員会財団 (IASCF) と関係を持つグループの設立に関する次のステップを発表

2008年6月18日ー証券監督者国際機構 (IOSCO) 並びに世界の三大資本市場の証券当局である欧州委員会、日本の金融庁及び米国証券取引委員会に代表される、世界の証券規制当局は、IASCF モニタリング・グループ設立に関して IASCF が開催する、来るべき円卓会議 (ラウンド・テーブル) を歓迎する。IASCF は、IFRS を策定する国際会計基準審議会 (IASB) を公益の観点から監視する民間の財団である。

IASCF のモニタリング・グループは、上場企業が使用する会計基準の採用又は承認に権限を有する各国当局と IASCF との間の組織的な関係を提供することになる。米国証券取引委員会クリストファー・コックス委員長、IOSCO 理事会ジェーン・ディプロック議長、金融庁佐藤隆文長官及び欧州域内市場サービス担当チャーリー・マクリーヴィー委員は、次のように表明している。

「我々は、証券当局と IASCF との関係を前進させる取組みが行われつつあることを評価する。世界の資本市場における国際財務報告基準 (IFRS) の採用及び使用の増加により、公開企業の財務状況の開示義務の設定に権限を有する当局に対する IASCF の説明責任の強化が必要となっている。来るべき円卓会議を開催するに当たり、IASCF は、これまで各国当局と国内基準設定主体が構築してきた関係に近いメカニズムを証券当局と IASCF との関係で構築する必要性を認めている。これにより、IFRS の使用を容認あるいは義務付ける証券当局が、投資家保護、市場の信頼性、資本形成という当局としての責任を効果的に果たすことが可能となろう。」

証券当局は、これまで、IASCF の定款の見直し及び改訂に関して IASCF 評議員と協議を行ってきている。検討されている改革の一環として、IASCF モニタリング・グループは IASCF 評議員の選任及び承認の手続きに参画するとともに、IASCF 評議員は自らの IASB への監視活動について IASCF モニタリング・グループに定期的に報告することになるであろう。IASCF モニタリング・グループの役割は、IASCF 評議員による公益の観点からの監視活動を補強しつつ、IASB の独立性を確保するよう、明確に設計されることとなろう。証券当局は、定款の見直しが IASCF の公的説明責任を向上させる方向で進んでいく中で、IASCF のガバナンスに関し、更なる関わりを持つことになろう。

6月19日に、IOSCO、米国証券取引委員会、金融庁及び欧州委員会の代表者は、IASCF 定款見直しに関する IASCF の円卓会議に参加し、意見を聴取することを期待している。

List of third countries

Group I	Group II	Group III
Australia	Brazil	Argentina
Canada	China	Bahamas
Japan	Croatia	Bermudas
Singapore	Guernsey, Jersey, Isle of Man	Chile
South Africa	Hong Kong	Colombia
South Korea	India	Kazakhstan
Switzerland	Indonesia	Mauritius
United States of America	Israel	Mexico
	Morocco	Philippines
	New Zealand	United Arab Emirates
	Pakistan	Zambia
	Russia	
	Taiwan	
	Thailand	
	Turkey	
	Ukraine	

# 貸金業法等改正に係る政府令の概要について

平成19年11月  
金融庁・法務省



# 目次

## I 貸金業の適正化

1. 貸金業への参入条件の厳格化
2. 貸金業協会の自主規制機能強化
3. 行為規制の強化
  - 書面交付
  - その他の行為規制
4. 業務改善命令の導入

## II 過剰貸付けの抑制

1. 指定信用情報機関制度の創設
2. 総量規制の導入

## III 金利体系の適正化

1. 上限金利の引下げ
2. 金利の概念
3. 日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止

## IV 施行スケジュール

# I 貸金業の適正化

## 1. 貸金業への参入条件の厳格化

### ＜法律のポイント＞

- 貸金業者の最低純資産額  
原則 ・ 2,000万円＜施行後1年半以内＞  
・ 5,000万円＜完全施行時＞  
＜法第6条第1項第14号＞  
(注) 現行法では、個人300万円・法人500万円

- 法令遵守のための助言・指導を行う  
貸金業取扱主任者について、資格試験を導入し、合格者を営業所ごとに一定数配置  
＜法第12条の3第1項＞

### ＜府令のポイント＞

- 純資産額規制の例外として、いわゆるNPOバンクを念頭に、以下の要件を規定
  - ・ 非営利法人
  - ・ 低金利(7.5%以下)
  - ・ 貸付内容等の情報開示
  - ・ 貸出目的の公益性  
(NPO法17分野向け・生活困窮者向け貸付けを主目的)
  - ・ 純資産額500万円以上 等

- 従業者50人に対して1人以上

## 2. 貸金業協会の自主規制機能強化

### ＜法律のポイント＞

- 貸金業協会を認可を受けて設立する法人とし、貸金業者の加入を確保するとともに、都道府県ごとの支部設置を義務付け  
＜法第25条、第26条＞
- 一定割合以上の貸金業者を協会員とすることを義務付け  
＜法第37条第2項＞
- 広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定させ、当局が認可する枠組みを導入  
＜法第32条＞

### ＜政令のポイント＞

- 新協会設置に必要となる加入貸金業者の割合
  - ・ 15%以上＜本体施行時＞
  - ・ 50%以上＜完全施行時＞

### 3. 行為規制の強化

#### 書面交付

##### <法律のポイント>

- リボ契約(基本契約・個別貸付け)の交付書面に  
関する規定の導入 <法第17条>
- 連帯保証人の保護を徹底するため、連帯保証人  
に対して、催告・検索の抗弁権がないことを保証人に対  
する事前書面・契約書面の記載事項に追加  
<法第16条の2・法第17条>
- マンスリーステートメント方式や電子化による書  
面交付の導入(利息制限法以下の貸出金利で、顧客の承諾  
がある場合)  
<法第17条第6項・第7項・第18条第3項・第4項>  
※「マンスリーステートメント方式」=個々の貸付け・弁済時には  
簡素な交付書面とし、定期的(例えば1か月ごと)に貸付け・弁  
済に関する情報をまとめて記載した書面を交付する方式。
- 契約前の事前の書面交付の義務付け  
<法第16条の2>
- 重要事項変更の場合の書面の再交付の義務付け  
<法第17条>

##### <政府令のポイント>

- リボ契約について、現行法の記載事項と同等の内  
容に加え、
  - ・ 「利息額が利息制限法超の場合には支払義務が  
ない」旨<経過期間中>
  - ・ トータルの元利負担額<完全施行時>  
を基本契約時・個別貸付け時の両書面に記載する  
ことが原則  
→利息制限法以下のリボ契約については、  
基本的な契約内容に関わらない重複事項の  
省略など簡素化
- マンスリーステートメントの記載事項について規定
- マンスリーステートメントの利用に係る借り手の承  
諾については、既存のリボ契約に限り、業者からの  
通知に異議がなければ承諾と認める方式も可能
- パソコンに加え、顧客が保存・印刷できる場合、  
携帯電話(メール)による書面交付も可能  
(携帯電話については、交付後3か月内は顧客の要請があれ  
ば紙ベースの書面交付を行うことが条件)
- 事前書面として申込書付パンフレット様式も可能  
(極度額・利率等の明示は必要)
- 重要事項の範囲を規定  
→返済方式や担保の内容等の変更の場合  
(利率の引下げ等の顧客に有利な契約内容の変更や、  
極度額・限度額の減額の場合は除く)

## その他の行為規制

### <法律のポイント>

○ 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを原則禁止

<法第12条の7>

○ 公正証書作成にかかる委任状の取得を禁止。  
利息制限法の金利を超える貸付けの契約について  
公正証書の作成を禁止

<法第20条>

○ 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、  
取立規制を強化

<法第21条>

### <府令のポイント>

○ 住宅ローン及び住宅ローンのつなぎに例外を  
限定

## 4. 業務改善命令の導入

○ 規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消  
や業務停止に加え、業務改善命令を導入

<法第24条の6の3>

## II 過剰貸付けの抑制

### 1. 指定信用情報機関制度の創設

#### <法律のポイント>

- 信用情報の適切な管理や全件登録などの条件を満たす信用情報機関を指定する制度を導入
- 貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備

<法第3章の2>

- 貸金業者は、指定信用情報機関に個人信用情報として以下の事項を提供する義務 <法第41条の35>
  - ・ 個人を識別できる事項
  - ・ 契約年月日
  - ・ 貸付けの金額
  - ・ その他の事項

- 指定信用情報機関が複数ある場合、相互に個人信用情報の交流を義務づけ <法第41条の24>

#### <府令のポイント>

- 信用情報の規模、財産的基礎に係る指定の要件を規定
  - ・ 加入貸金業者数100社以上、貸付残高5兆円以上
  - ・ 純資産額5億円以上

- 名寄せを正確に行うため、個人を識別できる事項の内容を規定
  - ・ 氏名、住所、生年月日及び電話番号
  - ・ 勤務先の商号又は名称
  - ・ 運転免許証、健康保険証、パスポート等の記号番号
- その他の内容を規定
  - ・ 貸付けの残高
  - ・ 元本又は利息の支払の遅延の有無
  - ・ 総量規制を超える貸付けが可能な契約に該当する場合には、その旨

## 2. 総量規制の導入

### <法律のポイント>

- 貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務づけるとともに、
  - ・ 自社からの借入残高が50万円超となる貸付け
  - 又は
  - ・ 総借入残高が100万円超となる貸付けの場合には、年収等の資料の取得を義務づけ  
<法第13条>
- 住宅ローン等を除き、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けを原則として禁止  
ただし、顧客の利益の保護に支障を生ずることがない貸付けである場合には、年収の3分の1を超える貸付けを行うことも可能  
<法第13条の2>

- リボルビング契約について、途上与信によるチェックを義務づけ  
<法第13条の3>
- 途上与信の結果、総借入残高が年収の3分の1を超えることが判明した場合、貸付けを抑制するための措置を講じる必要  
<法第13条の4>

### <府令のポイント>

- 住宅ローン等の内容を規定
  - ・ 不動産購入のための貸付け(そのためのつなぎ融資を含む)
  - ・ 自動車購入時の自動車担保貸付け
  - ・ 高額療養費の貸付け 等
- 顧客の利益の保護に支障を生ずることがない貸付けの内容を規定
  - ・ 有価証券担保貸付け
  - ・ 不動産担保貸付け(居宅等の生計の維持に不可欠なものを担保とする場合を除く)
  - ・ 売却予定不動産の売却代金により返済される貸付け
  - ・ 顧客に一方向的に有利となる借換え(毎回返済額・総返済額が減少し、追加担保・保証なしの場合)
  - ・ 緊急の医療費(高額療養費を除く)の貸付け
  - ・ 配偶者と併せた年収の3分の1以下の貸付け(配偶者の同意が必要)
  - ・ 個人事業主向けの貸付け(当該事業主の返済能力を超えない場合に限る)
- 途上与信の要件等を規定
  - ・ 1ヶ月の借入の合計額が5万円以上、かつ、借入残高が10万円以上の場合 → 毎月チェック
  - ・ 上記にあたらない場合でも、借入残高が10万円以上の場合 → 3ヶ月ごとにチェック
- 貸付けを抑制するための措置を規定
  - ・ 極度額の減額又は新たな貸付けの停止

### III 金利体系の適正化

#### 1. 上限金利の引下げ

- 貸金業法上の「みなし弁済」制度(グレーゾーン金利)を廃止し、出資法上限金利を20%に引き下げる  
(これを超える場合は刑事罰を科す) <出資法第5条第2項>

#### 2. 金利の概念

##### <法律のポイント>

- 業として行う貸付けの利息には、契約締結費用及び債務弁済費用も含むこととする  
(ただし、以下のものを除く)
  - ・ カードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用(政令)
  - ・ 公租公課
  - ・ 強制執行、担保権実行の費用等
  - ・ ATM利用料(政令に上限を委任)<法第12条の8第2項、利息制限法第6条第2項、出資法第5条の4第4項>

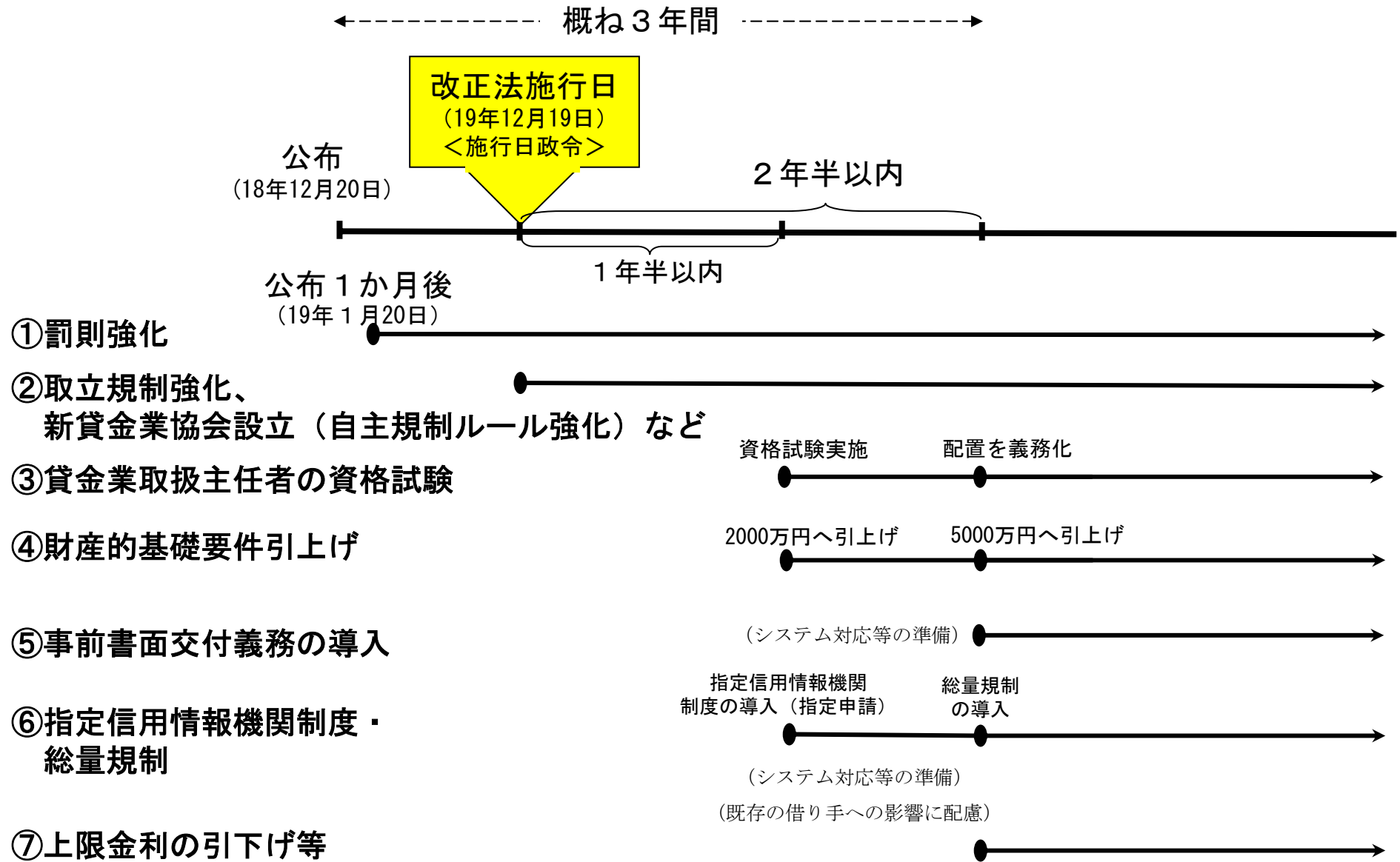
##### <政令のポイント>

- 利息から除かれるものを規定 (事務手続きに要する費用)
  - ・ ローンカードの再発行手数料
  - ・ 法定書面の再発行手数料
  - ・ 口座再振替費用
- 利息から除かれるATM利用料の上限を規定 (事務手続きに要する費用)
  - ・ 1万円以下 105円
  - ・ 1万円超 210円(注)印紙税は公租公課(3万円以上の返済の場合)

- 保証料を利息と合算して規制  
<利息制限法第8条・第9条、出資法第5条の2・第5条の3>

#### 3. 日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止

# IV 施行スケジュール





## 貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

### 1. 目的

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和58年政令第181号。以下「令」という。）を改正するものである。

### 2. 改正政令の構成

改正法は全体で8条あるが、このうち、改正法第1条から第4条までが、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）を段階的に改正している。（改正法第1条及び第2条が貸金業の規制等に関する法律の一部改正。改正法第2条において、「貸金業の規制等に関する法律」という題名を「貸金業法」に改めているので、改正法第3条及び第4条は、貸金業法の一部改正。）

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）は、改正法第1条に伴う政令事項はないので、改正法第2条から第4条までに伴う政令事項について、令を段階的に改正するものである。

- ・ 改正政令第1条：改正法第2条の規定による貸金業の規制等に関する法律の改正に伴う改正
- ・ 改正政令第2条：改正法第3条の規定による貸金業法の改正に伴う改正
- ・ 改正政令第3条：改正法第4条の規定による貸金業法の改正に伴う改正
- ・ 改正政令附則：施行期日・経過措置等

### 3. 主な内容

#### （1）改正政令第1条：改正法第2条の規定による貸金業の規制等に関する法律の改正に伴う改正

- ① 題名の改正
  - ・ 法律の題名の改正に合わせ、題名を「貸金業法施行令」に改める。
- ② 書面交付の電子化
  - ・ あらかじめ、相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - ・ 相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、電磁的方法により提供してはならない。ただし、相手方が再び承諾をした場合には、この限りではない。（令第3条の2～第3条の5）
- ③ 貸金業協会の協会員の占める割合
  - ・ 貸金業協会の協会員の全貸金業者に占める割合を15パーセント以上とする。（令第4条）

#### （2）改正政令第2条：改正法第3条の規定による貸金業法の改正に伴う改正

- ① 貸金業者の最低純資産額
  - ・ 貸金業者の最低純資産額を2,000万円とする。（令第3条の2）
- ② 貸金業務取扱主任者
  - ・ 貸金業務取扱主任者の資格試験の受験手数料を8,500円とする。

- (令第3条の13)
- ・ 貸金業務取扱主任者の登録手数料を3,150円とする。 (令第3条の14)
- ・ 貸金業務取扱主任者の登録講習機関の登録の有効期間を3年とする。 (令第3条の15)
- ・ 貸金業務取扱主任者の講習の受講手数料を、内閣総理大臣が実施する場合8,900円とする。 (令第3条の16)

### (3) 改正政令第3条：改正法第4条の規定による貸金業法の改正に伴う改正

- ① 貸金業者の最低純資産額
  - ・ 貸金業者の最低純資産額を5,000万円とする。 (令第3条の2)
- ② みなし利息
  - ・ みなし利息から除かれる事務の費用を以下の費用とする。
    - － ローンカードの再発行手数料
    - － 法令の規定により債務者に交付された書面の再発行手数料
    - － 口座再振替手続費用

(令第3条の2の2)
  - ・ みなし利息から除かれるATM利用料の上限を、利用額1万円以下105円・利用額1万円超210円とする。 (令第3条の2の3)
- ② 貸金業協会の協会の占める割合
  - ・ 貸金業協会の協会の全貸金業者に占める割合を50パーセント以上とする。 (令第4条)

### (4) 改正政令附則：施行期日・経過措置等

- ① 施行期日
  - ・ 「4. 施行期日」参照
- ② 経過措置
  - ・ マンスリーステートメントの承諾（法第17条第6項・第18条第3項）について、既存の極度方式基本契約については異議申立期間を1月以上とするオプトアウト方式を可能とする（改正政令附則第4条・第5条）など、所要の経過措置を規定。

#### 4. 施行期日

- ・ 改正政令第1条：改正法第2条の規定の施行の日（改正法の公布の日（平成18年12月20日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成19年12月19日。以下「施行日」という。））
- ・ 改正政令第2条：改正法第3条の規定の施行の日（施行日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）
- ・ 改正政令第3条：改正法第4条の規定の施行の日（施行日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

## 貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

### 1. 目的

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和58年大蔵省令第40号。以下「規則」という。）を改正するものである。

### 2. 改正府令の構成

改正法は全体で8条あるが、このうち、改正法第1条から第4条までが、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）を段階的に改正している。（改正法第1条及び第2条が貸金業の規制等に関する法律の一部改正。改正法第2条において、「貸金業の規制等に関する法律」という題名を「貸金業法」に改めているので、改正法第3条及び第4条は、貸金業法の一部改正。）

貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（以下「改正府令」という。）は、改正法第1条に伴う府令事項はないので、改正法第2条から第4条までに伴う府令事項について、規則を段階的に改正するものである。

- ・ 改正府令第1条：改正法第2条の規定による貸金業の規制等に関する法律の改正に伴う改正
- ・ 改正府令第2条：改正法第3条の規定による貸金業法の改正に伴う改正
- ・ 改正府令第3条：改正法第4条の規定による貸金業法の改正に伴う改正
- ・ 改正府令附則：施行期日・経過措置等

### 3. 主な内容

#### （1）改正府令第1条：改正法第2条の規定による貸金業の規制等に関する法律の改正に伴う改正

##### ① 題名の改正

- ・ 法律の題名の改正に合わせ、題名を「貸金業法施行規則」に改める。

##### ② 電磁的方法の具体的内容

- ・ 書面交付に代えて電磁的方法により提供する場合の具体的方法を規定。資金需要者等の電子計算機として携帯電話を用いる場合には、送信した日から3月間、資金需要者等の請求により、書面を交付することが条件。（規則第1条の2）

##### ③ 貸金業を的確に遂行するための必要な体制の整備

- ・ 登録拒否要件である「貸金業を的確に遂行するための必要な体制」の整備の審査の際は、以下の基準に適合するかどうかを審査。
  - － 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること。
  - － 常務に従事する役員のうち貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者があること。（申請者が個人の場合、申請者が3年以上従事した経験を有する者であること。）
  - － 営業所等ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として1人以上在籍していること。
  - － 資金需要者等の利益の保護のため、十分な社内規則を定めていること。

(規則第5条の4)

④ 生命保険契約の締結に係る制限

- ・ 自殺を保険事故とする生命保険契約の締結の禁止（法第12条の7）の例外は以下の契約とする。
  - － 住宅（居住の用に供する建物（その一部を事業の用に供するものを含む。）をいう。）の建設若しくは購入に必要な資金又はその改良に必要な資金の貸付け
  - － 上記のつなぎ資金の貸付け

(規則第10条の10)

⑤ 書面交付

- ・ 生命保険契約に係る同意前の交付書面（法第16条の3）の記載事項を規定。  
(規則第12条の3)
- ・ 法第17条で極度方式基本契約締結時、個別契約締結時のそれぞれの書面の記載事項を規定したことを受け、それぞれの書面における記載事項を規定。
  - － 新たな記載事項として、「利息制限法を超える金利を支払う義務がない旨」等を規定。
  - － 利息制限法以下の貸付けについては、基本契約で記載している事項のうち一定のものを個別契約時には省略できることとし、「各回の返済期日及び返済金額」は「次回の返済期日及び返済金額」を記載することができることとする。

(規則第13条)

- ・ マンスリーステートメント（法第17条第6項・第18条第3項）の記載事項を規定。  
(規則第13条第8項・第15条第3項)

⑥ 帳簿

- ・ 帳簿の保存期間を10年とする。  
(規則第17条)

⑦ 公正証書

- ・ 公正証書の作成に係る説明事項（法第20条第4項）を規定。  
(規則第18条)

⑧ 開始等の届出

- ・ 開始等の届出（法第24条の6の2）について、所要の規定を整備。  
(規則第26条の25～第26条の27)

⑨ 貸金業協会

- ・ 協会設立の認可申請書の添付書類について規定を整備。  
(規則第26条の30)
- ・ 貸金業協会の金融庁長官等に対する協力について規定を整備。  
(規則第27条)

(2) 改正府令第2条：改正法第3条の規定による貸金業法の改正に伴う改正

① 貸金業者の最低純資産額

- ・ 最低純資産額の例外として、いわゆるNPOバンクを念頭に、以下の要件を規定。
  - － 営利を目的としない法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。
  - － 純資産額が500万円以上。
  - － 特定非営利活動に係る事業（NPO法17分野）に対する貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを主目的とし、その旨を定款又は寄附行為において定めていること。

- 剰余金の分配を行わないこと等を定款又は寄附行為において定めていること。
- 金利が7.5%以下。
- 事業報告書等を備え置き、利害関係人から請求があった場合には閲覧させること。

(規則第5条の3)

- ・ 純資産額の計算方法について規定。(規則第5条の5)

② 貸金業務取扱主任者

- ・ 貸金業務取扱主任者の資格試験、登録及び講習について所要の規定を整備。

(規則第26条の30～第26条の73)

③ 指定信用情報機関

- ・ 指定の要件

- 加入貸金業者の数が100以上、かつ、保有する個人信用情報に係る貸付けの残高の合計額が5兆円以上。(規則第28条)

- 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が5億円以上。(規則第29条)

- ・ 信用情報提供等業務に関する記録は、作成後3年間保存しなければならない。(規則第30条の9)

- ・ 指定信用情報機関に提供を義務付ける個人信用情報は、以下のものとする。

- 氏名(ふりがなを付す。)

- 住所

- 生年月日

- 電話番号

- 勤務先の商号又は名称

- 運転免許証の番号(顧客が運転免許証の交付を受けている場合に限る。)

- 本人確認書類の提示を受ける方法により本人確認を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号

- 契約年月日(法第41条の35第1項第2号)

- 貸付けの金額(法第41条の35第1項第3号)

- 貸付けの残高

- 元本又は利息の支払の遅延の有無

(規則第30条の13)

- ・ 加入貸金業者は、信用情報の提供等に係る同意に関する記録を当該同意に基づき指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。

(規則第30条の15)

- ・ その他指定信用情報機関に関する所要の規定を整備。

(規則第28条～第30条の15)

**(3) 改政府令第3条：改正法第4条の規定による貸金業法の改正に伴う改正**

① 貸金業務取扱主任者

- ・ 営業所等において貸金業の業務に従事する者の数に対する貸金業務取扱主任者の数の割合を50分の1以上とする。(規則第10条の8)

② 利息、保証料等に係る制限等

- ・ 貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない履行担保措置(法第12条の8)

第5項)は、土地、建物その他の財産を担保に供することとする。

(規則第10条の11)

- ・ 貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない保証料に係る契約(法第12条の8第8項)は、保証業者が、貸付けに係る契約(利息の額が定まらないもの(主たる債務について支払うべき利息が利息の契約後変動し得る利率をもって定められている場合を除く。))に限る。)に基づく債務を主たる債務とする保証を行う場合における保証料に係る契約とする。(規則第10条の13)
- ・ 保証業者と締結してはならない根保証契約(法第12条の8第9項)は以下のものとする。
  - 一 根保証契約締結時に現に存する主たる債務の元本額及び当該根保証契約締結後に発生することが見込まれる債務の元本額(主たる債務者の資金の借入れ又は資産の状況に照らして合理的と認められる範囲内のものに限る。)を超える元本極度額を定める根保証契約
  - 一 3年を経過した日より後の日を元本確定期日として定める根保証契約又は元本確定期日の定めがない根保証契約(規則第10条の14)
- ・ 媒介のための新たな役務の提供を伴わないと認められる法律行為(法第12条の8第10項)は、同一の貸金業者と債務者との間で行われる借換え又は新たな契約の締結であって、新たな役務の提供を伴わないと認められるものとする。(規則第10条の15)

### ③ 過剰貸付規制

- ・ 指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務(法第13条第2項)の例外は以下の契約とする。
  - 一 極度方式貸付けに係る契約
  - 一 手形(融通手形を除く。)の割引を内容とする契約
  - 一 金融商品取引業者の行う有価証券を担保とした貸付けに係る契約
  - 一 貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約(規則第10条の16)
- ・ 資力を明らかにする事項を記載した書面(法第13条第3項・第13条の3第3項)は以下のもの(一般的に発行される直近の期間に係るものに限る。)とする。
  - 一 源泉徴収票
  - 一 支払調書
  - 一 給与の支払明細書(直近2月分以上のものに限る。)
  - 一 確定申告書
  - 一 青色申告決算書
  - 一 収支内訳書
  - 一 納税通知書
  - 一 所得証明書
  - 一 年金証書
  - 一 年金通知書

なお、個人顧客の資力に変更があったと認められる場合で、以下の要件のいずれにも該当するときは、従前の勤務先の源泉徴収票等を用いることができる。

- 一 変更後の勤務先が確認されていること。
  - 一 変更後の勤務先で二月分以上の給与の支払を受けていないこと。
- また、極度方式基本契約に係る調査（法第 13 条の 3 第 3 項）においては、一定の要件の下、過去 3 年以内に発行されたもの（発行後 3 年目に個人顧客の勤務先に変更がないことを確認した場合には、過去 5 年以内に発行されたもの）の提供を受けている場合は、新たな提供は不要とする。

（規則第 10 条の 17・第 10 条の 26）

- ・ 貸金業者は、返済能力調査に関する記録（資力を明らかにする事項を記載した書面を含む。）を貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（極度方式基本契約については、基本契約の解除の日等）までの間保存しなければならない。

（規則第 10 条の 18）

- ・ 「極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合」（法第 13 条第 5 項）とは、極度方式基本契約の相手方と連絡することができないことにより、極度額（限度額）を一時的に減額していた場合（当該相手方の返済能力の低下による場合を除く。）に、当該相手方と連絡することができたことにより、減額前の額まで増額することとする。

（規則第 10 条の 19）

- ・ 総量規制の適用除外とする「住宅資金貸付契約等」（法第 13 条の 2 第 2 項）とは以下のものとする。

- 一 不動産の建設若しくは購入に必要な資金又はその改良に必要な資金の貸付け
- 一 上記のつなぎ資金の貸付け
- 一 自動車購入時の自動車担保貸付け
- 一 高額療養費のための貸付け
- 一 手形（融通手形を除く。）の割引を内容とする契約
- 一 金融商品取引業者の行う有価証券を担保とした貸付けに係る契約
- 一 貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約

（規則第 10 条の 21）

- ・ 個人顧客の資力の額の算出方法は、以下のいずれかによる。
- 一 源泉徴収票等を用いて算出する方法
- 一 直近 2 月分以上の給与の支払明細書による 1 月当たりの平均金額に 12 を乗じて算出する方法（給与の支払明細書によって賞与の額を確認した場合には、これを含めることができる。）
- 一 給与の支払明細書に記載されている地方税額を基に合理的に算出する方法

（規則第 10 条の 22）

- ・ 総量規制の例外とする「個人顧客の利益の保護に支障を生じることがない（極度方式基本）契約」（法第 13 条の 2 第 2 項・第 13 条の 3 第 5 項）は以下のものとする。

- 一 有価証券担保貸付け（貸付けの金額が有価証券の時価の範囲内であること等が要件）
- 一 居宅又は生計を維持するために不可欠な不動産以外の不動産を担保とする貸付け（返済能力があると認められること等が要件）
- 一 売却を予定している不動産の売却代金により返済される貸付け（返済能力があると認められること、当該不動産の売却後も個人顧客の生活に支障を来さな

いこと、売買の媒介契約書等の保存等が要件)

- － 借り手に一方的に有利となる借換え（1月の負担・総返済額が減少し、追加担保・保証がないこと等が要件。極度方式基本契約の場合は除く。）
- － 緊急の医療費のための貸付け（返済能力があると認められること、同様の貸付けがないこと等が要件。極度方式基本契約の場合は除く。）
- － 配偶者と合算して年収の3分の1以下の貸付け（配偶者の同意が要件）
- － 個人事業主向けの貸付け（実地調査等による事業の実態の確認、事業計画等に照らし返済能力があると認められること等が要件）
- － 新たな事業を開始するために必要な資金の貸付け（事業計画等に照らし返済能力があると認められること等が要件）

（規則第10条の23・第10条の28）

- ・ 貸金業者は、極度方式基本契約を締結している個人顧客（自社の貸付残高が10万円未満の場合及び新たな極度方式貸付けを停止している場合を除く。）に対し、以下のとおり指定信用情報機関の信用情報を使用して基準額超過極度方式基本契約（年収の3分の1超）に該当しないことの調査を行うこととする。
  - － 自社で1月間に合計5万円以上の貸付けが発生した月毎
  - － 貸付けが行われていなくても3月以内の期間毎

（規則第10条の24・第10条の25）

なお、上記の調査の記録をその作成後3年間保存しなければならない。

（規則第10条の27）

- ・ 貸金業者は、基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、以下の措置を講じることとする。
  - － 極度額（限度額）を基準額超過極度方式基本契約に該当しないこととなる額まで減少させること。
  - － 新たな極度方式貸付けを停止すること。

（規則第10条の29）

#### ④ 書面交付

- ・ 事前書面（法第16条の2）の記載事項を規定。（契約の相手方の氏名等は記載事項としない。）（規則第12条の2）
- ・ 事前書面（法第16条の2）及び契約書面（法第17条）の記載事項に「トータルの元利負担額」を追加するなど所要の規定を整備。（規則第12条の2・第13条）
- ・ 契約書面の再交付義務がかかる重要事項の変更について規定を整備。利率の引下げ等の資金需要者等に有利な変更は重要事項とせず、極度額（限度額）の減額・復活は重要事項変更の例外とする。（規則第13条）
- ・ 事前書面（法第16条の2）、生命保険契約に係る同意前の書面（法第16条の3）、契約書面（法第17条）、受取証書（法第18条）、マンスリーステートメント本体（マンスリーステートメントにより簡素化する書面は除く。）（法第17条第6項・第18条第3項）、公正証書の説明書面（法第20条第3項）及び催告書面（法第21条）について、記載事項を8ポイント以上の大きさの文字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

（規則第12条の2・第12条の3・第13条・第15条・第18条・第19条）



#### (4) 改政府令附則：施行期日・経過措置等

- ① 施行期日
  - ・ 「4. 施行期日」参照
- ② 経過措置
  - ・ 所要の経過措置を規定。

#### 4. 施行期日

- ・ 改政府令第1条：改正法第2条の規定の施行の日（改正法の公布の日（平成18年12月20日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成19年12月19日。以下「施行日」という。））
- ・ 改政府令第2条：改正法第3条の規定の施行の日（施行日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）
- ・ 改政府令第3条：改正法第4条の規定の施行の日（施行日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

## 利息制限法施行令の概要

### 1. 目的

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、債権者の受ける金銭のうち利息とみなされない費用、保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者等を定めるものである。

### 2. 具体的内容

#### (1) 第 1 条関係

利息制限法第 6 条第 1 項の委任に基づき、金銭消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭（みなし利息）のうち利息とみなされない費用を、①ローンカードの再発行の手数料、②貸金業法の規定に基づき債務者に交付された書面の再発行等の手数料、③債務者が弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替手続の費用と定めるものである。

#### (2) 第 2 条関係

利息制限法第 6 条第 2 項第 3 号の委任に基づき、契約締結又は債務弁済における A T M の利用料のうち利息とみなされない額の範囲を、①入出金額 1 万円以下の場合には 105 円以下、②入出金額 1 万円超の場合には 210 円以下と定めるものである。

#### (3) 第 3 条関係

利息制限法第 8 条第 4 項の委任に基づき、主たる債務者が個人である場合において同項が適用される保証人となることができる「保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者」として、各種金融機関・組合等を定めるものである。

#### (4) 第 4 条関係

利息制限法第 8 条第 7 項第 1 号ハの委任に基づき、保証料支払における A T M の利用料のうち保証料とみなされない額の範囲を、①入金額 1 万円以下の場合には 105 円以下、②入金額 1 万円超の場合には 210 円以下と定めるものである。

#### (5) 第 5 条関係

利息制限法第 8 条第 7 項第 2 号の委任に基づき、保証に関し保証人の受ける保証料以外の金銭（みなし保証料）のうち保証料とみなされない費用を、①保証料支払用カードの再発行の手数料、②主たる債務者が弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替手続の費用と定めるものである。

### 3. 施行期日

改正法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（改正法の施行日（平成 19 年 12 月 19 日を予定）から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。

## 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令の概要

### 1. 制定の趣旨

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）の成立により、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号。以下「法」という。）が改正されたことに伴い、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令を定めるものである。

### 2. 概 要

#### (1) 高保証料規制に関し根保証に係る特則が適用される保証人の範囲に関する規定（第 1 条関係）

法第 5 条の 2 第 3 項の委任に基づき、「保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者」の内容を具体的に定めるものである。

#### (2) 高金利規制の対象から除外される費用の範囲に関する規定

##### ア 現金自動支払機その他の機械の利用料（第 2 条関係）

法第 5 条の 4 第 4 項第 1 号ハの委任に基づき、いわゆるみなし利息及びみなし保証料から除外される貸付けに係る金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料の上限について、機械を利用して受け取り又は支払う額の区分に応じ、1 万円以下の場合は 105 円、1 万円を超える場合は 210 円と定めるものである。

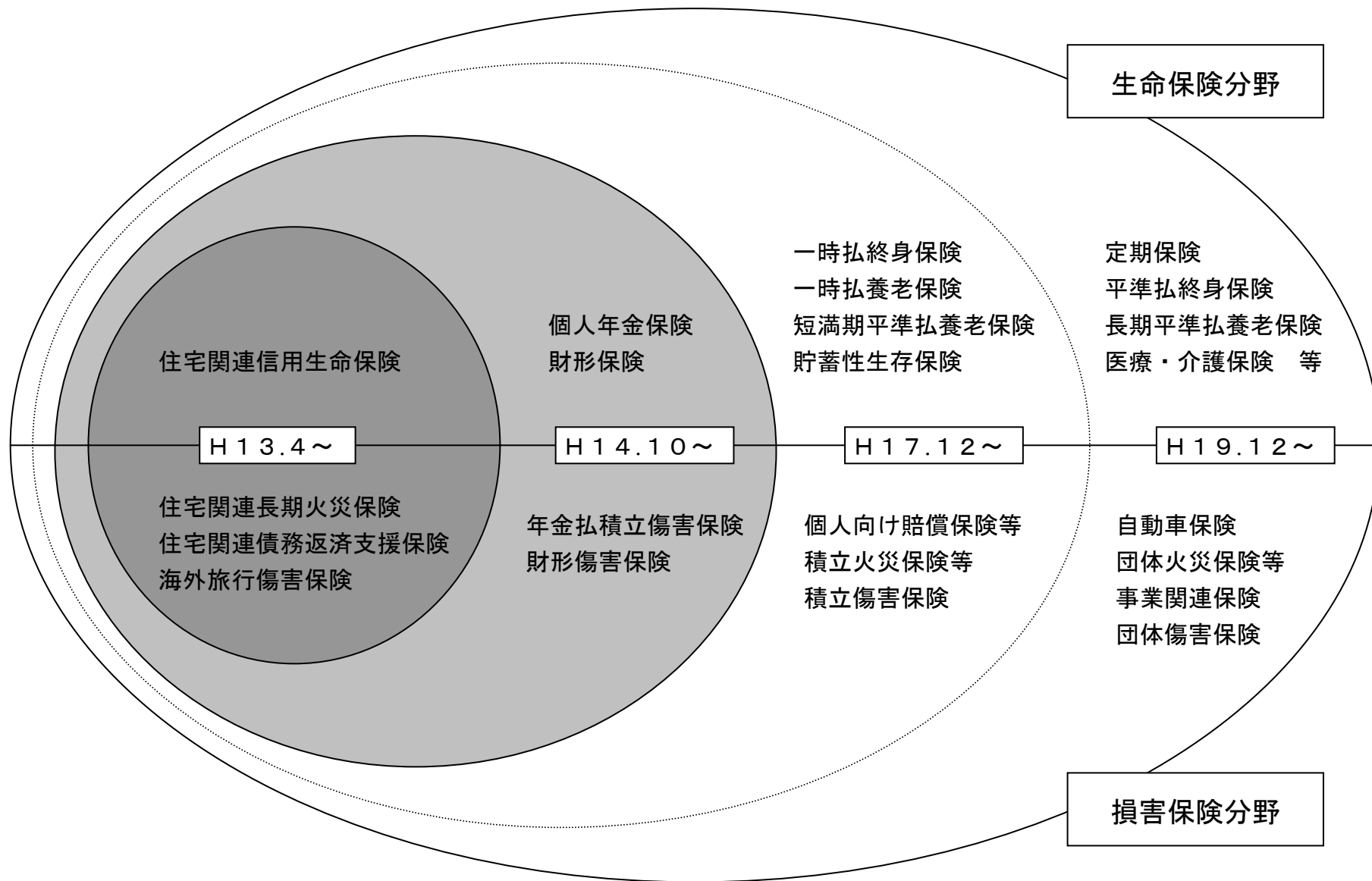
##### イ 貸付けの相手方の要請により貸付けを行う者が行う事務の費用（第 3 条関係）

法第 5 条の 4 第 4 項第 2 号の委任に基づき、いわゆるみなし利息及びみなし保証料から除外される事務の費用を金銭の貸付け及び弁済に用いるために交付されたカードの再発行に係る手数料等と定めるものである。

#### (3) 施行期日（附則関係）

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 銀行等が販売できる保険商品の範囲



## 銀行等による保険販売規制の見直しの概要

(第3次解禁)

## 1. 新たな弊害防止措置

- (1) 融資先販売規制：以下の先に対する保険募集を制限（既解禁商品を除く。）。
- 事業資金の融資先である法人、その代表者及び個人事業主
  - 事業資金の融資先である小規模事業者（従業員数50人以下の企業）の役員・従業員
- (2) 事業資金の融資業務と保険募集の担当者を分離（既解禁商品を除く。）。
- (3) 融資の申込者に対する融資審査期間中の保険募集を禁止（既解禁商品を除く。）。
- (4) 引受保険会社の商号の明示、契約内容に係る情報提供を含む保険募集指針の策定・公表・実行を義務付け。
- (5) 保険募集に係る法令遵守責任者を営業単位ごとに設置することを義務付け。
- (6) 子会社等を通じた融資先販売規制等の潜脱行為を禁止。 等

## 2. 中小金融機関の特例

- (1) 営業地域が限定された中小金融機関について、生命保険等の保険募集を小口（契約者一人当たり保険金額1000万円以内）に限る場合は、
- 従業員等への保険募集が制限される小規模事業者を従業員数20人以下の企業とする。
  - 事業資金の融資業務と保険募集の分離について、厳格な担当者の分離に代わる措置を講ずることができる。
- (2) 協同組織金融機関について、生命保険等の保険募集を小口（同上）に限る場合は、
- 融資先である会員又は組合員に対する保険募集ができる。

## 3. 段階的な実施

- (1) 施行日（本年12月22日）より、以下の商品を先行解禁。
- 生命保険：一時払終身保険、一時払養老保険、保険期間10年以下の平準払養老保険（法人契約を除く。）、貯蓄性の生存保険
  - 損害保険：自動車保険以外の個人向け保険（事業関連の保険、団体契約等を除く。）
  - 第三分野：積立傷害保険
- (2) 施行日から2年間、銀行等による保険募集の実施状況等をモニタリングし、新たな弊害防止措置の実効性を確認して、全面解禁に移行する。ただし、モニタリングの結果必要な場合には全面解禁の実施時期の見直しを行う。

# 銀行等の保険募集に関するモニタリングの実施目的等

平成19年12月22日からの全面解禁の実施に向けて、17年12月22日以降、以下の観点からモニタリングを実施

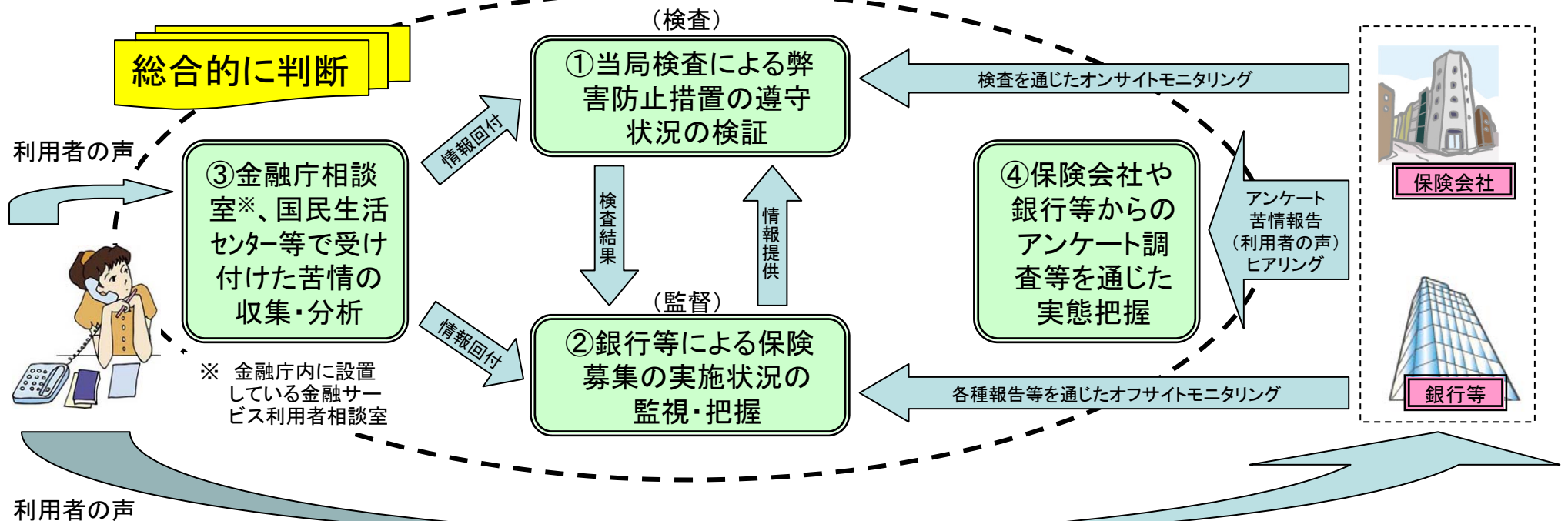
## 1. 必要かつ十分な弊害防止措置の構築

先行解禁から全面解禁に至るまでの期間を全面解禁のための準備期間と位置付け、この間に、弊害防止措置が有効に機能するかどうかをチェックして、全面解禁時には万全を期すことができるようにすること

## 2. 全面解禁の実施時期の適切性の検証

全面解禁の要件とされている「保険契約者等の保護のために必要な場合」に該当するかどうかを確認するために、銀行等の保険募集の実施状況を把握すること

上記の目的を達成するため、一時払終身保険等一部の保険商品を先行解禁し、主に以下の方法によるモニタリングを実施



## モニタリング結果の概要

### ①当局検査による弊害防止措置の遵守状況の検証

- 前回解禁時以降、保険会社については約20件、銀行等については約350件の検査を実施。
- 上記の検査では、保険募集に関しても業務の適切性について検証しており、いくつかの不適切事例を指摘。

### ②日常の監督を通じた保険募集の実施状況の監視・把握

- 個人年金保険等の分野では、銀行チャネルの販売が伸びている。
- 前回解禁時以降、銀行等の保険募集に関し行政処分を行った事例はない。
- 前回解禁時以降、銀行窓販において91件の不祥事件が発生(保険全体の2.2%に相当)。

### ③金融庁相談室、国民生活センター等で受け付けた苦情の収集・分析

- 前回解禁時以降本年6月までに、金融庁相談室には127件の銀行窓販関係の苦情が寄せられている(保険全体の0.5%に相当)。このうち圧力販売に関するものは17件。
- 14年10月以降、国民生活センターに寄せられた窓販個人年金保険関係の苦情は、17年度をピークに減少している。
- 前回解禁時以降本年5月までに、保険会社及び銀行等には3,828件の苦情が寄せられている。このうち圧力販売に関するものは8件。

### ④保険会社や銀行等からのアンケート調査等を通じた実態把握

- アンケート調査やヒアリングを通じて、弊害防止措置遵守のための具体的な体制整備の状況を確認。

## モニタリング結果

### 1. 必要かつ十分な弊害防止措置の構築

先行解禁商品に係る新たな弊害防止措置については、一部の銀行員による事務疎漏を除き、概ね銀行等において遵守するための体制整備が行われたと考えられ、問題事例の発生状況にかんがみれば、規制は有効に機能していたものと考えられる。

### 2. 全面解禁の実施時期の適切性の検証

当局検査における指摘や不祥事件届出により一定程度の問題事例が発生していたと認められるが、いずれもその後銀行等において改善が図られている。

銀行等による保険販売の全面解禁に当たっての所要の手当て  
(全面解禁)

1. 保険会社向けの総合的な監督指針の見直し

(1) 銀行等における責任ある販売態勢の整備

- 保険契約締結後に発生する業務の適切な分担
  - ・ 保険会社及び銀行等が、保険契約締結後に発生する業務について、分担を明確に定めること等。
  - ・ 保険会社、銀行等において、保険契約締結後の業務を適切に行うための必要な態勢の構築。
- 銀行等の販売責任等の周知
  - ・ 保険募集指針の内容を顧客に周知徹底するため、銀行等において必要な措置を講じること。

(2) 顧客情報の利用態勢の整備

- ・ 顧客情報の利用に関し、事前に顧客の同意を得なければ、保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置を講じること。

(3) 銀行等の法令遵守態勢の整備等

- 法令等遵守責任者等の要件
  - ・ 保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を配置すること。
- 内部監査態勢の整備
  - ・ 保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を内部監査部門に配置すること。
- 公正取引委員会ガイドライン関係
  - ・ 公正取引委員会ガイドライン「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」第2部. 第2. 2(平成 16 年 12 月 1 日)に十分留意した業務運営を行うこと。

2. モニタリング及び検査・監督

- 全面解禁後においても、引き続き銀行等の保険募集についてモニタリングを行う。
- 今回改正した監督指針等の趣旨を十分に踏まえた検査・監督を行い、問題が認められた場合には、必要に応じ厳正な対応を行う。  
(注)金融庁から、各保険会社等に対し、上記の事項を伝えるとともに適正な保険募集を要請。
- モニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置等について、概ね3年後に、所要の見直しを行う。

3. その他

- 融資先販売規制等の圧力販売を防止する規制に関し、業界団体が会員行に対し、規制の趣旨を踏まえた適正な保険募集を行うよう要請。
- 全面解禁の円滑な実施を図るための技術的見直し等
  - ・ 医療・がん保険等の第三分野保険について、中小金融機関特例に係る保険金額の計算方法を見直し。
  - ・ 銀行本体の解禁にあわせて、銀行等の子会社に係る商品制限を撤廃。



## 電子記録債権法

## 手形

- ・紙媒体を利用することに内在する、保管コストや紛失リスクの問題などから、手形の利用が減少  
(事業者の手形残高 72兆円(H2年度)→33兆円(H18年度))

## 売掛債権

- ・売掛債権は、債権の存在・発生原因を確認するためのコストや二重譲渡リスクがあるため、流動性に乏しく早期資金化が困難  
(事業者は209兆円にのぼる売掛金を保有(H18年度))

事業者の資金調達の円滑化等を図ることが必要。

電子的な記録によって権利の内容を定め、取引の安全・流動性の確保と利用者保護の要請に応える新たな制度を創設。

## 【法律の概要】

## (電子記録債権に関する私法上の規律)

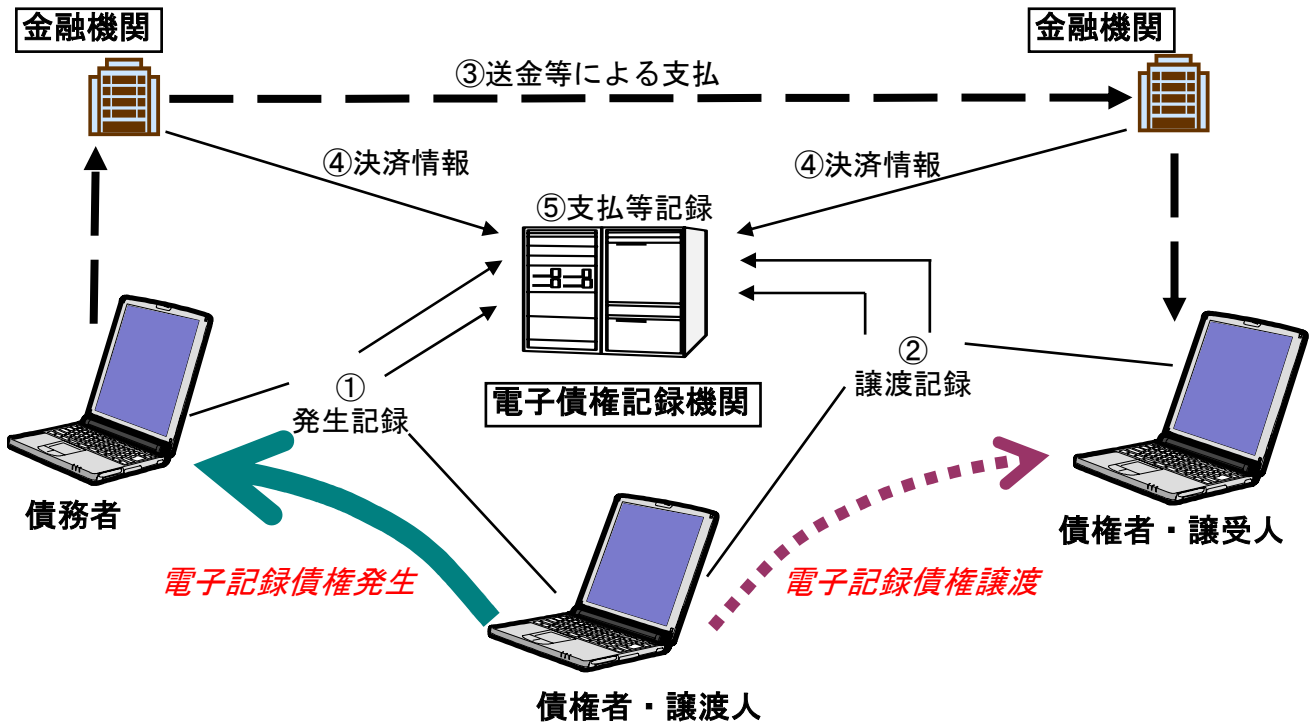
- 電子記録債権の性質
  - ・磁気ディスク等をもって作成される記録原簿への電子記録を発生・譲渡の効力要件とする金銭債権
  - ・記録原簿の記録により、権利の内容を規定
- 電子記録債権の取引の安全の保護
  - ・善意取得や人的抗弁の切断の制度を創設
  - ・記録原簿上の債権者への支払につき支払免責の制度を創設
- その他
  - ・手形保証類似の独立性を有する電子記録保証や、電子記録債権を目的とする質権の制度を創設
  - ・記録事項の変更、電子債権記録業に関する電子債権記録機関の責任、債権記録等の開示等についての規定を整備

## (電子債権記録機関に対する監督等)

- 電子債権記録機関の業務の適正性の確保
  - ・主務大臣が申請を受け、財産的基盤や適切な業務遂行能力を有する株式会社を電子債権記録業を行う者として指定
  - ・公正性・中立性の確保や、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、電子債権記録機関の兼業を禁止
  - ・業務の適切かつ確実な遂行を図るため、所要の検査・監督規定を整備
- その他
  - ・電子記録債権が金融商品として広く取引される場合に、金融商品取引法の規制を適用。

# 電子記録債権の基本的イメージ・機能

## 1 電子記録債権の基本的イメージ

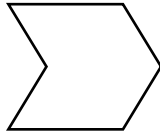


## 2 電子記録債権の機能

### (1) 手形に代わる支払手段としての機能

#### 手形の場合

- ・手形の作成・交付コスト
- ・手形用紙の保管コスト
- ・決済時に手形に記載された情報を電子化するコスト
- ・手形の紛失・盗難のリスク



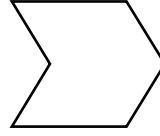
#### 電子記録債権の場合

- ・電子データのITによる送受信等により発生・譲渡→作成・交付コスト削減
- ・電子データで管理→管理コスト削減
- ・もともと電子データとして発生・管理→決済時に情報を電子化するコスト不要
- ・電子債権記録機関の記録原簿による管理→紛失・盗難のリスクなし

### (2) 債権譲渡の安全性の確保

#### 指名債権の場合

- ・譲渡の対象とされた債権が不存在であるリスク
- ・債権の二重譲渡リスク
- ・人的抗弁を対抗されるリスク

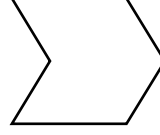


#### 電子記録債権の場合

- ・発生記録・譲渡記録を発生・譲渡の効力要件として債権を可視化→不存在のリスク・二重譲渡リスクを排除
- ・人的抗弁は原則として切断

### (3) 多様な利用方法

- ・手形は記載事項が限定＝有害的記載事項の存在＝支払手段としてしか使えない



- ・任意的記録事項として様々な事項（シンジケート・ローンにおける詳細な特約条項等）の記録を許容  
→様々なビジネスモデルにあわせた柔軟な利用が可能

## 電子記録債権法案要綱

### 第一 総則

#### 一 趣旨

この法律は、電子記録債権の発生、譲渡等について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めるものとする。 (第一条関係)

#### 二 定義

この法律における主な用語の定義を定めるものとする。 (第二条関係)

### 第二 電子記録債権の発生、譲渡等

#### 一 電子記録に関する通則

##### 1 電子記録の方法

電子記録は、電子債権記録機関が記録原簿に記録事項を記録することによって行うものとする。 (第三条関係)

##### 2 当事者の請求又は官公署の嘱託による電子記録

電子記録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の請求又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができないものとし、官庁又は公署の嘱託による電子記録の手続は、法令に別段の定めがある場合を除き、請求による電子記録の手続と同様とするものとする。 (第四条関係)

##### 3 請求の当事者

(一) 電子記録の請求は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子記録権利者及び電子記録義務者双

方がしなければならぬものとするが、電子記録権利者又は電子記録義務者に電子記録の請求をすべきことを命ずる確定判決がある場合には、当該請求をしなければならぬ他の電子記録権利者又は電子記録義務者だけで請求することができないものとする。 (第五条第一項及び第二項関係)

(二) 電子記録権利者及び電子記録義務者が電子記録の請求を共同してしない場合における電子記録の請求は、これらの者のすべてが電子記録の請求をした時に、その効力を生ずるものとする。 (第五条第三項関係)

#### 4 請求の方法

電子記録の請求は、請求者の氏名又は名称及び住所その他の電子記録の請求に必要な情報として政令で定めるものを電子債権記録機関に提供してしなければならないものとする。 (第六条関係)

#### 5 電子債権記録機関による電子記録

(一) 電子債権記録機関は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による電子記録の請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る電子記録をしなければならないものとする。 (第七条第一項関係)

(二) 電子債権記録機関は、業務規程の定めるところにより、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数制限その他の制限をすることができるとするが、電子債権記録機関がその定めを債権記録に記録していないときは、何人も、その定めを主張することができないものとする。 (第七条第二項関係)

#### 6 電子記録の順序

電子債権記録機関は、同一の電子記録債権に関し二以上の電子記録の請求があつたときは、当該請求の順序に従って電子記録をしなければならないものとし、同一の電子記録債権に関し同時に二以上の電子記録が請求された場合の取扱いについて、所要の規定を整備するものとする。 (第八条関係)

#### 7 電子記録の効力

電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まるものとし、電子記録名義人は、電子記録に係る電子記録債権についての権利を適法に有するものと推定するものとする。 (第九条関係)

#### 8 電子記録の訂正等

電子債権記録機関は、電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報と異なる内容の記録がされている場合等には、電子記録の訂正等をしなければならないものとする。 (第十条関係)

#### 9 不実の電子記録等についての電子債権記録機関の責任

電子債権記録機関は、電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報と異なる内容の記録がされている場合等には、電子債権記録機関の代表者等がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しない限り、当該電子記録の請求をした者その他の第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 (第十一条関係)

### 二 電子記録債権に係る意思表示等に関する通則

#### 1 意思表示の無効又は取消しの特則

(一) 電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての心裡留保若しくは錯誤による無効又は詐欺若しくは強迫による取消しは、善意でかつ重大な過失がない第三者（詐欺又は強迫による取消しにあつては、取消し後の第三者に限る。）に対抗することができないものとする。 （第十条第一項関係）

(二) (一)は、意思表示の無効又は取消しを対抗しようとする者が個人（個人事業者である旨の記録がされていている者を除く。）である場合等には、適用しないものとする。 （第十二条第二項関係）

## 2 無権代理人の責任の特則

電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての民法第一百七十七条第二項の規定の適用については、同項中「過失」とあるのは、「重大な過失」とするものとする。 （第十三条関係）

## 3 権限がない者の請求による電子記録についての電子債権記録機関の責任

電子債権記録機関は、代理権を有しない者や他人になりすました者の請求により電子記録をした場合には、電子債権記録機関の代表者等がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しない限り、第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 （第十四条関係）

## 三 発生

### 1 電子記録債権の発生

電子記録債権（保証記録に係るもの及び特別求償権を除く。）は、発生記録をすることによって生ずるものとする。 （第十五条関係）

## 2 発生記録

- (一) 発生記録の必要的記録事項は、債務者が支払うべき金額、支払期日、債権者及び債務者の氏名等とするものとする。 (第十六条第一項及び第三項関係)
- (二) 発生記録の任意的記録事項は、支払方法の定め、債権者又は債務者が個人事業者である旨等とするものとし、任意的記録事項については、一定の記録事項を除き、電子債権記録機関は、業務規程の定めるところにより、その記録をしないこととし、又はその記録を制限することができるものとする。 (第十六条第二項及び第五項関係)
- (三) 消費者についてされた個人事業者である旨の記録は、その効力を有しないものとする。 (第十六条第四項関係)

#### 四 譲渡

##### 1 電子記録債権の譲渡

電子記録債権の譲渡は、譲渡記録をしなければ、その効力を生じないものとする。 (第十七条関係)

##### 2 譲渡記録

- (一) 譲渡記録の必要的記録事項は、譲受人の氏名等とするものとし、その任意的記録事項は、譲渡人が個人事業者である旨、譲渡人と譲受人との間の通知の方法についての定め等とするものとする。 (第十八条第一項及び第二項関係)
- (二) 消費者についてされた譲渡人が個人事業者である旨の記録は、その効力を有しないものとする。 (第十八条第三項関係)

(三) 電子債権記録機関は、発生記録において譲渡記録を禁止又は制限する旨の記録がされているときにおいては、その記録の内容に抵触する譲渡記録をしてはならないものとする。 (第十八条第四項関係)

### 3 善意取得

(一) 譲渡記録の請求により電子記録債権の譲受人として記録された者は、悪意又は重大な過失がない限り、当該電子記録債権を取得するものとする。 (第十九条第一項関係)

(二) (一)は、発生記録において(一)を適用しない旨の記録がされている場合等には適用しないものとする。 (第十九条第二項関係)

### 4 抗弁の切断

(一) 電子記録債務者は、電子記録債権の債権者が当該電子記録債務者を害することを知って当該電子記録債権を取得した場合でない限り、当該債権者に当該電子記録債権を譲渡した者に対する人的関係に基づく抗弁をもって当該債権者に対抗することができないものとする。 (第二十条第一項関係)

(二) (一)は、発生記録又は保証記録において(一)を適用しない旨の記録がされている場合、電子記録債務者が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合等には、適用しないものとする。 (第二十条第二項関係)

## 五 消滅

### 1 支払免責



電子記録名義人に対してした電子記録債権についての支払は、当該電子記録名義人がその支払を受ける権利を有しない場合であっても、その支払をした者に悪意又は重大な過失がない限り、その効力を有するものとする。 (第二十一条関係)

## 2 混同等

電子記録債務者が電子記録債権を取得した場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、混同を原因とする支払等記録がされない限り、当該電子記録債権は消滅しないものとする。同時に、電子記録債権を取得した電子記録債務者が電子記録保証債務の履行を請求することができない場合を定めるものとする。 (第二十二条関係)

## 3 消滅時効

電子記録債権は、三年間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。 (第二十三条関係)

## 4 支払等記録の記録事項

支払等記録の必要的記録事項は、支払等により消滅する債務を特定するために必要な事項、支払等をした金額等とするものとする。 (第二十四条関係)

## 5 支払等記録の請求

- (一) 支払等記録は、電子記録義務者、電子記録義務者の承諾を得た電子記録債務者等だけで請求することができるものとする。 (第二十五条第一項関係)
- (二) 電子記録債権について支払等がされた場合には、電子記録債務者等は、支払等記録の電子記録義務者等

務者等に対し、支払等記録をすることの承諾をすることができ、電子記録債権について支払をする者は、支払等記録の電子記録義務者等に対し、当該支払をするのと引換えに、支払等記録をすることの承諾をすることを請求することができるものとする。 (第二十五条第二項及び第三項関係)

(三) 根質権の担保すべき債権についての支払等をしたことによる支払等記録の請求は、当該支払等が当該根質権の担保すべき元本の確定後にされたものであり、かつ、当該確定の電子記録がされている場合でなければ、することができないものとする。 (第二十五条第四項関係)

## 六 記録事項の変更

### 1 電子記録債権の内容等の意思表示による変更

電子記録債権の内容等の意思表示による変更は、この法律に別段の定めがある場合を除き、変更記録をしなければ、その効力を生じないものとする。 (第二十六条関係)

### 2 変更記録の記録事項

変更記録の必要的記録事項は、変更する記録事項、変更後の記録事項の内容等とするものと。 (第二十七条関係)

### 3 求償権の譲渡に伴い電子記録債権が移転した場合の変更記録

求償権 (特別求償権を除く。) の譲渡に伴い代位によって取得した電子記録債権が移転した場合における変更記録は、支払等をした者の氏名等を当該求償権の譲受人の氏名等に変更する記録をすることによって行うものとする。 (第二十八条関係)



三十二条第四項関係)

- (三) 電子債権記録機関は、発生記録において保証記録を禁止又は制限する旨の記録がされているときは、その記録の内容に抵触する保証記録をしてはならないものとする。 (第三十二条第五項関係)

3 電子記録保証の独立性

- (一) 電子記録保証債務は、その主たる債務者として記録されている者がその主たる債務を負担しない場合においても、その効力を妨げられないものとする。 (第三十三条第一項関係)
- (二) (一)は、電子記録保証人が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合には、適用しないものとする。 (第三十三条第二項関係)

4 民法等の適用除外

- (一) 民法第四百五十二条、第四百五十三条及び第四百五十六条から第四百五十八条まで並びに商法第五百十一条第二項の規定は、電子記録保証については、適用しないものとする。 (第三十四条第一項関係)

- (二) (一)にかかわらず、電子記録保証人が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合には、当該電子記録保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができるものとする。 (第三十四条第二項関係)

5 特別求償権

電子記録保証人が弁済その他自己の財産をもって主たる債務として記録された債務を消滅させるべ

き行為をした場合において、その旨の支払等記録がされたときに取得する電子記録債権について、所要の規定を整備するものとする。こと。（第三十五条関係）

## 八 質権

### 1 電子記録債権の質入れ

電子記録債権を目的とする質権の設定は、質権設定記録をしなければ、その効力を生じないものとし、当該質権について準用する民法の規定を明示するものとする。こと。（第三十六条関係）

### 2 質権設定記録の記録事項

(一) 質権設定記録（根質権の質権設定記録を除く。）の必要的記録事項は、被担保債権を特定するために必要な事項、質権者の氏名等とするものとし、その任意的記録事項は、被担保債権についての利息等の定め、被担保債権に付した条件等とするものとする。こと。（第三十七条第一項及び第二項関係）

(二) 根質権の質権設定記録の必要的記録事項は、担保すべき債権の範囲及び極度額、根質権者の氏名等とするものとし、その任意的記録事項は、担保すべき元本の確定すべき期日の定め等とするものとする。こと。（第三十七条第三項及び第四項関係）

(三) 電子債権記録機関は、発生記録において質権設定記録を禁止又は制限する旨の記録がされているときは、その記録の内容に抵触する質権設定記録をしてはならないものとする。こと。（第三十七条第五項関係）

### 3 善意取得及び抗弁の切斷

善意取得及び抗弁の切断の規定は、質権設定記録について準用するものとする。 (第三十八条 関係)

#### 4 質権の順位の変更の電子記録

質権の順位の変更の電子記録の必要的記録事項は、順位を変更する質権の質権番号、変更後の質権の順位等とするものとし、当該電子記録の請求は、順位を変更する質権の電子記録名義人の全員がしなければならぬものとする。 (第三十九条 関係)

#### 5 転質

転質は、転質の電子記録をしなければ、その効力を生じないものとし、転質の電子記録の記録事項等について、所要の規定を整備するものとする。 (第四十条 関係)

#### 6 被担保債権の譲渡に伴う質権等の移転による変更記録の特則

被担保債権の一部について譲渡がされた場合における質権又は転質の移転による変更記録や、根質権の担保すべき債権の譲渡がされた場合における根質権の移転による変更記録について、所要の規定を整備するものとする。 (第四十一条 関係)

#### 7 根質権の担保すべき元本の確定の電子記録

根質権の担保すべき元本の確定の電子記録について、所要の規定を整備するものとする。 (第四十二条 関係)

### 九 分割

#### 1 分割記録

電子記録債権は、分割をすることができることとし、分割の方法や分割記録の請求をすることができる者について所要の規定を整備するものとする。 (第四十三条関係)

## 2 分割記録の記録事項

(一) 分割債権記録を行う分割記録の必要的記録事項は、原債権記録から分割をした旨、原債権記録及び分割債権記録の記録番号、分割債権記録に記録される債務者が一定の金額を支払う旨等とするものとする。 (第四十四条第一項関係)

(二) 原債権記録を行う分割記録の必要的記録事項は、分割をした旨、分割債権記録の記録番号等とするものとする。 (第四十四条第二項関係)

(三) 電子債権記録機関は、発生記録において分割記録を禁止又は制限する旨の記録がされているときは、その記録の内容に抵触する分割記録をしてはならないものとする。 (第四十四条第三項関係)

## 3 分割記録に伴う分割債権記録への記録

電子債権記録機関は、分割記録と同時に、分割債権記録に記録される電子記録債権についての原債権記録中の現に効力を有する電子記録において記録されている事項を、一定のものを除いて分割債権記録に転写するものとする。 (第四十五条関係)

## 4 分割記録に伴う原債権記録への記録

電子債権記録機関は、分割記録と同時に、分割債権記録に記録される電子記録債権について原債権記録に記録されている事項のうち一定のものを削除する旨を記録するものとともに、分割記録の後も原債権記録に引き続き記録されることとなる電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものである場合における当該電子記録債権の各支払期日及び当該支払期日ごとに支払うべき金額等を記録するものとする。 (第四十六条関係)

#### 5 主務省令への委任

原債権記録に債権者ごとの債権の金額又は債務者ごとの債務の金額が記録されている場合、原債権記録に特別求償権が記録されている場合等における分割記録の請求、分割記録の記録事項等について必要な事項は、主務省令で定めるものとする。 (第四十七条関係)

### 十 雑則

#### 1 信託の電子記録

電子記録債権については、信託の電子記録をしなければ、電子記録債権が信託財産に属することを第三者に対抗することができないものとし、信託の電子記録に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。 (第四十八条関係)

#### 2 電子記録債権に関する強制執行等

(一) 電子債権記録機関は、電子記録債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされた場合において、これらの処分の制限に係る書類の送達を受けたときは、遅滞なく、強制執行等の電子記録をしなければならぬものとし、強制執行等の電子記録に関し必要な事項は、政令で定めるも



のとする事。 (第四十九条第一項及び第二項関係)

(二) 電子記録債権に関する強制執行、仮差押え及び仮処分、競売並びに没収保全の手續に關し必要な

事項は、最高裁判所規則で定めるものとする事。 (第四十九条第三項関係)

3 政令への委任

この法律に定めるもののほか、電子記録債権の電子記録の手續その他電子記録に關し必要な事項は、政令で定めるものとする事。 (第五十条関係)

### 第三 電子債権記録機關

#### 一 通則

1 電子債権記録業を営む者の指定

主務大臣は、取締役会等を置く株式会社であること等の要件を備える者を、電子債権記録業を営む者として、指定することができるものとする事。 (第五十一条関係)

2 指定の申請

電子債権記録業を営む者として指定を受けようとする者は、指定申請書を添付書類とともに主務大臣に提出しなければならないものとする事。 (第五十二条関係)

3 資本金の額等

電子債権記録機關の資本金の額及び純資産額は、五億円以上の政令で定める金額以上でなければならないものとする事。 (第五十三条関係)

4 秘密保持義務

電子債権記録機関の取締役等は、電子債権記録業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。 (第五十五条関係)

## 二 業務

### 1 電子債権記録機関の業務

電子債権記録機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、電子記録債権に係る電子記録に関する業務を行うものとする。 (第五十六条関係)

### 2 兼業の禁止

電子債権記録機関は、電子債権記録業及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないものとする。 (第五十七条関係)

### 3 電子債権記録業の一部の委託

電子債権記録機関は、電子債権記録業の一部を、主務大臣の承認を受けて、銀行等その他の者に委託することができるものとする。 (第五十八条関係)

### 4 業務規程

電子債権記録機関は、業務規程において、電子記録の実施の方法、口座間送金決済に関する契約又は三の二の契約に係る事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならないものとする。

(第五十九条関係)

### 5 電子債権記録機関を利用する者の保護等

電子債権記録機関は、当該電子債権記録機関を利用する者の保護に欠けることのないように業務を

営まなければならないものとし、また、特定の者に対し不当な差別的取扱いをしてはならないものとする。 (第六十条及び第六十一条関係)

### 三 口座間送金決済等に係る措置

#### 1 口座間送金決済に関する契約の締結等

電子債権記録機関、債務者及び銀行等との間の口座間送金決済に関する契約の締結及び口座間送金決済についての支払等記録について、所要の規定を整備するものとする。 (第六十二条及び第六十三条関係)

#### 2 支払に関するその他の契約の締結等

口座間送金決済に関する契約のほか、電子債権記録機関、債務者又は債権者及び銀行等との間の電子記録債権に係る債務の債権者口座に対する払込みによる支払に関する契約の締結及び当該契約に係る支払についての支払等記録について、所要の規定を整備するものとする。 (第六十四条及び第六十五条関係)

### 四 監督

#### 1 帳簿書類等の作成及び保存等

電子債権記録機関の業務に関する帳簿書類その他の記録の作成・保存義務、事業年度ごとの業務及び財産に関する報告書の作成義務並びに当該報告書の主務大臣への提出義務を定めるものとする。 (第六十七条及び第六十八条関係)

#### 2 資本金の額等の変更

電子債権記録機関の資本金の額の減少、定款若しくは業務規程の変更又は電子債権記録業の休止は、主務大臣の認可を受けなければならないものとし、電子債権記録機関の資本金の額の増加又は商号等の変更は、主務大臣に届け出なければならないものとする。 (第六十九条から第七十二条まで 関係)

### 3 報告及び検査

主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、電子債権記録機関若しくは業務の委託先に対し、当該電子債権記録機関の業務若しくは財産に関して報告等を命じ、又は当該職員に、その営業所等への立入検査若しくは関係者への質問をさせることができるものとする。 (第七十三条関係)

### 4 業務改善命令

主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、電子債権記録機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (第七十四条関係)

### 5 指定の取消し等

主務大臣は、電子債権記録機関が電子債権記録業を営む者としての指定当時に指定の要件を満たしていなかったことが判明したとき等は、電子債権記録業を営む者としての指定の取消し、六月以内の期間の業務の停止命令又は取締役等の解任命令を行うことができるものとする。 (第七十五条関係)

## 6 業務移転命令

主務大臣は、電子債権記録機関が電子債権記録業を営む者としての指定を取り消されたとき等は、期限を定めて、電子債権記録業を他の株式会社に移転することを命ずることができるものとする事（第七十六条関係）。

## 7 債権記録の失効

電子債権記録機関が業務移転命令を受けた場合において、当該命令において定められた期限内にその電子債権記録業を移転することなく当該期限を経過したときは、その備える記録原簿に記録されている債権記録は、その効力を失うものとする。効力失効後の電子記録債権の取扱い等について、所要の規定を整備するものとする事。（第七十七条関係）

## 五 合併、分割及び事業の譲渡

電子債権記録機関の合併、新設分割、吸収分割及び事業譲渡については、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。同時に、電子債権記録業の円滑な承継のための措置等について、所要の規定を整備するものとする事。（第七十八条から第八十一条まで関係）

## 六 解散等

### 1 解散等の認可、指定の失効

電子債権記録機関の解散についての株主総会の決議等は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。同時に、解散したとき等は、電子債権記録業を営む者としての指定は、その効力を失うものとする事。（第八十二条及び第八十三条関係）

## 2 指定取消し等の場合のみなし電子債権記録機関等

電子債権記録機関が電子債権記録業を営む者としての指定を取り消された場合等において、その電子債権記録業の結了の目的の範囲内において、なおこれを電子債権記録機関とみなすものとするともに、電子債権記録機関の清算手続等において、裁判所は主務大臣に対し意見を求めること等ができるものとする等の所要の規定を整備するものとする。 (第八十四条及び第八十五条関係)

## 第四 雑則

### 一 債権記録等の保存

電子債権記録機関は、一定期間、債権記録及び当該債権記録に記録された電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報が記載され、又は記録されている書面又は電磁的記録を保存しなければならぬものとする。 (第八十六条関係)

### 二 記録事項の開示

債権記録に記録されている事項についての開示請求をすることができる者の範囲及び当該事項のうち開示請求をすることができるものの範囲等について、所要の規定を整備するものとする。 (第八十七条関係)

### 三 電子記録の請求に当たって提供された情報の開示

電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報の開示について、所要の規定を整備するものとする。 (第八十八条関係)

## 四 財務大臣への資料提出等

財務大臣は、その所掌に係る金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関し、電子記録債権に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるものとする。こと。（第八十九条関係）

#### 五 主務省令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定めるものとする。こと。（第九十条関係）

#### 六 主務大臣及び主務省令等

この法律において、主務大臣は法務大臣及び内閣総理大臣とし、主務省令は法務省令・内閣府令とする。とともに、権限の委任について所要の規定を整備するものとする。こと。（第九十一条及び第九十二条関係）

#### 第五 罰則

罰則について所要の規定を整備するものとする。こと。（第九十三条から第百条まで関係）

#### 第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う地方自治法等の関係法律の整備をするものとする。こと。（附則第二条から第十条まで関係）

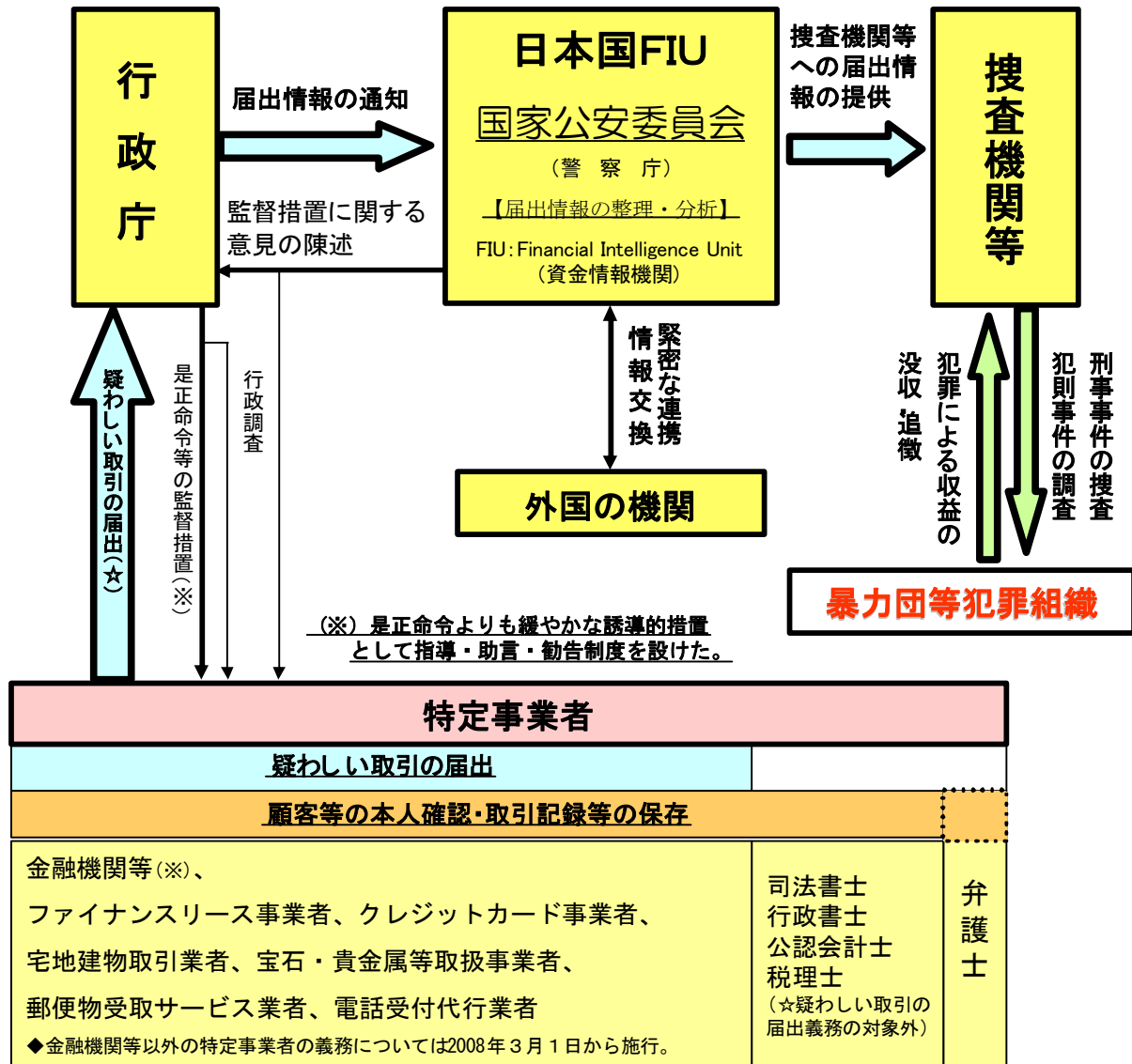
三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化

等を勘案し、電子債権記録機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第十二条関係)



(出所) 警察庁

犯罪による収益の移転防止に関する法律



(※) 銀行その他類似の金融機関については、為替取引に係る通知義務あり。

(注) 弁護士による本人確認・取引記録等の保存に相当する措置については、本法に定める司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。監督は、日本弁護士連合会が行う。

## 「決済に関する研究会」について

## 1. 開催目的

- 金融・資本市場を支える重要なインフラである決済システムについて、一層の利便性の向上や、リスク管理、国際競争力の強化の要請の高まり。また、情報通信技術等が進展する中で、決済に関する新しいサービスが普及・発達。
- このような決済を巡る環境変化を踏まえ、決済に関し総合的な幅広い議論を行い論点を整理するため、金融庁金融研究研修センター（センター長：吉野直行 慶應義塾大学教授）において、本研究会を開催。

## 2. メンバー（敬称略、五十音順）

池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授	名取 至	(財)金融情報システムセンター調査部主任 研究員兼第Ⅱユニット長
(座長) 岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授	野村 修也	中央大学法科大学院教授
神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授	本多 正樹	東京国際大学経済学部教授
杉浦 宣彦	中央大学ビジネススクール開設準備室付教授	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
鈴木 義伯	(株)東京証券取引所常務取締役	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士

## 3. 「決済に関する論点の中間的な整理について」の公表について

- 決済を巡る環境変化を踏まえ、利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性の向上やイノベーションの促進の観点から、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービス、全銀システム等の資金決済システム、証券決済システムについて、幅広く論点を整理。
- 平成 19 年 7 月以降、計 12 回にわたり研究会を開催し、同年 12 月 18 日、「決済に関する論点の中間的な整理について」をとりまとめ、公表。

「決済に関する論点の中間的な整理について」(概要)

(平成 19 年 12 月 18 日 決済に関する研究会)

決済を巡る環境変化

- ITの進展等による収納代行、ポイント等の普及
- 決済に関する新しいサービスへのニーズの高まり
- 国際競争力強化に向けたインフラ整備の要請



総合的な検討の必要性

《検討の視点》

- 利用者保護
- 決済システムの安全性・効率性・利便性の向上
- イノベーションの促進

資金決済(リテール)

○検討の枠組み

- ・同様のサービスには、同様の制度整備
- ・新しいサービスの利用形態・機能に即した検討

《類型》

- 資金移動サービス  
(収納代行、代金引換、送金サービス等)
- 資金前払サービス(プリペイドカード等)
- その他(ポイントサービス)

○課題

- ・確実な履行を担保する仕組み
- ・預かった資金の保全  
(参入資格、検査監督、安全資産運用等)
- ・多数の事業者の関与(責任分担ルール等)
- ・新しいサービスの提供の促進  
(現行法との関係の明確化等)
- ・機能に応じた電子マネーに関する制度整備
- ・ポイントサービスの位置づけ  
(対価性の有無、決済手段としての機能等)

資金決済(ホールセール)

○現状

- ・全銀システムの効率性、安全性は評価
- ・相互運用性の観点、開発コストの削減、顧客ニーズへの対応等については改善の余地

○課題

- ・国際化・標準化(国際標準、インターネット標準技術等の採用)
- ・顧客ニーズへの対応  
(高付加価値サービスの提供等)
- ・資金決済システムの運営等  
(望ましい組織・運営のあり方等の検討)
- ・業務継続体制(重要業務の復旧目標時間設定、要員確保等)

(参考)

- ※DVP(Delivery Versus Payment)とは、証券の引渡しと資金の支払とが同時に行われる仕組み。
- ※STP(Straight Through Processing)とは、注文から決済に至るまでの一連の取引プロセスを、人手を介さずにシームレスに行うこと。

証券決済

○現状

- ・平成13年以降の証券決済法制の整備により、有価証券のペーパーレス化が実現
- ・DVPが実現

○課題

- ・STP化(相互運用性の確保、標準化等)
- ・決済期間の短縮化(証券決済の安全性とともに、オペレーショナルリスクにも留意)  
株式: 業者・顧客間取引における非居住者取引のSTP化、フェイル時の手当て等  
国債: STP化、フェイル時の手当て等  
国債については、課題の早期克服に向けた関係者の努力が必要
- ・証券決済システムの運営等(清算・決済機関の業務範囲等の検討)

## 資料 4－6－3

金融・資本市場競争力強化プラン（決済関係部分抜粋）  
（平成 19 年 12 月 21 日金融庁）

### I. 信頼と活力のある市場の構築

#### 3. 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のためには、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要である。

##### （1）資金決済システム

資金決済システムについて、平成 23 年度を目標として大口資金取引の R T G S（即時グロス決済）化に向けた取組みを進めるとともに、平成 23 年度に稼働開始予定の第 6 次全銀システムにおいて国際標準化や顧客ニーズへの対応などの取組みを推進する。

##### （2）証券決済システム

証券決済システムについて、平成 21 年 1 月を目標とした株券電子化の円滑な実施に向けた取組みを進める。その後、国債取引の決済期間の短縮化を目指し、S T P 化の促進やレポ市場の拡大等に向けた市場関係者間における検討を推進する。

（注）S T P（Straight Through Processing）：注文から決済に至るまでの一連の取引プロセスを、人手を介さずにシームレスに行うこと。

##### （3）リテール決済

情報通信技術の革新等の進展に伴い、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービスが普及・発達してきている。これに対応し、利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性の向上やイノベーションの促進の観点から、その制度的枠組みのあり方について検討を進め、平成 20 年春頃より金融審議会での審議を開始する。

##### （4）電子記録債権制度

平成 19 年通常国会で成立した電子記録債権法に基づく電子記録債権制度は、事業者の資金調達の円滑化に資する決済インフラとして利用されるなど新たな金融インフラとなるものである。同制度の円滑な導入に向けて、平成 20 年中の政省令等の策定や、電子債権記録機関の設立に向けた関係者との連携を行うとともに、記録様式等の必要な標準化、利用者への普及啓発等の取組みを推進する。

平成 20 年 4 月 1 日  
金融庁

## 決済システム強化推進室の設置について

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素となっています。我が国市場の競争力強化のためには、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要です。

こうした観点から、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービスの制度的枠組みのあり方の検討を行うとともに、資金・証券決済システムの強化に向けた関係者の取組みを推進するため、本日、総務企画局企画課に「決済システム強化推進室」を設置しました。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
総務企画局企画課 決済システム強化推進室  
（内線 3644、3544、3529）

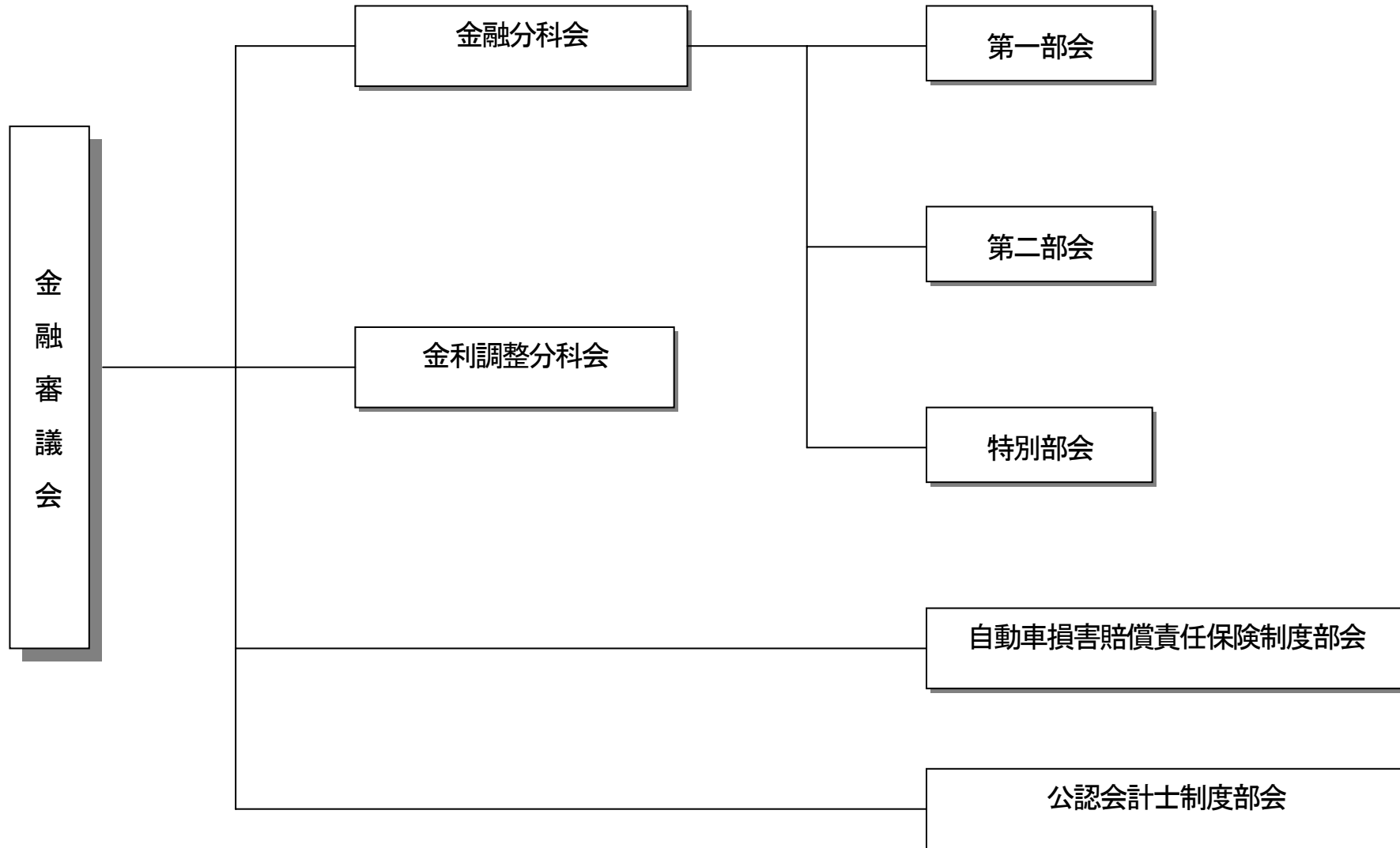
---

金融審議会金融分科会第二部会  
 決済に関するWGメンバー等名簿

平成20年7月25日

座長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	新井 庸介	(株)ウェブマネー取締役兼執行役員管理部長
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	齊藤 哲彦	(株)みずほ銀行 e ビジネス業務部部長
	佐藤 政行	(株)セブン&アイ・ホールディングス執行役員 システム企画部CVSシステムシニアオフィサー
	芝崎 健一	ヤマトフィナンシャル(株)代表取締役社長
	鈴木 克明	(株)日本航空インターナショナル執行役員旅客営業本部副本部長
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	畑山 卓美	アビームコンサルティング(株)顧問
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オンブズネット代表
	廣瀬 直己	東京電力(株)執行役員神奈川支店長
	福本 広幸	川崎信用金庫常務理事
	藤林 秀樹	(株)ニッセンCS本部債権管理チームマネージャー
	別所 直哉	ヤフー(株)CCO兼法務本部長
	宮沢 和正	ビットワレット(株)執行役員常務、東京工業大学非常勤講師
	守屋 学	(株)NTTドコモ理事フロンティアサービス部担当部長
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	米澤 潤一	(財)金融情報システムセンター理事長
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士
(オブザーバー)		
	古谷 雅彦	財務省理財局国庫課長
	林 健司	日本銀行決済機構局企画役
	[計28名]	(敬称略・五十音順)

## 金融審議会の構成



## 金融審議会委員名簿

平成20年6月30日現在

会 長	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
会 長 代 理	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任顧問
委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長CEO
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	島崎 憲明	住友商事(株)代表取締役副社長執行役員
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	根本 直子	スタンダード & アース マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オブスネット代表
	藤沢 久美	(株)ソフィアバンク副代表
	藤原 美喜子	アドバンスト・ビジネス・ダレクションズ(株)代表取締役
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	若松 誠	(株)フジテレビジョン解説委員長
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレータース パートナー弁護士
	[計25名]	
幹 事	稲葉 延雄	元日本銀行理事

(敬称略・五十音順)



## 金融審議会金融分科会委員等名簿

平成20年6月30日現在

分科会長	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
分科会長代理	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任顧問
委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長CEO
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	島崎 憲明	住友商事(株)代表取締役副社長執行役員
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融ワフズネット代表
	藤沢 久美	(株)ソフィアバンク副代表
	藤原 美喜子	アドバンスト・ビジネス・ディレクションズ(株)代表取締役
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	若松 誠	(株)フジテレビジョン解説委員長
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リクレータース パートナー弁護士
専門委員	安東 俊夫	日本証券業協会会長
	大前 孝治	城北信用金庫理事長
	岡本 圀衛	日本生命保険相互会社代表取締役社長
	奥 正之	(株)三井住友銀行頭取兼最高執行役員
	松澤 建	日本興亜損害保険(株)相談役
	〔計30名〕	
幹事	稲葉 延雄	元日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

## 金融審議会金融分科会第一部会委員等名簿

平成20年6月30日現在

部 会 長	池 尾 和 人	慶應義塾大学経済学部教授
部 会 長 代 理 委 員	淵 田 康 之	(株)野村資本市場研究所執行役
	岩 原 紳 作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	植 田 和 男	東京大学大学院経済学研究科教授
	小 島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	嘉 治 佐 保 子	慶應義塾大学経済学部教授
	神 作 裕 之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒 沼 悦 郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	斎 藤 静 樹	明治学院大学経済学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	島 崎 憲 明	住友商事(株)代表取締役副社長執行役員
	野 村 修 也	中央大学法科大学院教授
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オンブズネット代表
	藤 沢 久 美	(株)ソフィアバンク副代表
	藤 原 美 喜 子	アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ(株)代表取締役
	堀 内 昭 義	中央大学総合政策学部教授
	若 松 誠	(株)フジテレビジョン解説委員長
臨 時 委 員	東 英 治	(株)大和総研代表取締役専務取締役
	上 柳 敏 郎	東京駿河台法律事務所・弁護士
	神 田 秀 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	田 島 優 子	さわやか法律事務所・弁護士
	田 中 直 毅	国際公共政策研究センター理事長
専 門 委 員	今 尾 和 実	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	太 田 省 三	(株)東京金融取引所代表取締役専務
	加 藤 雅 一	(社)日本商品投資販売業協会会長
	川 端 雅 一	(株)みずほ銀行常務取締役
	住 田 謙	中央三井トラスト・ホールディングス(株)専務取締役
	田 中 浩	野村証券(株)取締役常務執行役
	檀 野 博	(社)不動産証券化協会制度委員会委員長
	鴫 田 和 彦	日本ベンチャーキャピタル協会会長
	殿 岡 裕 章	明治安田生命保険相互会社常務執行役
	飛 山 康 雄	(株)東京証券取引所代表取締役専務
	米 田 道 生	(株)大阪証券取引所代表取締役社長
	渡 辺 達 郎	日本証券業協会特別顧問
	[計34名]	
幹 事	鮎 瀬 典 夫	日本銀行企画局参事役

(敬称略・五十音順)

## 金融審議会金融分科会第二部会委員等名簿

平成20年6月30日現在

部 会 長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
部 会 長 代 理	翁 百合	(株)日本総合研究所理事	
委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授	
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長	
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長CEO	
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授	
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役	
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト	
	根本 直子	スタンダード & アース マネージング・ディレクター	
	野村 修也	中央大学法科大学院教授	
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オブスネット代表	
	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授	
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授	
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リクレータース パートナー弁護士	
臨 時 委 員	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員	
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長	
専 門 委 員	落合 寛司	西武信用金庫専務理事	
	柄澤 康喜	三井住友海上火災保険(株)取締役常務執行役員	
	川端 雅一	(株)みずほ銀行常務取締役	
	住田 謙	中央三井トラスト・ホールディングス(株)専務取締役	
	筒井 義信	日本生命保険相互会社取締役常務執行役員	
	羽田 幸善	外国損害保険会社協議会議長	
	渡辺 達郎	日本証券業協会特別顧問	
		[計27名]	
	幹 事	鮎瀬 典夫	日本銀行企画局参事役

(敬称略・五十音順)

## 金融審議会金利調整分科会委員等名簿

平成20年6月30日現在

分科会長	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
分科会長代理	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
委 員	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任顧問
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オプズネット代表
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
専 門 委 員	網代 良太郎	江東信用組合代表理事会長
	小川 是	(株)横浜銀行代表取締役頭取
	大多和 巖	農林中金総合研究所代表取締役社長
	大前 孝治	社団法人全国信用金庫協会会長
	奥 正之	(株)三井住友銀行頭取兼最高執行役員
	田辺 和夫	中央三井トラスト・ホールディングス(株)取締役社長
	横内 龍三	(株)北洋銀行取締役頭取

[計13名]

幹 事	稲葉 延雄	元日本銀行理事
-----	-------	---------

(敬称略・五十音順)

## 金融審議会金融分科会特別部会委員等名簿

平成20年6月30日現在

部 会 長	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
部 会 長 代 理	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任顧問
委 員	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長CEO
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オプスネット代表
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リソレータズ パートナー弁護士
臨 時 委 員	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員
	岩村 充	早稲田大学商学研究科教授
	上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所・弁護士
	角 紀代恵	立教大学法学部教授
	堀部 政男	一橋大学名誉教授
	山口 厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授
専 門 委 員	飯島 巖	日本資金業協会理事
	高倉 民夫	(株)ジェーシービー代表取締役兼執行役員社長
	二宮 雅也	日本興亜損害保険(株)取締役常務執行役員
	橋本 雅博	住友生命保険相互会社常務取締役嘱常務執行役員
	三津間 健	(株)みずほ銀行常務執行役員
	森崎 公夫	外国損害保険協会副会長
	吉岡 一憲	日本証券業協会常務執行役
	米澤 潤一	(財)金融情報システムセンター理事長

[計22名]

(敬称略・五十音順)

# 公認会計士制度部会委員等名簿

平成20年6月30日現在

部 会 長	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任顧問
委 員	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オプズ ネット代表
臨 時 委 員	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
	安藤 英義	専修大学商学部教授
	伊藤 進一郎	元住友電気工業(株)副社長、(株)フロンティアテクノ最高顧問
	上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士、早稲田大学法務研究科教授
	大崎 貞和	(株)野村資本市場研究所研究主幹
	八田 進二	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	増田 雅己	(株)読売新聞社経済部長
	的井 保夫	日本電気(株)顧問
	八木 良樹	元(株)日立製作所取締役監査委員長
	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	山浦 久司	明治大学大学院会計専門職研究科長
専 門 委 員	小島 茂夫	(株)大阪証券取引所代表取締役常務取締役
	久保田 政一	(社)日本経済団体連合会常務理事
	澤田 眞史	日本公認会計士協会副会長
	飛山 康雄	(株)東京証券取引所代表取締役専務
	藤沼 亜起	日本公認会計士協会相談役
	増田 宏一	日本公認会計士協会会長
	渡辺 達郎	日本証券業協会特別顧問
幹 事	江原 健志	法務省民事局参事官

(敬称略・五十音順)

## 自動車損害賠償責任保険制度部会委員名簿

平成20年6月30日現在

部	会	長	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委		員	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
			高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト

[計3名]

(敬称略・五十音順)

## 金融審議会金融分科会第一部会報告

### ～ 我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて ～ (平成19年12月) の概要

#### I. 取引所の機能の拡充・強化

##### 1. 取引所における取扱商品の多様化

###### (1) ETF (上場投資信託) の多様化

ETFは、簡便かつ効果的な分散投資を可能とする投資手段  
 ⇒ 多様なETFを組成できるよう制度的手当てを行い、株式・債券や金融デリバティブから商品デリバティブまで幅広い投資を可能に

(参考) ETFの上場数

東証	大証	ニューヨーク証取	ロンドン証取	ドイツ証取
13	6	220	145	283

###### (2) 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

国際的には、取引所の資本提携を通じたグループ化等が進展  
 ⇒ 取引所間のグループ化等を可能とし、株式・債券や金融デリバティブから商品デリバティブまで総合的で幅広い品揃えを可能に

- 金融商品及び金融取引は金融商品取引法で規制し、商品デリバティブ取引は商品取引所法で規制するとの枠組みの下、取引所の資本提携等を通じた相互参入を可能に

##### 2. プロに限定した取引の活発化

###### (1) 現行のプロ私募を活用した枠組み

現行のプロ私募制度 (適格機関投資家が対象) やPTS (私設取引システム) 制度を活用したプロ向け取引の活発化

###### (2) 取引参加者を特定投資家にまで拡大した枠組み

(1)に加え、取引参加者を特定投資家にまで拡大し、新たなプロ向けの取引所市場制度を創設

- 現行の開示規制の適用はなし。企業内容等に関する年1回以上の情報提供を求め、具体的内容は取引所が自主的に決定
- 一般投資家は特定投資家による運用 (投資信託等) を通じて参加

#### II. 銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し

ファイアーウォール規制は、平成5年の業態別子会社方式による相互参入解禁時に導入。その後、必要に応じ緩和

- ① 利益相反による弊害や銀行等による優越的地位濫用の防止の実効性確保
- ② 顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請のため、新たな規制の枠組みを提供

- 証券会社、銀行等に利益相反管理態勢の整備を義務付け
- 銀行等の優越的地位を不当に利用した勧誘を禁止
- 役職員の兼職規制を撤廃
- 顧客に関する非公開情報の共有の制限を緩和

個人情報：オプトイン (事前同意) [現状維持]  
 法人情報：オプトイン (事前同意) ⇒ オプトアウト (顧客が不同意の場合共有を制限)  
 内部管理目的での情報共有 ⇒ 当局承認は不要に

#### III. 課徴金制度の見直し

金融商品取引法上の課徴金制度は平成17年に導入  
 ⇒ 2年余りの実績等を踏まえ、違法行為のより実効的な抑止をもたらすよう、見直し

- 現行課徴金 (下記) の金額水準を引上げ
  - ① インサイダー取引
  - ② 相場操縦
  - ③ 風説の流布・偽計
  - ④ 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載
- 以下を新たに課徴金の対象に追加
  - ① 相場操縦のうち、相場変動型でない安定操作取引
  - ② 発行開示書類・継続開示書類の不提出
  - ③ 公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出
- 課徴金の加算 (例えば繰返しの場合)・減算 (例えば早期自己発見の場合) 制度の導入
- 除斥期間の延長 (現行3年→例えば5年) 等



## 金融審議会金融分科会第一部会報告 ～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～

はじめに

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場の機能を拡充し、1,500兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくことが重要である。また、金融機関・金融グループには、内外の利用者に対して多様で質の高い金融サービスの提供が求められている。

国際的な市場間競争が激化する中、我が国金融・資本市場の競争力の強化は喫緊の課題であり、スピード感を持った取組みが必要となる。

金融審議会金融分科会では、平成19年1月に「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」を設置し、我が国金融・資本市場の競争力向上に向けた検討が行われ、その検討結果は、中間論点整理（平成19年6月13日）として取りまとめられた。

金融審議会金融分科会第一部会では、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図るとの観点から、スタディグループでの指摘等を踏まえ、特に制度的な対応が必要となる課題について検討を行った。具体的には、

- ・取引所の取扱商品の多様化、
- ・プロに限定した取引の活発化、
- ・銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し、
- ・課徴金制度の見直し

について、本年10月から9回にわたり審議を行った。検討に当たり、課徴金制度の見直しについては、当部会の下に「法制ワーキング・グループ」を設置し、専門的な観点から検討を行った。

本報告書は、当部会における検討結果をとりまとめたものである。今後、関係者において、本報告書の趣旨を踏まえ、適切な制度整備が進められることを期待する。

## I. 取引所の機能の拡充・強化

### 1. 取引所における取扱商品の多様化

取引所を巡る国際的な状況をみると、諸外国では、ETF（上場投資信託等）やデリバティブ取引等について、商品の多様化が進展している。また、取引所間の国際的な競争が進展する中で、海外取引所は、取引所間の提携等により、取引所グループとして、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまで、幅広い商品を提供している状況にある。

我が国においても、厚みのある市場を形成し、我が国金融・資本市場の国際的な魅力を高めるため、海外取引所で上場されているような多様な種類の商品が取引所で取り扱われることが重要であり、こうした商品の多様化によって利用者の利便性が向上することが期待される。

また、我が国取引所の国際競争力を強化するためには、取引所間の競争を促進することによって、新しい金融商品の開発やシステム投資を促進することが重要である。このため、我が国においても、取引所又はそのグループ等において、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまでの総合的で幅広い品揃えを可能とする制度整備を行っていく必要がある。

#### (1) ETFの多様化

ETFは、投資家にとって、個別株に投資することと比較すると、低コストにて、簡便かつ効果的な分散投資を可能とする投資手段である。また、非上場の投資信託と比較すると、取引所市場において、市場価格によるタイムリーな取引が機動的に行える等のメリットがある商品でもある。利用者利便の向上の観点から、こうしたETFの多様化を図ることが必要である。

このため、コモディティ関連のETFを始め、海外取引所で上場されているような多様な種類のETFを、投資者保護の観点等に留意しつつ、我が国取引所においても柔軟に上場することができるよう、以下の制度整備を行うことが適当である。

なお、コモディティ関連のETFが上場されることとなれば、金融商品市場の厚みの拡大に加え、ETFの投資対象資産への投資やヘッジ取引等を通じて、コモディティ市場の厚みの拡大にもつながるなど、相乗効果が働くことも期待できる。また、商品設計等を通じた金融商品取引所と商品取引所間の協力関係が深まれば、将来的により本格的な提携等に進展していくといった効果も

期待される面があるのではないかと考えられる。

① 受益証券発行信託を活用したETF

金融商品取引法の施行により、主として有価証券に対する投資を目的とする場合を除き、受益証券発行信託を活用することにより、柔軟な商品設計に基づくETFを組成することが可能となっている。

こうした受益証券発行信託を活用したETFの上場が可能となるよう、必要な投資者保護の枠組みの下、取引所において上場規則の整備等が図られていくことを期待したい。

② 投資信託を活用したコモディティ関連のETF

受益証券発行信託の活用に加え、コモディティ関連のETFについて、一般投資家等に広く認知された投資信託の枠組みも活用できるよう、以下の制度整備を行うことが適当である。

イ コモディティ現物等への直接投資

投資信託の主たる投資対象（「特定資産」）を拡大し、コモディティ現物やコモディティ・デリバティブを投資対象に加えることが適当である。

ロ コモディティ現物等に係る現物交換型の投資信託

コモディティ現物等を投資対象とする投資信託について、投資額を適正に評価できるものなど、投資者保護上問題ないものは、現物交換型の商品設計を可能とするための制度的な手当てを行うことが適当である。

③ 商品ファンド法の適用関係

投資運用業者によって、コモディティ・デリバティブへ直接投資するETFが組成される場合、現行の商品ファンド法制においては、投資信託法等に基づく規制に加え、商品ファンド法に基づく規制が重畳的に課されることとなる。これは、ETFの組成に当たって過重な負担を課すこととなりかねず、結果として、ETFに投資する一般投資家の利便性を害することともなりかねないと考えられる。

したがって、コモディティ・デリバティブへ直接投資するETFについて、投資運用業者が投資判断を行う場合には、商品投資顧問業者に対する投資判断の一任を要しないこととするこ

とが適当である。

④ 投資信託法における株価指数の告示指定のあり方

現行制度上、現物設定・現物交換型の投資信託の連動対象となる株価指数は、金融庁長官が個別に指定（告示）しているが、時機に応じた迅速な商品設定を可能とするため、適切な価格形成や相場操縦防止の観点から問題のない範囲で、対象となる株価指数を包括的に定めるなどの方策を講じることが適当である。

⑤ 現物設定・現物交換型の投資信託の拡大

現行制度上、現物設定・現物交換型の投資信託の運用対象は、証券の場合であっても株式に限定されている。例えば債券やREIT（不動産投資信託）の受益証券等、投資額の適正な評価が可能のものであって、投資者保護上問題のない証券については、現物設定・現物交換型の投資信託の対象とすることが適当である。

（2）金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ等

諸外国の状況を踏まえると、我が国取引所の経営基盤を強化し、国際競争力の強化を図っていくためには、我が国の取引所についても、取引所間の資本提携を通じたグループ化等によって、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまでのフルラインの品揃えを可能とする制度整備を早急に行っていく必要がある。

この場合、金融商品取引法に商品取引所法を統合していくべきとの意見もあり得る。一方、コモディティ・デリバティブ取引については、引き続き、商品の生産及び流通の円滑化を図るという観点からの規制が必要との指摘もある。このような状況の中で両法を直ちに統合しようとするれば、金融商品取引法の、金融商品及び金融取引に関する横断的な法制としての性格を損なうとの問題が生じると考えられる。

こうした現状を考慮すれば、フルラインの品揃えを可能とするグループ化等に向けた制度整備を早急に行っていくためには、金融商品及び金融取引は金融商品取引法で規制し、コモディティ・デリバティブ取引は商品取引所法の下で規制するという、両法制の枠組みの下で、資本提携等を通じた相互参入等を可能としていくことが喫緊の課題であり、以下の法的措置等を早急に講じることが適当である。

① コモディティ・デリバティブ市場の開設業務の位置付け

コモディティ・デリバティブ市場の開設業務は、その公共性や果たすべき機能、リスク管理等の面で、金融商品市場の開設と極めて類似している。また、取引所グループとして、コモディティ・デリバティブを含めた多様な品揃えを可能とすることは、金融商品市場、コモディティ・デリバティブ市場の双方に相乗効果をもたらし得る。

このような点を踏まえると、コモディティ・デリバティブ市場の開設は、金融商品取引所の関連業務として整理することが適当であり、金融商品取引所の子会社等による開設を認めていくことが適当である。

② 金融商品取引所本体でのコモディティ・デリバティブ市場の開設

金融商品取引所が本体でコモディティ・デリバティブ市場を開設する場合であっても、通常、金融商品市場の運営を適正かつ確実にを行うことに支障が生じるおそれは低いと考えられる。

したがって、金融商品取引所本体の業務範囲を拡大し、金融商品取引所等の子会社における場合と同様に、内閣総理大臣の認可を受けて、商品取引所法の枠組みの下、コモディティ・デリバティブ市場を開設することも選択肢として用意することが適当である。

なお、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れを実現するためには、以上のような法的措置等と合わせて、商品取引所法においても、金融商品取引所でのコモディティ・デリバティブ市場の開設や、金融商品取引所等による商品取引所の議決権の取得・保有等について、所要の規定を整備することが必要となる。また、商品取引所が子会社として金融商品取引所を設立・保有する場合における金融商品取引所の議決権の保有制限等の取扱いや、商品取引所本体において金融商品市場を開設する場合の規定の整備についても、合わせて検討を行うことが必要である。このため、関係当局による適切な連携を期待したい。

(3) 排出権取引等の取扱い

諸外国においては、排出権等についても、取引所における取引が開始されている状況にある。排出権については、金融商品に近い側面を持つと考えられるものの、現状、その法的な位置付けや

価格評価方法等は必ずしも明確となっていない。一方で、今後、我が国においても、排出権取引等、金融取引に類似した性質を持つ取引が活発化することが考えられる。このような取引についても、例えば、公益又は投資者保護上、金融商品取引所グループにおいて取引の場を設けることに問題のない枠組みであれば、関連業務として認めていくことが考えられる。更に、排出権の法的な位置付けや価格評価方法等の明確化が図られる等の状況が整った場合に、その取引の具体的な態様等も踏まえつつ、金融商品として取り扱うことについても、幅広く検討を行っていく必要がある。

## 2. プロに限定した取引の活発化

諸外国においては、英国のAIMや米国のSEC規則144Aに基づく市場等、プロ投資家を念頭に置いた自由度の高い市場が拡大しており、魅力ある市場の構築に向けて国際的な市場間競争が進展している。

我が国では、一般投資家が直接参加する市場においては、法定の情報開示等による厳格な投資者保護の枠組みが設けられているが、海外企業や国内の初期段階の新興企業にとって法定の情報開示等のコストが負担となり、我が国市場へのアクセスを遠ざける要因となっているとの指摘がある。

このため、我が国においても、プロ投資家を対象とした自由度の高い取引の場を設けることにより、我が国金融・資本市場の活性化、国際競争力の強化を図っていくことが喫緊の課題となっている。

すなわち、金融・資本市場においては、投資者保護の観点から、今後とも、情報開示等の重要性はより一層高まっていくものと考えられるが、情報収集能力・分析能力が十分に備わっているプロの投資家については、自己責任を基本とすることが可能であり、一般投資家とプロの投資家を区別した上で、プロに限定した自由度の高い効率的な取引の場を早急に整備すべきである。

このような自由度の高い取引の場を活用すれば、

- ・ 海外企業や国内の初期段階の新興企業にとっては、情報開示等の規制によるコストを抑え、成長に必要な長期資金の調達をより円滑に行うことができることとなる、
- ・ プロの投資家にとっても、投資運用先として新たな収益機会を得ることができることにより、我が国金融・資本市場の魅力が高まるとともに、プロの投資家間の競争が促進されることにより、我が国における金融イノベーションが促進されることが期待される、

・ 一般投資家も、企業の将来性を見極めるプロの投資家の専門的な資産運用能力が発揮されることにより、その資産運用の利益を享受することができる、等の効果を期待し得るものと考えられる。

このようなプロに限定した取引の場の枠組みとしては、①現行のプロ私募（適格機関投資家が対象）を活用した枠組みと②取引参加者を特定投資家にまで拡大した場合の枠組みの2通りの枠組みを考えることが可能であり、それぞれについて、以下のような制度整備等を行うことが適当である。

なお、自由度の高い取引の場において、プロ投資家が適正な規律なく運用を行えば、マーケット価格の変動等により、取引参加するプロ投資家自身やその背後の一般投資家等に想定外の損失が生じる可能性がある。プロ投資家は、デュープロセスとリスク管理の下、プロとして責任をもった行動が求められることを忘れてはならない。

(1) 現行のプロ私募（適格機関投資家が対象）を活用した枠組み

適格機関投資家に対して開示制度の適用を行わないプロ私募制度やPTS（私設取引システム）制度等の現行の制度を活用した取引の場について、以下のような形で整理するとともに、必要な手当て等を講じることが適当である。

① 取引の場

現行のPTS制度を活用した取引の場を設けることが可能である。

② 開示規制

プロ私募により発行された有価証券であるため、開示規制の適用はない。

③ 転売制限等

プロ私募の有価証券については転売制限が課されるため、プロに限定した取引の場の取扱銘柄が、その場の外において、一般投資家に流通することは防止される。

他方、一般投資家がプロ私募以外で既に保有するものには転売制限が付されておらず、原則としてプロに限定した取引の対象とはならない。

④ 不公正取引規制

認可金融商品取引業協会において、プロに限定した取引の場の取引対象となる有価証券を、取扱有価証券（協会員による売買等の取引の勧誘を禁止しない有価証券）に指定することにより、不公正取引規制を適切に適用することが適当である。

⑤ その他

取引所が、プロに限定した取引の場としてPTS業務を行う金融商品取引業者を子会社等として設立することも考えられる。この場合、

- ・ 取引所グループとして多様な取引の場を提供することは、取引所の魅力を高め、取引所の円滑な業務運営に資する、
- ・ PTSと取引所金融商品市場は、一定の方法により金融商品の集团的・組織的取引を行うことができる場という点で共通の性格を有し、リスク管理手法の面でも同一性が認められる、
- ・ PTS専門の金融商品取引業者であれば、これを子会社等としても、通常、取引所の業務運営の公正性や中立性を阻害することにはならないと考えられる、

等の点を踏まえれば、PTS業務は取引所の関連業務と整理することが可能であり、また、一般に、取引所の財務の健全性や業務運営の公正性等に支障が生じるおそれは低いと考えられる。このことから、PTS業務の専業体制の維持が担保され、また、親会社が開設する取引所金融商品市場との中立性を確保する等の態勢整備が行われる場合には、取引所の子会社等として、PTS業務を行う金融商品取引業者の設立を認めていくことが適当である。

なお、同様に、取引所がPTS業務（専業）を行う金融商品取引業者に50%以下の出資を行うことも、通常、特段の問題はないものと考えられる。

(2) 取引参加者を特定投資家にまで拡大した場合の枠組み

取引の場に厚みを持たせる観点から、取引参加者を特定投資家にまで拡大することにより、開示規制等については自己責任に立脚した新たな規律に基づく取引所市場を以下のような形で整備していくことが適当である。

① 取引の場

開示規制等について自己責任に立脚した新たな規律に基づく



取引所市場を整備することが適当である。

② 投資家に対する情報提供

プロ投資家のみが参加する市場であることを踏まえ、当事者間の自主的な情報提供・分析を基本とし、公衆縦覧を前提とした現行の法定開示は免除することが適当である。ただし、その場合、特定投資家の中には、発行体に対し情報提供を要求し、又は直接情報収集しうる立場には必ずしもない者が含まれる。

したがって、企業内容の虚偽又は不適正な説明・提示を防ぎ、投資家に的確な情報提供がなされることを確保する等の観点から、以下の法的枠組みを設けることが適当である。

- ・ 発行体は、プロに限定した市場の取引参加者に対し、少なくとも年1回以上、企業・発行体の内容やリスクに関する的確な情報の提供をしなければならないこととする。
- ・ 提供すべき情報の具体的な内容について、その様式・基準等を法定しないこととする。情報提供の言語・様式（連結のみの情報とするか否かを含む）・会計基準・監査証明の有無といった詳細は、市場開設者の定めるルール等により自主的に設定することとなる。
- ・ タイムリーディスクロージャーに関し、市場開設者において必要な情報をタイムリーに集約して投資家に提供する仕組みを設けることが考えられる。
- ・ この場合、発行体による取引参加者への情報提供の方法としても、同様の仕組みを活用することが考えられる。
- ・ 提供された情報が虚偽である場合等には、民事上の賠償責任の規定や虚偽情報の提供を防ぐための仕組み等を検討する必要がある。

③ 転売制限等

現行開示規制の適用除外の前提として、この新たな市場において発行・流通する有価証券については、その発行・流通をプロ投資家（適格機関投資家を含む特定投資家）に限定することが適当である。具体的方策としては、現行の適格機関投資家私募（プロ私募）における転売制限を参考に、例えば以下のようなものが考えられる。

- ・ 何人も、プロに限定した市場で取引される有価証券（上場前に発行されたもの及び海外において発行されたものを含む）

以下「プロ向け銘柄」という。)については、原則、法定開示がなされない限り、一般投資家に対して、売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘又は譲渡を行ってはならないこととする。

- プロ向け銘柄については、金融商品取引業者は、一般投資家に対して、販売（売買、売買の媒介・取次ぎ・代理等）・勧誘してはならないこととする。
- 金融商品取引業者には、プロ投資家に対し、販売・勧誘をする場合には、一般投資家への転売禁止の告知等を行わなければならないこととする。
- 一方で、オーナー株主等、一般投資家が、プロ向け銘柄を保有する場合には、プロに限定した市場やプロ投資家に対して売却することは認めることとする（そのための（勧誘なしの）金融商品取引業者の売買、売買の媒介・取次ぎ・代理等も認める）。

#### ④ 不公正取引規制

特定投資家が取引参加する場合には、相当程度の流動性が生じる可能性もあること等から、現行の上場有価証券に適用される規制と同様の規制を適用すべきである。

#### ⑤ その他

- 株主数が500人以上になった国内会社に対する現行制度上の開示義務について、プロに限定した市場の整備により、相当程度の流動性が生じること、また、平成5年の現行制度の導入後、十数年間の有価証券報告書提出会社の実態等にかんがみ、人数基準を一定程度引き上げることが考えられることを踏まえれば、例えば、現行基準の緩和（例えば、人数基準を（プロに限定した市場での取扱銘柄か否かを問わず）500人から1000人へ引き上げること）が適当であると考えられる。
- 公開買付制度について、会社支配権等に影響を及ぼすような証券取引について透明性・公正性を確保するという制度の趣旨から、プロに限定した市場での取扱銘柄も同様に扱うことが適当である。
- 大量保有報告制度について、経営に対する影響力等の観点から重要な投資情報を投資家に迅速に提供して市場の公正性・透明性を高めようという制度の趣旨から、基本的にプロ

に限定した市場での取扱銘柄も同様に扱うこととする。その際の、報告義務の発生要件（現行開示制度においては、5%を超える保有・1%以上の変動に報告義務）については、プロに限定した市場の特性を踏まえつつ、迅速な情報提供の必要性の観点から今後適切な水準を検討することが適当である。

- 我が国取引所が、海外取引所との共同出資によりプロ限定の取引所市場を開設する取引所を設立することも考えられる。この場合、
  - 我が国取引所が、プロに限定した市場の開設に関し、海外取引所のノウハウ等を活用していくことは、その競争力強化の観点から有効な方策と考えられる、
  - 我が国取引所の子会社等として、そのグループ内にプロに限定した市場を開設する取引所が設立される場合には、中長期的な取引所業務の健全かつ適切な運営の確保の観点からも問題が少ないと考えられる、

等の点を踏まえると、我が国取引所が、子会社等としてそのグループ内に、プロに限定した市場を開設する取引所を設立する場合であって、公益又は投資者保護上問題がないと認められるときには、海外取引所による残余（50%未満）の議決権の取得・保有を認めることが適当である。

なお、海外投資家による投資を促進する観点から、リモートメンバーシップ制度に関し、外国証券業者の業務に関する報告等について、母国の事業年度に対応した期間によるものを容認する等、所要の改善を図ることが適当である。

### 3. その他

有価証券の空売りについては、現行、売付けが空売りであるか否かの別の明示・確認が取引者等に義務付けられているとともに、原則、金融商品取引所が直近に公表した価格以下の価格での空売りが禁止されている。米国においては、本年6月に、空売りの明示・確認義務については維持・強化しつつ、空売りの価格規制については見直しが行われたところである。このような状況等を踏まえて、我が国の空売りに係る価格規制のあり方についても、検討が必要であるとの指摘があった。

## II. 銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し

銀行・証券間のファイアーウォール規制は、1993年（平成5年）の業態別子会社方式による相互参入解禁時に、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用の防止等をねらいとして導入された。

その後、我が国法制がモデルとしてきた米国においては、1997年のFRBによるファイアーウォール規制の緩和や、1999年のグラム・リーチ・ブライリー法の成立等により、ファイアーウォール規制の見直しが行われている。また、我が国においても、累次の制度改革が進められる中で、ファイアーウォール規制についても、実態を踏まえつつ、必要に応じ規制が緩和されてきた。

現行のファイアーウォール規制については、利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用等、本規制が本来のねらいとする行為を抑止するための措置としては、目的に照らして過大な規制となっているのではないかとの指摘がある。また、金融のグループ化等が進展する中、顧客に関する非公開情報の授受や、役職員の兼職等に関する規制等につき、

- ・ 金融グループとしての総合的なサービスの提供の障害となり、利用者の利便性がかえって損なわれている、
  - ・ 金融グループとして要求される統合的リスク管理やコンプライアンスの障害となっている、
  - ・ 我が国金融機関の競争力の観点から見たとき、欧米の金融グループとの競争条件を不利なものとしている、
- 等として、その緩和を求める指摘がある。

さらに、今日、諸外国では、金融グループにおける利益相反の管理等について、金融機関の自主的な規律付けによる内部管理態勢の整備を求め、その状況について当局が適切にモニタリングするとの規制的枠組みが趨勢になっているとの指摘がある。

以上を踏まえ、ファイアーウォール規制については、

- ① 利益相反による弊害や優越的地位の濫用の防止等につき、一層の実効性の確保を図るとともに、
- ② 利用者利便の向上や金融グループの統合的内部管理等の要請に応えるため、以下のとおり、新たな規制の枠組みを提供することが適当である。

なお、金融グループにおいては、この新たな規制の枠組みの下、新たな業務展開が一層容易になる一方、自己責任に基づく内部統制の重

要性が高まる中、業務運営にあたり、これまで以上に厳しい規律付けが求められることが肝に銘じられるべきである。

## 1. 利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用の防止の実効性確保

### (1) 利益相反による弊害の防止

利益相反による弊害を的確に防止していくためには、証券会社や銀行等に対し、利益相反の管理のための態勢整備を法令上義務付け、それを当局が適切にモニタリングしていくことにより、規制の実効性を確保していくことが重要である。

具体的には、監督指針で、①利益相反の抽出・特定、②利益相反の管理（チャイニーズウォールの構築等）・記録の保持、③利益相反管理方針の策定等を着眼点として明記し、各金融機関に対して利益相反の管理のための態勢整備とその適切な運用を求めることが考えられる。

また、各金融機関が策定する利益相反管理方針については、金融機関における態勢整備を促進する等の観点から、その概要をわかりやすく公表することが求められるべきである。

### (2) 銀行等の優越的地位の濫用の防止

銀行法令等では、銀行等が、顧客に対し、当該銀行等又は当該銀行等の子会社等の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用供与等を行うことを禁止している。

銀行等の優越的地位の濫用を防止するためには、これに加え、証券会社が、親銀行等・子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して、金融商品取引契約の締結又は勧誘を行う行為についても、金融商品取引法令において禁止することが適当である。その際、証券会社及び親銀行等・子銀行等に対して証券取引等監視委員会による検査を可能とすることが考えられる。

また、銀行等の優越的地位の濫用防止の実効性を確保するためには、銀行等自身において顧客等から寄せられる情報を適切に処理する態勢を整備するとともに、当局においても、顧客等から寄せられる情報を検査・監督に活用する仕組みを強化することが重要である。

## 2. 現行ファイアーウォール規制の見直し

## (1) 顧客に関する非公開情報の授受の制限

ファイアーウォール規制のあり方を考えていく上では、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで、非公開の顧客情報の共有を認めることは適当ではない。

そのように考えた場合、顧客意思の確認手段としては、顧客の属性を勘案し、次のように考えることが適当である。

### ① 個人情報

個人情報については、米国ではグループ内の共有に関する規制はない（別途、公正信用報告法でオプトアウトの機会を付与）が、欧州ではオプトインを求めている。我が国においても、個人情報の取扱いについては、オプトインを維持することが適当である。<sup>(注1)</sup>

### ② 法人情報

法人情報については、欧米では特段の規制はなく、我が国においても、情報共有がより多様で質の高い金融サービスの提供につながるのであれば顧客にもメリットがある、あるいは、同意書面の提出手続には法人サイドで社内稟議等の手間があるとの指摘がある。ただし、法人の中にも、自己の情報についての共有を拒みたいとするケースもありうることを考えれば、法人情報の取扱いについて、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与することが適当である。<sup>(注2)</sup>

また、現在、当局の承認があれば、顧客の同意なく、内部管理目的での顧客の情報共有が認められている。これについては、各金融グループにおいて利益相反管理態勢の整備が求められることに伴い、当局の承認を不要とすることが適当である。その場合、情報共有による弊害を防止するため、内部管理目的で共有されている情報について、内部管理目的以外での利用を禁止するとともに、情報管理態勢の整備状況等に関し、届出あるいは何らかの報告を求めるなど、厳格な監督対応が可能となるような枠組みを整備する必要がある。

---

(注1) オプトイン：顧客の積極的な同意を得て、情報共有を行うこと。

(注2) オプトアウト：予め情報を共有する旨を顧客に通知した上で、共有を望まない顧客に不同意の機会を与えること。

## (2) 役職員の兼職規制

証券会社や銀行等に利益相反管理態勢の整備を求めることに伴い、役職員の兼職規制については撤廃することが適当である。

## (3) その他

### ① 発行体向けクロスマーケティング規制

現在、発行体向けの営業に関し、銀行等の職員が、取引先企業に対し、証券会社の職員と共同訪問することは認められており、更に、株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受証券会社に対し、株式公開等が可能な取引先企業を紹介することも認められている。一方、銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うことは、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。

この点については、金融グループによる企業に対する総合的なサービスの提供を一層容易にするとの観点から、緩和を求める指摘がある一方、証券会社の引受審査態勢の強化が求められている中、引受リスクを負う証券会社に代わって銀行が引受条件の提示や交渉を行うことは証券会社のリスク管理や経営の独立性等の観点から問題があるとの指摘も多い。そのため、発行体向けクロスマーケティング規制の見直しについては、こうした点を念頭に置きつつ、検討を続ける必要がある。

### ② 主幹事引受制限

現行、証券会社が、その親法人等・子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることは原則として禁止されている。既上場会社の増資については、金融商品取引法の施行に伴い、一定の要件の下で規制が緩和されたが、IPO（新規公開時の増資）については、格付けが取得されていない限り認められていない。

IPOについて、例えば、資本・人的構成の面で独立した他の証券会社の価格決定プロセスへの関与により、価格決定の透明性が確保できる場合には、制限を緩和するなどの措置を講じることが適当である。

### Ⅲ. 課徴金制度の見直し

我が国金融・資本市場の魅力を高め、「貯蓄から投資へ」の流れを一層確実なものとしていくためには、市場の公正性・透明性を向上させ、我が国市場に対する信頼を確保していくことが重要となる。

このためには、金融・資本市場における不公正取引や開示規制への違反行為に対して抑止が十全に図られることが必要である。

金融商品取引法上の課徴金制度は、こうした観点から平成17年に導入がなされ、その後の2年余の期間において一定の実績がみられる。この課徴金制度については、違反抑止の実効性を一層確保する観点から、当部会の下に設置された法制ワーキング・グループがとりまとめた報告「課徴金制度のあり方について」を踏まえ、課徴金の金額水準、対象範囲、除斥期間等につき、所要の見直しを行うことが適当である。



## 金融審議会金融分科会第一部会 法制ワーキング・グループ報告 ～課徴金制度のあり方について～

### I. はじめに

我が国金融・資本市場をさらに魅力あるものとし、「貯蓄から投資へ」の流れを一層確実なものとしていくためには、市場の公正性・透明性を向上させ、我が国市場に対する信頼を確保していくことが重要となる。市場の公正性・透明性の向上には、金融・資本市場における違反行為の抑止が十全に図られることが必要である。

平成16年の証券取引法改正では、不公正取引及び発行開示書類の虚偽記載に対する課徴金が導入され、平成17年の証券取引法改正では、継続開示書類の虚偽記載に対する課徴金が導入された。

その後の2年余の期間において、課徴金納付命令の実績は29件（インサイダー取引22件、発行開示書類虚偽記載4件、継続開示書類虚偽記載6件）となった。これまでの事案等を通じて、課徴金制度の存在に対する認識も高まっており、制度のさらなる活用を期待する声が強い。

### II. 審議の経過等

平成17年の証券取引法改正の附則において、「政府は、おおむね二年を目途として、この法律による改正後の課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

また、金融審議会第一部会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」中間論点整理（平成19年6月13日とりまとめ）や「経済財政政策の基本方針2007について」（平成19年6月19日閣議決定）においても、課徴金制度の見直しについて提言がなされている。

金融審議会第一部会の本年10月3日の会合の際、課徴金制度の見直しについては、本ワーキング・グループにおいて検討を行うことが決定された。本ワーキング・グループにおいては、10月12日以降5回にわたり課徴金制度のあり方について審議を重ねた。その間、別添の討議資料等

を基礎に課徴金制度の位置付け、課徴金の金額水準や対象範囲、除斥期間等のその他の論点について検討を行った。その検討結果を以下のとおりとりまとめ報告する。今後、本報告書に示された考え方を踏まえ、当局において所要の制度整備を進めることを期待する。

### Ⅲ. 課徴金制度の位置付け

課徴金は、金融・資本市場における違反行為を的確に抑止し、規制の実効性を確保していく観点から、金銭的な負担を課す行政上の措置として導入された。

その際、違反行為が「やり得」とならないよう、利得相当額が課徴金の水準とされた。この点について、規制の実効性を一層確保する観点からは、利得に必ずしもとらわれる必要はないのではないか、との指摘があった。一方で、課徴金が反社会性、反道徳性を問うものではない以上、利得から完全に離れるべきでない、との指摘もあり、さらなる議論が期待される。

課徴金による違反抑止の実効性を一層確保する観点から、制度のあり方について、以下に示した方向に沿って所要の見直しを図るとともに、課徴金制度の適切な運用に努めていくことが重要と考えられる。

### Ⅳ. 課徴金の対象範囲と金額水準

#### 不公正取引

#### 1. インサイダー取引

インサイダー取引に係る課徴金については、過去の違反事案において、実際に違反者が得た利得が課徴金の金額よりも多い事例が見られたこと等を踏まえ、違反抑止の実効性確保の観点から、より適切な水準へ引き上げるべきである。例えば、現行、課徴金算定の基準は重要事実公表日の翌日の終値とされているが、翌々日以降の価格動向も反映されるような枠組みを検討すべきである。

#### 2. 相場操縦等

相場操縦等に係る課徴金については、違反行為を実効的に抑止するために、より適切な水準へ引き上げるべきである。また、現行制度上は、相場操縦等のうち相場変動型のみが対象となっているが、例えば安定操作取引や仮装売買・馴合売買についても対象に含めるべきである。

### 3. 風説の流布・偽計

風説の流布・偽計に係る課徴金については、違反行為を実効的に抑止するためにより適切な水準へ引き上げるべきである。

現行制度上、風説の流布・偽計に対する課徴金は、その風説の流布・偽計により変動させた相場を基準に算出しなければならない。しかしながら、相場は様々な要因が複合的に作用して形成されるものであり、ある相場が一の要因である風説の流布・偽計により変動されたものであることを認定することは著しく困難である。

制度の機動性を確保するため、風説の流布・偽計により変動した相場ではなく、風説の流布・偽計により影響された相場を基準として課徴金の額を算出すべきである。

### 4. 他者の計算における不公正取引

現行制度上、不公正取引に係る課徴金については、自己の計算において行われた違反行為をその対象としている。

不公正取引については、誰の計算において行われたかにかかわらず、市場規律を毀損する違反行為であり、その抑止が求められる。他者の計算で行われた不公正取引のうち、課徴金による抑止が有効と考えられるものについては、課徴金の対象とすべきである。

## 開示規制に対する違反行為

### 5. 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載

発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載に係る課徴金については、違反行為を実効的に抑止するためにより適切な水準へ引き上げるべきである。

なお、継続開示書類とその訂正報告書の双方に虚偽記載がある場合、それぞれ異なる内容について虚偽記載を行っているものと考えられる。現行は調整規定が存在するため、課徴金の金額は双方で1件分の水準

とされているが、訂正報告書の虚偽記載に対して追加的な課徴金を賦課できるように、調整規定の見直しを図るべきである。

## 6. 発行開示書類の不提出による募集・売出し

発行開示書類の不提出による募集・売出しについては、虚偽記載と同様、投資者を欺いて資金調達を行う重大な違反行為であり、課徴金の対象とすべきである。

## 7. 継続開示書類の不提出

継続開示書類の不提出についても、金融・資本市場から資金を調達していながら、必要な情報を金融・資本市場に提供しない違反行為であり、課徴金の対象とすべきである。

## 8. 公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出

近時、企業の合併・買収等に係る事案の増大やその態様の多様化が進展する中、公開買付届出書や大量保有報告書等の開示書類が適正に提出されることの重要性が一層高まっている。

このような状況を踏まえ、公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出を課徴金の対象とすべきである。

# V. 課徴金制度等に関するその他の論点

## 1. 課徴金の加算・減算

違反行為を的確に抑止する観点からは、例えば繰り返し違反行為を行う者について、課徴金の額を加算する枠組みを導入すべきである。

また、企業による違反行為に対する課徴金について、違反行為を企業自身が自律的に防止・発見する体制の構築を促すとともに、将来に向けて再発を防止することが重要と考えられる。例えば、自社株売買等に係るインサイダー取引や発行開示書類・継続開示書類等の虚偽記載など、違反行為が繰り返される可能性があるものについては、自ら早期に発見し、当局に申告した場合などに限定して、減算措置を導入すべきである。

## 金融審議会金融分科会第二部会報告

### ～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～(平成19年12月)の概要

#### I. 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大

金融サービスの多様化、高度化等に伴い、銀行・保険会社本体の経営の健全性の確保に留意しつつ、国際競争力の確保等の観点から、銀行・保険会社グループの業務範囲拡大のための制度的手当を提言

- 財務の健全性や的確なリスク管理等一定の要件を満たす銀行グループの銀行兄弟会社に対して新たな業務を解禁する枠組みの導入
  - ・ 現行、銀行の子会社と兄弟会社の業務範囲については、法令で同一内容を限定列挙
- 上記の新たな枠組みの下、銀行の兄弟会社に商品の現物取引を解禁
- 商品の保有リスクを回避するための措置が講じられていることを前提として、銀行・保険会社グループに商品デリバティブの現物決済を解禁
- 実質的に与信と同視しうることを前提として、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社にイスラム金融を解禁
- 排出権をめぐる今後の状況を見極めつつ、銀行・保険会社本体に排出権取引を認める方向で検討
- ファイナンス・リース(実質的に設備投資資金の貸付けと同視しうるリース)を主として営むことを前提として、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社にリース物件と同種の中古物件売買等を解禁
  - ・ 現行、リース中古物件の売買等は、リース満了時の売却等に限定
- 地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、銀行グループの議決権保有制限の例外措置の拡充を検討
  - ・ 現行、銀行本体とその子会社で合算5%超、銀行持株会社とその子会社で合算15%超の議決権の保有は原則禁止
- 銀行・保険会社本体に投資助言・代理業を解禁
- マネーロンダリングや脱税等の不適正な取引の防止に留意しつつ、外国銀行の業務の代理・媒介制度を導入
  - ・ 現行、例えば、外国銀行在日支店は、母体外国銀行の業務の代理・媒介ができない等の制約があり、こうした状況は、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供や我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を阻害しかねないとの指摘が存在

【参考】銀行・保険会社グループの業務範囲拡大の方向性

	銀行・保険会社 (本体)	銀行・保険会社 の子会社	銀行・保険会社 の兄弟会社(注)
商品の現物取引	×	×	×→○※ ※個別に許認可
商品デリバティブ	△※→○ ※差金決済のみ	△※→○ ※差金決済のみ	△※→○ ※差金決済のみ
イスラム金融	×	×→○	×→○
排出権取引	×→○※ ※今後の状況を見極めつつ、認める方向で検討	○	○
リース	×	○	○
中古物件の売買 ・メンテナンス	×	△※→要件緩和 ※リース満了時の売却等のみ	△※→要件緩和 ※リース満了時の売却等のみ
マーチャント ・バンキング	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり
投資助言・代理	×→○	○	○

(注) 保険会社の兄弟会社は、これまで、当局の承認を得れば、法令で限定列挙された業務(届出により実施可能)以外の業務も実施可能

#### II. 利益相反の弊害の防止等

- ① 利益相反による弊害や銀行・保険会社等における優越的地位の濫用の防止の実効性の確保
- ② 顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請のため、新たな規制の枠組みを提供

- 銀行・保険会社等に利益相反管理態勢の整備を義務付け
- 保険会社の役員と銀行等・証券会社の役職員との兼職規制を撤廃

#### III. 保険に関する規制緩和

保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる「3:3:2規制」)について、経営の健全性の確保等に留意しつつ、今後、廃止を含めた見直しを実施

【参考】資産別運用比率規制(いわゆる「3:3:2規制」)

対象資産	国内株式	外貨建資産	不動産
上限 (対一般勘定資産合計)	30%	30%	20%

## 金融審議会金融分科会第二部会報告

### ～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～

はじめに

銀行・保険会社については、これら金融機関の経営の健全性を確保する観点から、他業禁止規制が課され、その行いうる業務については、その子会社、兄弟会社等の行いうる業務と併せて、関係法令等において限定的に定められている。

こうした業務範囲規制は、他業禁止の趣旨（本業に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業リスクの回避等）を踏まえたものである。また、特に銀行については、決済機能を有するその公共的性格から、セーフティネット（預金保険制度）が存在することも考慮すべきものと考えられる。

これらの業務範囲規制については、これまでも、金融をめぐる状況の変化に応じ、利用者利便の向上等の観点も加味しながら、累次にわたり緩和され、銀行・保険会社グループによる業務内容が拡大されてきた。

金融サービスの高度化、多様化、国境を越えた金融グループの業務展開の一層の進展が見られる中、金融グループには、自ら創意工夫を凝らしながら多様で質の高いサービスを提供していくことが、従来にも増して求められているものと考えられる。このため、銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方についても、今日的な視点から、規制の趣旨や業務の特性等を踏まえて見直していくことが適当である。

当部会においては、こうした問題意識に立ち、銀行・保険会社グループ<sup>1</sup>の業務範囲規制のあり方等について、計3回<sup>2</sup>にわたり審議を重ねてきた。本報告はその検討結果をとりまとめたものである。今後、関係者において、本報告書に示された考え方を踏まえ、適切な制度整備が進められることを期待する。

なお、銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方については、金融をめぐる状況の変化等を踏まえ、不断に見直しが行われるべきものと考えられる。本報告で引き続き十分な検討を要すると指摘した点、本報告でとりあげていない点についても、関係者において適切に検討が進められることが望まれることを付言しておきたい。

<sup>1</sup> 本報告書において、「銀行・保険会社グループ」とは、銀行・保険会社本体とその子会社及び兄弟会社を指すものとする。

<sup>2</sup> 保険会社に係る資産別運用比率規制、保険契約の移転単位の見直しについては、別途2回にわたり審議が行われた。

## I. 銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方

### 1. 基本的な考え方

銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大を検討するに当たっては、銀行・保険会社本体の経営の健全性確保が強く求められるものと考えられる。

実際に、個別の業務を銀行・保険会社グループに認めるか否かについては、当該業務が銀行・保険会社本体の経営の健全性に及ぼす影響を踏まえつつ、利用者利便の向上、銀行・保険会社グループ全体としての経営の効率化、国際競争力の確保等を勘案した上で、きめ細かく判断していくことが適当である。

その際、個別の業務を、銀行・保険会社本体、子会社、兄弟会社のいずれに認めるかについては、他業禁止の趣旨を踏まえつつ、

- ・ 当該業務と銀行・保険会社の本来的業務との機能的な親近性
- ・ 当該業務のリスクと既に銀行・保険会社が負っているリスクとの同質性
- ・ 銀行・保険会社本体へのリスク波及の程度

等を勘案して決定すべきものと考えられる。

なお、保険会社については、特に利益を目的としない相互会社について、株式会社と同列に論じられるのかとの観点から、銀行の業務範囲拡大にあわせて業務範囲を直ちに拡大することが適当かといった指摘もみられた。

現行制度上、銀行の子会社及び兄弟会社の業務範囲については、他業禁止の趣旨及び組織形態に歪みを与えない観点から、保険会社グループにおける取扱いと異なり<sup>3</sup>、法令で同一内容が限定列挙されている。

この点、兄弟会社間は、親子会社間に比べ、相互に経営に与える影響がより少ない仕組みであることを踏まえれば、銀行の兄弟会社の業務範囲については、銀行の子会社に比して緩和する余地があるものと考えられる。

実際に米国の金融持株会社（FHC）においては、本来的業務の機能やリスクとの親近性・同質性が認められるとは言い難い業務が、当局の承認の下に、金融を補完する業務として傘下の銀行の兄弟会社に認められている。

一方で、業務展開の相互補完性、グループ全体としてのレピュテーションとの観点から、実質的には、グループが一つの企業体と外部からは見なされうる実態にあること、我が国銀行グループの社会的な影響力の大きさ等を踏まえた慎重な対応が求められるとの指摘がある。

以上の点を勘案すれば、十分な経営管理・リスク管理が確保されることを前提として、銀行の兄弟会社に、新たに特別の業務を認めていく制度的枠組みを導入して

---

<sup>3</sup> 保険会社の子会社は、法令で限定列挙された業務のみを行うことができるとされている一方、その兄弟会社は、当局の承認を得れば、法令で限定列挙された業務（届出により実施可能）以外の業務も行うことができるとされている。これは、保険会社については、銀行に比して、①決済システムを担っていないこと、②信用秩序に与える影響が限定的であることを踏まえたもの。

いくことが適当と考えられる。

その際の具体的な制度設計としては、例えば、

- ① 米国の金融持株会社（FHC）における補完的業務のように、行いうる業務に特段の限定をかけずに、当局の個別の許認可の下で新たな業務を認める方式
- ② 予め行いうる業務を法令で限定した上で、当局の個別の許認可の下で新たな業務を認める方式

の二つの方式がありうる。

この点、顧客のニーズに銀行グループが機動的に対応するためには、①の方式によるべきとの指摘もあるが、

- ・ 銀行が決済機能を有することを踏まえ、他業禁止の観点から限定列举を基本としている銀行法の業務範囲規制
- ・ 行政判断の透明性確保の観点
- ・ 当局による監督の実効性確保の観点

等を踏まえれば、②の方式を基本としつつ、金融をめぐる状況の変化等に応じ可能な限り柔軟に対応していく枠組みを確保していくことが、現実的な方策として適当と考えられる。

なお、こうした業務範囲の拡大に当たっては、許認可に当たっての判断基準等を法令等において可能な限り明らかにしていくことや、当局において新たな業務に対応した監督体制・手法を整備していくことが求められることに留意する必要があるものと考えられる。

## 2. 個別の業務

### (1) コモディティ

現行制度においては、銀行・保険会社グループに対し、商品の現物取引を認めず、また商品デリバティブを差金決済に限定している<sup>4</sup>。

これは、一般に商品の現物の売買は、物を保有することによるリスクを伴い、本来的銀行・保険業務とその性質やリスクに親近性・同質性が認められないことを踏まえ、他業禁止の趣旨の徹底を図るとの考え方に基づくものである。

こうした規制については、以下のような見直しを行うことが適当である。

#### ア. 商品デリバティブ

差金決済に商品デリバティブを限定していることについては、顧客のリスクヘッジ要請に対する銀行・保険会社グループの効率的かつ十分なサービスの提供を阻害しているとの指摘がある。

この点、商品の現物の引渡しに伴うリスクについては、商品に十分な流動性が確保されており、カバー取引を行うことで十分解消しうるものと考えられるので

---

<sup>4</sup> 保険会社の兄弟会社においては、現行制度の下でも、当局の承認を受け、商品の現物取引を行うことが可能。



あれば、そうした要件の充足を条件に、銀行・保険会社グループに現物決済を認めることが適当である。

#### イ. 商品の現物取引

商品の現物取引については、商品そのものの価格変動リスクをヘッジする機能をもつ商品デリバティブ取引と密接な関連を有しており、銀行グループの業務範囲を考える上で、両者を切り離して考えることは、実態にそぐわないものと考えられる。また、商品デリバティブ取引に従事する者は、その原資産の価格変動リスク等に関する高度な知識、管理能力を蓄積していると考えられ、銀行グループとして取引に伴うリスクを十分管理しうる商品取引も存在するのではないかとの指摘もある。

実際に、米国においては、金融持株会社（FHC）傘下の銀行の兄弟会社が、商品デリバティブの補完的業務との位置付けで、リスク管理上の一定の制約の下、商品の現物取引を許容されている事例があり、我が国金融機関の国際競争力の確保等の観点から、商品取引を銀行グループに一切認めないことは適当とは考え難い。

一方で、商品の現物取引を銀行グループの業務として認める場合には、上記のとおり、現行制度において、本来的銀行業務とその性質やリスクに親近性・同質性が認められないとの考えの下、これを認めてこなかった点にも十分留意する必要があるものと考えられる。

こうした点を勘案すれば、上記 1. で述べた銀行の兄弟会社についての制度的枠組みを活用し、連結自己資本の一定水準以内、商品の取扱いに伴う固有のリスクの遮断等の条件を付した上で、最終的には当局による個別の許認可の下に、銀行の兄弟会社に商品の現物取引を認めていく道を開くことが適当である。

#### (2) イスラム金融

イスラム金融は、利子を取ることが禁じられている中で、商品売買やリースの形式を用いることにより実質的には与信と同視しうる取引を実現するものである。

商品売買等を形式上伴うものであることから、銀行・保険会社グループは、現行制度においては、基本的にこれらの業務を行うことはできないこととされている。

近年、海外においてイスラム金融取引が台頭し、今後も急速にその市場拡大が見込まれることを踏まえれば、我が国銀行・保険会社グループの国際競争力の確保の観点から、実質的に与信と同視しうるという要件の充足を条件に、イスラム金融を銀行・保険会社グループの業務範囲に加えることが適当である。

なお、イスラム金融の実施主体については、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社にリース業務を認めている現状も踏まえ、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社とすることが適当である。

### (3) 排出権

排出権は、追加的に温室効果ガスを排出しうる権利として観念され、その取引は、いわば非実物資産の価値の取引として位置付けられる。その点で、排出権は金融商品に近い側面を持つと考えられるものの、その法的な位置付けや、価格評価方法等については必ずしも明確となっていない。したがって、現状、直ちに銀行・保険会社本体に排出権取引の実施を認めるには至っていない。

一方で、排出権の取引インフラである国際取引ログがまもなく本格稼働する見込みであるほか、政府部内においても、排出権の法的な位置付け等について検討が開始されるなど、新たな環境整備が急速に整いつつあり、将来、取引の活発化が見込まれるところである。

このため、今後の状況を見極めつつ、排出権取引を銀行・保険会社本体の業務として明確に位置付ける方向で検討すべきである。

### (4) リース

物品・物件の賃貸は他業と考えられるが、いわゆるファイナンス・リースは、経済的には設備投資資金の貸付けと同等であると解され、現行制度においては、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社に、ファイナンス・リースを主として営むリース業（ファイナンス・リースによる収入が、リース業全体収入の50%超であるリース業）を行うことが認められている。

また、中古物件の売買・メンテナンスについては、リース満了時の売却等、リース取引と一体と認められるものに限って認められている。

こうした規制については、改めて以下のように整理することが適当である。

#### ア. ファイナンス・リースに関する収入制限

ファイナンス・リースに関する収入制限については、これを撤廃すべきとの意見もある。しかしながら、ファイナンス・リース以外のオペレーティング・リースには、いわゆるレンタルも含め様々な形態があり、本来的業務との性質やリスク面での親近性・同質性の確保の観点からすれば、収入制限を直ちに撤廃することは適当ではないと考えられる。

#### イ. 中古物件の売買・メンテナンス

一般に、リース業者は、中古物件の売買・メンテナンスに関し、当該物件に係る販路等のネットワークを有し、当該物件の価値等を熟知していると考えられる。したがって、このような業者に対して、中古物件の売買等をリース満了時の売却等に限定することは、利用者利便や全体としての業務の効率性を阻害しているとの指摘がある。

このため、今後ともファイナンス・リースを主として営むことを条件としつつも、リース物件と同種の中古物件の売買・メンテナンスについては、リース業を

補完する付帯的な業務として、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社に認めていくことが適当である。

(5) マーチャント・バンキング<sup>5</sup>

現行制度において、銀行グループは、有価証券投資やデリバティブ取引を投資目的で行うことができるものの、他業禁止の趣旨の徹底と子会社業務範囲規制の潜脱回避の観点から、一般事業会社の議決権のある株式等への投資には、上限規制（銀行本体とその子会社の合算で5%以下、銀行持株会社とその子会社の合算で15%以下）が課されている<sup>6</sup>。

この点については、

- ・ 米国においては、一定の制限の下、金融持株会社（FHC）傘下の証券子会社等を通じて、本源的金融業務としてマーチャント・バンキング業務を行うことが認められている。国際競争力の強化の観点から、我が国銀行グループに対しても株式投資によるキャピタル・ゲインを得る道をより拡大していくことが適当ではないか。
- ・ 企業再生等の局面においては、企業サイドには多様な資金調達を含めた計画を講じていくことが求められる。そうした局面において、銀行グループには、デットに限らず、エクイティまで含めた総合的な企業ファイナンスに関与していくことが求められるのではないか。

等の様々な指摘が存在する。

一方で、こうした銀行グループによるエクイティ保有の拡大については、制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等についての懸念が指摘される。

また、マーチャント・バンキング業務の実施は、現状においても相当程度可能であり、直ちに現行の規制を緩和する必要はないのではないかとといった指摘もある。

これらを踏まえれば、銀行グループによるエクイティ保有の大幅な拡充については、他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来の趣旨を踏まえて整理していく必要があり、引き続き検討していくことが適当と考えられる。その際には、銀行グループに求められるエクイティ・ファイナンスへの関与のあり方等についても、国内外の金融グループによるエクイティ供給・投資の実態を踏まえた十分な検討が必要となろう。

一方、現行制度においては、

- ・ 銀行又は銀行持株会社のベンチャーキャピタル子会社が保有するベンチャービ

<sup>5</sup> 投資家への販売又は自己の資産運用のために一般事業会社の株式等を保有すること。

<sup>6</sup> 保険会社については、持株会社には上限規制はないが、本体には上限規制（本体とその子会社の合算で10%以下）が課されている。

#### ジネス会社の議決権

- ・ 銀行グループが経営改善のための計画に基づくデット・エクイティ・スワップにより保有した議決権
- 等が、一定の要件の下、議決権保有制限の例外とされている。

こうした現行制度の枠組みを基礎として、上記のような懸念に十分留意しつつ、相応の政策的合理性が認められるものについては、早急に制度的な手当てを行うことが適当である。具体的には、地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべきである。なお、保険会社においても、同様の観点から、当該措置について検討すべきである。

#### (6) 投資助言・代理

投資助言・代理業は、金融商品取引法において登録金融機関の行うことができる業務と位置付けられているところであるが、銀行法及び保険業法においては、銀行・保険会社本体の業務として位置付けられていない。

これらは、顧客の多様な資産運用ニーズに対応するフィービジネスとして、利益相反の防止等に留意しつつ、銀行・保険会社本体の業務として位置付けることが適当である。

#### (7) クロスボーダー取引

現行制度においては、

- ・ 外国銀行在日支店や外資系邦銀<sup>7</sup>が、日本国内の顧客に対し、母体である外国銀行の海外ブック取引の勧誘を行うこと
- ・ 邦銀が、日本国内の顧客に対し、海外現地法人の海外ブック取引の勧誘を行うこと

は認められておらず<sup>8</sup>、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供や我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を阻害しかねない状況にある。

こうした状況を是正するため、外国銀行に対して我が国当局の直接の監督が及ばないことやマネーロンダリング、脱税等の不適正な取引を防止する観点にも留意しつつ、以下のような枠組みを基本として、「外国銀行の業務の代理・媒介」を新たに銀行の業務範囲として認めることが適当である。

- ・ 受託者となる外国銀行在日支店等のグループ内の外国銀行を委託元とし、その外国銀行が行っている業務のうち、銀行法において認められている業務の代理・

<sup>7</sup> 外国銀行が日本国内で銀行業を営むためには、支店を設置して免許を受けるか、免許を受けて現地法人（外資系邦銀）を設立するかのいずれかの方法をとることが必要。また、在日支店については、取引の主体である外国銀行に対する監督・検査権の実効性を確保する観点から、外国銀行の在日支店を一の銀行とみなして、銀行法が適用される。

<sup>8</sup> これに対し、邦銀が、日本国内の顧客に対し、海外支店の海外ブック取引の勧誘を行うことは認められている。

媒介のみを行えることとする。

- ・ 業務の受託者となる外国銀行在日支店等からの申請（委託元の外国銀行、委託業務の内容等を記載）に基づく許認可制（邦銀については、既に海外子会社の設立について事前認可制がとられている点を踏まえ、届出制）とする。
- ・ 受託する業務に関し、外国銀行在日支店等に対し、日本の預金保険制度の対象でないことの説明義務を設ける等、クロスボーダー取引であることに着目した行為規制を課す。
- ・ 許認可を受けた外国銀行在日支店等に対して、銀行法に基づき、クロスボーダー取引であることに着目した監督権を行使する。

## II. 利益相反による弊害の防止等

銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大に伴い、利益相反による弊害や優越的地位の濫用の防止等につき、一層の実効性の確保を図っていくことが重要である。第一部会における銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直しの議論等も踏まえ、以下のような措置を講ずることが適当である。こうした措置は、今後の新たな規制の枠組みの下、より広範な業務を展開する銀行・保険会社グループが、自己責任に基づき、これまで以上に厳しい規律付けをもって内部統制を行うことを求めるものである。

### 1. 利益相反による弊害の防止

利益相反による弊害を的確に防止していくためには、銀行・保険会社等に対し、利益相反の管理のための態勢整備を法令上義務付け、それを当局が適切にモニタリングしていくことにより、規制の実効性を確保していくことが重要である。

具体的には、監督指針で、①利益相反の抽出・特定、②利益相反の管理（チャイニーズウォールの構築等）・記録の保持、③利益相反管理方針の策定等を着眼点として明記し、各金融機関に対して利益相反の管理のための態勢整備とその適切な運用を求めることが考えられる。

また、各金融機関が策定する利益相反管理方針については、金融機関における態勢整備を促進する等の観点から、その概要をわかりやすく公表することが求められるべきである。

### 2. 優越的地位の濫用の防止

現行の銀行法、保険業法等には、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売の禁止等の規定がある。

この点、銀行・保険会社等の優越的地位の濫用の防止の実効性をより確保するためには、銀行・保険会社等自身において顧客等から寄せられる情報を適切に処理する態勢を整備するとともに、当局においても、顧客等から寄せられる情報を検査・

監督に活用する仕組みを強化することが重要である。

### 3. 保険業法上のファイアーウォール規制の見直し

#### (1) 役職員の兼職規制

保険業法における、保険会社の役員と銀行等又は証券会社の役職員との兼職規制については、保険会社、銀行等、証券会社に利益相反管理態勢の整備を求めることに伴い、撤廃することが適当である<sup>9</sup>。

#### (2) 顧客の非公開情報を利用した保険募集の制限

保険業法では、保険会社がグループ銀行の保有する非公開情報を顧客の同意なく保険募集に利用することが制限されている<sup>10</sup>。第一部会において、金融商品取引法における顧客情報の利用に係る同意取得の方法について、顧客属性を勘案した取扱いが検討されたところであるが、保険業法における本規制については、銀行等による保険販売規制におけるこれまでの議論等も踏まえ、顧客の属性にかかわらず取り扱うという現行規制を維持することが適当である。

## Ⅲ. 保険に関する規制緩和

### 1. 保険会社の資産別運用比率規制

保険会社の財務の健全性を確保する観点から、保険会社の資産運用については、例えば国内株式及び外貨建資産の保有はそれぞれ総資産の30%、不動産の保有は総資産の20%を超えてはならないとされている（いわゆる「3：3：2規制」）。

この点、保険会社の資産運用手法の発展や、ソルベンシー・マージン比率規制・オフサイトモニタリングの導入等の事後監督手法の整備等を踏まえ、保険会社間に事業内容や負債構造、リスクマネジメント能力等に差異が現状見受けられる。こうした中、現行の画一的な規制は、経営・資産運用に関する方針が基本的に個社により自主的に判断されるべきものであることと合致しない面があること等が指摘された。また、経営の健全性を確保しつつ、保険会社の経営の自由度を向上させるとともにより機動的な資産運用を可能とする観点も重要である。

このため、ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討が行われていること等を考慮すると、当面は現行制度を維持することとするが、その検討結果等を踏まえた上で、いわゆる「3：3：2規制」について廃止を含めた見直しを行うことが適当である。

### 2. 保険契約移転時における移転単位

<sup>9</sup> ただし、保険会社の常勤取締役が他の会社の常務に従事する場合は、引き続き別途認可が必要。

<sup>10</sup> 非公開情報を保険募集に係る業務に利用するためには、事前に書面その他の適切な方法による顧客の同意が必要。

保険業法第 135 条において、保険契約を他の保険会社に移転する場合、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約、すなわち生命保険については予定利率や予定死亡率等を同じくするもの、損害保険については予定損害率等を同じくするものの全部を包括して行わなければならないとされている。本規制については、例えば、企業向け専門保険会社と家計向け専門保険会社といった顧客の特性に応じた分社化や、地域別の保険会社に再編することを困難としている等の指摘がある。

一方で、保険契約の移転単位の見直しに際しては、保険契約者や一般債権者の保護（異議申立制度の在り方を含む）、当事会社の財産状況の確認手法、包括移転が保険契約の特性を踏まえて保険契約者の同意を得ずに契約を移転できる特例的な手法であること等の多くの論点について、検討を行う必要があるものと考えられる。

このため、直ちに保険契約移転時における移転単位を見直すことは適当ではなく、この点については、上記のような論点について保険契約者保護等の観点から、十分議論を深めつつ、引き続き丁寧に検討すべきものと考えられる。

(参考) 銀行・保険会社グループの業務範囲拡大の方向性

	銀行・保険会社 (本体)	銀行・保険会社 の子会社	銀行・保険会社 の兄弟会社 (注)
商品の現物取引	×	×	×→○※ ※個別に許認可
商品デリバティブ	△※→○ ※差金決済のみ	△※→○ ※差金決済のみ	△※→○ ※差金決済のみ
イスラム金融	×	×→○	×→○
排出権取引	×→○※ ※今後の状況を見極めつつ、認める方向で検討	○	○
リース	×	○	○
中古物件の売買 ・メンテナンス	×	△※→要件緩和 ※リース満了時の売却等のみ	△※→要件緩和 ※リース満了時の売却等のみ
マーチャヤント ・バンキング	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり
投資助言・代理	×→○	○	○

(注) 保険会社の兄弟会社は、これまでも、当局の承認を得れば、法令で限定列挙された業務 (届出により実施可能) 以外の業務も実施可能



## 中間論点整理の概要

## ～平成 16 年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～

## 1. 経緯

信託業法は、平成 16 年 12 月に全面改正され、その際、見直し条項や福祉型の信託について検討を求める附帯決議が附された。これを踏まえ、昨秋から幅広く審議。

## 2. 平成 16 年改正後の信託業法の施行状況

平成 16 年信託業法改正のポイント	施行状況
受託可能財産の範囲の拡大	①知的財産権など受託財産の多様化が進行。 <sup>1</sup> ②知的財産権や流動化対象資産の管理・運用に特化した信託会社など、特色ある信託会社の参入。 <sup>2</sup> ③信託代理店の新規参入が進み利用者窓口が拡大。 <sup>3</sup> ④行為準則・ディスクロージャー制度の導入により、顧客への説明資料等が充実。
信託業の担い手の拡大	
信託サービスの利用者窓口の拡大 受益者保護のためのルール整備	

注： 1 知的財産権については、受託実績あり。その他、排出権や担保権も受託に向けて検討中。  
 2 運用型信託会社 5 社、管理型信託会社 7 社。(平成 19 年 6 月現在)  
 3 信託代理店は、従来金融機関等に限られていたが、改正後一般事業会社など 14 社が参入

## 3. 福祉型の信託について

## (1) 福祉型の信託とは

大方の合意を得た定義はないが、企図するところは、信託を高齢化社会における「福祉」という公共目的に役立てようとするものと考えられる。

## 具体例

イ 高齢者が、介護が必要になった場合に介護費用に充てるため、信託を行う。  
 ロ 障害者である子の親亡き後の生活資金に充てるため、財産の信託を行う。  
 ハ 一定の財産を信託し、受託者に自らの死後の事務処理を依頼する。

## (2) 検討に当たっての基本的視点

具体的な制度設計の前提として、以下のような基本的視点についての考え方を今後整理する必要。

- ・ 社会福祉政策の一環として位置付けるべきではないか。
- ・ 福祉型の信託は、信託を公共目的に役立てようとする点で「公益信託」に類似。公益信託については、事業型の導入や、公益法人等の参入も検討される見込み<sup>4</sup>。両者の議論は、平仄のとれたものとする必要。
- ・ 福祉型の信託が、裁判所の関与のある成年後見の潜脱に使われ、受益者の利益を害さないように留意すべき。

注： 4 公益信託については、平成 18 年信託法改正の際の附帯決議において、「公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から」見直しをすることとされている。

## 4. 福祉型の信託の制度設計

### (1) 制度設計の基本

ニーズに即した制度設計をする必要があるが、ニーズの捉え方も様々。

受託者の役割は、財産管理に限られるのか、身上監護まで行うのか。

受託者は、信託財産の管理のみを行うのか、一定の処分・運用まで行うのか。

③ 採算性が厳しいものが多いのか、相応の収益を確保できるものもあるのか。

④ 長期の信託期間を想定すべきか、短期のものまで想定するのか。

### (2) 担い手

制度設計の基本に関する考え方の相違により、担い手に対する考え方も様々。

- ・ 受益者の個別の状況に応じた対応が求められ、主に大量・定型的な業務を営む既存の担い手では不十分。高齢者福祉や後見業務を行う弁護士等や公益法人等が担えるようにすべきではないか。
- ・ 福祉型の信託には既存の担い手が適切な場合もあるのではないか。
- ・ 福祉型の信託に対するニーズを検証し、その内容を類型化した上で、類型毎に担い手のあり方を議論する必要があるのではないか。

### (3) 担い手に対する規律のあり方

担い手に対する規律のあり方に対する考え方も様々。

#### ① 基本的な考え方

- ・ 業を前提としない民事信託に類似しており、厳しい規制は避けるべきとの考え方と、受益者である高齢者・障害者保護の観点から、むしろ厳格な規律が必要との考え方が対立。

#### 参入形態

- ・ 弁護士等個人による受託を認めるべきとの考え方と、継続性・安定性の確保等の観点から法人に限るべきとの考え方が対立。

#### 財産的基盤

- ・ 他人の財産を預かる点で、一定の財産的基盤は必要との意見が大勢。一方で、弁護士等個人による受託を認めるべきとの立場から、受託した財産の管理に特化すれば財産的基盤要件は不要との意見も存在。

#### 監督

- ・ 業務の適正かつ安定的な継続を確保するには、行政による監督が必要との意見が大勢。一方で、弁護士が受託する場合、弁護士会の監督体制を充実させれば行政による監督は不要との意見も存在。

## 5. 今後の議論のあり方

高齢化が進む我が国の社会状況における信託制度の位置づけ、公益信託制度との整合性等に留意しつつ、各論点について議論を深めていくことが必要

## 中間論点整理

### ～平成16年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～

#### I. 平成16年改正後の信託業法の施行状況

大正11年に制定された信託業法(大正11年法律第65号)(以下「旧信託業法」という)は、平成16年12月に全文改正され、信託業法(平成16年法律第154号)(以下「改正信託業法」という)として同年12月30日に施行された。

改正信託業法には、「政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」(附則第124条)との見直し条項が置かれたことを踏まえ、当部会においては、改正信託業法の施行の状況について検討した。

##### 1. 改正信託業法の施行の状況

改正信託業法は、①受託可能財産の範囲の拡大、②信託業の担い手の拡大、③信託サービスの利用者窓口の拡大、④受益者保護のためのルール整備を主な内容としている。

###### (1) 受託可能財産の範囲の拡大

旧信託業法において、受託可能財産は、金銭、有価証券等に制限されていたが、改正信託業法では、その制限が撤廃され財産一般について信託することが可能となった。

その結果、これまで受託することができなかった、以下のような財産の受託ないし受託の実施に向けた検討が行われており、受託財産の多様化が進んでいる。

- ・ 知的財産権(企業が保有する特許権の一括管理を目的とした特許権の信託、映画の著作権を信託財産として資金調達を行う信託等)
- ・ 排出権(排出権取引における排出権管理信託)
- ・ 担保権(シンジケート・ローン等における担保権の管理を目的とした担保権の信託(いわゆるセキュリティ・トラスト))

###### (2) 信託業の担い手の拡大

信託業法改正以前に、信託業を行っていたのは、金融機関の信託業務の兼営等に関する

る法律により信託兼営の認可を受けた金融機関(以下「信託兼営金融機関」という)のみであった<sup>1</sup>。改正信託業法では、信託活用ニーズ等を踏まえ、金融機関以外の者が信託業を行うことを可能とし、以下のとおり、業務内容に応じた参入基準が整備された。

- ・ 信託財産を裁量によって運用することができる一般の信託会社(いわゆる運用型信託会社)については免許制とする。
- ・ 信託財産の管理のみを行う等受託者の裁量性の低い信託業を営む管理型信託会社は、登録制とし、より緩やかな基準の下で参入を認める。
- ・ 委託者、受託者、受益者が同一の会社集団に属する会社である場合の信託の引受け(いわゆるグループ内信託)については、届出のみで信託業を営むことを認める。
- ・ 大学等技術移転促進法に基づいて文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた技術移転機関(いわゆる承認TLO)が、大学等技術移転事業として行う信託の引受けについては、管理型信託会社の参入基準の一部を緩和した登録制とする。

この結果、平成16年12月以降、知的財産権の管理運用(又は管理のみ)に特化した信託会社、信託機能を活用した高齢者の財産管理や死亡時における相続人への財産分配に特化した信託会社、資産の流動化取引における流動化対象資産の管理運用(又は管理のみ)に特化した信託会社等、各々特色のある業務を行う信託会社の参入が進んだ。平成19年6月末日時点において、運用型信託会社は5社、管理型信託会社は7社となっている。

グループ内信託についても、グループ企業が有する知的財産の集中管理・活用等のために信託業を行う会社が徐々に増加しており、平成19年6月末日時点において、5社17件の届出が行われている。他方、承認TLOについては、平成16年改正信託業法施行後、現在まで参入実績はない。

### (3)信託サービスの利用者窓口の拡大

信託業法改正以前に、信託兼営金融機関の信託代理店になり得たのは、金融機関と商工組合中央金庫に限られていた。改正信託業法では、信託契約締結の代理については登録制とし、個人・法人を問わず参入可能として、金融機関と商工組合中央金庫以外に信託サービスの利用者窓口が拡大された。また、信託受益権の販売については、受益権販売業者制度を創設し、登録制とした。

この結果、平成16年12月以降、信託契約代理店の新規参入者は増加し、平成19年6月

<sup>1</sup> 戦前には、信託業法上の免許を受けた信託会社が存在していたが、戦後まもなく、信託業法に基づく免許を受けた信託会社は銀行業への転換等が行われたことにより全て消滅した。その後、平成16年の信託業法改正に至るまで、新たに信託業法に基づく免許を受けた信託会社は存在しなかった。

末日までの新規参入者は14社となった。このうち、平成16年改正前は信託代理店となることができなかった証券会社が8社、一般事業会社が5社を占める。

信託受益権販売業者は、飛躍的に増加しており、平成19年6月末日時点でその数は638にのぼる。信託受益権販売業者のほとんどは主に不動産を信託財産とする信託受益権を販売する不動産業者である<sup>2</sup>。

#### (4) 受益者保護のためのルール整備

改正信託業法は、信託業の担い手の拡大を図るとともに、以下のように、受益者保護のためにさまざまなルールを整備した。

- ・ 財産的規制として、営業保証金の供託制度及び純資産規制の創設
- ・ 信託の引受けに係る行為準則(販売・勧誘ルール)の創設
- ・ 兼業制限(専業制)
- ・ 信託業務の第三者への委託に関する規律の創設
- ・ 受託者としての管理運用上の義務(受託者責任)に関する規定(善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等)の創設
- ・ ディスクロージャー制度(信託財産状況報告書の交付、信託会社の業務及び財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧)の創設 等

改正信託業法に規定が創設されたもののうち、受託者責任は、旧信託業法の下でも、信託の受託者である以上当然に課されていた義務であったが、信託業法に明文化されることで、一層の徹底が図られることとなった。

このような信託の引受けに係る行為準則や、ディスクロージャー制度の創設により、顧客に対する説明資料等が充実し、より適切な情報提供がなされるようになった。

## 2. 施行状況についての検討

以上のとおり、改正信託業法により、受託財産、信託業の担い手、信託サービスの利用者窓口の多様化・拡大が進み、同法は、信託の活用に対するニーズに相当程度応えるものとなっていると考えられる。また、信託の引受けに係る行為準則やディスクロージャー制度により、顧客に対するより適切な情報提供がなされる等、同法は、受益者保護に資するものと

---

<sup>2</sup> なお、信託受益権販売業者は、平成19年9月30日の金融商品取引法の施行により、金融商品取引業者として金融商品取引法の規制対象となった。これに伴い、信託業法から信託受益権販売業者に関する規定が削除された。

なっていると考えられる。

## Ⅱ. 福祉型の信託に関する検討

平成16年の改正の際、改正信託業法の下においても、受益者保護及び信託制度への信頼確保の観点から、信託業の担い手は、業務の安定性・継続性や、機関間の監視(ガバナンス)機能に優れた組織形態である株式会社を基本とすることが適当とされた。

他方、改正信託業法の国会における審議過程において、「次期法改正に際しては、来るべき超高齢社会をより暮らしやすい社会とするため、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託等を含め、幅広く検討を行うこと。」との附帯決議が行われていることを踏まえ<sup>3</sup>、本部会においては、株式会社以外の新たな担い手の参入の要否も含め、いわゆる「福祉型の信託」について幅広く検討を行った。

### 1. 福祉型の信託に関する基本的考え方

#### (1) 福祉型の信託の必要性

福祉型の信託には、必ずしも大方の合意を得た定義があるわけではない。しかし、その企図するところは、金銭信託や不動産の管理(処分)信託など既存の信託業務を、高齢化社会における「福祉」という公共目的に役立てようとするものと考えることができる。

具体的には、信託を活用した、

- ① 成年後見制度<sup>4</sup>を補充する、あるいは同制度との併用による高齢者や障害者の財産管理、
- ② 親亡き後問題(親の死後、障害を持つ子供の財産管理と身上監護をどうするかという問題)への対応、
- ③ 死後の事務処理(葬儀・埋葬・供養に関する手続や費用の支払いなど)、
- ④ 死後の財産争いを防ぐための遺言代替、

などが福祉型の信託の内容として想定されうる。

<sup>3</sup> 衆議院財務金融委員会(平成16年11月12日)及び参議院財政金融委員会(平成16年11月25日)における附帯決議。

なお、信託法(平成18年法律第108号)及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)の国会における審議過程においても、同様の附帯決議が行われている。

<sup>4</sup> 成年後見制度とは、精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害など)により、判断能力が欠ける者を保護・支援するための制度。当該制度では、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益のため、本人を代理して契約などの法律行為を行い、本人または成年後見人が、本人による不利益な法律行為を後から取り消すことができる。

## (2) 福祉型の信託の検討にあたっての基本的視点

上記のように、福祉型の信託の必要性、重要性については一般に首肯しうるものの、今後、具体的な制度設計の検討を進めるためには、前提として、以下のような基本的視点について考え方の整理が必要と考えられる。

- ① 福祉型の信託が想定する内容は、本来、高齢化社会における高齢者や障害者の生活設計をいかに支えるかという社会福祉政策の一環として位置付けられるものではないか。その意味で、既存の信託業務の応用という議論のみで十分といえるか。
- ② 福祉型の信託は、従来家族や友人等が受託者となるいわゆる民事信託の分野に、他の者が一定の報酬を得て反復継続して参入する場合の議論と考えられる。我が国の場合、民事信託そのものの利用が必ずしも活発ではないが、その中で福祉型の信託の議論をどのように位置付けるべきか。
- ③ 福祉型の信託は、高齢者等特定の個人を受益者とする信託ではあるが、信託を公共目的に役立てようとする点で公益信託<sup>5</sup>と類似する。そして、公益信託の見直しの議論においては、(既存の助成型に加え)事業型の公益信託の導入の可否や、新たな担い手としてのNPO、公益法人の参入可能性、これらの者に対する信託業法の適用の可否も論点になるものと思われ、福祉型の信託の議論と共通する部分が多い。両者の議論は十分に平仄のとれたものとする必要があるのではないか。
- ④ 福祉型の信託は、前述のとおり、成年後見制度の補充(判断能力が減退していないために成年後見制度を利用することができない者の財産管理)や、成年後見制度との適切な役割分担(身上監護と財産管理を担う成年後見人の負担の軽減)を行うものとして有効に機能することが期待される。しかしながら、福祉型の信託が、(被後見人の保護のために裁判所の関与がある)成年後見制度の潜脱として用いられ、受益者＝被後見人の利益を阻害することのないように留意する必要があるのではないか。

## 2. 福祉型の信託の制度設計

---

<sup>5</sup> 公益信託については、平成18年の信託法改正の際には実質的な改正がなされず、信託法改正の国会の審議において、「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。」との附帯決議がなされた。これを踏まえ、できるだけ早期に公益信託の制度の改革を行うことが予定されている。

本部会では、福祉型の信託の制度設計についても議論を行ったが、制度設計にかかる各論点については、上記基本的視点の議論にも関連し、以下のとおり様々な捉え方、考え方が示された。今後、各論点について、上記基本的視点の考え方の整理と併せて、引き続き検討を行うことが必要と考えられる。

#### (1) 制度設計の基本

福祉型の信託については、1(2)に述べた基本的視点の検討を進めるとともに、1(1)に述べた必要性(ニーズ)に即した制度設計を行っていく必要がある。その際、そうした必要性(ニーズ)をどのように捉えるかについては、以下のように様々な(時に相対立する)考え方がありうる。

##### ○ 受託者の役割

- ・ 後見制度の補充としての信託を想定すると、受託者は財産管理と身上監護の両方を行うことが求められるのではないか。
- ・ 受託者は、成年後見人や福祉の専門家等と役割分担を行い、財産の管理や運用に専念すべきではないか。

##### ○ 信託財産の運用

- ・ 信託の財産分離機能(高齢者等が保有財産を詐取されないようにするために信託を利用)に重きを置けば、受託者は財産の管理のみを行うのではないか。
- ・ 受益者の生活支援や金融資産等の長期の受託を念頭に置けば、受託者には必要に応じた信託財産の処分や一定の運用が求められるのではないか。

##### ○ 収益性

- ・ 福祉型の信託における受託財産は必ずしも高額ではなく、信託業務のみで採算をとるのは困難ではないか。
- ・ 高齢化社会においては、福祉型の信託といえども、高額財産の信託等収益が確保できるビジネスモデルが可能ではないか。

##### ○ 信託期間

- ・ 親亡き後問題への対応を念頭に置けば、福祉型の信託は数十年に及ぶ長期のものではないか。
- ・ 福祉型の信託といえども、死後事務の処理や遺言代替を前提にすれば、信託業務は委託者の死後に集中し、信託期間は比較的短期になるのではないか。

#### (2) 福祉型の信託の担い手



上記のような制度設計の基本に関する様々な考え方を反映して、福祉型の信託の担い手については、以下のような議論がある。

- ・ 大量・定型的処理の可能な業務を主に営む既存の信託兼営金融機関・信託会社は、受益者の状況に応じた個別的な対応を必要とする福祉型の信託には、十分に対応できないのではないか。
- ・ 信託兼営金融機関・信託会社は、財産の管理・運用等の専門家ではあるが福祉の専門家ではないため、身上監護的配慮を十分に行うことは難しいのではないか。
- ・ 福祉型の信託の担い手としては、福祉事業や後見業務を行う公益法人、NPO法人、社会福祉法人等がふさわしいのではないか。
- ・ 高齢者・障害者の権利擁護の活動を行っている弁護士が福祉型の信託の受託者となることでより一層きめ細かい支援ができるのではないか。
- ・ 福祉型の信託の中には、現行の信託業法の下で厳格な規制・監督に服している既存の信託兼営金融機関や信託会社が担うことが適当なものもあるのではないか。
- ・ 新たな担い手を考えるためには、まずは福祉型の信託のニーズや当該ニーズに応えることのできる信託の内容について検証すべきではないか。そして、必要となる福祉型信託を類型化した上で、当該信託の担い手としてどのような者が適当であるのかを検討すべきなのではないか。類型化の基準としては、信託財産の金額や信託期間などが一応考えられるが、少額であっても障害者等の生活を支える財産であり、金額の多寡を基準にするのは適当ではないという考え方もあるのではないか。

### (3) 福祉型の信託の担い手に対する規律のあり方

上記のような信託の担い手に関する様々な議論に対応し、その担い手に対する規律のあり方についても、以下のような区々な考え方があ

#### ① 規律の厳格性

- ・ 新たな担い手の参入を促すためにより緩やかな規律を適用することが必要ではないか。
- ・ 福祉型の信託は業規制の課されない民事信託の隣接分野であり、厳格な規律のなじまない分野ではないか。
- ・ 受益者が高齢者・障害者である場合は社会的保護が必要であり、むしろ現行の信託業法よりも厳格な規制を課すべきではないか。

## ②参入形態

- ・ 福祉型の信託の担い手は、財産的基盤や、長期にわたる受託の継続性・安定性、健全性の確保の観点から公益法人、NPO法人、社会福祉法人等法人受託者に限られるべきではないか。
- ・ 受益者の多様なニーズや変化に個別に対応するためには法人で対応する必要があるのではないか。
- ・ 永続性や受託者としての責任の重さから期間・内容などについて限定されとしても、弁護士等一定の資格を有し、自律的監督に服する個人による受託を認めるべき分野があるのではないか。

## ③兼業規制

福祉型の信託については、信託専門事業者の経営を支えるほどの信託報酬は期待できないため、兼業を認める必要があるとの意見と、信託業務は片手間で行えるものではなく、受託者として他人の財産を預かるからには信託業務に専念すべきであるとの意見の両論がある。

## ④財産的基盤

福祉型の信託の担い手も、他人の財産を預かる点で通常の信託の受託者と同様であり、一定の財産的基盤の確保が必要と考えられる。他方、弁護士等の個人の受託を認めるべきとの立場からは、

- ・ 管理型の信託業務のみを行えば、運用による損失等のおそれはなく、責任賠償保険への加入以外の財産的基盤は必要ないのではないか、
- ・ 重い財産的基盤要件を課されると、ボランティア的ないし他業に付随して行われる信託の引受けを阻害してしまう、

といった考え方がある。

## ⑤監督

受託を適正かつ安定的に継続するためには、財産的基盤、内部管理体制、継続的な営業体制の確保が必要であり、金融庁等の監督当局による監督が必要ではないかとの考え方が大勢である。これに対しては、以下のような指摘がある。

- ・ 財産管理はともかく、身上監護の適切性について金融庁のみで判断できるのか。誰がどのように監督していくのが問題になるのではないか。
- ・ 弁護士受託の場合、懲戒制度等も含む弁護士自治により規律されるべきである。弁護士会による監督体制を一層整備すれば、監督当局による監督は不要ではないか。

#### ⑥共同受託

信託法(平成18年法律第108号)で導入された職務分掌型共同受託は、福祉型の信託に活用することにより、多様で複雑な個々人のニーズに応える信託サービスの提供を可能にするのではないか。その際、共同受託に参画する各分野の専門家の責任関係の明確化が必要になるものと考えられる。

### 3. 今後の議論のあり方

福祉型の信託については、その必要性、重要性を踏まえ、引き続きその検討を進めなければならない。その際、高齢化が進む我が国の社会状況における当該信託の位置付け、今後の我が国における民事信託の利用動向、さらには、今後見直しが検討される公益信託との整合性に留意しつつ、本論点整理で指摘した各論点について議論を深めていくことが必要である。

金融審議会 金融分科会 第二部会 報告  
～ 保険法改正への対応について（概要）～

I. はじめに

金融審議会・金融分科会・第二部会・保険の基本問題に関するワーキング・グループでは、法務省による保険法改正に際し、(1) 保険会社に対する監督・規制の在り方にどのような影響がありうるか、(2) 監督・規制という観点から、保険法改正に際して示された論点や選択肢についてどう評価すべきか、という観点から、保険業法の分野における対応について検討を行った。審議の結果、保険業法の分野における基本的な考え方は、以下のとおり整理することが適当である。

II. 保険法改正への対応について

○ 傷害・疾病保険契約に関する規定の創設

- 保険法と保険業法の間で、傷害・疾病保険契約に関する規定に差異が生じることとなるが、現行の保険業法上の保険種別の分類は概ね定着している上、立法目的の差異等を踏まえれば、両者が一致していなくとも問題は生じない。

III. その他の論点について

○ 生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付

- 利便性が向上するとの指摘もあった一方、将来の現物価格変動に伴う保険契約者等への影響、現物給付の適切な履行・監督上の困難性に対する懸念などから、保険業法においては、現物給付を認めず、現行規制を維持することが適当。
- 今後、生命保険的な現物給付商品が数多く販売されるなどの状況の変化が生じた場合、改めて保険業法の適用対象とすべきか検討を行うことが適当。

○ 未成年者の死亡保険

- 被保険者の同意を得ることができない未成年者に対する死亡保険のうち、モラルリスクの高いものについては、当局、業界、保険会社各社において、効果的なモラルリスク対策を実施すべき。(当局による内閣府令等、業界による自主ガイドライン等の整備)

○ 保険料積立金等の支払

- 解約返戻金について、規律の更なる明確化の観点から、解約時のペナルティーは含まれないという趣旨の規定を商品審査基準に明確化すべき。
- 無・低解約返戻金型保険商品のあり方、解約返戻金にかかる開示等といった保険料積立金等の支払に関する論点は、技術的な要素を多く含むことから、今後、専門的・実務的視点も含めた更なる検討が行われるべき。

その他

- 保険金支払・保険募集については、保険法改正への対応としては特段の措置を要しないものの、引き続き検討を行うべき。保険の定義、損害保険会社に対する先取特権に関する論点については保険業法上の特段の措置は要せず。

## 金融審議会金融分科会第二部会報告 ～ 保険法改正への対応について～

### I. はじめに

金融審議会金融分科会第二部会・保険の基本問題に関するワーキング・グループ（以下、「保険WG」）は、法務省法制審議会保険法部会（以下、「法制審議会」）における商法第二編第十章に規定する保険（以下、「保険法」）改正にかかる検討を受けて、保険業法の分野における対応について審議を行った<sup>1</sup>。

具体的には、「保険法の見直しに関する中間試案」（平成19年8月9日）<sup>2</sup>の公表後、保険業法に関係する主な論点について、並行して行われた法制審議会における審議状況を踏まえつつ、計7回にわたり審議を重ねてきた。

また、審議に際しては、(1)保険業法等に基づく保険会社に対する監督・規制のあり方にどのような影響がありうるか、(2)保険会社に対する監督・規制という観点から、保険法改正に際して示された論点や選択肢についてどう評価するか、という観点から検討を行った。

なお、法務省は、法制審議会における審議を踏まえ、「保険法改正要綱案」（平成20年1月16日）を提示したところである。

### II. 保険法改正への対応について

保険WGにおいて検討を行った論点のうち、「保険法改正要綱案」に提示され、実際に改正される方向とされた2つの論点について、保険業法の分野における基本的な考え方は、以下のとおり整理することが適当である。

#### (1) 傷害・疾病保険契約に関する規定の創設

保険法においては、生命保険契約（第一分野）・損害保険契約（第二分野）に関する規定は設けられていたものの、傷害・疾病保険契約（いわゆる第三分野）に関する規定は設けられていなかった。このため、今回の保険法改正に際し、これまで保険法において規定がなかった第三分野の位置づけに関する規定を創設する方向となった。他方、保険業法においては、既に第三分野に関する規定が定められている。

<sup>1</sup>保険法は法務省が所管する「商法」の一部として規定されており、保険契約の当事者間を規律する民事ルールとして位置付けられるのに対し、保険業法は保険業を行う者を監督するための監督法との位置付けである。

しかしながら、以下の点で保険法と保険業法の間で、第三分野に関する規定に差異が生じることとなった（巻末：表を参照）。

- ① 保険業法においては、傷害・疾病保険契約（定額給付方式、損害てん補方式）、傷害死亡給付契約を第三分野として規定し、疾病死亡給付契約を生命保険として規定している。
- ② 保険法においては、傷害・疾病保険契約（定額給付方式）、傷害・疾病死亡給付契約を傷害疾病定額保険として新たに規定し、傷害・疾病保険契約（損害てん補方式）を損害保険契約として位置づけた上で傷害疾病損害保険として新たに規定した。

この点については、現行の保険業法上の保険種別の分類は概ね定着しており、また、理論的にも契約の当事者間の民事ルールを規律する保険法と、保険契約者等の保護を図るために保険会社に対する監督・規制等を規律する保険業法との立法目的の差異を踏まえれば、両者が一致していなくとも問題は生じないものと考えられる。

## (2) 保険金支払

保険法においては、保険金の支払時期について、一定のルールが規定される方向となった。具体的には、①支払期限があるものはその期限後、ないものは請求を受けたときからという民法の規定に準じたものとし、②いずれも保険金支払いに関して合理的な調査期間経過後には支払期限が到来する、という形の規定を置くこととされた。ただし、具体的な日数を定める形では規定しないこととされた。

保険業法においても、契約の種類、保険事故の内容やその態様、免責事由の内容等により、保険金の支払のための調査に必要な期間が異なること等から、具体的な日数を定めることは困難であると考えられる。

なお、昨今の保険金支払漏れ等の問題にかんがみ、保険金支払のあり方を見直すべきではないかとの意見もあり、保険金支払のあり方については、引き続き検討を行うべきである。

## Ⅲ. その他の論点について

最終的に「保険法改正要綱案」に含まれなかったものの、保険業法に関係する主な論点として当WGにおいて検討を行った6つの論点についても、基本的な考え方を以下のとおり整理することとする。

---

<sup>2</sup>法務省は、2007年8月に「保険法の見直しに関する中間試案」を発表した。

## (1) 保険の定義

法制審議会においては、現行の保険法に保険の定義が定められていないことから、保険法の適用範囲を明確化するために、保険の定義を定めるか否かについて検討が行われた。保険WGにおいても、保険業法にも保険の定義が定められていないことから、保険の定義を定めるべきか否かについて検討を行った。

この点については、仮に、保険の定義を狭く解し、例えば大数の法則や収支相等の原則を含めると、内容の悪い実質的な保険（例えば、保険を装った詐欺的商法等）について監視が行われなくなる可能性が考えられる。他方、保険の定義が広く解され、例えば、保険デリバティブのようなものが含まれた場合、これらについて保険会社しか販売できないといった問題が生ずる可能性も考えられる。

保険の定義を定めた場合のこうした問題点にかんがみれば、保険の定義を一義的に定めることは困難であると考えられる。法制審議会においても、結論として、保険法に保険の定義を定めないこととされたが、保険業法においてもこれを定めないことが適当と考えられる。

## (2) 生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付

法制審議会においては、生命保険契約および定額の傷害疾病保険契約における金銭以外の給付（以下、「現物給付」）を保険法の適用対象とするか否かについて検討が行われた<sup>3</sup>。この点については、保険契約者等の保護および保険会社に対する監督・規制等の観点を踏まえて判断することが適当である。

損害保険契約については、その性質上、現物にかかる損失の原状回復または再調達を可能とすることを目的とする、すなわち、損害をてん補するものであることから、現物給付が認められているものと考えられる。他方、生命保険契約については、人の死亡は損害回復が不可能であり、従来、「人の生死に関し一定額の保険金を支払う」（保険業法第2条）ものとされてきた。こうしたことを踏まえれば、そもそも生命保険契約に現物給付はなじみにくいところがあると考えられる。

また、生命保険契約における現物給付には、保険契約者等の保護の観点から以下の懸念が生じうる。

- 現物給付については、その将来の適切な履行・質の保証に対する懸念があるこ

---

<sup>3</sup>法制審議会においては、例えば、介護サービスの提供や老人ホームへの入居権付与といった現物給付が紹介された。

とから、契約者の保護に欠けるおそれがある。

- 現物給付と金銭給付を選択できない場合、保険会社・保険契約者等がともに価格変動リスクにさらされる。
- 現物給付と金銭給付の選択制とした場合、契約者は価格下落リスクの負担を免れるが、更なるプレミアム（＝オプション料に相当）が保険料に上乘せされる。また、こうした長期契約におけるオプション料は算出が困難であり、高額なものとなりかねない。

さらに、保険会社に対する監督・規制という観点からも以下の懸念が生じうる。

- 現物には将来の価格変動があり、適切な保険料、責任準備金等の算定が困難。
- 将来の現物価格変動時の負担を、保険会社と保険契約者等がどう負担するかについて、規律すべきか、契約に委ねるべきかという問題がある。
- 現物給付にかかる継続的な役務提供などの履行確保を図るための監督手法にかかる検討が必要となる。

また、先進諸外国の保険制度においても、生命保険契約における現物給付制度はほとんど導入されていない。

こうした点にかんがみれば、保険業法においては、生命保険契約における現物給付は認めず、現行規制を維持することが適当である。保険法においても結論としてこれを定めないこととされた。なお、定額給付方式の傷害・疾病保険契約における現物給付についても、生命保険契約の場合と特段の差異を設ける理由は見当たらないことから、同様の取扱いとすることが適当である。

ただし、生命保険的な現物給付について、無規制のままにして良いのかという問題も指摘された。しかしながら、こうした現物給付商品については、一定の要件を満たすものについて、他法による業規制に服することもある<sup>4</sup>。

この点については、今後、保険的な現物給付商品が数多く販売されるなどの状況の変化が生じた場合、改めて保険会社の業務のあり方について検討を行い、①保険業法上の規制を課すべきか、また、②引き続き保険会社本体での参入を認めないこととすべきか、について検討を行うことが適当である。

---

<sup>4</sup>金融商品取引法では、出資者から出資された金銭等を充てて行う事業から生ずる収益の配当又は財産の分配を受けることができる権利で、一定の要件を満たすものを「集団投資スキーム持分」として有価証券とみなしており、その募集・運用を行うものを規制対象としている。現物給付商品の提供に際し、金融商品取引法の適用対象となるようなスキームを利用する場合には、同法が適用されることとなる。



### (3) 未成年者の死亡保険について

法制審議会においては、被保険者による同意が親権者により行われる未成年者に対する死亡保険に関して、モラルリスクや必要性への疑問などから、制限を行うべきことについて検討が行われた<sup>5</sup>。なお、結論としては、保険法においては制限を行わないこととされた。保険WGにおいては、未成年者の死亡保険についてはモラルリスクが高いものがあるため、何らかの対応を図るべきであるとの意見が大勢であった。

こうした指摘を踏まえ、被保険者の同意を得ることができない未成年者に対する死亡保険のうち、モラルリスクの高いものについては<sup>6</sup>、当局、業界、保険会社各社において、効果的なモラルリスク対策を実施すべきである<sup>7</sup>。

このため、当局においては、内閣府令等において、①保険会社が保険金の引受限度額および保険契約の引受けに関する社内規則等を定めるよう求めるとともに、②当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制整備を構築することを求める旨のルールを定めることが考えられる。

業界においては、各社において適切な引受限度額を定め、引受体制を整備することを内容とする自主ガイドラインを策定することなどが考えられる。また、保険会社各社においては、内閣府令等や上記自主ガイドラインを踏まえ、引受限度額を引き下げるとともに、引受管理体制を整備することなどが考えられる。

### (4) 保険料積立金等の支払

法制審議会においては、保険期間満了前に生命保険契約が終了した場合について、保険料積立金等の支払に関する一般的な規定を定めることについて検討が行われた。特に解約返戻金については、その内容として解約時のペナルティーを控除することができない旨を明確化することが検討された。なお、結論としてはこれを定めないとされた。

保険WGにおいては、この点に関し、保険料積立金にかかる規定整備、解約控除<sup>8</sup>の

---

<sup>5</sup>実務上は、未成年者であっても、15歳以上であれば被保険者の同意を取得するのが一般的である。

<sup>6</sup>未成年者に対する死亡保険に金額制限等を設けることに関しては、モラルリスクの懸念がそれほど高いとは考えられない賠償保険、団体保険等の商品に対する取り扱いについて別途検討が必要であると考えられる。

<sup>7</sup>なお、法制審議会においては、他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約の死亡給付について被保険者の同意の要否に関する検討も行われたが、結論としては、これを例外的に不要とすることとされた。このような商品に関するモラルリスクの防止についても、関係者において適切な対応が取られるべきである。

<sup>8</sup>解約控除とは、生命保険契約の解約により、その返戻金を計算する場合、責任準備金から控除さ

あり方、無・低解約返戻金型保険商品のあり方、解約返戻金にかかる開示のあり方、といった論点に分けて検討を行った。解約返戻金に関しては、規律の更なる明確化の観点から、解約控除の対象は保険料計算基礎に基づいたものに限る（いわゆる解約時のペナルティーは含まれない）という趣旨の規定を商品審査基準に明確化する方向で検討すべきであると考えられる。

なお、保険料積立金等の支払に関するこれらの論点は、技術的な要素を多く含むことから、今後、専門的・実務的視点も含めた更なる検討が行われるべきである。

#### (5) 保険募集

法制審議会においては、保険募集に関する規定を保険法においても置くべきか、また、この場合、保険業法との整理をどう考えるかについて検討が行われたが、結論としては、保険法において募集に関する規定を定めないこととされた。このため、保険法改正に伴う保険業法における対応は要しないものの、保険募集全般に関して幅広く議論すべきとの意見もあり、今後、保険募集のあり方については、引き続き検討が行われるべきである。

#### (6) 損害保険会社に対する先取特権

法制審議会においては、損害保険契約等について、保険者の財産に対する一般先取特権について定めを置くことについて検討が行われたが、結論としては、これを定めないこととされた。これまでの経緯にかんがみ、保険業法においても、現状、損害保険会社に対する先取特権を定める特段の理由は見出せないものと考えられる。

以 上

---

れる金額。解約控除は、新契約費（保険会社が新契約獲得のために要する費用）の回収のために行われるもの。

(表) 保険法と保険業法における疾病・傷害保険契約の位置づけ

		現行商法	要綱案 (新保険法)	保険業法
傷害・ 疾病 保険	定額給付方式	規定なし	傷害疾病定額保険 (新設)	傷害・疾病保険 (第三分野)
	損害てん補方式	損害保険	傷害疾病損害保険 (損害保険)	
	傷害死亡給付 (定額給付方式)	規定なし	傷害疾病定額保険 (新設)	生命保険
	疾病死亡給付 (定額給付方式)			

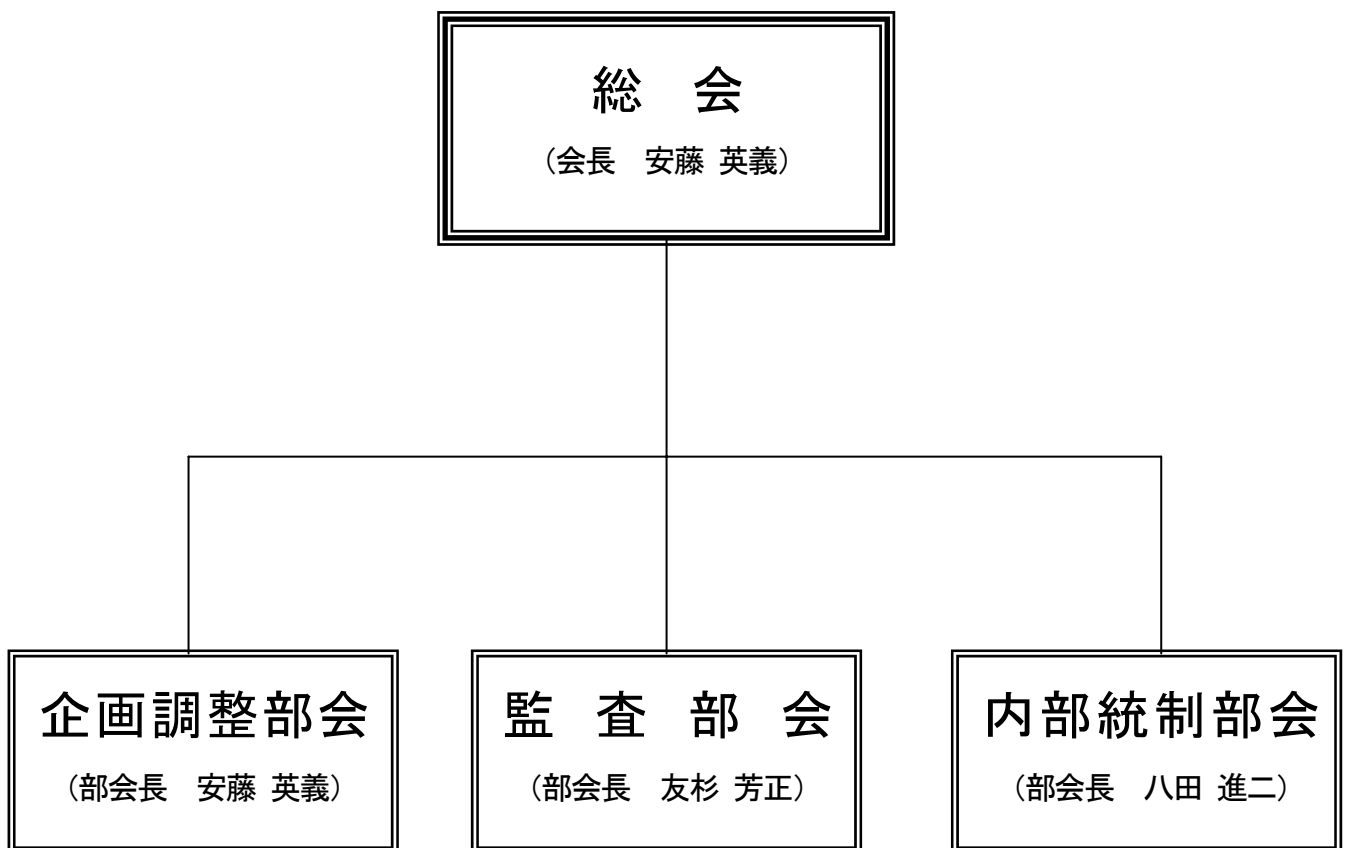
自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成20年6月末現在)

会 長	山 下 友 信	東京大学教授	
委 員	浅 野 広 視	(社)日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長	
	海 野 孝	(社)日本自動車会議所理事	
	奥 宮 京 子	弁護士	
	加 藤 裕 治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長	
	古 笛 恵 子	弁護士	
	島 田 彩 夏	(株)フジテレビジョン編成制作局アナウンス室	
	関 政 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長	
	田 山 泰 之	損害保険料率算出機構専務理事	
	戸 川 孝 仁	全国交通事故遺族の会副会長	
	広 重 美 希	(財)日本消費者協会 総務部サブマネージャー	
	福 田 弥 夫	日本大学教授	
	堀 田 一 吉	慶應義塾大学教授	
	特別委員	石 井 正 三	日本医師会常任理事
		上 原 寿 幸	全国共済農業協同組合連合会代表理事理事長
北 原 浩 一		全国交通事故後遺障害者団体連合会代表	
高 橋 伸 子		生活経済ジャーナリスト	
田 中 節 夫		(社)日本自動車連盟会長	
	西 崎 哲 郎	(株)日本格付研究所監査役	

(敬称略・五十音順)

企業会計審議会の組織図



## 企業会計審議会の今後の運営について

企業会計審議会においては、以下の審議事項を取り上げることとする。

### (1) 企画調整部会

EUにおける同等性評価や会計基準の国際的なコンバージェンスの動向等を踏まえ、審議事項の企画調整を行うとともに、必要な審議・検討を行う。

### (2) 監査部会

監査基準をめぐる国際的な動向や会計基準の見直しに伴う改訂の必要性の検討等を踏まえ、継続的に監査基準の改訂作業を進める。

### (3) 内部統制部会

内部統制報告制度の円滑な実施に向けて、導入後に実施するレビュー結果を踏まえ、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準の見直しや更なる明確化等について、必要な審議・検討を行う。

## 金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成20年6月現在

(消費者行政機関等)	
内閣府国民生活局総務課国民生活情報室長	松風 慶一
国民生活センター相談部長	宮内 良治
東京都消費生活総合センター所長	永野 実
日本司法支援センター事務局次長	佐川 孝志
(消費者団体)	
金融オンブズネット代表、埼玉大学経済学部非常勤講師	原 早苗
全国消費者団体連絡会事務局	依光 道代
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長	青山 理恵子
(業界団体・自主規制機関)	
金融先物取引業協会業務部長	原田 俊介
信託協会事務局長兼信託相談所長	平岡 守
生命保険協会生命保険相談室長	竹中 肇
全国銀行協会業務部長	辻 松雄
全国信用金庫協会業務管理部長	伊原 進
全国信用組合中央協会業務相談室次長	近藤 高弘
全国労働金庫協会業務部長	竹吉 努
投資信託協会投資者相談室長	若杉 治幸
日本貸金業協会相談センター長	福原 義政
日本証券業協会証券あっせん・相談センター所長	白石 勝
日本証券投資顧問業協会業務部長	高谷 哲司
日本商品先物取引協会自主規制部部长	浜地 敏明
日本商品投資販売業協会総務・業務部長	吉澤 恒男
日本損害保険協会そんがいほけん相談室企画グループリーダー	坂本 仁一
農林中央金庫総合企画部部長代理(農漁協系統金融機関代表)	宇都宮 正一
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山口 真紀子
前払式証票発行協会事務局長	永澤 修
(弁護士会)	
長島・大野・常松法律事務所	井上 聡
西村あさひ法律事務所	森 倫洋
港共同法律事務所	石戸谷 豊
(学識経験者)	
生活経済ジャーナリスト	高橋 伸子
東京大学大学院法学政治学研究科教授	岩原 紳作
東京大学大学院法学政治学研究科教授	神作 裕之
一橋大学大学院法学研究科教授	山本 和彦
(金融当局)	
金融庁総務企画局企画課長	大森 泰人
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長	伊藤 雅男
金融庁監督局証券課長	森田 宗男
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	大貫 繁樹
厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室室長補佐	田村 誠一
国土交通省総合政策局不動産課不動産投資市場整備室長	佐竹 洋一
総務省郵政行政局貯金保険課長	淵江 淳
農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官	成田 裕一

(敬称略、順不同)

## 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況

回数	開催日	議題
1	平成12年 9月7日	○金融審議会答申及びワーキンググループ報告について ○金融トラブル連絡調整協議会の運営方法について
2	11月8日	○「個別紛争処理における機関間連携の強化」について
3	平成13年 1月16日	○「苦情・紛争処理手続の透明化」について
4	4月3日	○「苦情・紛争処理事案のフォローアップ」について
5	5月31日	○「苦情・紛争処理実績に関する積極的公表」について
6	8月7日	○「広報活動を含む消費者アクセスの改善」について
7	10月2日	○「機関間連携のあり方」について
8	11月19日	○「苦情・紛争処理のモデルの中間試案」について
9	平成14年 1月15日	○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル（案）」について
10	2月8日	○「協議会における今後の取組みに係る論点メモ」について
11	3月27日	○「苦情・紛争解決支援のモデル（案）に寄せられた意見」について
12	4月25日	○「苦情・紛争解決支援のモデルの修正案」について
13	5月23日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」（1）
14	6月17日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」（2）
15	7月22日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方について」 ○「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップの方法」について
16	10月11日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」（1）
17	11月5日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」（2）
18	12月12日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」（3） ○「機関間連携（総論）」について（1）
19	平成15年 2月5日	○「機関間連携（総論）」について（2） ○「実務者ネットワークの論点整理」について（1） ○「金融商品販売法の施行状況の調査、点検の結果」について
20	4月21日	○「機関間連携（弁護士仲裁センター）」について（1） ○「苦情・紛争解決支援規則の再評価結果」について
21	6月24日	○「機関間連携（弁護士仲裁センター）」について（2） ○「実務者ネットワークの論点整理」について（2） ○「消費者の認知に向けたPR」について
22	9月9日	○「公的機関との連携」について（1） ○「金融トラブルの解決に向けたその他の方策」について
23	11月25日	○「公的機関との連携」について（2） ○「協議会の今後の進め方」について ○「その他：外国為替証拠金取引」について
24	平成16年 3月24日	○「平成15年中の苦情紛争解決事例等」について ○「金融商品販売法の施行状況フォローアップ」について
25	5月28日	○「証券分野における苦情紛争解決の取組み」について ○「無認可共済に係る相談事例等」について



回数	開催日	議題
26	平成16年 6月24日	○総合的なADRの制度基盤の整備の検討状況について ○平成15年度内の規則及び運用の改善等について ○金融トラブル連絡調整協議会の成果等について
27	9月10日	○ADR法（仮称）の検討状況について ○「金融サービス利用者相談室」（仮称）の設置について ○今後の協議会の活動について
28	平成17年 1月31日	○苦情紛争事例のケース・スタディ ○海外のADR事情報告について ○「金融サービス利用者相談室」の設置について
29	6月3日	○平成16年度内の規則及び運用の改善等について ○平成16年度中の苦情・紛争事例等について
30	10月27日	○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続（ADR）関係法令に係る今後の見直し等について ○偽造・盗難キャッシュカード問題について ○投資サービス法（仮称）の検討状況について
31	平成18年 6月23日	○金融商品取引法等について ○平成17年度の規則の改善等の報告 ○参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについて
32	12月6日	○業界団体の苦情紛争解決支援手続の運用面等改善の取組みについて ○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）の平成19年4月施行に向けた事前説明について ○金融商品取引法の認定投資者保護団体制度の活用について ○本人確認法施行令等の改正について
33	平成19年 6月12日	○ADR法の認証及び金商法（認定投資者保護団体）の認定取得について ○利用者相談室満足度調査について ○日本司法支援センター（法テラス）の概要について ○多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウムについて ○平成18年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について
34	12月7日	○「国民生活センターの在り方等に関する検討会」最終報告について ○業界団体からの報告 ○業界団体の苦情・紛争解決支援手続規則の用語について ○紛争解決支援手続の弁護士会仲裁センター委託方式における問題点について ○業界団体の紛争解決支援手続の利用促進について
35	平成20年 3月31日	○金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル改正のためのワーキンググループについて ○業界団体等からの報告 ○訴訟等を理由とする金融ADR手続の拒否について等 ○最近の消費者政策を踏まえた自由討議
36	5月14日	○日本少額短期保険協会における苦情・紛争解決支援の取組み ○金融トラブル連絡調整協議会のこれまでの取組みと今後の金融ADRの方向性について
37	6月17日	○平成19年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について ○金融ADRの整備にかかる今後の課題について
38	6月24日	○金融ADRの整備にかかる今後の課題について（続き）

## 金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて

### 1. モデルの位置付け

- このモデルは、金融分野における苦情・紛争解決支援の改善のため、現状において実現可能な範囲の下で理想的と考えられる苦情・紛争解決支援手続を金融トラブル連絡調整協議会として策定したものであり、金融分野における各業界団体・自主規制機関において、このモデルを踏まえた苦情・紛争解決支援手続の整備が期待されるものと位置付けられる。
- なお、このモデルでは、業界団体・自主規制機関が行なう苦情・紛争の解決について、これまでの「処理」という概念に替えて、当事者による解決を支援するという立場を明確にするため、「解決支援」という概念を導入している。

### 2. モデルの策定の経緯

- 平成12年 9月 7日 協議会設置
- 平成13年 1月17日 モデル策定及びモデル策定のためのワーキンググループの設置を決定。
  - 3月 6日 ワーキンググループ設置。
  - 11月19日 モデルの中間試案を検討。
- 平成14年 1月15日 各界からの意見を募集に付すためのモデル案を決定。
  - 4月25日 モデルを決定。

### 3. モデルの概要

#### ① 理念的事項

- 金融分野における苦情・紛争解決支援の基本的理念として、「公正中立」、「透明性」、「簡易・迅速・低廉」、「実効性の確保」、「金融市場の健全な発展」を明示。
- 苦情等の発生原因の解明及び会員企業・消費者への周知等を通じた再発防止への取組みを業界団体等が設置する苦情・紛争解決支援機関（以下「機関」という。）の責務として規定。

#### ② 通則的事項

- 苦情・紛争の定義や守秘義務等の苦情解決支援と紛争解決支援に共通する事項を規定。

- 機関の利用を促進するため、機関及び会員企業による機関の消費者への周知やアクセスポイントの拡充等を規定。
  - いわゆる「たらい回し」を防ぐため、機関間連携として行なうべきことを提示。
  - 苦情・紛争解決支援実績等の公表や機関に対する外部評価の実施を通じて機関の運営の適正化や規制整備を推進。
- ③ 苦情解決支援規則
- 取扱う苦情や苦情申立人の範囲、標準処理期間、苦情解決支援を行なわない場合を明示することにより、手続の進行に当たっての基準を明確化。
  - 苦情受付時の手続の概要の説明や苦情解決支援を行なわない場合の理由の説明、結果の報告、苦情未解決の場合の取扱い等、機関が申立人に対して行なうべきことを規定。
  - 苦情の解決の促進や、機関による調査への協力、相対交渉の際の対応等の会員企業が行なうべきことを明示。
  - 会員企業に対する措置・勧告等苦情の解決及び再発防止に向けて機関が積極的に行なうべきことを規定。
  - 紛争解決支援手続を設けていない機関も想定して、他の紛争解決機関の紹介や苦情解決支援段階での解決案の提示も規定。
- ④ 紛争解決支援規則
- 紛争解決支援委員会（機関の委嘱を受けて紛争解決支援手続を実施する者）の設置や利害関係者の排除、運営委員会の設置等を規定することにより、機関の組織面からも中立性・公正性を担保。
  - 取り扱う紛争や紛争申立人・代理人の範囲、あっせん・調停を行なわない場合や手続を打ち切る場合等の手続の進行に当たっての基準を明確化。
  - 会員企業に対する事実調査・資料提出要求や措置・勧告等の機関の会員企業に対する権限を明確化するとともに、調査等に対する会員企業の協力義務を規定。
  - 提示されたあっせん・調停案について、会員企業による尊重義務を規定するとともに、正当な理由なく受諾しない場合など紛争解決支援委員会が必要と認める場合は、当該企業名を公表することも併せて規定。

## 金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備 にかかる今後の課題について（座長メモ）要旨

平成20年6月24日 金融トラブル連絡調整協議会

### 金融ADRのあり方

#### ○金融ADRの理念

金融ADRは、金融トラブルにおける個別の利用者保護だけでなく、金融取引適正化のルールの実効性確保の仕組みであり、その充実は、金融取引への消費者の信頼を高め、金融・資本市場の健全な発展にも資する。

金融ADRは、①業界横断的機能、②苦情・紛争解決の一連の手続、③中立・公正性、透明性、秘密性、迅速性、低廉性という手続の質、の3要素の実現が重要。

#### ○運営主体

金融の専門性の観点から、業界団体等で蓄積する知識・経験や人材を使うべきであり、民間が金融ADRの運営主体となるべきとの意見が多数。

#### ○中立性・公正性の確保

紛争解決支援に従事する者、相談対応や苦情解決支援に従事する者に、中立・公正に権限を行使できる立場が確保されるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

金融ADRは、独立採算制の委員会による運営とし、組織の手続の透明性を高めるなど、その独立性・透明性が明らかとなるような組織構築が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、業者に対しても中立・公正であることが必要との意見。

#### ○実効性の確保

##### ・自主規制機関化

消費者団体、弁護士会委員から、業法上の自主規制機関化により、柔軟・迅速に拘束力ある自主規制規則を積み上げ、苦情・紛争解決に際し考慮するルールとできる、また、紛争解決を通じ、販売方法等の改善策の検討ができるとの意見。

他方、業法上の自主規制機関化が直ちにADR機能の強化につながるか疑問との意見、業法上の自主規制機関化以外に、例えば、任意団体での申合せや、ADR機能の法制化等により、金融ADRの実効性を確保できるとの意見が、業界団体等委員等の多数であり、弁護士会、学識経験者委員にも同様の意見。

・金融ADR機関の認定

金融ADR機関に一定の水準を確保するため、金融庁等の行政が、認定することとし、中立性・公正性確保のための体制、金融の専門的知見を有する手続実施者の選任体制、実効性ある解決のための手続規則などを要件としてはどうかとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

・金融ADR機関との契約締結義務付け

業者に、上記認定金融ADR機関との契約締結を免許等の要件として義務付け、さらに手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務が課され、また、アクセスの容易性への配慮がされるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

○統一化・包括化

将来的には統一的・包括的な第三者型機関を設置等することが望ましいが、解決すべき課題も多く、慎重な検討が必要であり、各金融ADRの組織や運営の水準を引き上げるなど標準化を図り、連携を強化しつつ、中長期的に検討していくべきとの意見が多数。

○今後の方向性

金融ADR機関に一定の水準・要件を確保等するための法的整備が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

業者の、一定の水準・要件を満たす金融ADR機関における手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務を、法的に担保することが必要との意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、自主的取組みの結果、金融ADRの公正性・中立性、業者の手続応諾等が確保されてきており、自主的な取組みを強化していくことでよいとの意見が多数。

**おわりに**

本座長メモが遅滞なく、業界団体等において、今後の金融ADR改善の取組みに活かされるとともに、政府において、今後の金融ADRの改善に向けた具体的な検討に活かされることを期待。

以 上

**金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度  
(金融ADR)の整備にかかる今後の課題について  
(座 長 メ モ)**

平成 20 年 6 月 24 日

金融トラブル連絡調整協議会

## 目 次

### 第 1. はじめに

### 第 2. 金融トラブル連絡調整協議会における主な取組みの経緯

1. 苦情・紛争解決支援モデルの策定
2. モデル改正の取組み
3. 海外における金融ADR制度の紹介
4. 金融ADRの中立性・公正性の担保に資する制度の紹介等

### 第 3. 金融ADRの現状の問題点

1. 業界団体等が行う相談対応、苦情解決支援
2. 業界団体等が行う紛争解決支援
  - (1) 紛争解決支援の方法等
  - (2) 紛争解決支援の実効性
3. 金融トラブル連絡調整協議会における自主的取組みの評価

### 第 4. 金融ADRのあり方

1. 金融ADRの理念
2. 運営主体
3. 中立性・公正性の確保
4. 実効性の確保
  - (1) 自主規制機関化
  - (2) 金融ADR機関の認定
  - (3) 金融ADR機関との契約締結義務付け
  - (4) 訴訟援助
5. 統一化・包括化
6. 今後の方向性

### 第 5. おわりに

## 第1. はじめに

金融トラブル連絡調整協議会（以下「協議会」という。）は、金融審議会答申（平成12年6月27日）を踏まえ、金融分野における裁判外紛争解決支援制度の改善のために、消費者行政機関、消費者団体、業界団体・自主規制機関（以下「業界団体等」という。）、弁護士会及び金融当局等の任意の参加により設置された自主的な協議会である。

協議会では、平成12年9月7日の第1回以来、38回の会合を開催した。これまで、①機関間連携の強化、②苦情・紛争解決支援手続の透明化、③苦情・紛争解決支援事案のフォローアップ体制の充実、④苦情・紛争解決支援実績に関する積極的公表、⑤広報活動を含む消費者アクセスの改善、の5点を中心に、業界団体等の取組みなどについて業態の枠を超えた情報交換を行うとともに、さまざまな立場の委員による議論を行ってきた。

本座長メモは、これまで8年間の協議会における主な取組みの経緯を振り返り、金融分野における裁判外苦情・紛争解決支援（金融ADR：Alternative Dispute Resolution）制度の整備にかかる今後の課題などの議論を取りまとめたものである。

## 第2. 金融トラブル連絡調整協議会における主な取組みの経緯

### 1. 苦情・紛争解決支援モデルの策定

当初、協議会に参加する業界団体等の間において、苦情・紛争解決支援体制について相当の格差が存在していた。平成14年6月、協議会では、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」（以下「モデル」という。）を策定した。これは、苦情・紛争解決支援手続の整備を進めていくために指針又はベンチマークとなるべきモデルが必要とのコンセンサスの下、当時の状況において実現可能な範囲の下で理想的と考えられる苦情・紛争解決支援手続を示したものである。

モデル策定以降、業界団体等はモデルに基づき金融ADRの改善に自主的に取り組み、協議会においてもモデルの実施状況のフォローアップを中心に業界団体等による自主的改善を促してきた。



## 2. モデル改正の取組み

現行のモデルについては、①「苦情」の定義が難解で、狭く解釈される可能性があり、利用者の多様な不満に対応できていないのではないか、②業界団体等が苦情・紛争解決支援を弁護士会等の第三者機関に委託した場合の業界団体等の責務が不明確ではないか、等の指摘があった。協議会では、これらの指摘に対応するため、第35回会合（平成20年3月31日）において、モデルのアップデートをすることが了承された。今後、金融ADRの実態を検証するとともに、モデル改正のためのワーキンググループの活動が開始される予定となっている。

## 3. 海外における金融ADR制度の紹介

第28回会合（平成17年1月）では、海外における金融ADR制度の紹介として、金融庁金融研究研修センターから、英国、豪州、韓国の制度について報告が行われた。なお、当該報告は、後日、金融庁金融研究研修センターにおいて、平成17年度ディスカッションペーパー「金融ADR制度の比較法的考察－英国・豪州・韓国の制度を中心に－」として公表されている。

## 4. 金融ADRの中立性・公正性の担保に資する制度の紹介等

協議会では、金融ADRの中立性・公正性を担保すること等に資する制度として、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR促進法）の認証制度や金融商品取引法（金商法）の認定投資者保護団体制度の紹介を繰り返し行い、業界団体等に対し、その取得を促してきた。

平成20年6月現在、ADR促進法の認証を申請したのは1団体（日本証券業協会）、金商法の認定投資者保護団体の認定を取得したのは2団体（生命保険協会、日本損害保険協会）、金商法の認定投資者保護団体の認定申請の準備をしているのは1団体（全国銀行協会）である。

## 第3. 金融ADRの現状の問題点

### 1. 業界団体等が行う相談対応、苦情解決支援

業界団体等による金融ADRでは、苦情解決支援段階で、まずは利

用者と業者との間で直接相対交渉を行い、相対交渉で苦情が解決しないときに紛争解決支援を行うこととなっていることが多い。これについて、金融ADRは、苦情解決支援を行う際、苦情解決を業者に完全に委ねてしまうのではなく、中立的な立場で、助言やあっせん等により利用者を援助すること、また、苦情受付から紛争解決支援終了までの一連の手続を通じた一貫した支援を行うことが必要との意見が多かった。

苦情解決支援件数が少なく利用者からの苦情を十分に拾い上げられていないのではないかとこの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢であった。

他方、業界団体等委員には、苦情を隠そうという意識はなく、より広く苦情を吸い上げる方向で進めているとの意見が多かった。

## 2. 業界団体等が行う紛争解決支援

### (1) 紛争解決支援の方法等

協議会における金融ADRの実情調査によれば、苦情解決支援により解決しなかった苦情のほとんどについて紛争解決支援の申立てがなされていない。

これについて、業界団体等における、利用者への苦情・紛争解決支援制度の周知・宣伝が不十分であるとの意見、苦情解決段階の業者との間の相対交渉で不本意ながら解決させられたと思う利用者もいるので、紛争解決支援の申立てを積極的に促すべきとの意見、また、苦情解決支援段階での数か月間の直接交渉に疲れて解決をあきらめる利用者も多く、紛争解決支援の申立てをより容易にすべきであるとの意見が消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢であった。

他方、業界団体等委員からは、苦情段階で業者や業界団体等が一生懸命対応することがまずは大切であり、利用者への助言や業者へのあっせんを通じて苦情解決に取り組んでいるとの意見が多かった。

また、特に、紛争解決支援について弁護士会仲裁センター委託方

式をとる団体では、ほとんど紛争解決支援が行われたことがなく、行われた場合であっても業者が誠実に対応しない場合も生じており、自前で紛争解決支援機関を設置していない業界団体等が、金融トラブルにつき、紛争の解決に至るまでの利用者支援を行えていないことは問題であるとの意見が消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢を占めた。

他方、業界団体等委員からは、紛争解決支援の数が少ないのは、苦情・紛争が少ないからであるとの意見や、規模が小さな業界団体等については、自前で紛争解決支援機関を設置して紛争解決支援を行うことが困難であるとの意見があった。

## (2) 紛争解決支援の実効性

業者について、金融ADRでの手続応諾義務、金融ADRの結果の尊重義務が十分に確保されていないとの意見が消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢を占めた。

他方、業界団体等委員からは、ADRでの紛争解決を尊重する手続をルール化しており、中立性・公正性・実効性のある紛争解決支援機関を運営しているとの意見があった。

## 3. 金融トラブル連絡調整協議会における自主的取組みの評価

平成12年の金融審議会答申以降、約8年間にわたる協議会における自主的な取組みにより、金融ADRは一定の改善を見てきたものの、未だ十分な水準とは言い難く、協議会における自主的な取組みの枠を超えた施策が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢を占めた。

他方、業界団体等委員からは、より実効性のあるADRの実現のため、自主的な取組みを強化しており、その進捗状況を見守ってほしいとの意見が多かった。

## 第4. 金融ADRのあり方

### 1. 金融ADRの理念

金融ADRは、解決にあたって高度の専門性を必要とする金融分野のトラブルにおける個別の利用者保護だけでなく、金融取引を適正化するためのルールの実効性を確保する仕組みとして広く利用者保護に資するものである。金融ADRを充実することは、金融取引に対する消費者の信頼を高め、金融・資本市場の健全な発展にも資する。

そこで、金融分野の苦情・紛争に対し、公正かつ迅速で透明性の高い解決を図るため、金融分野における裁判外紛争解決機能の更なる拡充に向けた検討を進め、広く活用される中立な制度を確立することが必要である。

この点については、英国では、業界が、国民の不信感を払拭するため、自ら資金を拠出して独立性の強い第三者機関を設置し、そこでの裁定結果に従うという姿勢を示した（「金は出すが口は出さない」）経緯があるのに、日本では、自らに不利な裁定をする第三者機関のために資金拠出することが国民の信頼を得る道であるという水準にまで業界の認識は達していないとの意見があった。

また、金融ADRの改善には、①何らかの形で業界横断的な機能を持つという横の広がり、②苦情解決・紛争解決という一連の手続が整えられたADRという縦の広がり、③中立・公正性、透明性、秘密性、迅速性、低廉性という手続の質、の3要素を実現することが重要であるとの意見があった。

### 2. 運営主体

金融の専門性の観点から、業界団体等による民間型ADRが実際に活動している金融分野では業界団体等で蓄積している知識・経験や人材をうまく使うべきであり、行政ではなく、民間が金融ADRの運営主体となるべきとの意見が多かった。

その場合、先般の法改正により強化された国民生活センターによる行政型ADR等との協力・連携を図ることにより、金融トラブルが総体として適切に解決され、被害の未然防止・拡大防止につながること

が重要であるとの認識を共有した。

### 3. 中立性・公正性の確保

金融ADRにおいて紛争解決支援に従事する者について、中立・公正に権限を行使できる立場が確保されるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢であった。

また、金融ADRにおいて相談対応や苦情解決支援に従事する者についても、苦情を広く吸い上げるためには、事業者に遠慮することなく中立・公正に権限を行使できる立場が確保されるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢であった。

そして、業界団体内部に金融ADR機関を設置する場合、金融ADR機関の独立性・透明性を確保するため、組織上も、例えば、運営について利用者の代表などが加わった独立の委員会が行い、独立採算制にする、また、組織の手続の透明性を高めるなど、金融ADR機関の独立性・透明性が明らかとなるような組織構築が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢であった。

他方、業界団体等委員からは、金融ADRは、業者からも信頼されなければ有効に機能しないので、利用者だけでなく業者に対しても中立・公正性が保たれることが必要との意見があった。

### 4. 実効性の確保

#### (1) 自主規制機関化

自主規制機関という用語には、様々な理解のされ方があるが、理念としては、会員業者の振興ではなく、利用者の利益保護を通じた金融・資本市場の健全な発展のため、自律的に活動できる機関とするならば、そのような機関による金融ADRは、利用者保護に資するものといえる。

現在の業界団体は、日本証券業協会のように、業法上、会員業者に対する規制権限を持つものと、持たないものがある。業法上の自主規制機関化を図れば、柔軟・迅速に拘束力のある自主規制規則を

積み上げることが可能になり、当該規則を苦情・紛争の解決に際して考慮するルールとすることができるとの意見、また、紛争解決を通じて、販売方法等の改善策の検討を行うことができるとの意見が、消費者団体、弁護士会委員からあった。

他方、業界団体の業法上の自主規制機関化は、金融ADRの観点を超えた業界団体の全体的なあり方の問題であり、業法上の自主規制機関化が、直ちにADR機能の強化につながるかは疑問であるとの意見、業法上の自主規制機関化以外の方法であっても、例えば、任意団体での申合せや、ADR機能の法制化等により、金融ADRの実効性を確保できるとの意見が、業界団体等委員に多く、また、弁護士会、学識経験者委員にも同様の意見があった。

また、業界団体を業法上の自主規制機関化して金融ADRを行っても、直ちに利用者にとって中立・公正であることにはならず、また、業法上の自主規制機関としての業者への強制力が、必ずしも消費者の利益に寄与するとは限らないとの意見が、学識経験者、業界団体等委員からあった。

## (2) 金融ADR機関の認定

金融ADR機関に一定の水準を確保するため、金融庁等の行政が認定することとし、具体的な認定の要件としては、中立性・公正性を確保するための体制をとっていること、金融関係について専門的知見を有する手続実施者を選任できる体制をとっていること、手続規則に実効性ある解決ができる規定が担保されていることなどを定めてはどうかとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢であった。

## (3) 金融ADR機関との契約締結義務付け

業者に対し、金融庁等の行政が認定した金融ADR機関との契約締結を免許等の要件として義務付け、さらに、手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務が課され、また、アクセスの容易性への配慮がされるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢であった。

#### (4) 訴訟援助

業者が金融ADR機関の提示した解決案を拒否した場合、利用者は当該業者との訴訟の提訴又は応訴のための訴訟代理人として金融ADR機関が契約する弁護士を選任することができ、その場合には金融ADR機関が弁護士費用を負担することとしてはどうかとの意見が、学識経験者委員からあった。

#### 5. 統一化・包括化

将来的には統一的・包括的な第三者型機関を設置等することが望ましいが、統一化・包括化には、専門性・迅速性を確保できるのかどうかなどについて解決すべき課題も多く、慎重な検討が必要であり、まずは、各業界団体による金融ADRの整備について、その組織及び運営を、自主的な取組みや法制化等により望ましい水準まで引き上げるなど標準化等を図り、それぞれの金融ADR機関間の連携を強化するなどしつつ、中長期的に検討していくべきとの意見が多かった。

また、たとえ統一的・包括的第三者型金融ADRであっても、無登録業者等とのトラブルの解決については有効ではないことに留意する必要があるとの意見があった。

自前で紛争解決支援機関を設置することができない場合には、単独の業界団体ではなく、複数の類似業務を行う業界の団体等が共同して業界横断的な紛争解決支援機関を設立することが望ましいとの意見が、比較的小規模な業界団体等の委員に多く、また、学識経験者委員にも同様の意見があった。

弁護士会、業界団体等委員から、業界横断的なADRのイメージとして、①入口はワンストップであることが望ましいことから窓口機能を有する業界横断的組織を設置し、②実質的な判断を要する事案は専門性を有する業界団体のADRに取次ぎ紛争解決を行い、③窓口機能を有する業界横断的組織において、苦情・紛争事案を整理・把握し、広く公表するなどして業界団体のADRをチェックする仕組みが考えられるのではないかととの意見があった。

他方、オブザーバーである業界団体から、全ての金融取引を対象と

する金融業態横断の単一の金融ADR機関を設立する新法を制定すべきであり、その制定までは、各金融業界団体が共同で、ADR促進法の認証紛争解決事業者として、全金融業態横断の総合ADR機関を設立すべきとの意見があった。

## 6. 今後の方向性

金融ADR機関について、一定の水準・要件を確保し、その運用を利用者の観点から評価できる仕組みを構築するための法的整備が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢を占めた。

また、業者が、一定の水準・要件を満たす金融ADR機関における紛争解決支援手続に応ずること、当該金融ADR機関において業者が誠実に交渉に応ずること、金融ADR機関の出した裁定等の結論を業者が尊重することを、法的に担保することが必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢を占めた。

他方、業界団体等委員からは、モデルに沿った自主的取組みの結果、金融ADRの公正性・中立性、業者の手続応諾等が確保されるようになってきており、業界団体等における自主的な取組みを強化していくことでよいのではないかと意見が多かった。

## 第5. おわりに

本座長メモにおいて取りまとめられた、金融ADRの整備にかかる今後の課題についての協議会での議論が遅滞なく、業界団体等において、今後の金融ADR改善の取組みに活かされるとともに、政府において、今後の金融ADRの改善に向けた具体的な検討に活かされることを期待したい。

以 上



金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成20年6月24日現在

(消費者行政機関等)	
内閣府国民生活局総務課国民生活情報室長	松風 慶一
国民生活センター相談部長	宮内 良治
東京都消費生活総合センター所長	永野 実
日本司法支援センター事務局次長	佐川 孝志
(消費者団体)	
金融オンブズネット代表、埼玉大学経済学部非常勤講師	原 早苗
全国消費者団体連絡会事務局	依光 道代
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長	青山 理恵子
(業界団体・自主規制機関)	
金融先物取引業協会業務部長	原田 俊介
信託協会事務局長兼信託相談所長	平岡 守
生命保険協会生命保険相談室長	竹中 肇
全国銀行協会業務部長	辻 松雄
全国信用金庫協会業務管理部長	伊原 進
全国信用組合中央協会業務相談室次長	近藤 高弘
全国労働金庫協会業務部長	竹吉 努
投資信託協会投資者相談室長	若杉 治幸
日本貸金業協会相談センター長	福原 義政
日本証券業協会証券あっせん・相談センター所長	白石 勝
日本証券投資顧問業協会業務部長	高谷 哲司
日本商品先物取引協会自主規制部部長	浜地 敏明
日本商品投資販売業協会総務・業務部長	吉澤 恒男
日本損害保険協会そんがいほけん相談室企画グループグループリーダー	坂本 仁一
農林中央金庫総合企画部部長代理(農漁協系統金融機関代表)	宇都宮 正一
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山口 真紀子
前払式証票発行協会事務局長	永澤 修
(弁護士会)	
長島・大野・常松法律事務所	井上 聡
西村あさひ法律事務所	森 倫洋
港共同法律事務所	石戸谷 豊
(学識経験者)	
生活経済ジャーナリスト	高橋 伸子
東京大学大学院法学政治学研究科教授	岩原 紳作 (座長)
東京大学大学院法学政治学研究科教授	神作 裕之
一橋大学大学院法学研究科教授	山本 和彦
(金融当局)	
金融庁総務企画局企画課長	大森 泰人
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長	伊藤 雅男
金融庁監督局証券課長	森田 宗男
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	大貫 繁樹
厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室室長補佐	田村 誠一
国土交通省総合政策局不動産業課不動産投資市場整備室長	佐竹 洋一
総務省郵政行政局貯金保険課長	淵江 淳
農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官	成田 裕一
	[計39名]
(オブザーバー)	
外国損害保険協会専務理事	瀧下 行夫

(敬称略、順不同)

平成19年度金融分野の業界団体・自主規制機関における相談、苦情・紛争解決支援件数

(単位：件)

業態	団体名	相談		苦情				紛争				
		件数	申立 件数	解決支援件数			申立 件数	解決支援件数				
				継続中 件数	解決 件数	不調 件数		継続中 件数	解決 件数	不調 件数		
預金	JFマリンバンク相談所	2	19	19	0	19	0	0	0	0	0	0
	信託協会	757	20	24	2	22	0	2	2	1	1	0
	全国銀行協会	38,700	2,174	492	80	359	53	1	0	0	0	0
	全国JAバンク相談所	1,502	387	414	70	284	60	0	0	0	0	0
	全国信用金庫協会	1,199	12	12	0	10	2	0	0	0	0	0
	全国信用組合中央協会	662	46	46	7	39	0	1	0	0	0	0
	全国労働金庫協会	156	53	53	0	50	3	0	0	0	0	0
保険	生命保険協会	9,989	10,148	3,822	178	2,501	1,143	40	55	28	24	3
	損害保険協会	92,975	17,447	2,131	362	1,639	把握不能	26	10	1	8	1
投資サービス	金融先物取引業協会	12	139	139	15	116	8	10	10	4	5	1
	投資信託協会	428	20	20	0	20	0	0	0	0	0	0
	日本証券業協会	6,438	773	773	20	580	173	173	194	54	73	67
	日本証券投資顧問業協会	15	30	17	2	11	4	3	3	2	0	1
	日本商品先物取引協会	2,901	197	200	54	93	53	131	182	61	87	34
	日本商品投資販売業協会	11	9	9	0	9	0	0	0	0	0	0
	不動産証券化協会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	日本貸金業協会	8,108	43	43	1	39	3	—	—	—	—	—
	前払式証票発行協会	544	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
合計		164,400	31,518	8,215	791	5,792	1,502	387	456	151	198	107

(出典) 第37回金融トラブル連絡調整協議会資料1

「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援の取組みについて(平成19年度)」

多重債務者対策本部の設置について

平成18年12月22日  
閣議決定

- 1 多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に多重債務者対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

本部長	内閣府特命担当大臣(金融)
本部長	内閣府特命担当大臣(国民生活政策)、国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

- 3 本部に幹事を置くことができる。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指定した官職にある者とする。
- 4 本部の庶務は、金融庁等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 本部長は、必要に応じ、有識者の参集とその意見の開陳を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

## 多重債務者対策本部有識者会議の設置について

平成18年12月26日  
多重債務者対策本部長決定

- 1 多重債務者対策について、専門的な知見と行政の立場を超えた幅広い視野が求められることから、その基本的な方針について議論するため、多重債務者対策本部に、多重債務者対策本部有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。
- 2 有識者会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

池尾和人	慶應義塾大学経済学部教授
宇都宮健児	弁護士
翁百合	(株)日本総合研究所理事
草野満代	フリーキャスター
佐藤英彦	警察共済組合本部理事長
須田慎一郎	ジャーナリスト
高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
橋木俊詔	京都大学大学院経済学研究科教授
田中直毅	21世紀政策研究所理事長
野村修也	中央大学法科大学院教授
本多良男	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会事務局長
松田昇	弁護士、前預金保険機構理事長
山出保	全国市長会会長(金沢市長)
吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授

- 3 有識者会議の座長は、構成員の互選による。
- 4 有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に金融庁において処理する。

## 多重債務者対策本部の開催経過

### ○ 設置・本部会合

- 平成 18 年 12 月 22 日 閣議決定により設置  
平成 18 年 12 月 26 日 第 1 回多重債務者対策本部  
平成 19 年 4 月 20 日 第 2 回多重債務者対策本部  
(「多重債務問題改善プログラム」決定)  
平成 19 年 8 月 15 日 「全国一斉多重債務者相談ウィーク」設定を決定  
(持ち回り)  
平成 20 年 6 月 10 日 「多重債務問題改善プログラム」フォローアップ  
を了承(持ち回り)

### ○有識者会議における検討状況

- 第 1 回 19 年 1 月 29 日 事務局説明(貸金業法改正等の概要)  
第 2 回 19 年 2 月 7 日 ヒアリング①  
岩手県における多重債務問題に対する取組み  
・盛岡市消費生活センター吉田主査  
・岩手県消費者信用生活協同組合上田マネージャー  
・こずかた法律事務所石橋弁護士  
第 3 回 19 年 2 月 22 日 ヒアリング②  
司法書士による消費者教育に対する取組み  
・日本司法書士会連合会境理事  
第 4 回 19 年 3 月 2 日 ヒアリング③  
岐阜県における多重債務問題に対する取組み  
・岐阜県環境生活政策課山下主任  
第 5 回 19 年 3 月 26 日 主に各省庁より意見聴取  
第 6 回 19 年 4 月 6 日 とりまとめ案について議論  
19 年 4 月 9 日 「多重債務問題の解決に向けた方策について  
(有識者会議による意見とりまとめ)」公表  
第 7 回 20 年 5 月 13 日 「多重債務問題改善プログラム」の  
フォローアップ

## 「多重債務問題の解決に向けた方策について (有識者会議による意見とりまとめ)」の概要

- 我が国の消費者金融の利用者は少なくとも1400万人、多重債務者は200万人超。
- 改正貸金業法（上限金利の引下げ、総量規制の導入等）による貸し手への規制を通じて新たな多重債務者の発生は抑制。
- 一方で、今後、改正法完全施行に向けて、既存の借り手等を対象にした「**借り手対策**」が必要。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

多重債務者対策本部において、このとりまとめに基づいて、早急に具体的な措置を検討した上で「**多重債務問題改善プログラム（仮称）**」を策定し、政府及び関係者が一体となって実行することを強く要請。

### 1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

- 多重債務者の中で相談窓口やカウンセリング主体にアクセスできているのは2割程度との指摘。残りの8割の掘り起こし（発見）・問題解決が重要。
- 現在の担い手は、弁護士会・司法書士会、財団法人日本クレジットカウンセリング協会、法テラスなど。カウンセリングの量・質、相互のネットワークの構築が不十分。
- 全国の市町村のうち、相談者からの事情の聴取や、解決方法の検討・助言を行っているのは、それぞれ約4割、約2割。  
概して町村に比べて市の方が相談内容が充実。ただし、比較的人口規模が大きい市、消費生活センターがある市でも、他の相談窓口等への紹介にとどまるケースも多い。

- **多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれ**がある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題。
- 既存のカウンセリング主体による体制強化に加えて、遅くとも、**改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態**が実現されるよう要請。
- **地方自治体は、住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）・問題解決に機能発揮が期待できる。**こうした機能が発揮されるよう、各自治体に各部局間の連携を要請。（例：生活保護、家庭内暴力、公営住宅料金徴収等の担当部局で多重債務者を発見した場合には、相談窓口へ直接連絡して誘導する。）

※ こうした取組みは、自治体にとっても、保険料・公共料金等の納付確保につながるメリットもあるとの指摘。

- **市町村による相談**については、一律の対応を求めるのではなく、以下の対応を要請。
  - イ **相談窓口が整備されており相談の専任者がいる自治体(約 400(このうち市は約 300))**に、**丁寧な事情の聴取、具体的な解決方法の検討・助言ができるよう相談体制・内容の充実、専門機関(弁護士・司法書士等)への紹介・誘導**を要請。
  - ロ **消費生活センターを設置している市、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市**にも同様の要請。
  - ハ それ以外の市町村は、他自治体やカウンセリング主体への紹介・誘導を要請。
- **都道府県**に、以下の対応を要請。
  - ① 自らの相談窓口における相談内容を充実(市町村の相談体制の補完)
  - ② 都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「**多重債務者対策本部(又は同協議会)**」を設立、必要な対策を協議。
  - ③ 市町村のネットワーク作り等を支援。
- **国**は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに**実践的な相談マニュアルを作成し、ノウハウを提供・指導**。
- **法テラス**は、紹介業務の体制整備を行うとともに、低所得者向けの民事法律扶助(無料法律相談等)の利用促進のため、周知、体制の整備強化。
- 関係業界が拠出する財団法人**日本クレジットカウンセリング協会**は現状の全国3箇所を増設し、ブロック単位(全国11箇所)で拠点を設置。

## 2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

- 貸金業者からの返済に窮した場合の解決法は、主に任意整理や自己破産等。
- 公的なセーフティネット貸付は消費者金融に比べて小規模。
- 岩手信用生協は、多重債務者向けの融資で極めて低い貸倒率(約0.1%)を実現。



- 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けは、**各地域において「顔の見える融資」**(丁寧な事情聴取、解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って低利の貸付け) **を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていくべき**。(主体は各地域の非営利機関(生協、NPO、中間法人等)や民間金融機関(労金、信金、信組等)。公的な信用付与として自治体が、非営利機関に融資する金融機関に預託金を預ける岩手信用生協の例も参考になる。)
- **既存の消費者向けセーフティネット貸付け**(社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等)についても、事前相談や事後モニタリングを充実させること等(債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等)により、受け皿としての活用の促進が望まれる。
- 社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付けがそれを代行する事態が発生しないよう、適正な運用を図る。
- **事業者向けの政府系金融機関によるセーフティネット貸付等**については、
  - ・ きめ細かく融資申込者の状況を把握し、債務整理等のため、必要に応じて弁護士等への紹介・誘導。
  - ・ 早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、全国約280箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小公庫・国民公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるのでその積極的な活用を促す。

### 3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

(現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、「対策の車の両輪」)

- 消費者金融利用者の金利・返済額に関する知識・認識不足。
- 借金をした場合の金利や上限金利制度等は、実際の教育現場では十分教えられていないのではないかとの指摘。(弁護士会・司法書士会や自治体職員などの自主的取組みに委ねられている。)
- 多くの若者が多重債務問題に直面しているとの指摘。
- 消費者金融大手5社の新規利用者のうち4割超は20歳代。

- 社会に出る前に、高校生までの段階で、**全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策(債務整理などの制度や相談窓口の存在)等の知識を得ることが必要。**
- 当面の対応策として、ホームルーム等において借金問題を取り上げるよう促すことを検討すべき。
- さらに、**高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うこと**を具体的に検討すべき。  
(あわせて、学習指導要領の見直しの内容を踏まえた、教員研修を行うこと等が必要。  
また、教科書において、見直しも踏まえた記述がなされることを期待。)
- 成人への消費者教育については、関係団体・自治体等による取組みを期待。

### 4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 改正貸金業法の施行による貸金業者の廃業、高リスクの借り手が借りられなくなることによるヤミ金被害の懸念。
- 現在のヤミ金の広告・活動等にかんがみ、取締りが不十分との指摘。一方で、手口の高度化、捜査・取締りの困難化。
- 警察署や警察官によって、被害者への対応にばらつきがあるとの指摘。「(借りたものは返すべき)」との発言など)

- 今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとするため、ヤミ金撲滅が不可欠。
- 警察や監督当局は、**ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底**すべき。警察においては、一定期間は集中取締本部を維持し摘発を強化。監督当局は、処分を徹底するとともに、積極的に警察に情報提供すべき。
- 被害相談を受けた警察・監督当局は、**電話による警告**等を積極的に行うべき。警察は、**携帯電話の不正利用停止制度**の積極的活用を検討すべき。
- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において、**郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、疑わしい取引の届出等**が義務付けられたので、施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用すべき。
- 現場の警察官が適切な対応ができるよう、**平易で実践的なマニュアル**を現場の警察官に**配布・周知**すべき。



## 多重債務問題の解決に向けた方策について (有識者会議による意見とりまとめ)

平成 19 年 4 月 9 日  
多重債務者対策本部有識者会議

はじめに

現在、我が国においては、消費者金融の利用者が少なくとも約 1,400 万人、そのうち多重債務状態に陥っている者は 200 万人超に上ると言われている。

昨年の臨時国会において成立した改正貸金業法により、貸付けの上限金利の引下げ、貸付残高の総量規制の導入等の施策が講じられることとなったが、これは、貸し手への規制を通じて新たな多重債務者の発生を抑制しようとするものである。

一方で、今後、改正法完全施行に向けて、既存の借り手や、相対的にリスクの高い新規の借り手に対して円滑に資金が供給されにくくなる可能性は否定できず、さらに、いわゆるヤミ金がこうした借り手を対象に跋扈することも懸念される。

そこで、いわば「借り手対策」として、特に現に多重債務状態に陥っている者に対して、債務整理や生活再建のための相談（カウンセリング）を行い、その上で、あくまで解決手段の一方法として、セーフティネット貸付けを提供するとともに、新たな多重債務者の発生予防のため、金融経済教育の強化を図ることが喫緊の課題となっている。また、ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化も不可欠である。

これらの課題を検討するために、昨年末に内閣に多重債務者対策本部が設置され、多重債務者対策の基本的方針を議論するため、この有識者会議が設けられた。

有識者会議においては、本年 1 月以降 6 回にわたって議論を重ね、多重債務者の相談やセーフティネット貸付けにおいて先進的な取組みを行っている地方自治体の方々や関係団体からのヒアリングも行いながら、多重債務者対策のそれぞれのテーマについて、どのような方策が考えられるか検討を行ってきた。

以下、各テーマごとに、当会議において多く表明された意見等を踏まえて、直ちに取り組むべき方策として、有識者会議としての意見を取りまとめたものを提示する。

今後、多重債務者対策本部において、このとりまとめの内容に基づいて、早急に具体的な措置を検討した上で「多重債務問題改善プログラム（仮称）」を策定し、政府部内で関係省庁が十分に連携し、また、国、自治体及び関係者が一体となって実行することを強く要請する。

また、これらの取組みとあわせて、多重債務問題が深刻な社会問題であり、その解決が健全な社会の形成に極めて重要であることを国民に訴えていく努力が今後とも重要である。

## 1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

### (1) 当会議による現状認識

- ① 現在、我が国において多重債務状態に陥っている者は少なくとも 200 万人に上ると言われているが、そうした多重債務者の中で、相談窓口やカウンセリング主体にアクセスできているのは 2 割程度と指摘されている。こうした中で、残りの 8 割をどのように掘り起こし（発見し）、問題解決に導くかが喫緊の課題である。
- ② 多重債務者の事情を聞いて債務整理など具体的な解決のアドバイスを行い得るカウンセリング主体は、現状では、弁護士会・司法書士会のほか、財団法人日本クレジットカウンセリング協会、日本司法支援センター（法テラス）（民事法律扶助）などがあるのみであり、カウンセリングの量・質がニーズに追いついていないものと考えられる。また、カウンセリング主体相互のネットワークの構築が不十分と考えられる。
- ③ 金融庁・総務省が共同で、全国の市町村に対して、多重債務者への相談の対応などの取組みについてアンケート調査を実施し、その結果が当会議に報告された。

住民からの多重債務問題に関する相談があった場合の主な対応としては、他の相談機関等への紹介を挙げた市町村は全体の約 94%あったが、相談者からの事情の聴取や解決方法（任意整理、特定調停、個人再生、破産等）の検討・助言を挙げた市町村は、それぞれ全体の約 41%、約 22%にとどまっている。

一方で、住民からの多重債務に関する相談に対して、「消費生活センターを設置し、対応している」又は「消費生活センターは設置していないが、消費者問題の相談窓口を常設し、対応している」と回答した市町村は、全体の約 49%ある。また、多重債務問題も扱う消費者相談の専任者を置いている市町村は全体の約 28%ある。

相談対応は自治体によってばらつきがあるが、概して町村に比べて市の方が相談内容が充実している。ただし、市において比較的人口規模が大きい自治体や消費生活センターが設置されている自治体でも、事情の聴取や解決方法の検討・助言は行わずに、他の相談窓口等への紹介にとどまっているケースも多く見られる。

ただし、現状では、今後の取組みの拡充については、市町村のうち約 71%が専門的知識の不足を、約 55%が財政的・人力的な困難を指摘している。
- ④ また、多重債務者は、生活保護申請者や公営住宅家賃滞納者などの中にも多く存在するとの指摘がある。これらの者に接するのは自治体の相談対応部署以外の部署であり、部署間の連携協力により、多重債務者の掘り起こし、問題の総

合的解決を図ることが可能となり得る。

上述の自治体アンケート調査においては、多重債務問題を抱える者に対応した場合に関係部局と連携を図っているかとの質問に対して、「相談窓口へ直接連絡し、相談に誘導する」又は「相談窓口の連絡先等を教える」との回答を行った市町村は全体の約49%見られた。

- ⑤ 一方、当会議では、多重債務問題に先進的な取り組みをしている自治体の方々からヒアリングを行った。住民が抱える問題の深刻さを認識し、自らの仕事に使命感を持って取り組む職員の存在が共通して見られ、そうした方が少数でも、場合によっては1人でも、相当の成果を上げている事例が見られた。

## (2) 当会議における意見のとりまとめ

- ① 多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題であり、少なくとも「できることからやり始める」ことが重要と考えられる。

その際には、国は自らできる限りの取り組みを行うとともに、地方自治体の取り組みも重要となってくる。

- ② 地方自治体（特に市町村）は、住民から最も身近で、住民との接触機会も多く、現状でも消費生活センターやその他の相談窓口で多重債務相談に応じているところもあり、消費者基本法上国とともに消費者政策の担い手であることから、「多重債務者への対応は自治体自らの責務」との意識を持って、自ら主体的に相談窓口における積極的な対応を行うことが望まれる。

- ③ 地方自治体は、複数の部署で住民への様々な接触機会があり、多重債務者の掘り起こし（発見）について、他の主体に比べて機能発揮を期待できるものと考えられる。また、生活保護や児童虐待対策など、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する役割も期待できるものと考えられる。

そうした機能を効果的に発揮するために、それぞれの地方自治体内の各部局間の連携を進めるよう要請すべきである。例えば、生活保護を担当する福祉事務所、家庭内暴力・児童虐待、公営住宅料金徴収の担当部署等で、多重債務者を発見した場合、相談窓口へ直接連絡して誘導するといった取り組みが求められる。

- ④ 地方自治体は、地域の窮乏化防止、保険料・公共料金等の納付確保の観点から、地域の多重債務者の相談に積極的に取り組むメリットもあるとの指摘が多く見られた。

- ⑤ 相談窓口における対応としては、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じて専門機関（弁護士・司法書士、医療機関等）に紹介・誘導するといったプロセスをとることが望ましい。

ただし、全ての市町村に一律の対応を求めるのではなく、比較的対応能力が認められる自治体に対して、事情の聴取や解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を要請していくことが考えられる。

イ その際には、まずは、相談窓口が整備されており（自治体アンケート調査によれば「消費生活センターを設置し、対応している」又は「消費生活センターは設置していないが、消費者問題の相談窓口を常設し、対応している」と回答した市町村は、全体の約 49%）、さらに、多重債務問題も扱う消費者相談の専任者を置いている市町村（同じく全体の約 28%）が対象として考えられる。（上述のアンケートによれば、この両者を満たす市町村は約 21%（386 市町村）、このうち市は 325 市。）

ロ また、これらのほかにも、例えば、消費生活センターを設置していたり、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市においても、相談体制・内容の充実を要請していくことが考えられる。

ハ また、これ以外の市町村においては、多重債務者を発見した場合には、都道府県など他の自治体やカウンセリング主体への適切な紹介・誘導を行うよう要請していくべきと考えられる。

こうした取組みを行った上で、遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現するよう要請していくべきと考えられる。

- ⑥ また、自治体の相談体制・内容の充実にあたっては、自治体アンケート調査からも、国とともに、都道府県に大きな役割が期待されているものと見られる。

都道府県には、まず、消費生活センター等の自らの相談窓口において、事情の聴取や解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を要請していくべきである。また、十分な相談対応のできない市町村の住民に対して相談を行う補完的役割を担うことを要請していくべきである。

さらに、例えば、各市町村からの照会に対応するホットラインを設けるなど、市町村からの照会・相談に応じるとともに、市町村が専門機関と円滑な連携ができるように、弁護士・司法書士、関係団体のネットワークの構築等を支援・指導するよう要請すべきである。そうした観点から、各都道府県において、都道府県庁の関係部署、都道府県警察、域内の弁護士会・司法書士会、多重債務者支援団体、その他関係団体で、「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、都道府県内の多重債務者対策推進のために必要な協議を行うよう要請すべきである。その中で、特に、都道府県が弁護士会・司法書士会に対して、多

重債務問題に積極的に取り組んでいる弁護士・司法書士のリストアップを求めよう要請すべきである。

また、各自治体は、自治体の相談員等の研修に際して、各地の弁護士会・司法書士会を十分活用すべきと考えられる。

- ⑦ 自治体アンケート調査によれば、自治体の相談体制・内容の充実にあたって最もネックとなるのがノウハウ不足である。従って、国は、それぞれの自治体における取組みが円滑に進むよう、先行的な取組みを行っている地域の例も参考にして、相談マニュアル（具体的な事例に沿って平易で実践的なマニュアルとする）を作成したり、国民生活センターなどにおいて相談員向けの研修・指導の機会を設けることが必要と考えられる。また、各自治体の相談担当者相互間の情報交流も促すべきと考えられる。

さらに、財務局など国の機関においても、相談体制の強化、相談内容の充実を図っていくべきと考えられる。

この点に関して、国においてコールセンターを設置すべきとの意見があったが、これについては、相談の大半がまずは電話によるものが多く効果的ではないかとの指摘がある一方で、多重債務者の相談は、多重債務に陥った事情を丁寧に聞くことに加え、過去の契約書等の精査等も必要であり、電話では難しい場合が多いとの指摘もあった。

いずれにせよ、例えば、金融庁等国の機関の相談窓口や法テラスの相談窓口について、広報・周知に努めるべきである。

- ⑧ なお、国民健康保険料（税）については、新年度の厚生労働省のモデル事業として、滞納者の相談体制を整備し、その中で多重債務者については弁護士会に相談者を回す仕組みが出来ようとしており、他の分野も含めて、こうした相談窓口と専門機関（弁護士会等）が連携する取組みをさらに推進すべきとの指摘があった。

- ⑨ 昨年10月に発足した日本司法支援センター（法テラス）においては、問い合わせの多くが借金問題である。

法テラスについては、その存在と業務内容を国民に周知するための広報活動を強化するほか、他機関との連携を強化し、カウンセリング主体に関する情報を集約することにより、適切に他機関の紹介を行える体制を整備すべきと考えられる。さらに、職員に対する多重債務問題についての研修を充実すべきである。

また、法テラスでは、資力の乏しい者に対して裁判費用等の立替えや弁護士等による無料法律相談などを提供する民事法律扶助業務を行っているが、その適切な活用を促進するため、周知活動を一層充実させるべきである。一方、同業務に利用者が集中し、扶助を受けるために長期間待たなければならない状態が生じているとの指摘もあることから、体制の整備強化や手続きの迅速化を図

り、そのような状態が生じないように、適切な運用を図るべきである。

- ⑩ 上記のような取組みとあわせて、業界としても、借り手の立場に立って適切な役割を果たす観点から、カウンセリング体制を整備し、多重債務者への相談が幅広く行き渡るよう、財団法人日本クレジットカウンセリング協会（業界が相談経費を拠出し、無料相談を実施。現状では全国に3箇所。）の拠点の増設を行うべきであり、少なくとも各ブロック単位（全国11箇所）で拠点を設置できるよう、早急に取り組むべきである。

また、改正貸金業法を受けて、貸金業者は、多重債務状態に陥った利用者を発見したら、適切にカウンセリング主体に紹介・誘導するよう努めるべきである。

さらに、金融機関においても、「おまとめローン」といった形で既存債務の整理のための商品を提供している例が見られるが、窓口において多重債務者を発見した場合には、適切にカウンセリング主体に紹介すべきとの指摘も見られる。

- ⑪ 相談者にとって弁護士・司法書士事務所は敷居が高いのではないかとの指摘があるが、地方自治体の相談窓口やその他のカウンセリング主体において事実関係の整理等を丁寧に行った上で、弁護士・司法書士に紹介・誘導することにより、弁護士・司法書士による効率的・効果的かつ低コストの対応ができるものと考えられる。その際に、当初相談に応じた者が相談者を弁護士・司法書士事務所に直接連れて行くことが効果的との指摘があった。

さらに、弁護士・司法書士側でも、相談サービスの質を確保するよう努めるとともに、敷居を低くする努力を行う必要があり、弁護士・司法書士が少ない地域には出張相談を実施したり、利用した場合の標準的な費用の公表等を検討すべきとの指摘があった。

- ⑫ それぞれの主体における相談体制の強化、相談内容の充実は、すぐに着手し、遅くとも、改正貸金業法完全施行時までには実現すべき課題であるが、当面、定期的に当会議の場においても進捗状況をモニタリングしていくことが必要である。また、自治体アンケート調査についても定期的実施すべきである。

- ⑬ 相談窓口の存在を多重債務者に周知するため、国や自治体の広報を活用すると同時に、貸金業者の広告や店頭で相談窓口の連絡先を案内させるなど、貸金業の利用者にとって最も身近な局面でも周知しうる工夫を検討するべきではないかとの指摘が多く見られた。

- ⑭ 近年、いわゆる学生ローンを利用する大学生が増え、大学生においても多重債務状態に陥る者が増えているとの指摘があった。こうした状況を踏まえれば、各大学に対して、学生やその家族を対象にした借金に関する相談に適切に対応するよう、要請すべきと考えられる。

- ⑮ 多重債務に陥り、自己破産や債務整理等を行なった者については、再び多重債務に陥らないように、例えば、債務整理等を担当した弁護士や相談員等が、事後的なフォローアップを行うことが望ましい。

この点で、例えば、一定の学習プログラムを実施したり、相談を利用した者の記録を保管し、アンケートをとるといった工夫が必要との指摘があった。

## 2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

### (1) 当会議による現状認識

- ① 貸金業者からの返済に窮した場合、通常であれば解決法は任意整理、自己破産等といった手段しかなく、特に自己破産等については、自宅を失ったり、勤務先を解雇されるリスクなどを考慮して債務者が躊躇する場合もあると指摘されている。

また、一旦自己破産等を経ると金融機関や貸金業者からの借入れが難しくなり、例えば、教育資金など生活に不可欠な資金調達すら難しくなっているとの指摘がある。

- ② 現在、消費者金融の成約率が低下しているとの指摘がある。さらに今後、上限金利が引き下げられると、貸金業者の審査が厳格になり、相対的にリスクの高い借り手に円滑な資金供給が行われにくくなるおそれがある。

- ③ 一方、多くの消費者金融の融資は、一定の貸倒れが発生することを前提に、高金利で、簡素・定型的な審査によりスピーディーに行われている。自動契約機による契約件数が6割、対面による契約件数は約15%とのデータもある。

- ④ これに対して、岩手県消費者信用生活協同組合は、家族も含めた丁寧な相談、解決方法の一つとしての低利融資の提供、県内各市町村の預託金による信用付与を前提に、多重債務者向けの融資で極めて低い貸倒率（約0.1%）を実現している。

- ⑤ 既存の公的セーフティネット貸付けは、消費者金融の規模（例えば年利20%以上の貸付けは約15兆円）に比べて小規模である。例えば、低所得世帯向けには、地域の社会福祉協議会による緊急小口貸付等の制度があるが、貸付け実績が少ない。（緊急小口貸付の新規貸付実績は17年度で0.8億円。）

- ⑥ 事業者向けには、国民生活金融公庫等による、経営環境変化対応資金等のセーフティネット貸付け（社会的・経済的環境の変化等外的要因による一時的な経営

困難に対応するものであり、事業の回復の見通し等一定の要件が求められる)があるが、19年度からは、再チャレンジ支援策が実施されることとなっている。なお、セーフティネット貸付については、消費税の滞納があったり、商工ローンの借換えの場合に融資を受けにくい実態があるのではないかと指摘があった。

## (2) 当会議における意見のとりまとめ

- ① 既存の公的な貸付制度については、貸倒率が高く、結局借りた資金が貸金業者からの既存債務の返済に回っているだけではないかとの批判がある。

今後、高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けを充実させる際には、それぞれの地域において、例えば岩手県消費者信用生活協同組合の取組みを一つの参考に、「顔の見える融資」（相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての、丁寧な事情聴取、解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行う）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていくべきと考えられる。

- ② こうした貸付けを行う主体としては、きめ細かい相談対応が前提となることから、各地域に根付いた非営利機関（生協、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労金、信金、信組等）が考えられる。

なお、民間金融機関の場合にも、地域の住民に対して適切な貸付けを行っていくことができるよう、創意工夫を凝らしていくことが望まれる。

- ③ 例えば、岩手県消費者信用生活協同組合のように、非営利機関（生協、NPO、中間法人等）が新たに高リスク者への貸付けを行う場合に、その原資を集めるには、公的な信用付与が必要と考えられる。

その場合、公的資金を直接拠出する形をとると、貸し手側にモラルハザードが発生するおそれがあるので、例えば、当該非営利機関に融資を行う金融機関に自治体が預託金を預けるといった岩手県消費者信用生活協同組合の例が参考になると考えられる。

- ④ また、既存の消費者向けセーフティネット貸付け（地域の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等の制度、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度、労働金庫による自治体提携社会福祉資金貸付制度等）についても、丁寧な事情聴取、解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止に資する場合に限って、低利の貸付けを行う取組みを進めることにより、受け皿としての活用を促進することが望まれる。



- ⑤ このうち、地方の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付け、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度の実施に際しては、利用促進と貸倒れ抑制の両立を図るため、制度の周知を図るほか、事前相談や事後モニタリングを充実させるとともに、貸付けにあたって、必要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を図る。このため、生活福祉資金貸付については、例えば家庭訪問等により相談を行なう民生委員に対し、債務整理等に関する知識を周知するための研修を行うとともに、弁護士会等との提携を強化するべきである。
- ⑥ さらに、生活福祉資金貸付けについては、消費者金融の貸付規模や、生活保護の給付規模と比較して極めて少額にとどまっている現状にかんがみ、地域の関係機関とも連携して、制度の周知を行うとともに、関係機関が対象者を確実に誘導し、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止につながるニーズを確実に満たすよう、対象者・貸付実績の拡大に取り組むべきである。
- ⑦ そもそも、これらのセーフティネット貸付け等は、あくまで多重債務問題解決の一手段であり、まずは丁寧な事情の聴取と債務整理等も含めた解決方法の検討が対応の前提となる。
- このため、相談窓口と、セーフティネット貸付けを行う主体とのネットワークの構築、連携促進が必要と考えられる。
- ⑧ なお、所得そのものが低い者を対象とした社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付けがそれを代行しているとの指摘があったが、そのような事態が発生しないよう、適正な運用を図る必要がある。
- また、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障する安全網として一層適切に機能すべきという観点から、最低賃金制度についても適切な見直しが行われることが期待される。
- ⑨ 政府系金融機関によるセーフティネット貸付については、まず債務整理等をしないと、返せない債務を増やすことにつながりうる。したがって、政府系金融機関は、きめ細かく融資申込者の状況を把握し、必要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を図るべきである。また、カウンセリングを行う専門家への周知を徹底するなど、広報の充実に努めるべきである。
- ⑩ また、商工ローンの利用者の中には、経営が既に悪化しているにもかかわらず、無理に事業継続を図ったため、高金利による融資に頼らざるを得なくなった者が少なくないとの指摘を踏まえ、早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、中小企業再生支援協議会(全国 47 箇所)による債務整理を含む事業再生の相談業務の充実に加え、こうした取組みを一層推進すべく全国約 280 箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小企業金融公庫・国民生活金融公

庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるので、その積極的な活用を促すべきと考えられる。

- ⑪ なお、当会議においては主に消費者金融の利用者を念頭に置いた議論が行われてきたが、事業者金融については、利用者の性格が消費者金融とは異なることを踏まえ、今後とも実態を十分注視していく必要があるとの指摘があった。
- ⑫ また、事業者に関しては、近年、手形の流通量が減少し、手形割引による資金調達ができなくなったり、譲渡禁止特約付の債権となっていることなどにより、一部の中小企業者の円滑な資金繰りに困難が生じているので、改善策の検討を進めるべきとの指摘があった。

### 3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

#### (1) 当会議による現状認識

- ① 現在の消費者金融利用者は一般に、借入れに際して借りやすさを重視し、金利水準にあまり関心を払わない傾向が見られる。また、リボルビング取引において、月々の最低返済額で返済し続けても、返済の大部分は金利の支払に充てられ、元本はわずかしか減少しないことへの認識も低く、お財布感覚で借入れを増やしている者が多く見られる。そのうち、新たな借金は既存の借金の返済のために行うという悪循環に陥り、場合によってはヤミ金の犠牲になっている。
- ② 一方、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理などの制度や相談窓口の存在）については、例えば、高校の家庭科の教科書には掲載されている例も見られるものの、実際の教育現場では十分教えられていないのではないかと指摘がある。
- ③ これらの内容の教育は、一部の学校においては、弁護士会・司法書士会や自治体職員などの専門家が直接出向くことによって実施されている。ただし、あくまで学校や教師が問題意識を有し、自ら出前講座を開催して専門家を招くことが前提となっている。

先述の自治体アンケートによれば、自治体職員が講師となったり、自治体が主催して専門家を講師に招いたりして、学校において借金に関する教育を行っているとの回答が得られた市町村は、全国の市町村のうち約8%（138自治体）である。
- ④ 多くの若者が多重債務問題に直面しているとの指摘がある。例えば、消費者金融大手5社の新規利用者のうち4割超は20歳代となっている。また、大学生で

も、携帯電話等を利用して容易に借入れが可能であり、いわゆる学生ローン等を利用した結果、多重債務状態に陥っている者が多く見られるとの指摘がある。

⑤ 小・中・高等学校が教育内容を定める際には学習指導要領に従うことになるが、現在の学習指導要領には、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理など）などについての記述はない。しかし、例えば高校の家庭科の学習指導要領は、「消費者の権利と責任については、契約、消費者信用、問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて具体的に扱うこと」とされている。

⑥ 成人してからの消費者教育については、弁護士会・司法書士会や自治体職員などの専門家の努力に委ねられている。

自治体アンケートによれば、自治体職員が講師となったり、自治体が主催して専門家を講師に招いたりして、借金に関する消費者教育を行っているとの回答が得られた市町村は、全国の市町村のうち約19%（349自治体）である。

## (2) 当会議における意見のとりまとめ

① 主に現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、対策の車の両輪となるものが、多重債務者発生防止のための教育であり、極めて重要な課題である。

② 特に、学校教育については、社会に出る前に、高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理などの制度や相談窓口の存在）等の知識を得ることが必要である。

③ そのため、まず、当面の対応策として、各学校のホームルーム活動等において、借金に関する問題について取り上げるよう促すことを検討するべきである。

④ さらに、現在改訂作業が進められている高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討するべきである。

⑤ 学習指導要領の見直しの内容を踏まえて、担当の全ての教師がこうした問題を教えることができるように、教員養成課程のカリキュラムに組み込むとともに、現職の教員への研修を行うこと等が必要と考えられる。研修については、自治体や弁護士会・司法書士会等の関係団体の協力が期待される。

⑥ また、教科書においても、上記の学習指導要領の見直しも踏まえた記述がなさ

れることが期待される。

- ⑦ 大学においても、大学生協等によりクレジットカードを取得・利用するようになることから、特に入学時・卒業時においてクレジットカードを含む借金の問題が周知徹底される機会を作るよう、文部科学省より各大学に対して周知・徹底を図るよう要請すべきと考えられる。
- ⑧ 借金問題の教育については、PTAに対する働きかけなども含め、親子で学ぶなど、教え方の工夫をするべきと考えられる。
- ⑨ こうした取組みを行うにあたっては、金融広報中央委員会等の既存の取組みも踏まえつつ、文部科学省や金融庁が連携した取組みを進めるべきと考えられる。  
また、地域ごとに学校教育における取組みを促進するためには、専門家の協力を仰ぐことが重要であるとともに、多重債務者対策のために地域の関係者がネットワークを構築する場合に、校長会もネットワークに組み込むことが重要と考えられる。
- ⑩ 成人への消費者教育については、消費者金融からの借金、クレジットカードによる借金、住宅ローン等も含めた問題について、学校教育同様、弁護士会・司法書士会などの関係団体や、自治体等による主体的な取組みが期待される。  
一方、貸金業者による広告などにおいて、上限金利の存在や金利、返済額等について周知することも、消費者教育と同様の効果が期待できるものと考えられる。
- ⑪ また、小遣い帳や家計簿をつけることが多重債務者の発生防止に有効であり、関係者によって、小遣い帳や家計簿をつける習慣を広めていく努力が必要であるとの指摘があった。
- ⑫ 多重債務問題の根本的な解決のためには、借金の具体的な問題に加えて、あるべき生活設計や生活信条に関する教育・啓発に取り組むことが必要と考えられる。

#### 4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

##### (1) 当会議による現状認識

- ① 純資産要件の引上げ等を含め、今回の改正法が全て施行されれば、昨年3月末時点で約14,000の登録貸金業者が大幅に減少するのではないかと指摘されている。

こうした中で、貸金業者の廃業等に伴って債権が違法な高金利・無登録営業等のヤミ金に譲渡されたり、上限金利引下げや総量規制によって借りられなくなったリスクの高い借り手がヤミ金の被害に遭うのではないかとの指摘も見られる。

- ② 現状では、ヤミ金が堂々とスポーツ紙等に広告を出したり、駅前で宣伝を行ったりしており、取締りが不十分なのではないかとの指摘がある。また、電子メールによる勧誘が活発化しているのではないかとの指摘もある。
- ③ ヤミ金の中でも連絡先の分かる登録業者は減少する一方で、携帯電話を利用して所在や実態を明かさないうわゆる 090 金融など、ヤミ金の手口は高度化しており、捜査・取締りが困難化している。
- ④ このようなヤミ金からの取立ては被害者の親族や職場などに及び、大きな被害をもたらしている。
- ⑤ ヤミ金からの厳しい取立てに追い詰められて警察に相談しても、警察署や警察官によっては、「借りたものは返すべき」と発言するなど、対応にばらつきがあるとの指摘がある。

## (2) 当会議における意見のとりまとめ

- ① 今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとし、借りられなくなった人がヤミ金の被害に遭うことを防止するには、違法な高金利・無登録営業等のヤミ金を撲滅することが不可欠である。
- ② このため、警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底すべきである。警察においては、一定期間は集中取締本部を維持し摘発を強化すべきである。
- ③ 無登録業者だけでなく、高金利等の違法な貸付を行う悪質登録業者の徹底排除が必要である。このため、監督当局は、悪質登録業者への監督上の処分を徹底するとともに、警察への一層積極的な情報提供も図るべきである。
- ④ ヤミ金による被害相談を受けた警察や監督当局は、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行うべきである。特に、警察は、ヤミ金による取立てを少しでも早くストップさせるよう、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話の利用停止の制度を積極的に活用することを検討すべきである。

- ⑤ 本通常国会で成立した「犯罪による収益の移転防止に関する法律」においては、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出が義務付けられたところであり、その施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用すべきである。
- ⑥ 警察は、現場の警察官が貸金業を営む者による違法行為に対して適切な対応ができるよう徹底するために、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布し、制度の基本的な知識を周知するべきである。そのマニュアルは具体的な相談に対応できるような内容とし、ヤミ金からの借入れには返済義務がない場合があることを明記するとともに、警察以外の適切な相談窓口の紹介についても盛り込むべきである。
- ⑦ 自治体やカウンセリング主体は、ヤミ金の被害者から相談を受けた場合には警察に通報するなど、相談窓口と警察との連携を促進するべきと考えられる。
- ⑧ なお、ヤミ金対策としては、これまでの対策の経緯とヤミ金の現状にかんがみると、警察による取締りの強化等の措置に加えて、ヤミ金業者の債務者を保護する仕組みなど、ヤミ金業者の需要を減じる措置を検討するべきではないかとの指摘があった。

## 5. 上記以外の取組み

- ① 貸金業者側に、債務者の返済能力を超えた高金利、過剰貸付の下においては、「貸したものを返すのが当たり前」「当初約束した金利で返すのは当然」という原則が当てはまらないこと、また、多重債務問題の解決は貸金市場の健全化のために不可欠であることを認識させるための取組みを検討すべきとの指摘があった。
- ② 多重債務者が自殺に陥らないようにする取組みについて、政府の自殺総合対策会議における議論と連携しつつ、必要な検討を行うべきである。その際には、多重債務者への相談を適切に行うことが自殺対策として有効であることを確認する必要がある。

また、現在、民間団体が借金による自殺への対策として、自殺者が多い場所に自殺防止の立て看板設置活動を行っているが、そうした活動を評価し、推進していく必要があるとの指摘が多く見られた。
- ③ 信用情報機関や貸金業者が保有する情報が流出し、多重債務者の名簿がヤミ金に出回るなどといった事態を招かぬよう、貸金業者に対する監督とともに、信

用情報機関のガバナンス、情報管理体制を徹底すべきである。

- ④ 貸金業者の広告については、借り手保護の観点から、方法や内容等を制限する具体策を検討すべきである。
- ⑤ 貸金業法における弁護士・司法書士が受任通知を行った場合の取立禁止に加え、行政の相談窓口や他のカウンセリング主体において、迅速かつ確実に相談者を債務整理に導く体制が整備されることを前提に、一定期間は取立てが停止されるような仕組みを検討すべきという指摘があった。
- ⑥ 改正貸金業法の円滑な施行の観点から、これまで以上に金融庁・財務局・都道府県における検査監督体制を充実強化すべきである。現状、国（財務局）は登録業者数 700 余に対し専担の監督人員が極めて少数にとどまっており、都道府県についても、登録業者計 13,500 余に対し、監督・検査人員が 600 人弱にすぎない現状にある。改正貸金業法の適正な執行を確保する観点から、他の関係部署・関係者との連絡・連携を強化するとともに、人員の適正配置に配慮しつつ、監督・検査人員全体の増強を行う必要がある。
- ⑦ 今後多重債務者対策本部において決定される「多重債務問題改善プログラム(仮称)」については、対策本部ならびにこの有識者会議において、進捗状況のフォローアップを定期的に行うことにより実効性を確保すべきである。

「多重債務問題改善プログラムの実施状況について」に関する報告

平成20年6月10日

多重債務者対策本部有識者会議

深刻化する多重債務問題を解決するため、貸し手への規制強化として平成18年12月に貸付けの上限金利の引下げ、貸付残高の総量規制の導入等を柱とする貸金業法改正を行い、平成19年4月には「借り手対策」として以下の4つの施策を柱とする「多重債務問題改善プログラム」が取りまとめられた。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

本プログラムでは、各年度毎に各施策の進捗状況をフォローアップすることが定められており、第7回多重債務者対策本部有識者会議（平成20年5月13日）において、これらの施策の進捗状況について別添に基づき議論を行った。有識者会議では、総じて施策の着実な進展が見られるとの評価で一致したが、以下のような意見も示された。今後の政策展開に当たり、国、地方自治体及び関係団体においてこれらの意見に留意した更なる対応を求めたい。

また、今後の施策の進捗状況をフォローアップしていくに当たり、関係者において、各施策がどの程度の債務者に届き、どのような成果が上がっているかを定量的に評価できるよう、工夫に努めることを期待したい。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

- ・相談窓口の整備は着実に進展しているが、自治体により対応にばらつきが見られる。例えば、積極的に取り組んでいる自治体や相談員等を表彰するなど自治体の自主的な取り組みを推進する方策を検討するべきではないか。
- ・自らの借金の深刻さに気づいていない債務者等を相談窓口へ誘導するため、広告媒体等を工夫した効果的な広報を実施していくべきではないか。
- ・財務（支）局等における相談窓口へ、例えば、自治体の相談業務のバックアップ機能を求めるなど、全体として相談窓口がより有効に機能するよう努めるべきではないか。



- ・債務整理を担当する弁護士や司法書士には、債務者に債務整理を行った場合の借りられなくなるリスクを説明し、債務整理後に家計管理指導の実施主体に誘導するなどのフォローが求められるのではないか。また、相談にあたって、処理方法、報酬等に差が生じ債務者が不公平感を感じることをならないよう努めるべきではないか。
- ・相談窓口において多重債務相談にあたる相談員の待遇を改善していく必要があるのではないか。

## 2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

- ・信用生協を活用した岩手モデルに類似した取組みが徐々に広がっているが、こうした取組みの更なる普及が期待される。
- ・生活保護、生活福祉資金貸付及び政策金融機関による融資等既存の公的セーフティネットについて、これらが有効に活用されるよう、制度の周知や適切な運用の確保等に一層努めていくべきではないか。
- ・セーフティネット貸付けの充実に向けて、労働金庫、信用金庫及び信用組合といった民間金融機関の取組みも期待される。

## 3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

- ・学校教育現場等における金融経済教育に関する取組みについて、目に見える形で取り上げ周知することが必要ではないか。

## 4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- ・携帯電話の不正利用、インターネットの活用等の手口の多様化に留意しつつ、ヤミ金根絶に向けた一層の取組みが求められるのではないか。

## 5. その他

- ・多重債務問題と自殺問題は関連があるので、それぞれの対策間で連携することが必要ではないか。
- ・多重債務者対策については、市場メカニズムや信用制度の健全性の維持と、借りられない人に対するきめの細かい対応のバランスを確保していくことが重要であり、行政や社会の負担が過度にならないよう留意することが必要ではないか。

## 「多重債務問題改善プログラム」の概要

- 我が国の消費者金融の利用者は少なくとも 1400 万人、多重債務者は 200 万人超との指摘。
- 改正貸金業法（上限金利の引下げ、総量規制の導入等）による貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生は抑制。
- 一方で、今後、改正法完全施行に向けて、既存の借り手等を対象にした「借り手対策」が必要。
  - 1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
  - 2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
  - 3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
  - 4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化
- 国・自治体及び関係団体が一体となって実行。各省庁は各施策について直ちに取り組む。
- 各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップ等を行う。

### 1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

- 多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題。
- 地方自治体は、住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）・問題解決に機能発揮が期待できる。 こうした機能が発揮されるよう、各自治体に各部署間の連携を要請。（例：生活保護、家庭内暴力、公営住宅料金徴収等の担当部署で多重債務者を発見した場合には、相談窓口へ直接連絡して誘導する。）
- 市町村による相談については、一律の対応を求めるのではなく、以下の対応を要請。
  - イ 相談窓口が整備されており相談の専任者がいる自治体（386（このうち市は 325））に、丁寧な事情の聴取、具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実、専門機関（弁護士・司法書士等）への紹介・誘導を要請。
  - ロ 消費生活センターを設置している市（イ以外で 122 市）、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市（上記以外で例えば人口 10 万人以上の市は 39 市）にも同様の要請。
  - ハ それ以外の市町村（上記以外で 1283 市町村）には、他の自治体やカウンセリング主体への紹介・誘導を要請。
    - ⇒遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。
- 都道府県に、以下の対応を要請。
  - ① 自らの相談窓口における相談体制・内容を充実（市町村の相談体制の補完）
  - ② 都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、必要な対策を協議。
  - ③ 市町村のネットワーク作り等を支援。
- 国は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに実践的な相談マニュアルを作成するとともに、相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。
- 法テラスは、紹介業務の体制整備を行うとともに、民事法律扶助の活用促進のため、周知、体制の整備強化。
- 関係業界が拠出する財団法人日本クレジットカウンセリング協会に、現状の全国 3 箇所を増設し、ブロック単位（全国 11 箇所）で拠点を設置するよう要請。

## 2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

- 高リスク者の受け皿となる**消費者向けのセーフティネット貸付け**は、**各地域において「顔の見える融資」**（丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って**低利の貸付け**）**を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていく**。（主体は各地域の**非営利機関**（生協、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労金、信金、信組等）。**公的な信用付与**として自治体が、非営利機関に融資する金融機関に預託金を預ける岩手信用生協の例も参考になる。）
- **既存の消費者向けセーフティネット貸付け**（社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等）についても、事前相談や事後モニタリングを充実させること等（債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等）により、受け皿としての活用を促進する。
- 社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられず高金利の貸付けがそれを代行する事態が発生しないよう、適正な運用を図る。
- **事業者向けの政府系金融機関によるセーフティネット貸付等**については、
  - ・ きめ細かく融資申込者の状況を把握し、債務整理等のため、必要に応じて**弁護士等への紹介・誘導**を図る。
  - ・ **早期の事業再生や再チャレンジ**を支援するため、全国約 280 箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小公庫・国民公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるのでその積極的な活用を促す。

## 3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

- 現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、「**対策の車の両輪**」。
- 社会に出る前に、**高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理などの制度や相談窓口の存在）等の知識を得られるよう取り組む**。
- 当面の対応策として、**ホームルーム等**において借金問題を取り上げるよう促すことを検討。
- さらに、**高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱う**ことを具体的に検討。（あわせて、学習指導要領の見直しの内容を踏まえた、**教員研修等**を行う。また、**教科書**において、見直しも踏まえた記述がなされることを期待。）
- **成人への消費者教育**については、関係団体・自治体等による主体的な取組みを促す。

## 4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとするためには、**ヤミ金撲滅が不可欠**。
- 警察や監督当局は、**ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底**。警察においては、当分の間、**集中取締本部**を維持し摘発を強化。監督当局は、処分徹底とともに、積極的に警察に情報提供。
- 被害相談を受けた監督当局・警察は、**電話による警告等**を積極的に行う。警察は、**携帯電話の不正利用停止制度**の積極的活用を検討。
- 犯罪収益移転防止法において、**郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、疑わしい取引の届出等**が義務付けられたので、施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用。
- 現場の警察官が適切な対応ができるよう、**平易で実践的なマニュアル**を現場の警察官に**配布・周知**。

## 多重債務問題改善プログラム

〔平成 19 年 4 月 20 日  
多重債務者対策本部決定〕

## 1. 基本的考え方

現在、我が国においては、消費者金融の利用者が少なくとも約 1,400 万人、そのうち多重債務状態に陥っている者は 200 万人超に上ると言われている。

昨年臨時国会において成立した改正貸金業法により、貸付けの上限金利の引下げ、貸付残高の総量規制の導入等の施策が講じられることとなったが、これは、貸し手への規制を通じて新たな多重債務者の発生を抑制しようとするものである。

一方で、今後、改正法完全施行に向けて、既存の借り手や、相対的にリスクの高い新規の借り手に対して円滑に資金が供給されにくくなる可能性は否定できず、さらに、いわゆるヤミ金がこうした借り手を対象に跋扈することも懸念される。

そこで、いわば「借り手対策」として、特に現に多重債務状態に陥っている者に対して、債務整理や生活再建のための相談(カウンセリング)を行い、その上で、あくまで解決手段の一方法として、セーフティネット貸付けを提供するとともに、新たな多重債務者の発生予防のため、金融経済教育の強化を図ることが喫緊の課題となっている。また、ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化も不可欠である。

多重債務者対策本部においては、これらの課題を検討するために有識者会議を設けて議論を進めてきたが、有識者会議においては、本年 4 月 9 日に「多重債務問題の解決に向けた方策(有識者会議による意見とりまとめ)」がとりまとめられた。

本プログラムは、有識者会議の現状認識及び意見とりまとめを十分に尊重しながら、それに基づいて直ちに取り組むべき具体的な施策をまとめたものであり、関係省庁が十分連携の上、国、自治体及び関係団体が一体となって実行していくこととする。

また、これらの取組みとあわせて、多重債務問題が深刻な社会問題であり、その解決が健全な社会の形成に極めて重要であることを国民に訴えていくよう努めるものとする。

(注) なお、それぞれの施策に括弧付の省庁名が付されている場合は、関係省庁の中で特に当該省庁が当該施策を担当することとする。

## 2. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

### (1) 基本的考え方

多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題であり、少なくとも「できるところからやり始める」ことが重要と考えられる。

その際には、国は自らできる限りの取組みを行うとともに、地方自治体の取組みも重要となってくる。

### (2) 地方自治体による取組み

#### ① 地方自治体の役割等

地方自治体（特に市町村）は、住民から最も身近で、住民との接触機会も多く、現状でも消費生活センターやその他の相談窓口で多重債務相談に応じているところもあり、消費者基本法上国とともに消費者政策の担い手であることから、「多重債務者への対応は自治体自らの責務」との意識を持って、自ら主体的に相談窓口における積極的な対応を行うことが望まれる。

また、地方自治体は、複数の部署で住民への様々な接触機会があり、多重債務者の掘り起こし（発見）について、他の主体に比べて機能発揮を期待できるものと考えられる。また、生活保護や児童虐待対策など、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する役割も期待できるものと考えられる。

#### ② 地方自治体内の連携

地方自治体が、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する機能を効果的に発揮する観点から、例えば、生活保護を担当する福祉事務所、家庭内暴力・児童虐待、公営住宅料金徴収の担当部署等で、多重債務者を発見した場合、相談窓口と直接連絡して誘導するといった取組みを行うなど、それぞれの地方自治体内において、各部局間の連携を進めるよう要請する。

#### ③ 市町村における相談窓口における対応の充実

相談窓口における対応としては、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、

考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じて専門機関（弁護士・司法書士、医療機関等）に紹介・誘導するといったプロセスをとることが望ましい。

ただし、全ての市町村に一律の対応を求めるのではなく、比較的対応能力が認められる自治体に対して、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を要請する。

すなわち、

イ 相談窓口が整備されている市町村（多重債務問題に対して、消費生活センター又は消費者問題の相談窓口を常設し、かつ多重債務問題も扱う消費者相談の専任者を置いて対応している市町村）<sup>1</sup>

ロ イに該当する市町村以外の、消費生活センターを設置している市、又は、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市<sup>2</sup>

においては、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を要請する。

ハ これ以外の市町村においては、多重債務者を発見した場合には、都道府県など他の自治体やカウンセリング主体への適切な紹介・誘導を行うよう要請する。<sup>3</sup>

#### ④ 都道府県における取組み

自治体の相談体制・内容の充実にあたっては、国とともに、都道府県に大きな役割が期待される。具体的には、各都道府県に以下を要請する。

- ・ 消費生活センター等の自らの相談窓口において、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を行うこと。
- ・ 十分な相談対応のできない市町村の住民に対して相談を行う補完的役割を担うこと。
- ・ 例えば、各市町村からの照会に対応するホットラインを設けるなど、市町村からの照会・相談に応じること。また、必要に応じて財務局など

<sup>1</sup> 平成19年2月21日付で金融庁・総務省が行ったアンケート調査によれば「消費生活センターを設置し、対応している」又は「消費生活センターは設置していないが、消費者問題の相談窓口を常設し、対応して」おり、さらに、多重債務問題も扱う消費者相談の専任者を置いているのは386市町村。このうち市は325市。）

<sup>2</sup> 同アンケート調査によれば、イに該当する市町村以外で消費生活センターを設置している市は122市。それ以外で、例えば人口10万人以上の市は39市。

<sup>3</sup> 同アンケート調査によれば、回答を得られた全市町村（1830）のうち、イに該当する386市町村及びロに関して脚注2に記載した合計161市を除くと、1283市町村。

国の機関に照会等を行うこと。

- ・ 市町村が専門機関と円滑な連携ができるように、弁護士・司法書士、関係団体のネットワークの構築等を支援・指導すること。

そうした観点から、各都道府県において、都道府県庁の関係部署、都道府県警察、域内の弁護士会・司法書士会、多重債務者支援団体、その他関係団体で、「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、都道府県内の多重債務者対策推進のために必要な協議を行うこと。

その中で、特に、都道府県が弁護士会・司法書士会に対して、多重債務問題に積極的に取り組んでいる弁護士・司法書士のリストアップを求めること。

- ⑤ 各自治体は、相談窓口について自治体の広報などを通じて、周知に努めるよう要請する。
- ⑥ また、各自治体は、自治体の相談員等の研修に際して、各地の弁護士会・司法書士会を十分活用するよう要請する。

### (3) 国による取組み

#### ① 国の機関における相談体制の強化、相談内容の充実

財務局など国の機関において、相談体制の強化、相談内容の充実を図り、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じて他の専門機関（弁護士・司法書士・医療機関等）に紹介・誘導するとともに、当該相談窓口の周知に努める。（金融庁その他関係省庁）

#### ② 自治体における取組みのバックアップ

- ・ 各自治体における取組みが円滑に進むよう、先行的な取組みを行っている地域の例も参考にして、相談マニュアル（具体的な事例に沿って平易で実践的なマニュアルとする）を作成する。（金融庁）
- ・ 国民生活センターなどにおいて相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。（内閣府、金融庁その他関係省庁）

・各自治体の相談担当者相互間の情報交流を促す。(金融庁その他関係省庁)

#### (4) 日本司法支援センター（法テラス）による取組み

① 法テラスについては、その存在と業務内容を国民に周知するための広報活動を強化するほか、他機関との連携を強化し、カウンセリング主体に関する情報を集約することにより、適切に他機関の紹介を行える体制を整備する。さらに、職員に対する多重債務問題についての研修を充実させる。(法務省)

② また、法テラスの民事法律扶助業務については、その適切な活用を促進するため、周知活動を一層充実させるとともに、体制の整備強化や手続きの迅速化を図り、同業務の利用者が扶助を受けるために長期間待たなければならない状態が生じないよう適切な運用を図る。(法務省)

#### (5) 関係業界による取組み

① 関係業界として、借り手の立場に立って適切な役割を果たす観点から、カウンセリング体制を整備し、多重債務者への相談が幅広く行き渡るよう、財団法人日本クレジットカウンセリング協会について、現在全国3箇所の拠点を、少なくとも各ブロック単位（全国11箇所）での拠点設置に向けて早急に取り組むよう要請する。

あわせて、同協会の相談窓口の周知に努める。(金融庁、経済産業省)

② また、改正貸金業法を受けて、貸金業者が多重債務状態に陥った利用者を発見した場合に、適切にカウンセリング主体への紹介・誘導に努めるよう指導監督を行う。(金融庁)

#### (6) 弁護士・司法書士等による取組み

① 相談者にとって弁護士・司法書士事務所を利用しやすくするよう、地方自治体の相談窓口やその他のカウンセリング主体において事実関係の整理等を丁寧に行った上で、弁護士・司法書士に紹介・誘導することにより、弁護士・司法書士による効率的・効果的かつ低コストの対応ができるような体制構築が各地域において行われることを、弁護士会・司法書士会、各



地方自治体等に要請する。

- ② 弁護士会、司法書士会においては、各弁護士・司法書士の相談サービスの質を確保するよう努めるとともに、弁護士・司法書士が少ない地域には出張相談を実施したり、利用した場合の標準的な費用の公表等を検討するよう要請する。

#### (7) 上記以外の取組み

- ① 相談窓口の存在を多重債務者に周知するため、国や自治体の広報を活用すると同時に、貸金業者の広告や店頭での相談窓口の連絡先の案内など、貸金業の利用者にとって最も身近な局面でも周知されるよう工夫する。  
(金融庁)
- ② 近年、いわゆる学生ローンを利用する大学生が増え、大学生においても多重債務状態に陥る者が増えているとの指摘を踏まえ、各大学に対して、学生やその家族を対象にした学生の借金に関する相談に適切に対応するよう、要請する。(文部科学省)
- ③ 多重債務に陥り、自己破産や債務整理等を行なった者については、再び多重債務に陥らないように、例えば、債務整理等を担当した弁護士や相談員等が、事後的なフォローアップを行うよう、弁護士会・司法書士会、各地方自治体等に要請する。

### 3. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

#### (1) 基本的考え方

消費者が貸金業者等からの債務の返済に窮した場合の対応としては、まずは丁寧な事情の聴取と債務整理等も含めた解決方法の検討が必要であるが、その上で、自己破産・個人再生等の債務整理とあわせて、あくまで多重債務問題解決の一つの選択肢として、セーフティネット貸付けの提供についても検討が必要である。

また、セーフティネット貸付けを行う場合でも、対応の前提として、丁寧

な事情の聴取と具体的な解決方法の検討が十分に行われるように、相談窓口とセーフティネット貸付けを行う主体とのネットワークの構築や連携の促進が必要である。

## (2) 「顔の見える融資」を行うモデルを広げていく取組み

① 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けを充実させる際には、それぞれの地域において、「顔の見える融資」（相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行うこと）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていくよう取り組む。（関係省庁）

② こうした貸付けを行う主体としては、きめ細かい相談対応が前提となることから、各地域に根付いた非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労働金庫、信用金庫、信用組合等）を想定する。  
民間金融機関の場合にも、地域の住民に対して適切な貸付けを行っていくことができるよう、創意工夫を凝らしていくことを期待する。（関係省庁）

③ 例えば、岩手県消費者信用生活協同組合のように、非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）が新たに高リスク者への貸付けを行う場合に、その原資を集めるには、公的な信用付与が必要と考えられる。  
その場合、公的資金を直接拠出する形をとると、貸し手側にモラルハザードが発生するおそれがあるので、例えば、当該非営利機関に融資を行う金融機関に自治体が預託金を預けるといった岩手県消費者信用生活協同組合の例が参考になると考えられる。

## (3) 既存の消費者向けセーフティネット貸付け

① 既存の消費者向けセーフティネット貸付け（地域の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等の制度、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度、労働金庫による自治体提携社会福祉資金貸付制度等）についても、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返

済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止に資する場合に限って、低利の貸付けを行う取組みを進めることにより、受け皿としての活用を促進する。(厚生労働省)

- ② 地域の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付け、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度の実施に際しては、利用促進と貸倒れ抑制の両立を図るため、制度の周知を図るほか、事前相談や事後モニタリングを充実させるとともに、貸付けにあたって、必要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を図る。

このため、生活福祉資金貸付については、例えば家庭訪問等により相談を行なう民生委員に対し、債務整理等に関する知識を周知するための研修を行うとともに、弁護士会等との提携を強化する。(厚生労働省)

- ③ 生活福祉資金貸付けについては、貸付実績が少額である現状にかんがみ、地域の関係機関とも連携して、制度の周知を行うとともに、関係機関が対象者を確実に誘導し、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止につながるニーズを確実に満たすよう、積極的な活用を促す。(厚生労働省)

#### (4) 生活保護制度・最低賃金制度

所得そのものが低い者を対象とした社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付けがそれを代行するといった事態が発生しないよう、適正な運用を図る。

また、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障する安全網として一層適切に機能すべきという観点から、「最低賃金法の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出したところであり、同法案の成立後は、その円滑な施行に向けて、改正内容の周知を図る。(厚生労働省)

#### (5) 事業者向けのセーフティネット貸付け等

- ① 政府系金融機関によるセーフティネット貸付けについては、まず債務整理等をしないと、返せない債務を増やすことにつながりうる。

従って、政府系金融機関は、きめ細かく融資申込者の状況を把握し、必

要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を図る。また、カウンセリングを行う専門家への周知を徹底するなど、広報の充実に努める。(財務省、経済産業省その他関係省庁)

- ② また、商工ローンの利用者の中には、経営が既に悪化しているにもかかわらず、無理に事業継続を図ったため、高金利による融資に頼らざるを得なくなった者が少なくないとの指摘が見られる。

従って、早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、中小企業再生支援協議会(全国 47 箇所)による債務整理を含む事業再生の相談業務の充実に加え、こうした取組みを一層推進すべく全国約 280 箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるので、その積極的な活用を促す。(財務省、経済産業省その他関係省庁)

#### 4. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

##### (1) 基本的考え方

主に現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、対策の車の両輪となるものが、多重債務者発生防止のための教育であり、極めて重要な課題である。

##### (2) 学校教育における取組み

- ① 社会に出る前に、高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策(債務整理などの制度や相談窓口の存在)等の知識を得られるよう取り組む。(文部科学省)
- ② そのため、まず、当面の対応策として、各学校のホームルーム活動等において、借金に関する問題について取り上げるよう促すことを検討する。(文部科学省)

- ③ さらに、現在改訂作業が進められている高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討する。(文部科学省)
- ④ 学習指導要領の見直しの内容を踏まえて、担当の全ての教師がこうした問題を教えることができるように、教員養成課程のカリキュラムに組み込むとともに、現職の教員への研修等を行う。研修については、必要に応じて、自治体や弁護士会・司法書士会等の関係団体の協力を仰ぐ。(文部科学省)
- ⑤ また、教科書においても、上記の学習指導要領の見直しも踏まえた記述がなされることを期待する。(文部科学省)
- ⑥ 大学においても、大学生協等によりクレジットカードを取得・利用するようになることから、特に入学時・卒業時においてクレジットカードを含む借金の問題が周知徹底される機会を作るよう、各大学に対して周知・徹底を図るよう要請する。(文部科学省)
- ⑦ 学校段階における借金問題の教育については、PTAに対する働きかけなども含め、親子で学ぶなど、教え方の工夫をする。(文部科学省)
- ⑧ こうした取組みを行うにあたっては、金融広報中央委員会等の既存の取組みも踏まえつつ、文部科学省、金融庁、内閣府をはじめとする関係省庁が連携して取組みを進める。  
また、地域ごとに学校教育における取組みを促進するために、専門家の協力を仰ぐとともに、多重債務者対策のために地域の関係者がネットワークを構築する場合に、校長会もネットワークに組み込むよう促す。

### (3) 成人への消費者教育等

- ① 成人への消費者教育については、消費者金融からの借金、クレジットカードによる借金、住宅ローン等も含めた問題について、学校教育同様、弁護士会・司法書士会などの関係団体や、自治体等による主体的な取組みを促す。(金融庁その他関係省庁)

- ② 消費者教育と同様の効果を期待する観点から、貸金業者による広告などにおいて、上限金利の存在や金利、返済額等について周知されるよう促す。  
(金融庁)
- ③ 金融経済教育においては、小遣い帳や家計簿をつけることが多重債務者の発生防止に有効であり、小遣い帳や家計簿をつける習慣を広めていく関係者の努力を促す。(文部科学省、金融庁その他関係省庁)
- ④ 上記の取組みに加えて、多重債務問題の根本的な解決のため、借金の具体的な問題に加えて、あるべき生活設計や生活信条に関する教育・啓発に取り組むよう努める。(文部科学省、内閣府、金融庁その他関係省庁)

## 5. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

### (1) 基本的考え方

今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとし、借りられなくなった人がヤミ金の被害に遭うことを防止するためには、本プログラムに掲げる他の施策を進めるとともに、取締りを強化することにより、違法な高金利・無登録営業等のヤミ金を撲滅することが不可欠である。

### (2) 取締りの強化

- ① このため、警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底する。  
警察においては、当分の間、集中取締本部を維持し摘発を強化する。(警察庁、金融庁)
- ② 無登録業者だけではなく、高金利等の違法な貸付けを行う悪質登録業者の徹底排除が必要であるため、監督当局は、悪質登録業者への監督上の処分を徹底するとともに、警察への一層積極的な情報提供を図る。(金融庁)
- ③ 犯罪収益移転防止法においては、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出が義務付けられ

たところであり、その施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用する。(警察庁その他関係省庁)

### (3) 被害者への対応等

- ① ヤミ金による被害相談を受けた監督当局や警察は、状況に応じて、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う。特に、警察は、ヤミ金による取立てを少しでも早くストップさせるよう、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話の利用停止の制度を積極的に活用することを検討する。(警察庁、金融庁)
- ② 警察は、現場の警察官が貸金業を営む者による違法行為に対して適切な対応ができるよう徹底するために、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布し、制度の基本的な知識を周知する。そのマニュアルは具体的な相談に対応できるような内容とし、ヤミ金からの借入れには返済義務がない場合があることを明記するとともに、警察以外の適切な相談窓口の紹介についても盛り込む。(警察庁)
- ③ 各地方自治体やその他のカウンセリング主体に対して、ヤミ金の被害者から相談を受けた場合には、本人の意向を確認の上で警察に通報するなど、相談窓口と警察との連携を行うよう要請する。

## 6. 上記以外の取組み

- (1) 信用情報機関や貸金業者が保有する情報が流出し、多重債務者の名簿がヤミ金に出回るなどといった事態を招かぬよう、貸金業者に対する監督とともに、信用情報機関のガバナンス、情報管理体制を徹底する。(金融庁)
- (2) 貸金業者の広告については、借り手保護の観点から、方法や内容等を制限する具体策を検討する。(金融庁)
- (3) 改正貸金業法の適正な執行を確保するため、これまで以上に金融庁・財務局における監督・検査体制を充実強化する。また、他の関係部署・関係者と

の連絡・連携を強化するとともに、人員の適正配置に配慮する。<sup>4</sup>（金融庁）  
また、都道府県に対して、検査監督体制の充実強化を図るよう要請する。

## 7. 各施策の実施時期とフォローアップ

- (1) 上記の各施策については、いずれも本対策本部及び各省庁が直ちに取り組むこととする。
- (2) ただし、2. (2)③に基づいて、各市町村に相談窓口における対応の充実を要請する際には、遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。
- (3) また、本対策本部において、少なくとも改正貸金業法完全施行までの間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて有識者会議を開催する。

なお、各自治体の対応状況については、定期的にアンケートを実施して確認する。

---

<sup>4</sup> 現状、国（財務局）は登録業者数700余に対し、監督・検査人員の相当数は兼務職員であり、専担の監督人員は22人である（平成19年度に20人を増員措置予定）。また、都道府県については、登録業者計13,500余に対し、監督・検査人員が600人弱にすぎない。



多重債務問題改善プログラムの実施状況について  
〈概要〉

平成20年6月10日

多重債務者対策本部

- 深刻化する多重債務問題を解決するため、平成18年12月に成立した改正貸金業法により、貸付けの上限金利の引下げ、貸付残高の総量規制の導入等を実施。
- 平成19年4月には、改正貸金業法の完全施行に向け、既存の借り手や、相対的にリスクの高い借り手等に対する「借り手対策」として、以下の4つの施策を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を策定（多重債務者対策本部決定）。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- これらは、国・地方自治体及び関係団体が一体となって実行すべき施策。
- 併せて、多重債務者対策本部において、少なくとも改正貸金業法の完全施行までの間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保。

## 1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

### <プログラムの概要>

- 多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題。
- 地方自治体は、住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）・問題解決に機能発揮が期待できる。こうした機能が発揮されるよう、各自治体に各部署間の連携を要請。

### <実施状況>

- ▽ 各都道府県消費生活行政担当部長宛てに、関係団体との緊密な連携のもと多重債務者対策に積極的に取り組むよう要請。併せて、管内市区町村に対しても同旨の周知・協力の要請を依頼（平成19年4月20日）。〔金融庁・総務省〕
- ▽ 全国の地方自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を実施。平成19年12月10日（月）～16日（日）の期間中、延べ450箇所の相談会場に約6,000人の相談者が来訪（平成20年度も実施予定）。〔多重債務者対策本部・日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会〕

- 市町村による相談については、一律の対応を求めるのではなく、対応能力に応じた取組みを要請。  
⇒遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。

（詳細は「多重債務者相談窓口向けアンケート 調査結果」<市区町村>参照）

- ▽ 多重債務者からの相談を受け付ける相談窓口を設置していると回答した市区町村：1,515市区町村  
（調査対象は全1,823市区町村、うち、回答は1,793市区町村）
- ▽ 平成19年度下半期の市区町村の相談窓口への相談者数：約51,400人
- ▽ 相談者に対する対応状況
  - ・相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、法律専門家等の連絡先を教える：569市区町村※
  - ・相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、相談員自ら法律専門家等のアポイントメントを取る：340市区町村※  
※ 債務方法の説明等、更なる取組みを行っている市区町村も含む
  - ・簡単な家計管理指導を行うとともに定期的なフォローアップを行う：17市区町村

○ 都道府県に、以下の取組みを要請。

- ① 自らの相談窓口における相談体制・内容を充実（市町村の相談体制の補完）
- ② 都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、必要な対策を協議。
- ③ 市町村のネットワーク作り等を支援。

（詳細は「多重債務者相談窓口向けアンケート 調査結果」<都道府県>参照）

- ▽ 全ての都道府県が多重債務者向けの相談窓口を設置済。また、都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」も設置済。
- ▽ 平成19年度下半期の都道府県の相談窓口への相談者数：約28,500人
- ▽ 相談者に対する対応状況
  - ・ 相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、法律専門家等の連絡先を教える：18都道府県※
  - ・ 相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、相談員自ら法律専門家等のアポイントメントを取る：26都道府県※  
※ 債務方法の説明等、更なる取組みを行っている都道府県も含む
  - ・ 相談者に家計収支表を手交し、簡単な家計管理指導を行う：青森県、群馬県
- ▽ 広報誌やラジオ放送等を利用した多重債務問題に関する啓発活動、多重債務相談に関する市町村向けのQ&A集の作成等各都道府県毎に様々な取組みを実施。

○ 国は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに実践的な相談マニュアルを作成するとともに、相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。

- ▽ 多重債務者相談に携わる職員向けの「多重債務者相談マニュアル」（冊子及びDVD）を作成し全ての地方自治体及び関係団体に約2,200部配布（平成19年7月）。平成20年3月には、家計管理の必要性を解説した「補遺」を追加した改訂版約6,000部を再送付。〔金融庁〕
- ▽ 平成20年4月から、各財務（支）局及び沖縄総合事務局に多重債務者向け相談員を配置し（相談員合計43名）、相談業務を開始。〔金融庁、財務省、内閣府〕

○ 国は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに実践的な相談マニュアルを作成するとともに、相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。（前頁の続き）

- ▽ 地方自治体等の相談窓口を周知するため、政府広報（全国紙及び地方紙：平成19年3月、10月）や夕刊紙（夕刊フジ、日刊ゲンダイ、東京スポーツ系4紙に各6回、計36回：平成20年2月～3月）に相談窓口の広告を掲載。〔金融庁〕
- ▽ 全国の相談窓口の整備を促進するため、先進的な自治体の取り組みを紹介すること等を目的としたシンポジウムを全国5箇所で開催し、約730名が参加（平成19年6月：東京、11月：大阪、12月：仙台、名古屋、福岡）。〔金融庁〕
- ▽ 国民生活センターにおいて、地方自治体の行政職員及び消費生活相談員等を対象とした多重債務問題に関する研修を実施。全国で11回開催し、約720名が参加。〔内閣府、国民生活センター〕

○ 日本司法支援センター（法テラス）は、紹介業務の体制整備を行うとともに、民事法律扶助の活用促進のため、周知、体制の整備強化。

- ▽ 政府広報（テレビ（5番組）・新聞広告（平成19年10月））を通じて法テラスのPRを実施。実施後の電話問い合わせは前週比で3～19%増加。〔法務省、法テラス〕
- ▽ 法テラスの常勤弁護士96名を全国37ヶ所の地方事務所や、壱岐市（長崎県）、江差町（北海道）などの司法過疎地域を含む19ヶ所の地域事務所に配置（平成20年3月末日現在）。〔法務省、法テラス〕

○ 関係業界が拠出する財団法人日本クレジットカウンセリング協会に、現状の全国3箇所を増設し、ブロック単位（全国11箇所）で拠点を設置するよう要請。

- ▽ 東京、名古屋、福岡に加えて、新たに仙台、広島の2箇所を拠点とした支部を開設（平成20年3月）。平成20年度中に新たに4箇所程度の支部開設を検討中。〔金融庁、経済産業省、日本クレジットカウンセリング協会〕
  - ▷ 平成19年度の協会処理件数：4,339件、うちカウンセリング受付件数（弁護士及び相談員による面談）：1,431件。

## 2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

- 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けは、各地域において「顔の見える融資」（丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って低利の貸付け）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていく。

- ▽ 盛岡市や「岩手県消費者信用生活協同組合」（岩手信用生協）の取組みを「多重債務者相談マニュアル」に掲載し、職員をシンポジウム（前掲）に招聘し取組みを紹介。〔金融庁〕
- ▽ 岩手信用生協の取組みを参考に、福岡県の「グリーンコープ生協ふくおか」（平成18年10月事業開始）、熊本県の「グリーンコープ生協くまもと」（平成20年4月事業開始）で生活再建のための相談を前提とした生活再生貸付事業を開始。青森県、秋田県、神奈川県、大分県においても同様の取組みについて検討中。

- 既存の消費者向けセーフティネット貸付け（社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等）についても、事前相談や事後モニタリングを充実させること等（債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等）により、受け皿としての活用を促進する。
- 社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられず高金利の貸付けがそれを代行する事態が発生しないよう、適正な運用を図る。

- ▽ 生活福祉資金の緊急小口資金について、貸付上限額を5万円から10万円へ引上げ（平成19年4月～11月までの貸付件数982件、貸付決定額60,537千円）。母子寡婦福祉貸付金制度について、母子自立支援員が、制度周知と併せ借金等による経済的困窮に関する相談支援等を行うよう通知済（平成15年6月）。また、他の自治体における償還率向上に係る取組みを紹介するなど、自治体に対し償還率の向上を要請（平成20年3月）（母子寡婦福祉貸付金制度の実績（平成18年度）：貸付件数52,867件、貸付決定額24,207百万円）。〔厚生労働省〕
- ▽ 自治体に対し、生活保護の相談に当たっては、申請権を侵害していると疑われるような行為を厳に慎み、相談者の状況を把握した上で、助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分説明すること等を周知（平成20年4月1日）。〔厚生労働省〕

○ 事業者向けの政府系金融機関によるセーフティネット貸付等については、

- ・ きめ細かく融資申込者の状況を把握し、債務整理等のため、必要に応じて弁護士等への紹介・誘導を図る。
- ・ 早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、全国約280箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小公庫・国民公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるのでその積極的な活用を促す。

▽ 金融庁作成のポスター「全国一斉多重債務者相談ウィーク(12月10日～16日)」を全国の国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の支店に掲示し、専門家へ紹介・誘導(平成19年11月～12月)。

〔財務省、経済産業省その他関係省庁〕

▽ 早期の事業転換や過去に廃業歴のある方の再挑戦を支援するために、全国の商工会議所及び商工会連合会に「早期転換・再挑戦支援窓口」を設置(平成19年5月、中小企業庁から業務委託)。平成19年度中に約2,000社からの相談を受け付け。

▽ 再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度を活用し、積極的に支援。

〔財務省、経済産業省その他関係省庁〕

▷ 企業再建・事業承継支援資金(再生プロセスにある事業者向け融資) : 貸付件数71件、貸付残高1,364百万円(国民生活金融公庫)、  
貸付件数546件、貸付残高24,530百万円(中小企業金融公庫)

▷ 再挑戦支援資金(一旦失敗した事業者向け融資) : 貸付件数1,064件、貸付残高3,141百万円(国民生活金融公庫)、  
貸付件数77件、貸付残高1,284百万円(中小企業金融公庫)

※データはいずれも平成19年度。ただし国民生活金融公庫の貸付残高は平成20年2月末現在。

▽ 再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度を拡充(平成20年4月)。

〔財務省、経済産業省その他関係省庁〕

▷ 企業再建・事業承継支援資金(再生プロセスにある事業者向け)

: 貸付利率を「基準利率+0.7%」から「基準利率」へ低減(国民生活金融公庫)。※基準利率は2.25%～(H20.4.10現在)

貸付利率を「基準利率+0.3%」から「基準利率」へ低減(中小企業金融公庫)。※基準利率は2.1%～(H20.4.10現在)

▷ 再挑戦支援資金(一旦失敗した事業者向け) : 実績連動金利型貸付(「成功払い型貸付」)の返済期間の長期化(5年⇒7年)

### 3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

- 現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、「対策の車の両輪」。
- 社会に出る前に、高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理などの制度や相談窓口の存在）等の知識を得られるよう取り組む。
- 当面の対応策として、ホームルーム等において借金問題を取り上げるよう促すことを検討。
- さらに、高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討。（あわせて、学習指導要領の見直しの内容を踏まえた、教員研修等を行う。また、教科書において、見直しも踏まえた記述がなされることを期待。）

- ▽ 金利と総返済額の実例など、借金の問題を分かりやすく解説したリーフレットを作成し、全国の高校（約6,000校）へ送付し、ホームルーム活動等における活用を要請（平成19年9月）。〔金融庁、文部科学省〕
- ▽ 平成20年内公示予定の高校家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討。教科書において、学習指導要領の改訂を踏まえた記述がなされるよう、平成20年度以降関係者に学習指導要領の趣旨について説明を行う。〔文部科学省〕

- 成人への消費者教育については、関係団体・自治体等による主体的な取り組みを促す。

- ▽ 成人への消費者教育等について関係団体との緊密な連携のもと積極的に取り組むよう各方面に要請（平成19年6月）。（各都道府県知事、各政令指定都市市長宛〔内閣府、金融庁〕、金融広報中央委員会会長宛〔金融庁〕）
- ▽ 当該取り組みを支援するため、借金の問題を分かりやすく解説したリーフレットや金融取引の基礎知識をまとめたパンフレットを要望部数配布（平成19年度中の配布実績：約191万部）するとともに、多重債務者発生予防等を目的としたDVD教材を作成（平成20年3月）。〔金融庁〕



#### 4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとするためには、ヤミ金撲滅が不可欠。
- 警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底。警察においては、当分の間、集中取締本部を維持し摘発を強化。監督当局は、処分徹底とともに、積極的に警察に情報提供。

- ▽ 各都道府県警察において、集中取締本部による取締りを強化（平成19年中のヤミ金融事犯の検挙事件数484件（前年比+161件）、検挙人員995人（前年比+285人））。〔警察庁〕
- ▽ 平成19年度の金融庁、財務局及び都道府県から警察への情報提供件数は793件（金融庁：483件、財務局・都道府県：310件）。〔金融庁〕

- 被害相談を受けた監督当局・警察は、電話による警告等を積極的に行う。警察は、携帯電話の不正利用停止制度の積極的活用を検討。
- 犯罪収益移転防止法において、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、疑わしい取引の届出等が義務付けられたので、施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用。

- ▽ ヤミ金による被害相談を受けた都道府県警察及び監督当局（金融庁、財務局）から積極的に電話警告を実施（平成19年中の都道府県警察のヤミ金融事犯に係る電話警告件数10,557件、平成19年度中の金融庁、財務局、都道府県からの同警告件数407件、その他都道府県警察による携帯電話契約者確認要求件数206件）。〔警察庁、金融庁〕
- ▽ 犯罪収益移転防止法の積極的な活用を促進するため、各都道府県警察に対し、ヤミ金融事犯における疑わしい取引情報の活用等について指導。〔警察庁〕

- 現場の警察官が適切な対応ができるよう、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布・周知。

- ▽ 改正貸金業法の本則施行における改正内容を反映した、「【三訂版】ヤミ金融事犯相談対応マニュアル」を各都道府県警察に配布（平成20年1月）。〔警察庁〕

## 多重債務問題改善プログラムの実施状況について（平成19年度）

多重債務問題改善プログラムの内容	実施状況
2. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化	
<p>(2) 地方自治体による取組み</p> <p>② 地方自治体内の連携</p> <p>地方自治体が、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する機能を効果的に発揮する観点から、例えば、生活保護を担当する福祉事務所、家庭内暴力・児童虐待、公営住宅料金徴収の担当部署等で、多重債務者を発見した場合、相談窓口へ直接連絡して誘導するといった取組みを行うなど、それぞれの地方自治体内において、各部局間の連携を進めるよう要請する。</p> <p>③ 市町村における相談窓口における対応の充実</p> <p>相談窓口における対応としては、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じて専門機関（弁護士・司法書士、医療機関等）に紹介・誘導するといったプロセスをとることが望ましい。</p> <p>ただし、全ての市町村に一律の対応を求めるのではなく、比較的対応能力が認められる自治体に対して、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を要請する。</p> <p>すなわち、</p> <p>イ 相談窓口が整備されている市町村（多重債務問題に対して、消費生活センター又は消費者問題の相談窓口を常設し、かつ多重債務問題も扱う</p>	<p>&lt;平成19年度の実施状況&gt;</p> <p>○ 各都道府県消費生活行政担当部長宛てに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体内の連携</li> <li>・市町村における相談窓口における対応の充実、</li> <li>・都道府県における市町村の補完や関係団体のネットワーク作りなどの取組み</li> <li>・相談窓口の周知</li> </ul> <p>などについて、関係団体との緊密な連携のもと多重債務者対策に積極的に取り組むよう要請。併せて、各管内市区町村に対しても同旨の周知・協力の要請を依頼（平成19年4月20日）。〔金融庁、総務省〕</p> <p>○ 全国の地方自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を実施（平成19年12月10日（月）～16日（日））。期間中、延べ約450箇所の会場に約6,000人の相談者が来訪。</p> <p style="text-align: center;">〔多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会〕</p> <p>○ 全国の都道府県、市区町村における相談窓口の整備状況、相談状況を調査するため、アンケート調査を実施（平成19年10月1日～20年3月31日）。〔内閣府、金融庁、総務省〕</p> <p>（アンケート結果詳細は別紙参照）</p>

消費者相談の専任者を置いて対応している市町村)

ロ イに該当する市町村以外の、消費生活センターを設置している市、又は、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市においては、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を要請する。

ハ これ以外の市町村においては、多重債務者を発見した場合には、都道府県など他の自治体やカウンセリング主体への適切な紹介・誘導を行うよう要請する。

#### ④ 都道府県における取組み

自治体の相談体制・内容の充実にあたっては、国とともに、都道府県に大きな役割が期待される。具体的には、各都道府県に以下を要請する。

- ・ 消費生活センター等の自らの相談窓口において、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を行うこと。
- ・ 十分な相談対応のできない市町村の住民に対して相談を行う補完的役割を担うこと。
- ・ 例えば、各市町村からの照会に対応するホットラインを設けるなど、市町村からの照会・相談に応じること。また、必要に応じて財務局など国の機関に照会等を行うこと。
- ・ 市町村が専門機関と円滑な連携ができるように、弁護士・司法書士、関係団体のネットワークの構築等を支援・指導すること。

#### <都道府県向けアンケート結果の概要>

調査対象：47 都道府県（回答：47 都道府県）

- ・ 全ての都道府県が常設の多重債務者向けの相談窓口を設置済。
- ・ 全ての都道府県において、都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は協議会）」も設置済。
- ・ 平成 19 年度下半期の都道府県の相談窓口への相談者数：約 28,500 人
- ・ 相談者に対する対応状況
  - 相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、法律専門家等の連絡先を教える：18 都道府県
  - 相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、相談員自ら法律専門家等のアポイントメントを取る：26 都道府県
  - 相談者に家計収支表を手交し、簡単な家計管理指導を行う：青森県、群馬県

#### <市区町村向けアンケート結果の概要>

調査対象：1,823 市区町村（回答：1,793 市区町村（回収率：98.6%））

- ・ 多重債務者向けの相談窓口を設置済：1,515 市区町村
- ・ 平成 19 年度下半期の市区町村の相談窓口への相談者数：約 51,400 人
- ・ 相談者に対する対応状況
  - 相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、法律専門家等の連絡先を教える：569 市区町村
  - 相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、相談員自ら法律専門家等のアポイントメントを取る：340 市区町村
  - 相談者に簡単な家計管理指導を行うとともに定期的なフォローアップを行

<p>そうした観点から、各都道府県において、都道府県庁の関係部署、都道府県警察、域内の弁護士会・司法書士会、多重債務者支援団体、その他関係団体で、「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、都道府県内の多重債務者対策推進のために必要な協議を行うこと。</p> <p>その中で、特に、都道府県が弁護士会・司法書士会に対して、多重債務問題に積極的に取り組んでいる弁護士・司法書士のリストアップを求めると。</p> <p>⑤ 各自治体は、相談窓口について自治体の広報などを通じて、周知に努めるよう要請する。</p> <p>⑥ また、各自治体は、自治体の相談員等の研修に際して、各地の弁護士会・司法書士会を十分活用するよう要請する。</p>	<p>う：17市区町村</p> <p><b>&lt;平成 20 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p>○ 平成 20 年 9 月～12 月に多重債務者相談強化キャンペーンを実施予定。 〔多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会〕</p>
<p>(3) 国による取組み</p> <p>① 国の機関における相談体制の強化、相談内容の充実</p> <p>財務局など国の機関において、相談体制の強化、相談内容の充実を図り、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じて他の専門機関（弁護士・司法書士・医療機関等）を紹介・誘導するとともに、当該相談窓口の周知に努める。（金融庁その他関係省庁）</p>	<p><b>&lt;平成 19 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>○ 国民生活センターに直接寄せられた多重債務に関する相談 88 件に対し、「多重債務者相談マニュアル」に基づき、相談内容の充実を図り、必要に応じて他の専門機関（弁護士会、法テラス、財団法人日本クレジットカウンセリング協会等）を紹介。 〔内閣府、国民生活センター〕</p> <p><b>&lt;平成 20 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p>○ 平成 20 年 4 月から、各財務（支）局、沖縄総合事務局において多重債務者向けの相談窓口を設置（相談受付は 4 月 7 日から開始。相談員は合計 43 名）。直接相談を受け付ける他、管内都道府県、市区町村における取組みをバックアップ。 〔金融庁、財務省、内閣府〕</p>

## ② 自治体における取組みのバックアップ

- ・各自治体における取組みが円滑に進むよう、先行的な取組みを行っている地域の例も参考にして、相談マニュアル（具体的な事例に沿って平易で実践的なマニュアルとする）を作成する。（金融庁）
- ・国民生活センターなどにおいて相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。（内閣府、金融庁その他関係省庁）
- ・各自治体の相談担当者相互間の情報交流を促す。（金融庁その他関係省庁）

## ＜平成 19 年度の取組み状況＞

- 自治体の多重債務者相談に携わる職員向けの「多重債務者相談マニュアル」（冊子及びDVD）を作成し、全国の都道府県、市区町村等へ約 2,200 部配付（平成 19 年 7 月）。平成 20 年 3 月には、家計管理の重要性について記載した「補遺」を追加した改訂版を再送付（約 6,000 部）。〔金融庁〕
- 全国の相談窓口の整備を促進するため、先進的な自治体の取組みを紹介すること等を目的としたシンポジウムを全国 5 箇所で開催（平成 19 年 6 月：東京、11 月：大阪、12 月：仙台、名古屋、福岡）、計約 730 人が来場。〔金融庁〕
- 国民生活センター担当理事宛に、国民生活センターにおける相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう要請（平成 19 年 6 月 6 日）。〔内閣府、金融庁〕
- 当該要請を受け、地方公共団体の行政職員及び消費生活相談員等を対象とした国民生活センター主催の研修において、多重債務問題を取り上げ（11 回開催）、723 名が参加（金融庁職員を講師として招聘（3 回））。〔内閣府、国民生活センター〕
- 国民生活センターに寄せられた多重債務に関する経由相談（各地消費生活センターから国民生活センターに寄せられた相談）は、平成 19 年度は 208 件。
- 国民生活センターホームページにおいて、全国の消費生活センター等に寄せられた多重債務に関する相談件数の推移及び最近の事例について情報提供。また、メールマガジンにて各自治体開催の相談会について周知。

### ＜多重債務相談に関する相談件数の推移＞

平成 15 年度 59,131 件、平成 16 年度 56,924 件、平成 17 年度 63,816 件、  
平成 18 年度 80,026 件、平成 19 年度 84,538 件

※ 平成 20 年 3 月 31 日までに、都道府県、市区町村の消費生活センター（平成 20 年 4

	<p>月 21 日現在で 549 ヶ所)から PIO-NET へ登録された相談件数</p>
<p>(4) 日本司法支援センター（法テラス）による取組み</p> <p>① 法テラスについては、その存在と業務内容を国民に周知するための広報活動を強化するほか、他機関との連携を強化し、カウンセリング主体に関する情報を集約することにより、適切に他機関の紹介を行える体制を整備する。さらに、職員に対する多重債務問題についての研修を充実させる。（法務省）</p>	<p><b>&lt;平成 19 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>〔法務省、法テラス〕</p> <p>○ 政府広報（テレビ・新聞広告等）を通じて法テラスのPRを以下のとおり実施。</p> <p>&lt;テレビ&gt;（計 5 番組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5/14 放送「ご存じですか（日本テレビ系列）」 → 放映した週のコール数（法テラスコールセンターへの電話問い合わせ件数を指し、地方事務所への電話、面談件数は含まない。以下同じ。）は、前週比 12%増</li> <li>・ 7/2（再）放送「そこが聞きたい！ニッポンの明日（フジテレビ系列）」 →放映した週のコール数は、前週比 3%増</li> <li>・ 10/22 放送「峰竜太のナッ得！ニッポン（BS 朝日）」 →放映した週のコール数は、前週比 19%増</li> <li>・ 1/4 放送「ご存じですか（日本テレビ系列）」（年始のため前週比較は不可）</li> <li>・ 1/12・13・19・21 放送「Just Japan そんなこと聞いていいのかな？Yes！法テラス」（※年始のため前週比較は不可）</li> </ul> <p>&lt;新聞&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10/22～27 全国紙および地方紙（金融庁枠）「借金でお悩みの方へ！」 →広告掲載期間を含む週のコール数は、前週比 19%増</li> </ul> <p>○ リーフレット「多重債務問題Q &amp; A」を約 17 万部作成し（平成 19 年 12 月）、自治体等の関係機関の相談窓口のほか「全国一斉多重債務者相談ウィーク」の相談会場や自治体主催のシンポジウム・イベント会場等に配布。その後、各機関からの要</p>

望を受け、約 12 万部を増刷・配布。

- ホームページを刷新し多重債務問題に関するより具体的な情報を発信（解決の糸口となる法制度情報のトップページ掲載等）（平成 20 年 1 月）。
- 地方事務所において、自治体、消費生活相談センター及び社会保険事務所等での法テラスの業務全般（含む民事法律扶助業務）に関する説明会を実施（平成 19 年 7 月～12 月の間に、全国 24 事務所において計 138 回の説明会を開催）。
- 全国で 59 の地方事務所・支部において、管内の弁護士会、司法書士会等の関係機関との連携強化を目的とした協議会を計 75 回開催。
- 金融庁作成「多重債務者相談マニュアル」（冊子及びDVD）を、職員研修用のテキストとして全国の地方事務所に配布。
- コールセンターオペレーターや地方事務所窓口担当者を対象とした研修会を実施し（平成 19 年度は、コールセンターオペレーターに対して計 29 回、全国の地方事務所窓口担当者に対して計 33 回実施）、また研修用DVDを作成。

#### <平成 20 年度以降の取組み予定>

〔法務省、法テラス〕

- 全国の地方事務所において、継続的に自治体等関係機関の担当者研修会での業務説明を実施。
- 全国の地方事務所において、引き続き管内の関係機関との協議会を開催。
- 研修を継続的に実施するほか、具体的な事例に基づくケーススタディ研修用のDVDを作成。

② また、法テラスの民事法律扶助業務については、その適切な活用を促進するため、周知活動を一層充実させるとともに、体制の整備強化や手続きの迅速化を図り、同業務の利用者が扶助を受けるために長期間待たなければならない状態が生じないよう適切な運用を図る。(法務省)

### ＜平成 19 年度の取組み状況＞

〔法務省、法テラス〕

- 民事法律扶助について、地方事務所窓口における手続事務の効率化を図るため、試験的に、コールセンターにおいて法律相談援助の資力要件確認事務を集中的に実施（平成 19 年 3 月～、26 地方事務所が対象）。平成 19 年度は、コールセンターで約 8,700 件を処理。
- ホームページ上で、一部の地方事務所における民事法律扶助相談の予約状況案内の試行を開始（平成 20 年 2 月～）。
- 民事法律扶助による法律相談を、法テラスの事務所以外でも「巡回相談」として町役場・公民館等で実施するほか、江差（北海道）、秩父（埼玉県）、下田（静岡県）、佐渡（新潟県）、可児（岐阜県）、魚津（富山県）、南和（奈良県）、倉吉（鳥取県）、浜田（島根県）、須崎・安芸（高知県）、壱岐（長崎県）、鹿屋・指宿・奄美（鹿児島県）の 15 ヶ所に設置した司法過疎地域事務所に、16 名の常勤弁護士を配置。  
※上記事務所を含め、計 96 名の常勤弁護士を、56 ヶ所の地方事務所本所・支部・地域事務所に配置（平成 20 年 3 月末日現在）。

### ＜平成 20 年度以降の取組み予定＞

〔法務省、法テラス〕

- コールセンターにおける法律相談援助の資力要件確認事務の試行対象地方事務所をさらに拡大。
- 民事法律扶助相談の予約状況案内の試行を引き続き進めるほか、予約状況案内サービスを拡大するなど、民事法律扶助に関する WEB 上での情報サービス充実を図る。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法テラスの一層の体制整備・強化を図るため、外部研究者等の協力を得て、市民へのアンケート調査や各種機関の相談窓口への聞き取り調査など、民事法律扶助のニーズ調査を実施。</li> <li>○ 「巡回相談」を引き続き実施するとともに、各地への常勤弁護士の配置を進める。</li> </ul>
<p>(5) 関係業界による取組み</p> <p>① 関係業界として、借り手の立場に立って適切な役割を果たす観点から、カウンセリング体制を整備し、多重債務者への相談が幅広く行き渡るよう、財団法人日本クレジットカウンセリング協会について、現在全国3箇所の拠点を、少なくとも各ブロック単位（全国11箇所）での拠点設置に向けて早急に取り組むよう要請する。</p> <p>あわせて、同協会の相談窓口の周知に努める。（金融庁、経済産業省）</p>	<p><b>&lt;平成19年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>〔金融庁、経済産業省、日本クレジットカウンセリング協会〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財団法人日本クレジットカウンセリング協会に対し、カウンセリング体制の整備を要請。同協会は、新たに仙台、広島の2箇所の支部（平成20年4月）を設置し、今後更なる支部の開設を検討中。</li> <li>○ 同協会では、協会の業務内容の周知と多重債務者対策のノウハウを提供するため、東京都、神奈川県、宮城県、愛知県、三重県、福岡県が開催した延べ21回の「多重債務者対策協議会等」に出席。</li> </ul> <p>＜相談実績（平成19年度）＞</p> <p>協会処理件数：4,339件　うち、カウンセリング受付件数：1,431件</p> <p><b>&lt;平成20年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p>〔金融庁、経済産業省、日本クレジットカウンセリング協会〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ カウンセリング体制整備を推進するため、地元弁護士会、地方公共団体等の協力を得て「法律・家計相談会」（弁護士と消費生活アドバイザーなどによる無料の相談会）を適宜開催しながら追加的拠点の候補地を選定。平成20年度中に、新たに4箇所程度の支部開設を目途に地元弁護士会に協力を要請。</li> <li>○ 宮城県、東京都、愛知県、三重県、福岡県を始めとした都道府県の多重債務者問</li> </ul>

② また、改正貸金業法を受けて、貸金業者が多重債務状態に陥った利用者を発見した場合に、適切にカウンセリング主体への紹介・誘導に努めるよう指導監督を行う。(金融庁)

題対策協議会等とも連携し、同協会の相談窓口の周知に努める。

### <平成 19 年度の取組み状況>

[金融庁]

- 当局が設立認可した日本貸金業協会の「自主規制基本規則」において、協会の加入業者は相談及び助言並びに助力のための社内態勢整備に努める旨を規定。
- 同協会の「苦情処理及び相談に関する規則」において、協会の加入業者は資金需要者等からの相談の申し出を受けた際に、必要に応じて、協会が指定するカウンセリング団体（日本クレジットカウンセリング協会、弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター、消費生活センター）、若しくは、協会の相談センターを案内しなければならない旨を規定。
- 協会の加入業者における上記態勢の整備状況については、同協会の監査等による指導監督を実施するとともに、同協会の非加入業者に対しても、法令等に基づき監督当局が同協会の自主規制基本規則等を考慮した監督を実施。

### <平成 20 年度以降の取組み予定>

[金融庁]

引き続き、貸金業者が多重債務状態に陥った利用者を見つけた場合には、適切にカウンセリング主体への紹介・誘導がなされるよう指導監督を実施。

(6) 弁護士・司法書士等による取組み

- ① 相談者にとって弁護士・司法書士事務所を利用しやすくするよう、地方自治体の相談窓口やその他のカウンセリング主体において事実関係の整理等を丁寧に行った上で、弁護士・司法書士に紹介・誘導することにより、弁護士・司法書士による効率的・効果的かつ低コストの対応ができるような体制構築が各地域において行われることを、弁護士会・司法書士会、各地方自治体等に要請する。
- ② 弁護士会、司法書士会においては、各弁護士・司法書士の相談サービスの質を確保するよう努めるとともに、弁護士・司法書士が少ない地域には出張相談を実施したり、利用した場合の標準的な費用の公表等を検討するよう要請する。

**<平成 19 年度の取組み状況>**

- 日本弁護士連合会において、以下のような取組みを実施。
  - ・ 多重債務者対策本部及び日本司法書士会連合会との共催で「全国一斉多重債務者相談ウィーク」（平成 19 年 12 月 10 日～16 日）を実施
  - ・ 同連合会ウェブページにおいて各地の弁護士会の多重債務相談窓口を公表（平成 19 年 12 月～）
  - ・ 同連合会が行ったアンケートに基づいて作成された弁護士報酬の目安をウェブページ等で公表。
- 司法書士による効率的・効果的かつ低コストの対応ができるような体制構築が各地域において行われることを、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という。）に要請。〔法務省〕
- 日司連及び全国の司法書士会（以下、「単位会」という。）において、以下のような取組みを実施。
  - ・ 第 69 回日司連定時総会において「多重債務者対策と自殺対策とは密接な関係であるとの認識に立ち、多重債務者救済を積極的に推進する決議」を採択
  - ・ 多重債務者対策本部及び日本弁護士連合会との共催で、「全国一斉多重債務者相談ウィーク」（平成 19 年 12 月 10 日～16 日）を実施
  - ・ 単位会において、会員に対する研修等を実施

**<平成 20 年度以降の取組み予定>**

- 今後、日本弁護士連合会において、以下のような取組みの実施を検討。
  - ・ ヤミ金融対策について、警察庁との意見交換会の開催

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務改善プログラムを検証するためのシンポジウムの開催</li> <li>・自殺対策総合会議との連携</li> <li>・有識者会議での多重債務対策の検証</li> </ul>
<p>(7) 上記以外の取組み</p> <p>① 相談窓口の存在を多重債務者に周知するため、国や自治体の広報を活用すると同時に、貸金業者の広告や店頭での相談窓口の連絡先の案内など、貸金業の利用者にとって最も身近な局面でも周知されるよう工夫する。(金融庁)</p> <p>② 近年、いわゆる学生ローンを利用する大学生が増え、大学生においても多重債務状態に陥る者が増えているとの指摘を踏まえ、各大学に対して、学生やその家族を対象にした学生の借金に関する相談に適切に対応するよう、要請する。(文部科学省)</p>	<p><b>&lt;平成 19 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>[金融庁]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治体等の相談窓口を周知するため、政府広報（全国の日刊紙に 2 回）や夕刊紙（夕刊フジ、日刊ゲンダイ、東京スポーツ系 4 紙に各 6 回、計 36 回）に広告を掲載（平成 20 年 2 月～3 月）。</li> <li>○ 当局が設立認可した日本貸金業協会の「自主規制基本規則」において、協会員は、新聞又は雑誌へ広告掲載する場合には、相談窓口を表示しなければならない旨を規定。</li> </ul> <p><b>&lt;平成 20 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p>[金融庁]</p> <p>引き続き、相談窓口を多重債務者に周知するための方法について、検討。</p> <p><b>&lt;平成 19 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>[文部科学省]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生指導業務に従事する職員等を対象とした関係諸会議（平成 19 年度実績：26 回）において、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容（各大学・短期大学・高等専門学校に対し、新入生を含めた全ての学生に対する消費者被害防止のための取組の充実を要請）を周知。</li> </ul>

③ 多重債務に陥り、自己破産や債務整理等を行なった者については、再び多重債務に陥らないように、例えば、債務整理等を担当した弁護士や相談員等が、事後的なフォローアップを行うよう、弁護士会・司法書士会、各地方自治体等に要請する。

〔金融庁〕

○ 自治体の多重債務者相談に携わる職員向けの「多重債務者相談マニュアル」（平成19年7月作成）を改訂し、家計管理の重要性について記載した「補遺」を追加し、全国の都道府県、市区町村等へ6,000部送付（平成20年3月）。

### 3. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

(2) 「顔の見える融資」を行うモデルを広げていく取組み

- ① 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けを充実させる際には、それぞれの地域において、「顔の見える融資」（相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行うこと）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていくよう取り組む。

（関係省庁）

- ② こうした貸付けを行う主体としては、きめ細かい相談対応が前提となることから、各地域に根付いた非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労働金庫、信用金庫、信用組合等）を想定する。

民間金融機関の場合にも、地域の住民に対して適切な貸付けを行っていくことができるよう、創意工夫を凝らしていくことを期待する。

（関係省庁）

- ③ 例えば、岩手県消費者信用生活協同組合のように、非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）が新たに高リスク者への貸付けを行う場合に、その原資を集めるには、公的な信用付与が必要と考えられる。

その場合、公的資金を直接拠出する形をとると、貸し手側にモラル

#### <平成 19 年度の取組み状況>

- 盛岡市や「岩手県消費者信用生活協同組合」（岩手信用生協）の取組みを「多重債務者相談マニュアル」に掲載し、盛岡市の担当職員や岩手信用生協の統括マネージャーをシンポジウム（前掲）に招聘し取組みを紹介。〔金融庁〕
- 岩手信用生協の取組みを参考に、福岡県の「グリーンコープ生協ふくおか」で生活再建のための相談を前提とした生活再生貸付事業を開始（平成 18 年 10 月事業開始）。
- 自治体の多重債務者相談に携わる職員向けの「多重債務者相談マニュアル」改訂版（上述）において、生活再建のための相談及び家計管理指導の取組み例として、「グリーンコープ生協ふくおか」及び盛岡市の取組みを紹介。

#### <平成 20 年度以降の取組み予定>

- 「グリーンコープ生協くまもと」で生活再生貸付事業を開始（平成 20 年 4 月）。
- 青森県、秋田県、神奈川県、山口県、大分県においても、生協による同様の融資制度の立上げを検討中。

ハザードが発生するおそれがあるので、例えば、当該非営利機関に融資を行う金融機関に自治体が預託金を預けるといった岩手県消費者信用生活協同組合の例が参考になると考えられる。

(3) 既存の消費者向けセーフティネット貸付け

① 既存の消費者向けセーフティネット貸付け（地域の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等の制度、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度、労働金庫による自治体提携社会福祉資金貸付制度等）についても、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止に資する場合に限って、低利の貸付けを行う取組みを進めることにより、受け皿としての活用を促進する。（厚生労働省）

② 地域の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付け、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度の実施に際しては、利用促進と貸倒れ抑制の両立を図るため、制度の周知を図るほか、事前相談や事後モニタリングを充実させるとともに、貸付けにあたって、必要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を図る。

このため、生活福祉資金貸付については、例えば家庭訪問等により相談を行なう民生委員に対し、債務整理等に関する知識を周知するための研修を行うとともに、弁護士会等との提携を強化する。（厚生労働省）

＜平成 19 年度 of 取組み状況＞

〔厚生労働省〕

- 生活福祉資金について、以下のような取組みを実施。
    - ・ 生活福祉資金の緊急小口資金については平成 19 年 4 月から、貸付上限額を 5 万円から 10 万円に引上げ
- ＜緊急小口資金の貸付実績（平成 19 年度、19 年 11 月 30 日現在）＞
- 貸付件数：982 件、貸付決定額 60,537 千円
- うち 5 万円超で貸付けた件数 324 件、貸付決定金額 30,813 千円
- ・ 都道府県民生主管部（局）長宛に、「多重債務問題改善プログラム」を送付するとともに、プログラムの趣旨を踏まえ生活福祉資金貸付制度の積極的な活用・周知に取り組むよう通知（平成 19 年 4 月 27 日）
- ＜生活福祉資金の貸付実績（平成 18 年度）＞
- 件数：11,034 件、貸付決定額 11 百万円
- ・ 相談等を行う民生委員に対して全民生委員（約 226,800 人）に配布される「民生委員児童委員必携」において「多重債務問題改善プログラム」について記載し、その内容を周知徹底（平成 19 年 9 月 28 日）
- 母子寡婦福祉貸付金制度について、以下のような取組みを実施。
    - ・ 貸付けを受けようとする者の必要性を特に考慮し、現に生活保護法による保護

③ 生活福祉資金貸付けについては、貸付実績が少額である現状にかんがみ、地域の関係機関とも連携して、制度の周知を行うとともに、関係機関が対象者を確実に誘導し、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止につながるニーズを確実に満たすよう、積極的な活用を促す。(厚生労働省)

を受けている母子家庭であって、資金の貸付けにより、自立更正する見込みのあるもの、及び生活保護を受けていないが、資金の活用によりこの経済的自立の助成と生活意欲の助長とを期し得るものに対して貸付けを行うことが望ましい旨を通知済(昭和39年8月)

- ・ 母子自立支援員が母子寡婦福祉貸付金制度に関する相談・指導にあたり、借金等による経済的困窮に関する相談支援等を行う旨を通知済(平成15年6月)

<母子寡婦福祉貸付金制度の貸付実績(平成18年度)>

貸付件数:52,867件、貸付決定額:24,207百万円

- ・ 全国家庭福祉施策担当係長会議において、各自治体において、他の自治体の償還に係る取組事例も参考にし、地域の実情を踏まえ、計画的な取組みを行い、償還率の向上に努めるよう要請(平成20年3月14日)

<相談実績(平成18年度)>

母子自立支援員が受けた相談の回数:延べ922,359回

うち、母子寡婦福祉貸付金に係る相談の回数:延べ387,661回

- 都道府県、政令指定都市、中核市の職員等が参加する全国厚生労働関係部局長会議(平成20年1月16日)及び社会・援護局関係主管課長会議(平成20年3月3日)において、地域の低所得世帯や高齢者、障害者世帯のニーズを把握するとともに積極的な広報や貸付手続きの迅速化を図るよう周知徹底。

- 労働金庫による自治体提携社会福祉資金貸付制度として、応急的な生活対策資金等を貸し付ける労働者生活資金貸付制度等を実施。

<自治体(都道府県)提携社会福祉資金貸付制度の実績(平成19年度、11月30日



	<p>現在) &gt;</p> <p>39 都道府県、97 制度</p> <p>件数 : 9,616 件、残高 : 6,927 百万円</p> <p>※ 住宅資金及び団体向けを除く勤労者向け融資の実績</p> <p><b>&lt;平成 20 年度以降の取組み予定&gt;</b></p> <p>[厚生労働省]</p> <p>○ 生活福祉資金について、自立支援対応資金を創設 (平成 20 年度)。</p> <p>(生活困窮者に対し、生活保護に至らないよう早期支援するためのプランを作成し、継続的支援を行う自治体によるモデル事業。貸付限度額は月 10 万以内、貸付期間 12 ヶ月以内)</p>
<p>(4) 生活保護制度・最低賃金制度</p> <p>所得そのものが低い者を対象とした社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付けがそれを代行するといった事態が発生しないよう、適正な運用を図る。</p> <p>また、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障する安全網として一層適切に機能すべきという観点から、「最低賃金法の一部を改正する法律案」を第 166 回通常国会に提出したところであり、同法案の成立後は、その円滑な施行に向けて、改正内容の周知を図る。</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p><b>&lt;平成 19 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>[厚生労働省]</p> <p>○ 自治体に対し、生活保護関係全国係長会議 (平成 19 年 9 月 6 日開催) において、生活保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むことを周知するとともに、その旨「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知) に明記 (平成 20 年 4 月 1 日適用)。</p> <p>○ 「最低賃金法の一部を改正する法律案」については、第 168 回臨時国会において成立し、平成 19 年 12 月 5 日に公布されたところであり、その改正内容については、リーフレット等により周知 (205 万部を事業主に配布)。</p>

(5) 事業者向けのセーフティネット貸付け等

- ① 政府系金融機関によるセーフティネット貸付けについては、まず債務整理等をしないと、返せない債務を増やすことにつながりうる。

従って、政府系金融機関は、きめ細かく融資申込者の状況を把握し、必要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を図る。また、カウンセリングを行う専門家への周知を徹底するなど、広報の充実に努める。(財務省、経済産業省その他関係省庁)

<平成 19 年度の取組み状況>

[財務省、経済産業省、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫]

- 融資申込者の状況について、引き続き、きめ細かく把握。
- 専門家への紹介・誘導については、金融庁作成のポスター「全国一斉多重債務者相談ウィーク（12月10日～16日）」を全国の国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の支店に掲示し、専門家へ紹介・誘導（19年11月～12月）。
- 広報の充実について、
  - ・融資制度について、引き続き、ホームページやパンフレット、あるいは商工団体等を通じ、広く周知
  - ・日本商工会議所主催の「早期転換・再挑戦支援窓口事業説明会」や全国商工会連合会主催の「早期転換・再挑戦支援窓口事業担当者連絡会議」に出席し、融資制度（後述）を説明（19年5月、6月）
  - ・弁護士会及び法テラスの事務所に対して、融資制度を周知（20年2月）

<平成 20 年度以降の取組み予定>

[財務省、経済産業省、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫]

- 融資申込者の状況について、引き続き、きめ細かく把握するよう努める。
- 利用者から多重債務に関する相談があった場合、必要に応じ、各都道府県の相談窓口等、多重債務問題の専門家を紹介。
- 融資制度について、引き続き、ホームページやパンフレット、あるいは商工団体等を通じ、広く周知。

② また、商工ローンの利用者の中には、経営が既に悪化しているにもかかわらず、無理に事業継続を図ったため、高金利による融資に頼らざるを得なくなった者が少なくないとの指摘が見られる。

従って、早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、中小企業再生支援協議会(全国 47 箇所)による債務整理を含む事業再生の相談業務の充実に加え、こうした取組みを一層推進すべく全国約 280 箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるので、その積極的な活用を促す。(財務省、経済産業省その他関係省庁)

### <平成 19 年度の取組み状況>

○ 早期の事業転換や過去に廃業歴のある方の再挑戦を支援するため、全国の商工会議所及び商工会連合会に「早期転換・再挑戦支援窓口」を設置(平成 19 年 5 月、中小企業庁から業務委託)し、平成 20 年 3 月までに約 2,000 社からの相談を受け。

○ 再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度を活用し、積極的に支援。〔財務省、経済産業省、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫〕

#### <融資実績>(平成 19 年度)

##### ・企業再建・事業承継支援資金(再生プロセスにある事業者向け)

国民生活金融公庫 貸付件数: 71 件(18 年度: 31 件)  
貸付残高: 1,364 百万円(平成 20 年 2 月末現在)  
(18 年度: 906 百万円)

中小企業金融公庫 貸付件数: 546 件(18 年度: 677 件)  
貸付残高: 24,530 百万円(18 年度: 30,040 百万円)

##### ・再挑戦支援資金(一旦失敗した事業者向け)(19 年度制度創設)

国民生活金融公庫 貸付件数: 1,064 件  
貸付残高: 3,141 百万円(平成 20 年 2 月末現在)

中小企業金融公庫 貸付件数: 77 件  
貸付残高: 1,284 百万円

### <平成 20 年度以降の取組み予定>

〔財務省、経済産業省、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫〕

- 平成 20 年度においても、引き続き全国の窓口において、再チャレンジをはじめとする事業者からの相談にきめ細かく対応。
- 引き続き、再挑戦支援融資制度の普及に努める。
- 企業再建・事業承継支援資金、再挑戦支援資金を拡充（20 年 4 月）
  - ・ 企業再建・事業承継支援資金（再生プロセスにある事業者向け）
    - 一部対象者の貸付利率を低減
      - （国民生活金融公庫）「基準利率+0.7%」から「基準利率」へ低減
        - ※基準利率は 2.25%～（平成 20 年 4 月 10 日現在）
      - （中小企業金融公庫）「基準利率+0.3%」から「基準利率」へ低減
        - ※基準利率は 2.1%～（平成 20 年 4 月 10 日現在）
  - ・ 再挑戦支援資金（一旦失敗した事業者向け）
    - 実績連動金利型貸付（「成功払い型貸付」）の返済期間の長期化（5 年⇒7 年）

#### 4. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

##### (2) 学校教育における取組み

- ① 社会に出る前に、高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理などの制度や相談窓口の存在）等の知識を得られるよう取り組む。（文部科学省）
- ② そのため、まず、当面の対応策として、各学校のホームルーム活動等において、借金に関する問題について取り上げるよう促すことを検討する。（文部科学省）
- ③ さらに、現在改訂作業が進められている高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討する。（文部科学省）
- ④ 学習指導要領の見直しの内容を踏まえて、担当の全ての教師がこうした問題を教えることができるように、教員養成課程のカリキュラムに組み込むとともに、現職の教員への研修等を行う。研修については、必要に応じて、自治体や弁護士会・司法書士会等の関係団体の協力を仰ぐ。（文部科学省）

##### <平成 19 年度の取組み状況>

〔文部科学省〕

- 借金の問題を分かりやすく解説したリーフレットを作成、金融庁と連名で全国の高校（約 6,000 校）へ送付（平成 19 年 9 月）。
- 平成 20 年内公示予定の高校家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討。
- 学生指導業務に従事する職員等を対象とした関係諸会議（平成 19 年度実績：26 回）において、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容（各大学・短期大学・高等専門学校に対し、新入生を含めた全ての学生に対する消費者被害防止のための取組の充実を要請）を周知。
- 日本 P T A 全国協議会全国大会（約 6,000 部配布）や日本 P T A 新聞等において、多重債務問題改善プログラムの趣旨を周知するとともに、学齢期の児童・生徒の発達段階に応じた学習に活用できる資料を紹介し、親子で学ぶ機会等を設けるよう依頼。

〔金融庁〕

- 金融広報中央委員会と連携して、全国の都道府県教育委員会等を訪問し、多重

- ⑤ また、教科書においても、上記の学習指導要領の見直しも踏まえた記述がなされることを期待する。(文部科学省)
- ⑥ 大学においても、大学生協等によりクレジットカードを取得・利用するようになることから、特に入学時・卒業時においてクレジットカードを含む借金の問題が周知徹底される機会を作るよう、各大学に対して周知・徹底を図るよう要請する。(文部科学省)
- ⑦ 学校段階における借金問題の教育については、PTAに対する働きかけなども含め、親子で学ぶなど、教え方の工夫をする。(文部科学省)
- ⑧ こうした取組みを行うにあたっては、金融広報中央委員会等の既存の取組みも踏まえつつ、文部科学省、金融庁、内閣府をはじめとする関係省庁が連携して取組みを進める。
- また、地域ごとに学校教育における取組みを促進するために、専門家の協力を仰ぐとともに、多重債務者対策のために地域の関係者がネットワークを構築する場合には、校長会もネットワークに組み込むよう促す。

- 債務者発生予防のための金融経済教育の充実等を要請(41 道県、平成 19 年 4 月～)。
- 金融広報中央委員会と連携して、教科書会社向けに金融経済教育に関する説明会を開催(平成 20 年 1 月)。
  - 財務局・財務事務所等を通じて、学校教師を対象に、金融経済教育に関する研修を実施(合計 41 回、1,934 名が参加。平成 19 年 7 月～20 年 3 月)。
  - 大学・短大・高専における学生への啓発活動を支援するため、借金問題を分かりやすく解説したリーフレットや金融取引の基礎知識をまとめたパンフレットを要望部数無償配付(平成 19 年度中に約 59 万部)するとともに、多重債務者発生予防等を目的としたDVD教材を作成(平成 20 年 3 月)。

#### <平成 20 年度以降の取組み予定>

[文部科学省]

- 各都道府県等の指導主事等を対象とした会議において借金の問題を分かりやすく解説したリーフレットを配布予定。
- 引き続き、高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討。
- 高校の家庭科の学習指導要領の見直しの内容を踏まえて、教員養成カリキュラムに組み込むことを検討し、教科書においても、教科書発行者において、学習指導要領の改訂を踏まえた記述がなされるよう、学習指導要領の趣旨について説明。

[金融庁]

- 大学・短大・高専及び高校における学生への啓発活動を支援するため、借金問題を分かりやすく解説したリーフレット、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット及び多重債務者発生予防等を目的としたDVD教材を要望部数無償配付(平成 20 年 5 月～)。

(3) 成人への消費者教育等

- ① 成人への消費者教育については、消費者金融からの借金、クレジットカードによる借金、住宅ローン等も含めた問題について、学校教育同様、弁護士会・司法書士会などの関係団体や、自治体等による主体的な取組みを促す。(金融庁その他関係省庁)
- ② 消費者教育と同様の効果を期待する観点から、貸金業者による広告などにおいて、上限金利の存在や金利、返済額等について周知されるよう促す。(金融庁)
- ③ 金融経済教育においては、小遣い帳や家計簿をつけることが多重債務者の発生防止に有効であり、小遣い帳や家計簿をつける習慣を広めていく関係者の努力を促す。(文部科学省、金融庁その他関係省庁)
- ④ 上記の取組みに加えて、多重債務問題の根本的な解決のため、借金の具体的な問題に加えて、あるべき生活設計や生活信条に関する教育・啓発に取り組むよう努める。(文部科学省、内閣府、金融庁その他関係省庁)

<平成 19 年度の取組み状況>

[内閣府、金融庁]

- 各都道府県知事、各政令指定都市市長に対し、金融広報中央委員会が作成した家計簿や小遣い帳の普及に関する教材を紹介するとともに、生活設計に関する教育を含む成人への消費者教育等について、関係団体との緊密な連携のもと積極的な取組みを要請(平成 19 年 6 月 28 日)。

[金融庁]

- 金融広報中央委員会会長に対し、小遣い帳や家計簿をつける習慣の普及や生活設計に関する教育を含む成人への消費者教育について、関係団体との緊密な連携のもと積極的な取組みを要請(平成 19 年 6 月 28 日)。
- 各都道府県・市区町村の取り組みを支援するため、借金の問題を分かりやすく解説したリーフレットや金融取引の基礎知識をまとめたパンフレットを要望部数無償配布(平成 19 年度中に約 191 万部(うち、地方公共団体に約 126 万部)配布)するとともに、多重債務者発生予防等を目的とした DVD 教材を作成(平成 20 年 3 月)。
- 日本貸金業協会の「自主規制規則」において、協会が融資に係る広告をパンフレットにより行う際、当該パンフレットの記載を通じて、法第 43 条第 1 項に規定するみなし弁済について、利息制限法及び出資法上の上限金利とともに説明し、また、自社でホームページを設けるに当たっては、返済シミュレーションを明示しなければならない旨を規定(平成 19 年 12 月 19 日)。

[文部科学省]

- 社会教育・生涯学習主管部課長会議等各種会議や雑誌「社会教育」等を通じ、

社会教育関係者に対し、多重債務問題改善プログラムについて周知するとともに、金融広報中央委員会が作成した家計簿や小遣い帳に関する教材等を紹介し、社会教育施設等における消費者教育・金融経済教育の取組みを依頼。

- 学校教育においては、小学校家庭科で身の回りの物や金銭の計画的な使い方について、中学校技術・家庭科で生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用について指導。

〔内閣府〕

- 内閣府において実施する消費者問題出前講座（平成19年度：2,503回実施）の中で、多重債務問題を説明したリーフレット等を配布することにより、多重債務問題について講義。

#### ＜平成20年度以降の取組み予定＞

〔文部科学省〕

- 学校教育においては、引き続き、あるべき生活設計等に関する教育を推進。

〔金融庁〕

- 各都道府県・市区町村の取組みを支援するため、多重債務者発生予防等を目的としたDVD教材を要望部数無償配布（平成20年5月～）。
- 都道府県・市区町村の取組みを支援するため、借金問題を分かりやすく解説したリーフレット、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット及び多重債務者発生予防等を目的としたDVD教材を要望部数無償配布（平成20年5月～）。



## 5. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

### (2) 取締りの強化

- ① このため、警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底する。警察においては、当分の間、集中取締本部を維持し摘発を強化する。(警察庁、金融庁)

### <平成 19 年度の取組み状況>

- 各都道府県警察において、集中取締本部によるヤミ金融の取締りを強化した結果、平成 19 年中のヤミ金融事犯の検挙事件数は 484 事件(前年対比+161 事件)、検挙人員は 995 人(前年対比+285 人)と、前年に比べ検挙事件数、検挙人員とも大幅に増加。[警察庁]
- 苦情、相談等で無登録業者に係る情報を入手した場合、警察当局へ情報提供を実施。特に、現に発生している被害を内容とする申し出を受けた場合は、早急に事実確認のうえ警告を実施。[金融庁]

### <平成 19 年度の金融庁、財務局、都道府県による警察への情報提供、警告実績>

- ・ 金融庁、財務局、都道府県から警察への情報提供件数：793 件  
(金融庁：483 件、財務局・都道府県：310 件)  
(平成 18 年度の財務局・都道府県から警察への情報提供件数は 449 件)
- ・ 金融庁、財務局、都道府県が実施した警告件数：407 件  
(金融庁：34 件、財務局・都道府県：373 件)

### <平成 20 年度以降の取組み予定>

[警察庁]

- 全国の道府県警の捜査員を警視庁生活経済課に派遣し、ヤミ金融捜査に従事させる長期実務研修を実施(平成 20 年度は 11 県警 11 人)。
- 各都道府県警察において、引き続き、集中取締本部による警察の総合力を発揮したヤミ金融の取締りを実施。

<p>② 無登録業者だけでなく、高金利等の違法な貸付けを行う悪質登録業者の徹底排除が必要であるため、監督当局は、悪質登録業者への監督上の処分を徹底するとともに、警察への一層積極的な情報提供を図る。(金融庁)</p> <p>③ 犯罪収益移転防止法においては、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出が義務付けられたところであり、その施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用する。 (警察庁その他関係省庁)</p>	<p>[金融庁] 引き続き警察への情報提供及び適切な警告を実施。</p> <p><b>&lt;平成 19 年度の取組み状況&gt;</b> [金融庁] 苦情・検査等により、登録業者における高金利等の違法な貸付け事案を確認した場合は、法令等に則り、厳正に対処するとともに、警察当局への情報提供を実施。</p> <p><b>&lt;平成 20 年度以降の取組み予定&gt;</b> [金融庁] 引き続き、高金利等の違法な貸付け事案を確認した場合は、法令等に則り、厳正に対処するとともに、警察当局への情報提供を実施。</p> <p><b>&lt;平成 19 年度 of 取組み状況&gt;</b> [警察庁] 犯罪収益移転防止法の積極的な活用を促進するため、各都道府県警察に対し、同法に規定する意見陳述実施要領、ヤミ金融事犯における疑わしい取引情報の活用等について指導。</p> <p><b>&lt;平成 20 年度以降の取組み予定&gt;</b> [警察庁] ヤミ金融事犯における犯罪収益移転防止法の活用について、各種会議等を通じて、各都道府県警察に対し指導。</p>
---	--

(3) 被害者への対応等

- ① ヤミ金による被害相談を受けた監督当局や警察は、状況に応じて、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う。特に、警察は、ヤミ金による取立てを少しでも早くストップさせるよう、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話の利用停止の制度を積極的に活用することを検討する。(警察庁、金融庁)

<平成 19 年度 of 取組み状況>

[警察庁]

- 平成 19 年中のヤミ金融事犯に係る電話警告件数は 10, 557 件、同じく携帯電話契約者確認要求件数は 206 件を実施。
- ヤミ金融事犯に係る携帯電話契約者確認要求を促進するため、各都道府県警察に対し、契約者確認要求までの流れ等について指導。

[金融庁]

監督当局(金融庁、財務局)において無登録業者による貸付け及び取立ての被害に関する苦情を受け付けた場合、その内容に具体性のあるものについて早急に事実確認及び警告を実施(平成 19 年度中の警告実績: 210 件)。

<平成 20 年度以降の取組み予定>

[警察庁]

- 携帯電話契約者確認要求の迅速な実施につき検討。
- ヤミ金融事犯に係る電話警告や携帯電話契約者確認要求を行っていくよう、各種会議等を通じて、各都道府県警察に対し指導。

[金融庁]

引き続き、無登録業者による貸付け及び取立ての被害に関する苦情を受け付けた場合は、適切に警告を実施。

② 警察は、現場の警察官が貸金業を営む者による違法行為に対して適切な対応ができるよう徹底するために、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布し、制度の基本的な知識を周知する。そのマニュアルは具体的な相談に対応できるような内容とし、ヤミ金からの借入れには返済義務がない場合があることを明記するとともに、警察以外の適切な相談窓口の紹介についても盛り込む。(警察庁)

③ 各地方自治体やその他のカウンセリング主体に対して、ヤミ金の被害者から相談を受けた場合には、本人の意向を確認の上で警察に通報するなど、相談窓口と警察との連携を行うよう要請する。

#### <平成 19 年度の取組み状況>

[警察庁]

- 平成 19 年 1 月に作成し、各都道府県警察へ配付した「ヤミ金融事犯相談対応マニュアル【改訂版】」について、平成 19 年 12 月 19 日に施行された本則部分の改正内容を記載した【三訂版】を新たに作成し、再度各都道府県警察に配付。

#### <平成 20 年度以降の取組み予定>

[警察庁]

- 改正法の段階的施行にあわせて、改正内容等を盛り込んだマニュアルを作成し、各都道府県警察に配付予定。

#### <平成 19 年度 of 取組み状況>

[金融庁]

- 自治体の多重債務者相談に携わる職員向けの「多重債務者相談マニュアル」において、ヤミ金融からの借入れが明らかになった場合は、都道府県や財務局の貸金業担当課及び警察に通報すること等を記述。

#### <平成 20 年度以降の取組み予定>

- 引き続き、各都道府県の多重債務者対策本部において、自治体や関係機関・団体との連携を強化。

## 6. 上記以外の取組み

- (1) 信用情報機関や貸金業者が保有する情報が流出し、多重債務者の名簿がヤミ金に出回るなどといった事態を招かぬよう、貸金業者に対する監督とともに、信用情報機関のガバナンス、情報管理体制を徹底する。(金融庁)
- (2) 貸金業者の広告については、借り手保護の観点から、方法や内容等を制限する具体策を検討する。(金融庁)
- (3) 改正貸金業法の適正な執行を確保するため、これまで以上に金融庁・財務局における監督・検査体制を充実強化する。また、他の関係部署・関係者との連絡・連携を強化するとともに、人員の適正配置に配慮する。(金融庁)

また、都道府県に対して、検査監督体制の充実強化を図るよう要請する。

### <平成 19 年度の取組み状況>

[金融庁]

- 貸金業者の情報管理については、「貸金業者向けの総合的な監督指針」において、貸金業者の監督に当たっての評価項目として「顧客情報の管理」を規定（平成 19 年 12 月 19 日）。
- 日本貸金業協会の自主規制ルールにおいて、「個人顧客情報の安全管理措置等」の内容を含む社内規則の作成や社内体制整備の必要性について規定（平成 19 年 12 月 19 日）。
- 日本貸金業協会の「信用情報機関の指定に関する規則」において、協会が信用情報機関を指定するに当たっての要件を定め、信用情報の目的外利用や漏洩等防止を図るための適正な業務運営体制の整備を信用情報機関に対して要求。
- 日本貸金業協会の自主規制基本規則において、協会加入業者への広告規制として、「TVCM は午前 7 時から 9 時、午後 5 時から 10 時までには放映禁止とし、放送総量は月 100 本以内、午後 10 時から 12 時は 50 本以内とし、ギャンブル番組内での放映は不可」であること等を規定。  
一方、同協会の非加入業者に対しても、監督当局は、協会の自主規制基本規則を考慮した社内規則を求めており、四半期毎に出稿した広告等の写しの提出を要求し、監督。
- 日本貸金業協会の自主規制基本規則において、「郊外において無人店舗を設置する際、周囲 100 メートルの区域内に競馬場等に関する施設、パチンコ店又は性風俗関連施設などの遊戯施設等が設けられているときは、新たな無人店舗の設置は行わない」こと等規定。

- 改正貸金業法の円滑な施行を確保するため、「貸金業者向けの総合的な監督指針」において「貸金業監督者会議」を規定。各財務局において、財務局と都道府県の担当者間で監督上の着眼点等に関する意見交換を実施（2～3月に第1回目を開催）。

#### ＜平成 20 年度以降の取組み予定＞

- 改正貸金業法の 3 条施行以降に導入される指定信用情報機関制度の実施に伴い、指定信用情報機関において「信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他信用情報の安全管理に関する事項」を定めた業務規程を作成し、当局の認可を受けることを義務づけ。
- 引き続き、当局及び日本貸金業協会として、借り手保護の観点から、貸金業者の広告が適切になされるよう指導監督を実施するとともに金融庁・財務局における検査・監督体制の充実・強化を図る。
- 財務局における相談体制の強化に伴い、増加が見込まれる苦情等への的確な対応を図るため、多重債務問題改善プログラム対応の担当者が本庁（2名）、財務局（32名）において、平成 20 年度より増員される予定。

## 7. 各施策の実施時期とフォローアップ

(1) 上記の各施策については、いずれも本対策本部及び各省庁が直ちに  
取り組むこととする。

(2) ただし、2. (2)③に基づいて、各市町村に相談窓口における対応の  
充実を要請する際には、遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、ど  
この市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目  
指す。

(3) また、本対策本部において、少なくとも改正貸金業法完全施行まで  
の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、  
本プログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について  
検討する。その際、必要に応じて有識者会議を開催する。

なお、各自治体の対応状況については、定期的にアンケートを実施  
して確認する。

○ 全国の都道府県、市区町村における相談窓口の整備状況、相談状況を調査するた  
め、アンケートを実施（平成19年10月1日～平成20年3月31日）。〔内閣府、金  
融庁、総務省〕  
（結果は別紙参照）

# 多重債務者相談窓口向けアンケート

調査結果(概要)

<都道府県>

平成20年5月13日

内閣府、金融庁、総務省

多重債務者対策本部有識者会議提出資料



# 多重債務者相談窓口向けアンケート

## 調査概要:

「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)において、各施策の進捗状況のフォローアップを行うにあたり、「各自治体の対応状況については、定期的にアンケートを実施して確認する」旨規定。

都道府県、市区町村における多重債務者向け相談窓口の整備状況や相談状況等について把握するため、調査を実施。

## 調査対象:

47都道府県、1,823市区町村

## 調査期間:

平成19年10月1日～平成20年3月31日

## 調査方法:

質問について回答票に記入、提出する形で実施。

## 回収結果:

提出自治体数 47都道府県、1,793市区町村(うち、市町村合併による消滅:6町村)

回収率 都道府県 : 100%、市区町村 : 98.6%

## 相談窓口の設置状況について

**Q1. 多重債務者からの相談を受け付ける相談窓口を設置していますか。**  
(多重債務者からの相談以外も併せて受け付ける相談窓口を設置している場合も含む。)

はい : 47都道府県

**Q2. Q1の相談窓口は常設されていますか。**

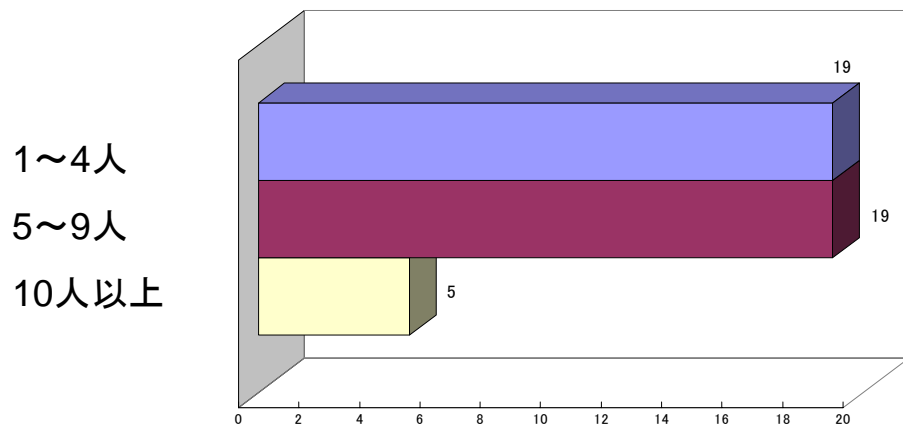
はい : 47都道府県

**Q3. Q1の相談窓口で多重債務者からの相談に従事する職員は何名ですか。**

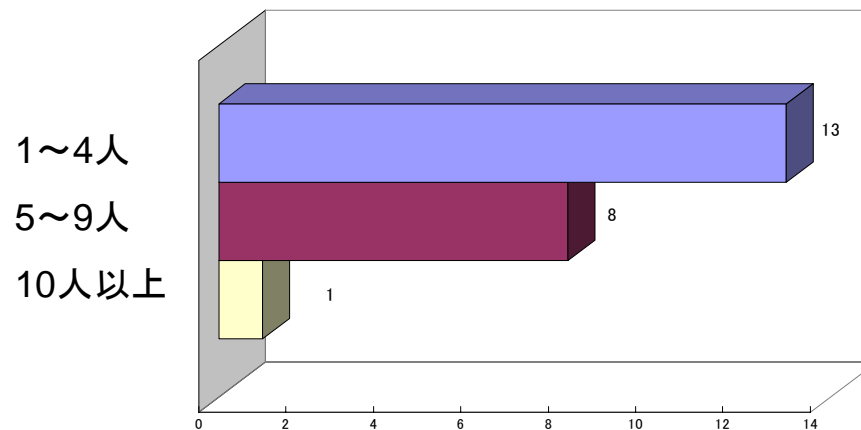
(多重債務者からの相談を実際に受け付ける(多重債務相談以外の相談を受け付ける場合も含む)職員とし、他業務と兼務している職員も1名とする。)

数字は都道府県数

**① 嘱託(非常勤)職員**

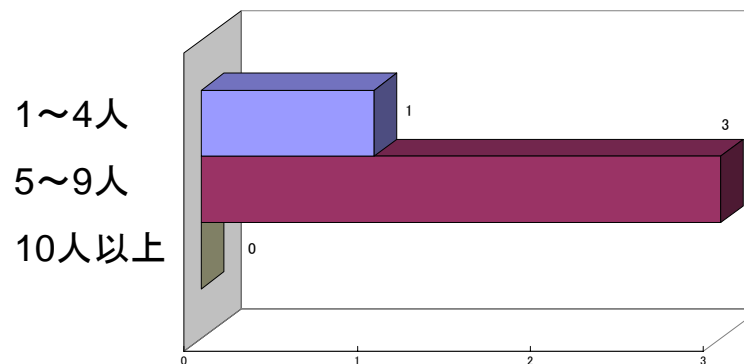


**② 常勤の行政(一般)職員**



**③ 委託先で相談業務に従事する相談員**

(相談業務を外部に委託している場合)



**相談に従事する職員の多い都道府県**

岩手県:30名、宮城県:34名、茨城県:34名、長野県:34名、愛知県:80名、兵庫県:86名

#### Q4. Q1の相談窓口と、都道府県内の他部署との間で、多重債務問題に関する連携体制を構築していますか。

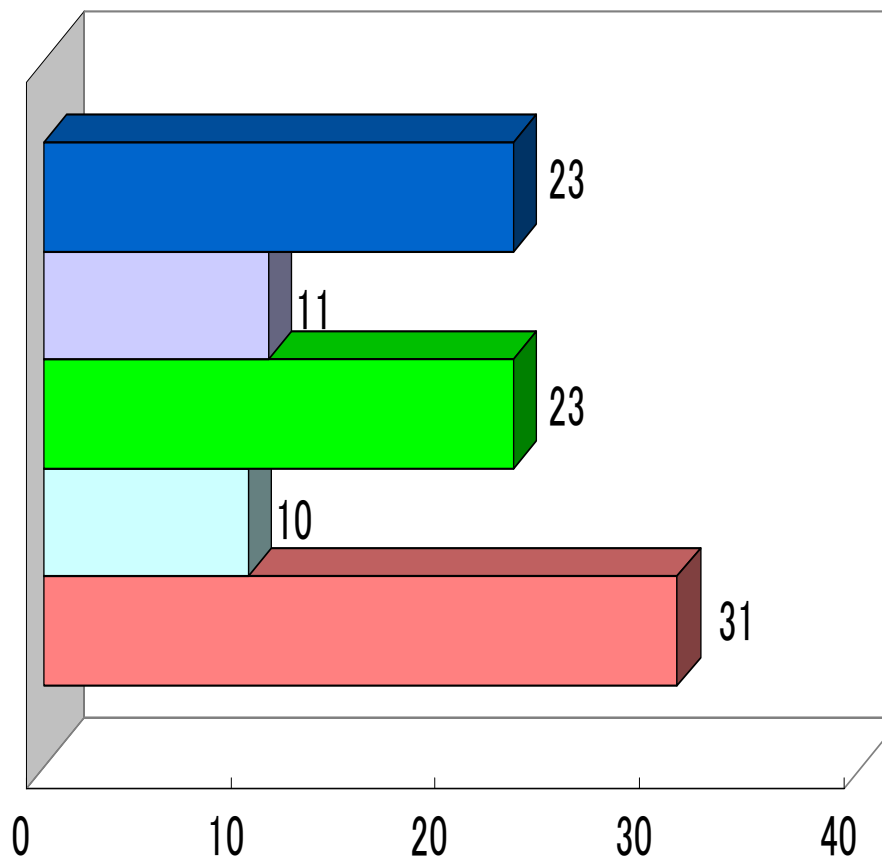
(自治体の内規等により連携体制が明記されている場合に加え、担当者同士がお互いを認識し連絡できる状態にあるなど、実質的に連携できる体制がある場合を含む。)

はい : 40都道府県

#### 「はい」と答えた都道府県における連携の程度 (複数回答可)

数字は都道府県数

- ① 公営住宅の家賃回収や税の収納を担当する部署等の他部署において多重債務者が発見された場合に、多重債務者の相談窓口へ確実に誘導する体制を確立した。
- ② ①の体制を確立するよう準備を進めている。
- ③ 多重債務者から相談を受けているなかで、生活保護を受けることが適当と考えられる場合やDVの担当部署を紹介すべきと判断される場合などに、相談を受けた相談員が当該担当部署へ確実に誘導する体制を確立した。
- ④ ③の体制を確立するよう準備を進めている。
- ⑤ Q1の相談窓口の担当部署と都道府県内の他部署との間で、連絡会議(多重債務問題に関するテーマを扱う会議)を定期的開催している。



Q5. 都道府県内で「多重債務者対策本部(又は協議会)」は設置されましたか。

はい : 47都道府県

<「多重債務者対策本部(又は協議会)」の主な参加メンバー>

都道府県庁内

福祉・国保・税務・教育・公営住宅関係課、都道府県県警 等

都道府県庁外

弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター(法テラス)、

財務局(財務事務所)、金融広報委員会、社会福祉協議会、日本貸金業協会 等

Q6. 都道府県管内の自治体職員向けに、多重債務者相談に関する研修会を実施しましたか。

はい : 38都道府県

## 相談窓口における相談状況について

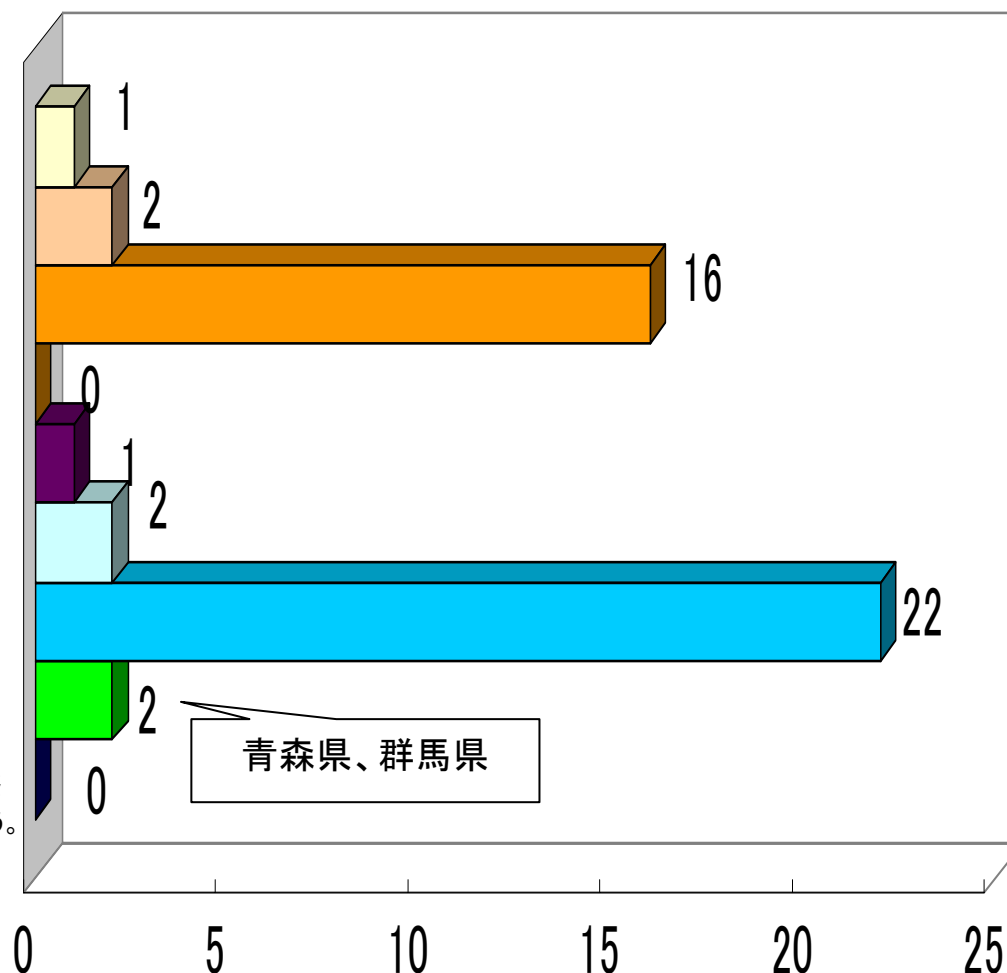
**Q7. 多重債務者が相談窓口に来訪した場合、主にどのような対応を行っていますか。**

**相談者に法律専門家等の連絡先のみを教える (下記①～④) : 19都道府県**

**相談員自ら法律専門家等の相談のアポイントメントを取る(下記⑤～⑨) : 27都道府県**

数字は都道府県数

- ① 相談者に法律専門家等の連絡先を教える。
- ② ①に加えて、相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取する。
- ③ ②に加えて、4つの債務整理方法を相談者に説明する。
- ④ ③に加えて、事後的に連絡先を教えた法律専門家等へ連絡し、相談者の債務整理の状況を確認する。
- ⑤ 相談員自ら法律専門家等の相談のアポイントメントを取る。
- ⑥ ⑤に加えて、相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取する。
- ⑦ ⑥に加えて、4つの債務整理方法を相談者に説明する。
- ⑧ ⑦に加えて、相談時に家計収支表等を相談者に手交し、簡単な家計管理指導を行う。
- ⑨ ⑧に加えて、事後的に当該法律専門家等へ連絡し、相談者の債務整理の状況の確認や、定期的な家計管理状況のフォローアップなどを行う。



青森県、群馬県



Q8. 平成19年10月1日～平成20年3月31日までの月別の相談件数をお答えください。

平成19年下半期の全都道府県への相談件数合計：28,543件

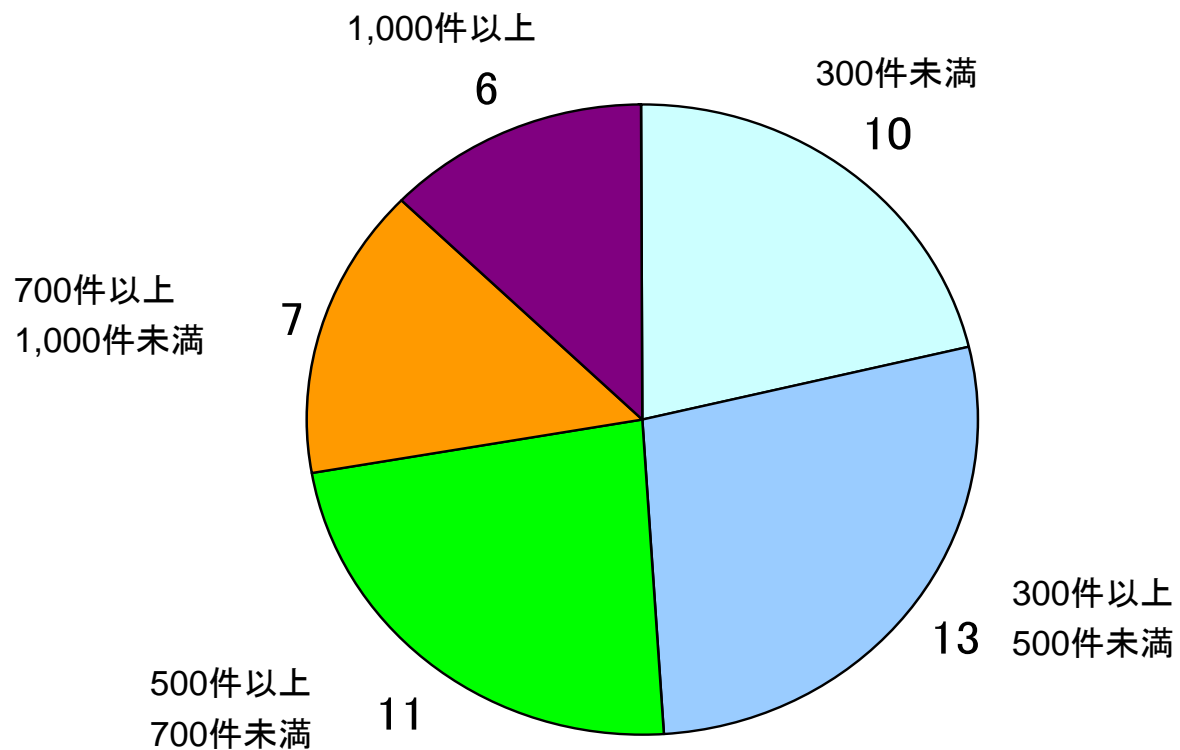
(同期の全市区町村への相談件数合計：51,370件)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
I.電話のみによる相談件数	3,779	3,826	3,645	3,288	3,202	2,967	20,707
II.窓口による相談件数	1,051	1,078	1,599	1,112	1,042	956	6,838
III. I. II.のうち、他部署から紹介された相談件数	71	54	43	40	45	35	288
IV. I. II.のうち、相談者が他都道府県の住民である件数	118	101	91	89	78	233	710
合計	5,019	5,059	5,378	4,529	4,367	4,191	28,543

Q8. 平成19年10月1日～平成20年3月31日までの月別の相談件数をお答えください。(続き)

平成19年下半期における各都道府県への相談件数の分布

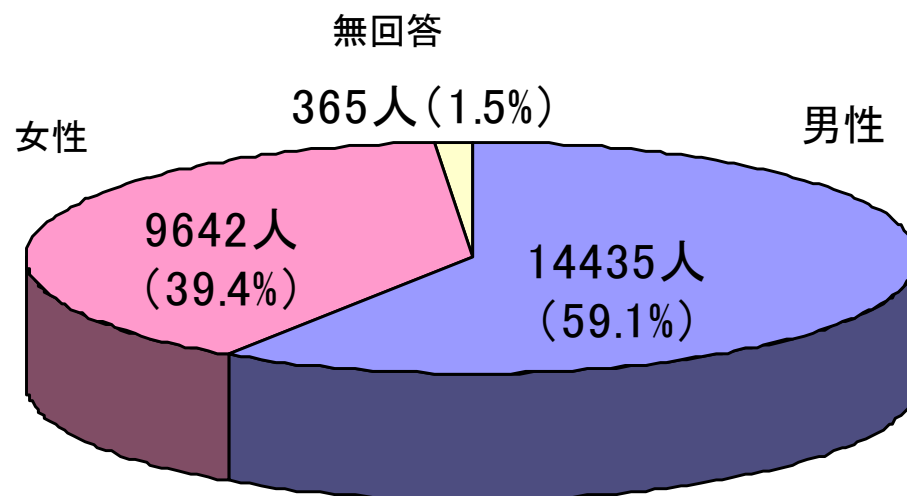
数字は都道府県数



**Q9. 相談者のプロフィールについてお答えください。**  
(平成19年10月1日～平成20年3月31日までの合計人数)

**(1) 性別**

平成19年下半期における全国の都道府県への相談者の分布

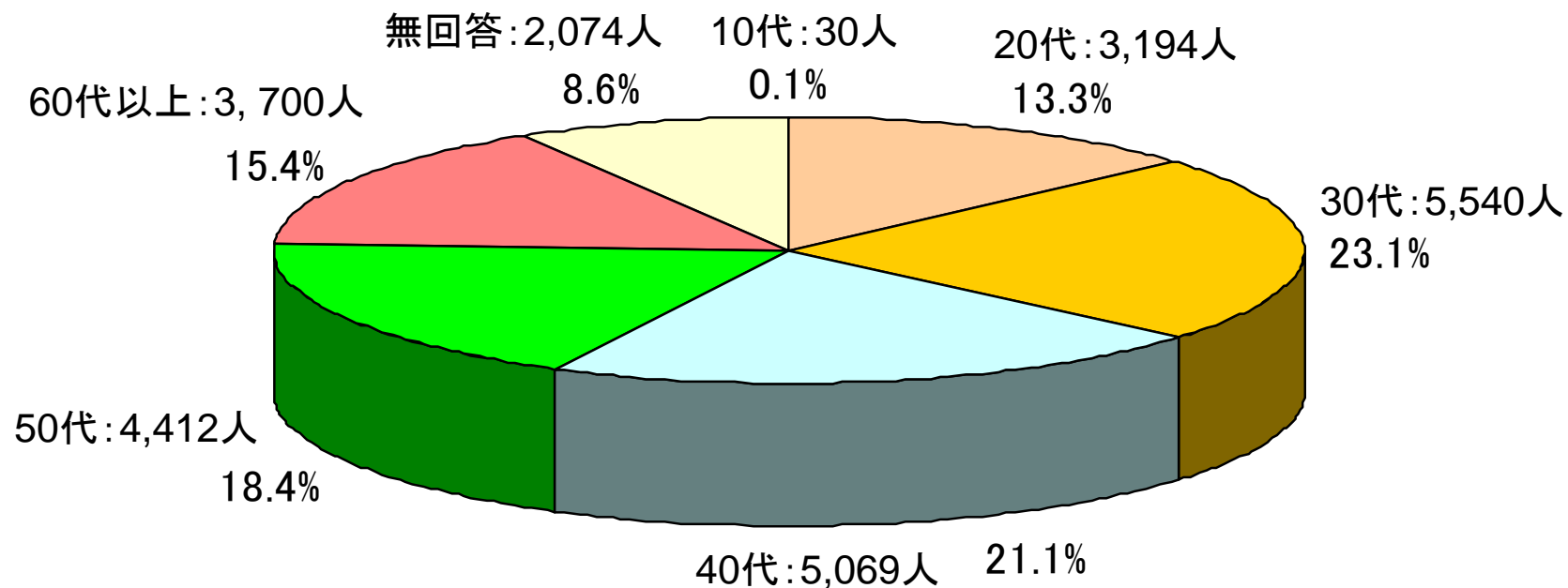


(注)「相談者」とは、多重債務を抱えている本人を指す。(以下同じ)

**Q9. 相談者のプロフィールについてお答えください。(続き)**  
(平成19年10月1日～平成20年3月31日までの合計人数)

**(2) 年齢層**

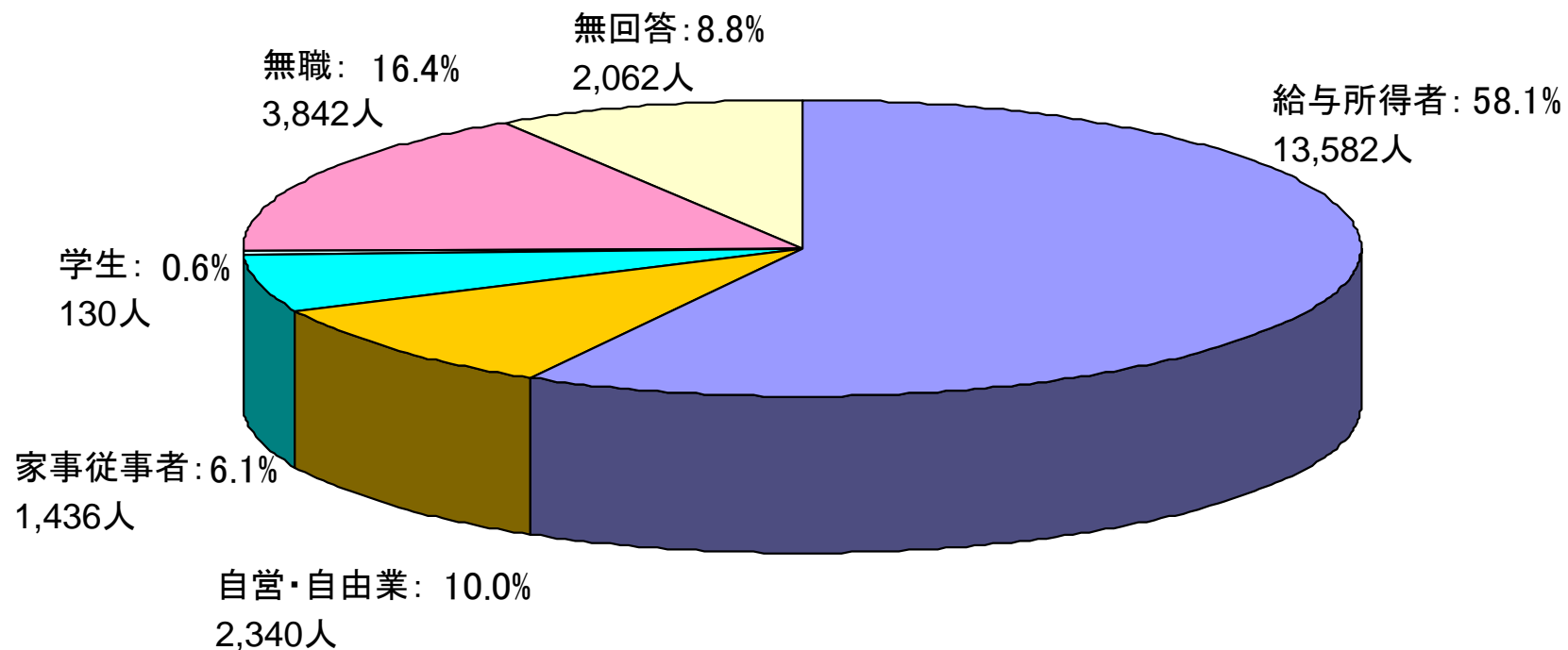
平成19年下半期における全国の都道府県への相談者の分布



**Q9. 相談者のプロフィールについてお答えください。(続き)**  
(平成19年10月1日～平成20年3月31日までの合計人数)

**(3) 職業** (分類はPI0-NETの分類(消費生活相談カードの記載項目)に従う)

平成19年下半期における全国の都道府県への相談者の分布

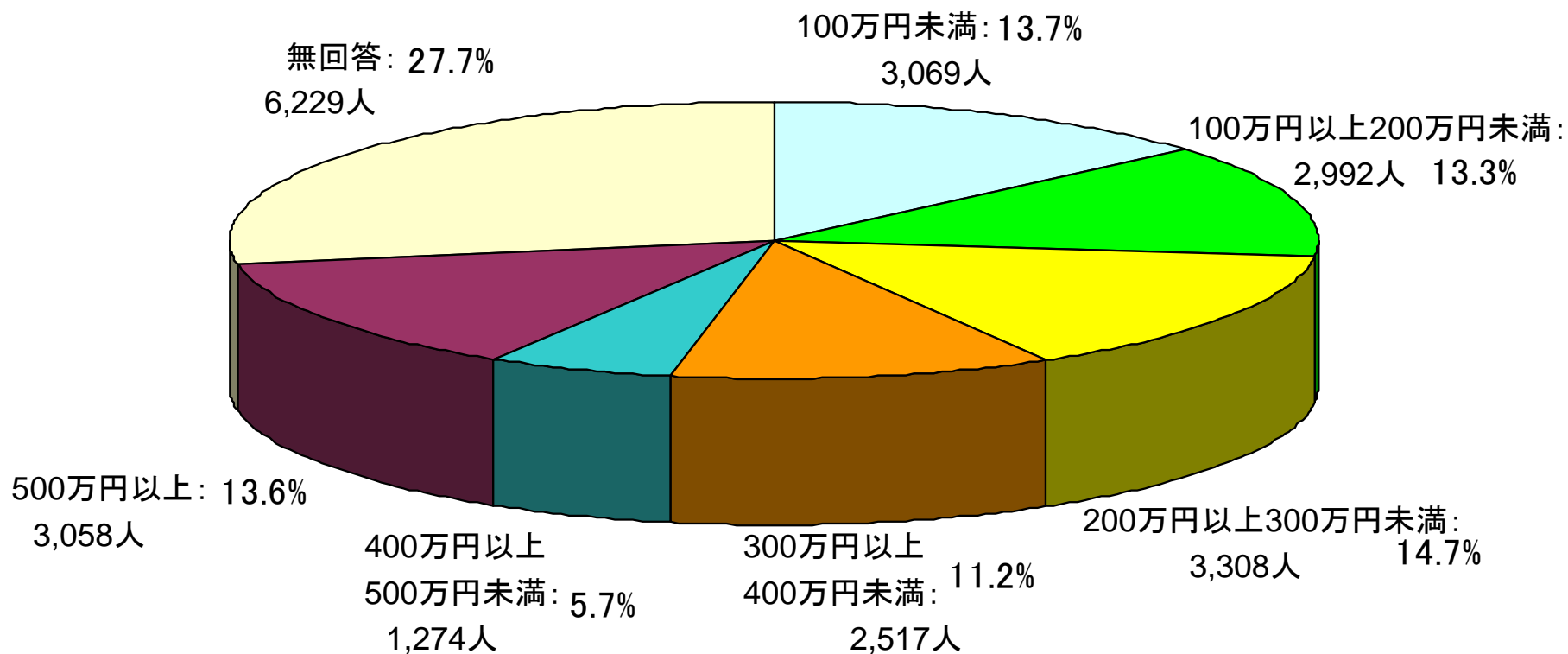


**Q10. 多重債務者からの相談内容についてお答えください。**

(平成19年10月1日～平成20年3月31日までの合計人数)

**(1) 相談者の抱える借金の状況 (相談の過程で聞き取ることのできた額)**

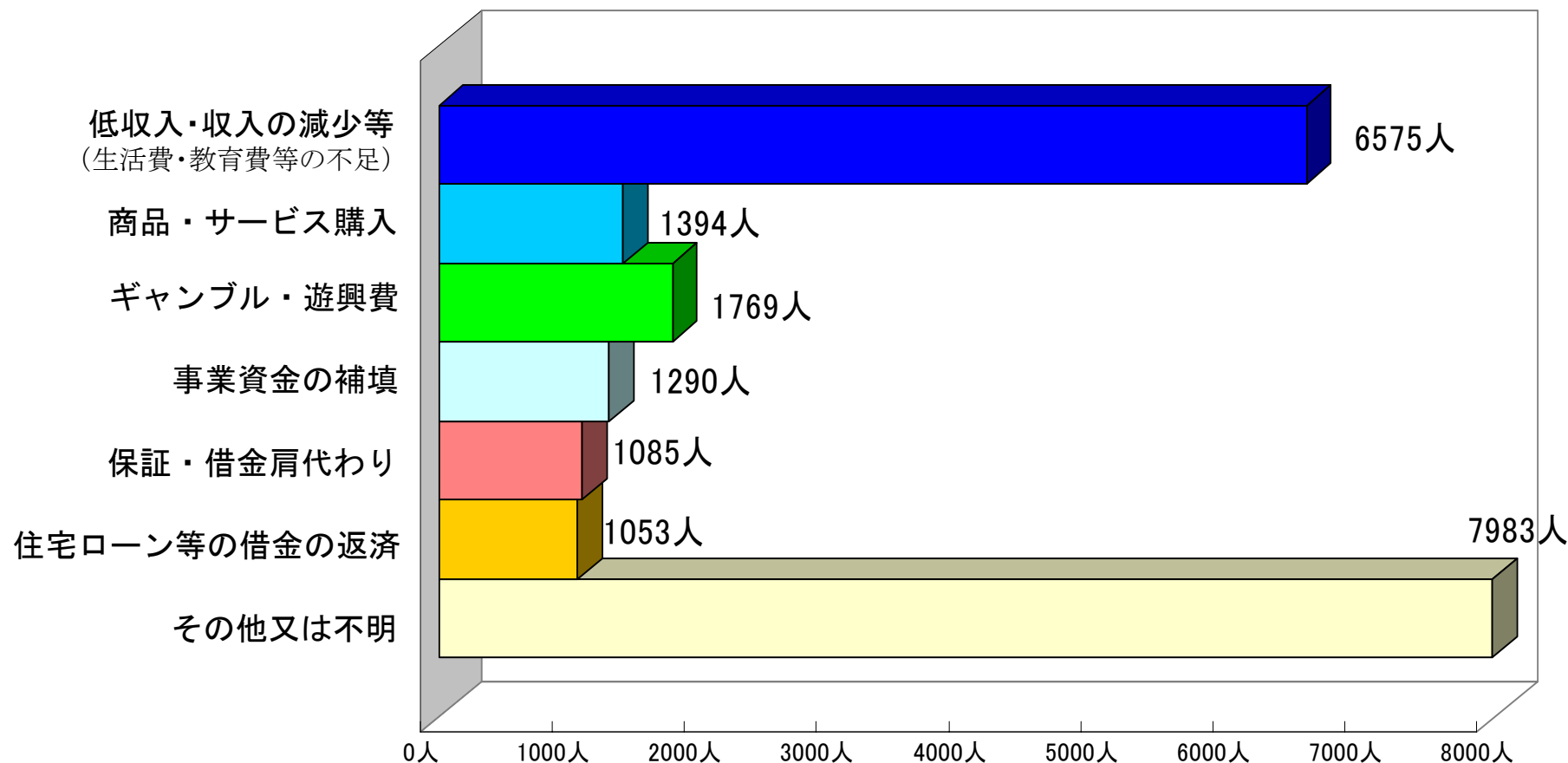
平成19年下半期における全国の都道府県への相談者の分布



**Q10. 多重債務者からの相談内容についてお答えください。(続き)**  
(平成19年10月1日～平成20年3月31日までの合計人数)

**(2) 相談者の借金をしたきっかけ (複数回答可)**

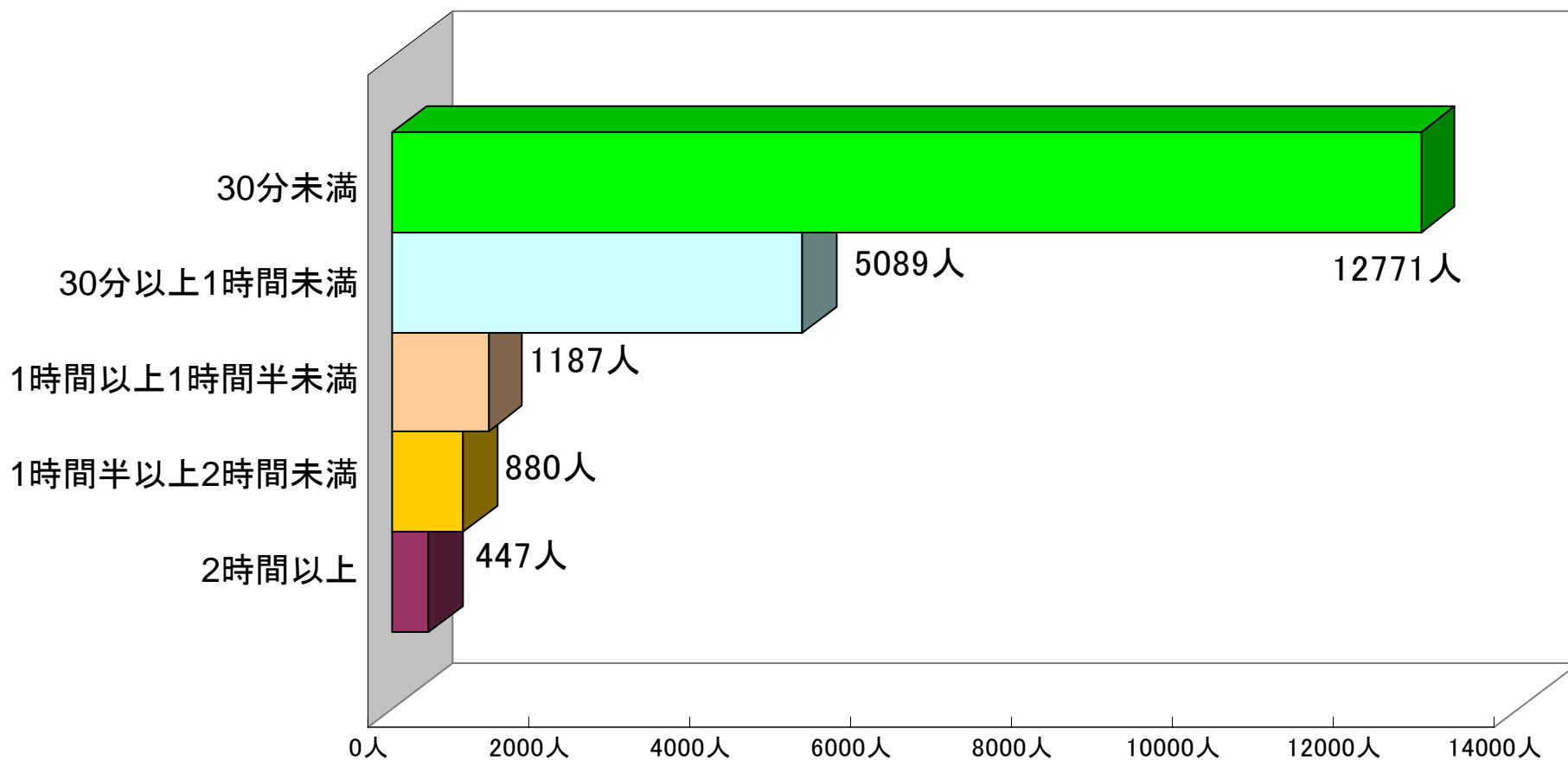
平成19年下半期における全国の都道府県への相談者の分布



**Q10. 多重債務者からの相談内容についてお答えください。(続き)**  
(平成19年10月1日～平成20年3月31日までの合計人数)

**(3) 相談者1人当たりの延べ相談時間**

平成19年下半期における全国の都道府県への相談者の分布





# 多重債務者相談窓口向けアンケート

調査結果(概要)

<市区町村>

平成20年5月13日

内閣府、金融庁、総務省

多重債務者対策本部有識者会議提出資料

## 多重債務者相談窓口向けアンケート

### 調査概要：

「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)において、各施策の進捗状況のフォローアップを行うにあたり、「各自治体の対応状況については、定期的にアンケートを実施して確認する」旨規定。

都道府県、市区町村における多重債務者向け相談窓口の整備状況や相談状況等について把握するため、調査を実施。

### 調査対象：

47都道府県、1,823市区町村

### 調査期間：

平成19年10月1日～平成20年3月31日

### 調査方法：

質問について回答票に記入、提出する形で実施。

### 回収結果：

提出自治体数 47都道府県、1,793市区町村(うち、市町村合併による消滅:6町村)

回収率 都道府県 : 100%、市区町村 : 98.6%

## 相談窓口の設置状況について

**Q1. 多重債務者からの相談を受け付ける相談窓口を設置していますか。**  
(多重債務者からの相談以外も併せて受け付ける相談窓口を設置している場合も含む。)

はい : 1,515市区町村  
いいえ : 278市区町村

(以下、Q1で「はい」と答えた市区町村のみ回答)

**Q2. Q1の相談窓口は常設されていますか。**

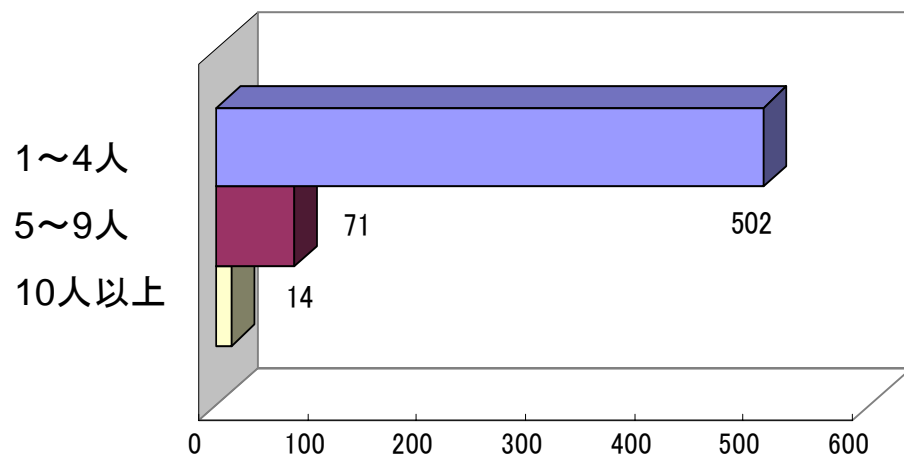
はい : 1,162市区町村  
いいえ : 187市区町村

**Q3. Q1の相談窓口で多重債務者からの相談に従事する職員は何名ですか。**

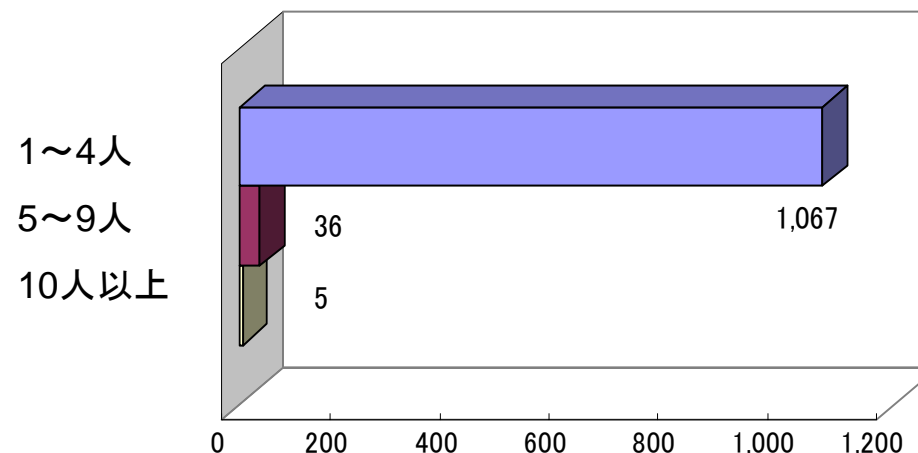
(多重債務者からの相談を実際に受け付ける(多重債務相談以外の相談を受け付ける場合も含む)職員とし、他業務と兼務している職員も1名とする。)

数字は市区町村数

**① 嘱託(非常勤)職員**

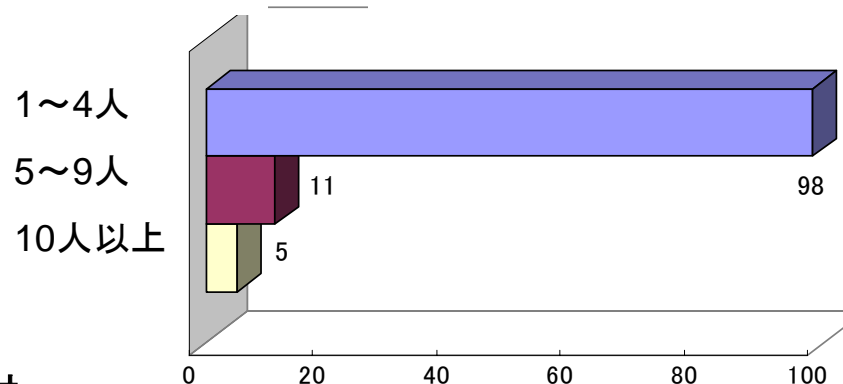


**② 常勤の行政(一般)職員**



**③ 委託先で相談業務に従事する相談員**

(相談業務を外部に委託している場合)



**相談に従事する職員の多い市区町村**

宇都宮市(栃木県):16名、八王子市(東京都):17名、横浜市(神奈川県):26名、藤沢市(神奈川県):19名、茅ヶ崎市(神奈川県):18名、大和市(神奈川県):15名、静岡市(静岡県):16名、桑名市(愛知県):21名、大阪市(大阪府):16名、堺市(大阪府):15名、熊本市(熊本県):20名、北九州市(福岡県):24名

#### Q4. Q1の相談窓口と、都道府県内の他部署との間で、多重債務問題に関する連携体制を構築していますか。

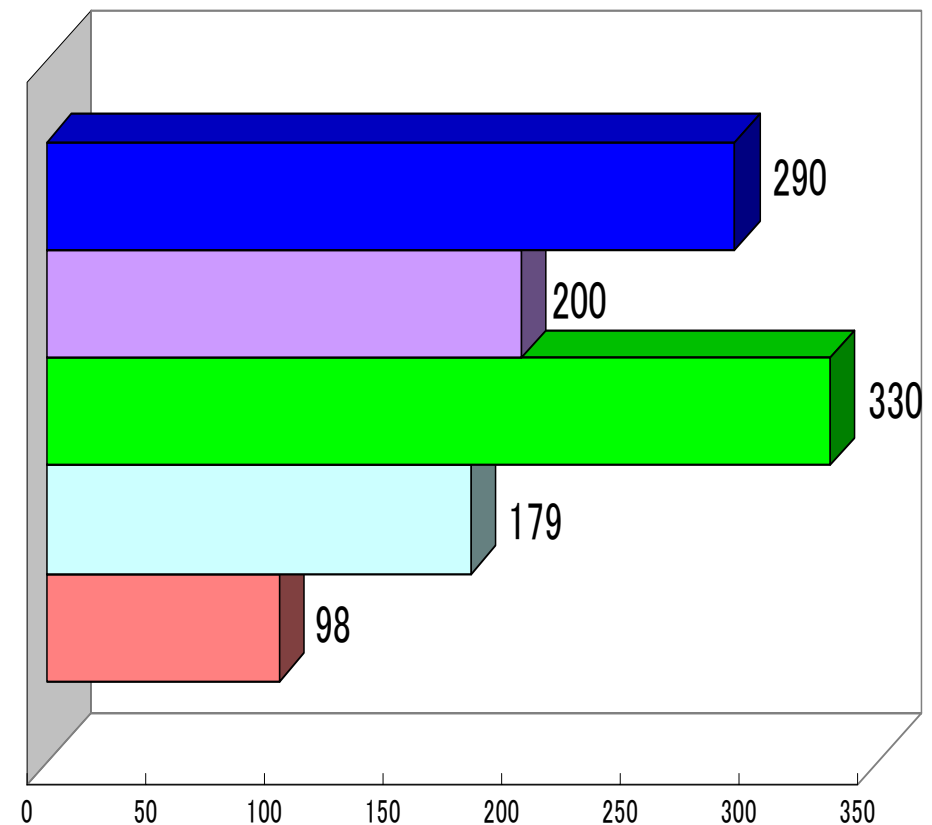
(自治体の内規等により連携体制が明記されている場合に加え、担当者同士がお互いを認識し連絡できる状態にあるなど、実質的に連携できる体制がある場合を含む。)

はい : 547市区町村

#### 「はい」と答えた市区町村における連携の程度 (複数回答可)

数字は市区町村数

- ① 公営住宅の家賃回収や税の収納を担当する部署等の他部署において多重債務者が発見された場合に、多重債務者の相談窓口へ確実に誘導する体制を確立した。
- ② ①の体制を確立するよう準備を進めている。
- ③ 多重債務者から相談を受けているなかで、生活保護を受けることが適当と考えられる場合やDVの担当部署を紹介すべきと判断される場合などに、相談を受けた相談員が当該担当部署へ確実に誘導する体制を確立した。
- ④ ③の体制を確立するよう準備を進めている。
- ⑤ Q1の相談窓口の担当部署と都道府県内の他部署との間で、連絡会議(多重債務問題に関するテーマを扱う会議)を定期的開催している。



## 相談窓口における相談状況について

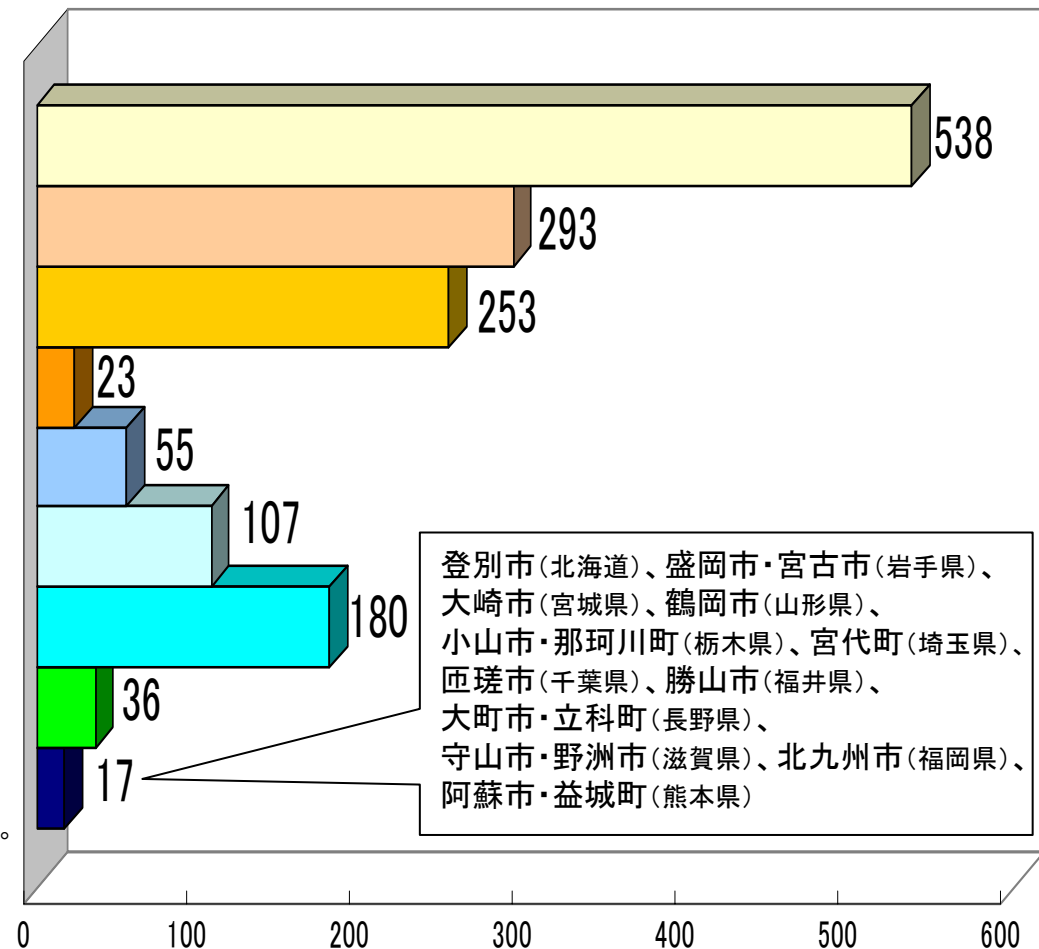
**Q5. 多重債務者が相談窓口に来訪した場合、主にどのような対応を行っていますか。**

**相談者に法律専門家等の連絡先のみを教える (下記①～④) : 1,107市区町村**

**相談員自ら法律専門家等の相談のアポイントメントを取る(下記⑤～⑨) : 395市区町村**

数字は市区町村数

- ① 相談者に法律専門家等の連絡先を教える。
- ② ①に加えて、相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取する。
- ③ ②に加えて、4つの債務整理方法を相談者に説明する。
- ④ ③に加えて、事後的に連絡先を教えた法律専門家等へ連絡し、相談者の債務整理の状況を確認する。
- ⑤ 相談員自ら法律専門家等の相談のアポイントメントを取る。
- ⑥ ⑤に加えて、相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取する。
- ⑦ ⑥に加えて、4つの債務整理方法を相談者に説明する。
- ⑧ ⑦に加えて、相談時に家計収支表等を相談者に手交し、簡単な家計管理指導を行う。
- ⑨ ⑧に加えて、事後的に当該法律専門家等へ連絡し、相談者の債務整理の状況の確認や、定期的な家計管理状況のフォローアップなどを行う。





Q6. 平成19年10月1日～平成20年3月31日までの月別の相談件数をお答えください。

平成19年下半期の全市区町村への相談件数合計：51,370件

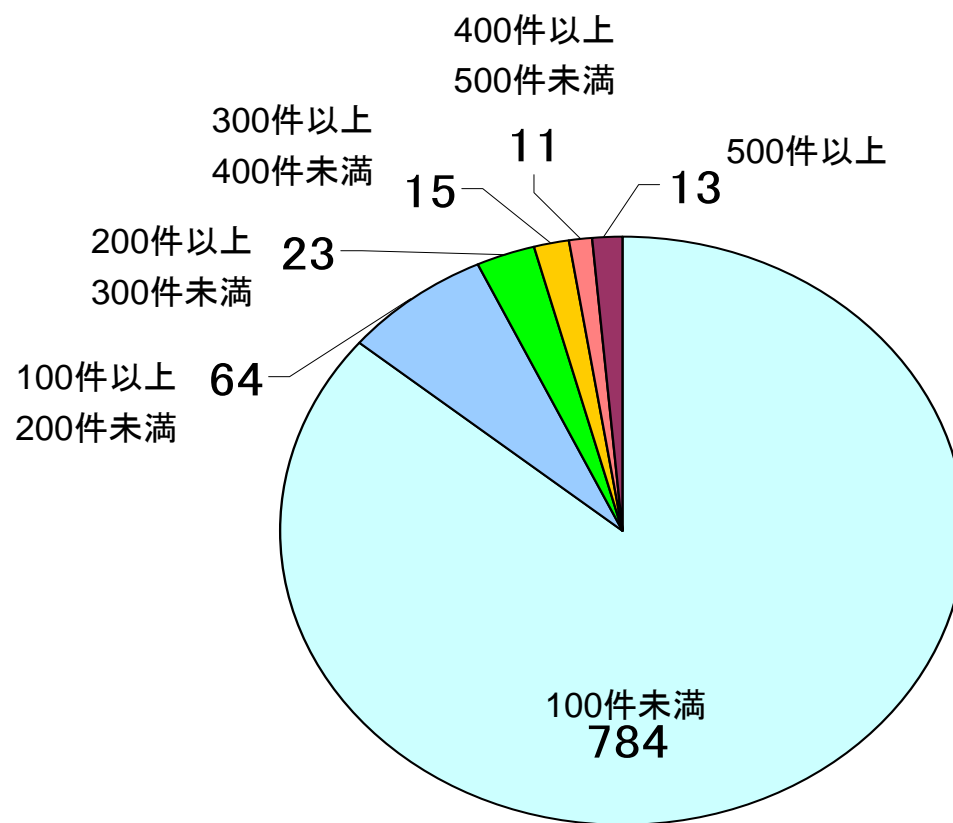
(同時期の全都道府県への相談件数合計：28,543件)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
I.電話のみによる相談件数	4,408	4,438	3,745	3,997	4,112	3,649	24,349
II.窓口による相談件数	3,594	3,723	3,375	3,447	3,808	3,796	21,743
III. I. II.のうち、他部署から紹介された相談件数	246	267	259	224	302	317	1,615
IV. I. II.のうち、相談者が他市区町村の住民である件数	671	727	602	541	597	525	3,663
合計	8,919	9,155	7,981	8,209	8,819	8,287	51,370

Q6. 平成19年10月1日～平成20年3月31日までの月別の相談件数をお答えください。(続き)

平成19年下半期における各市区町村への相談件数の分布

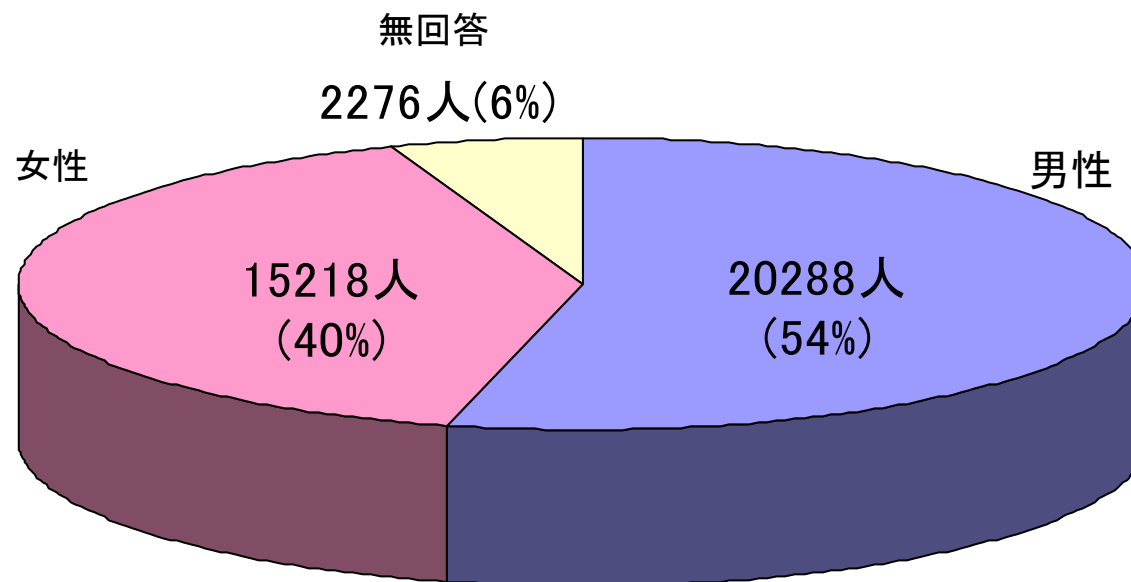
数字は市区町村数



**Q7. 相談者のプロフィールについてお答えください。**  
(平成19年10月1日～平成20年3月31日までの合計人数)

**(1) 性別**

平成19年下半期における全国の市区町村への相談者の分布

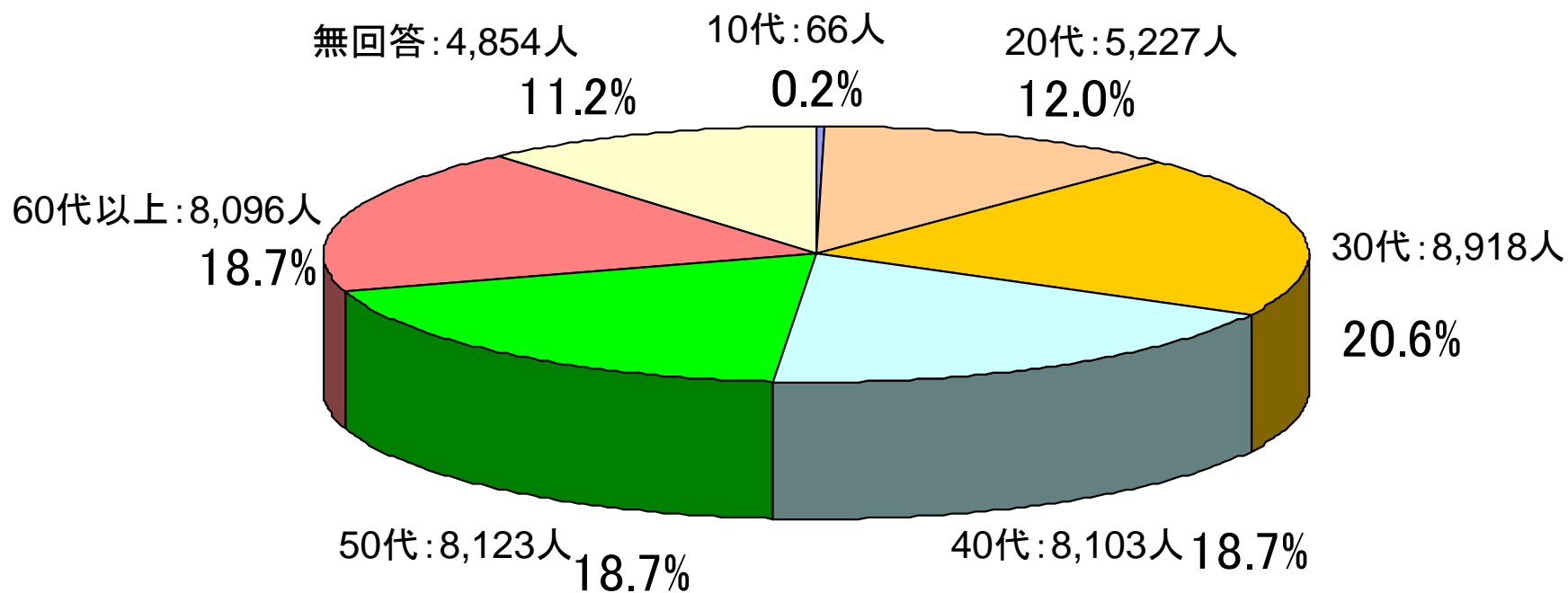


(注)「相談者」とは、多重債務を抱えている本人を指す。(以下同じ)

**Q7. 相談者のプロフィールについてお答えください。(続き)**  
(平成19年10月1日～平成20年3月31日までの合計人数)

**(2) 年齢層**

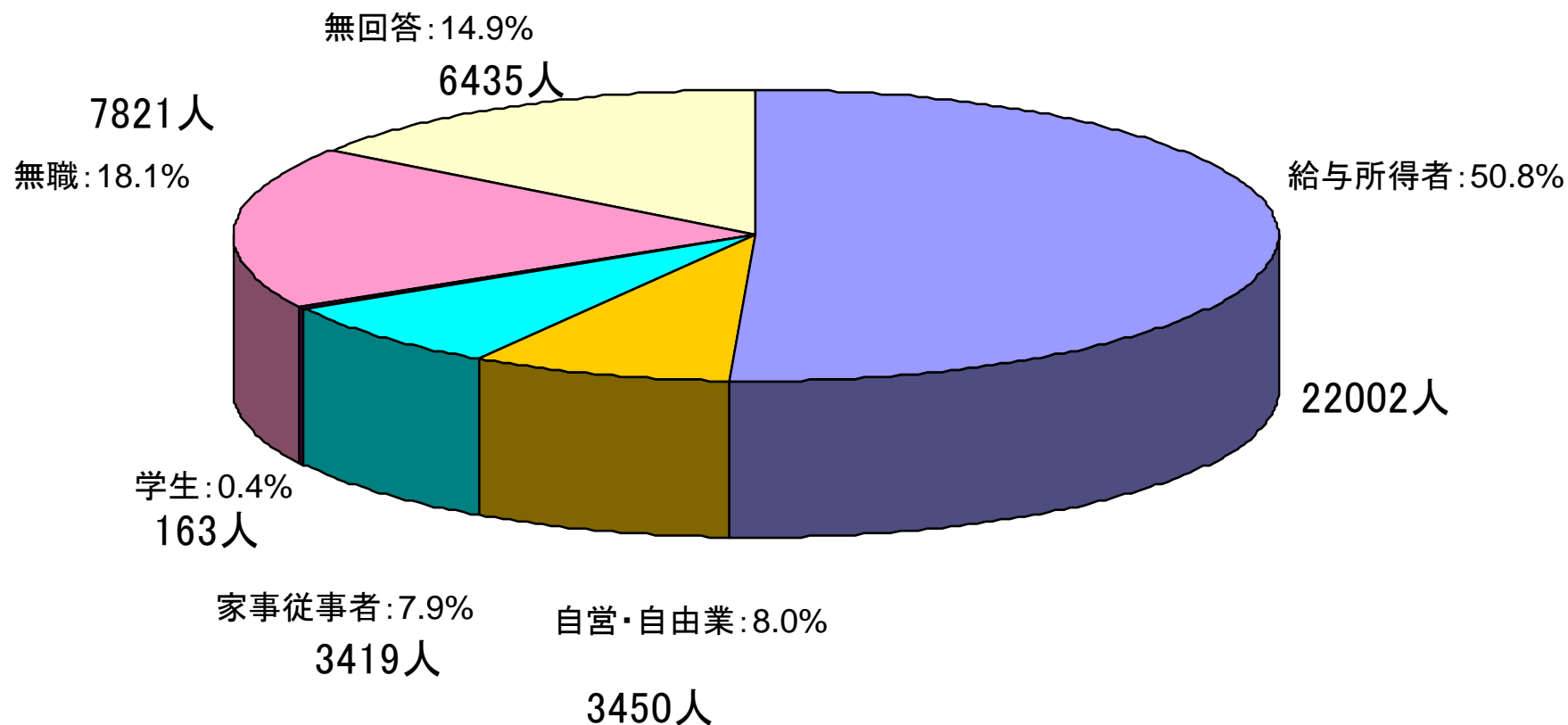
平成19年下半期における全国の市区町村への相談者の分布



**Q7. 相談者のプロフィールについてお答えください。(続き)**  
(平成19年10月1日～平成20年3月31日までの合計人数)

**(3) 職業** (分類はPI0-NETの分類(消費生活相談カードの記載項目)に従う)

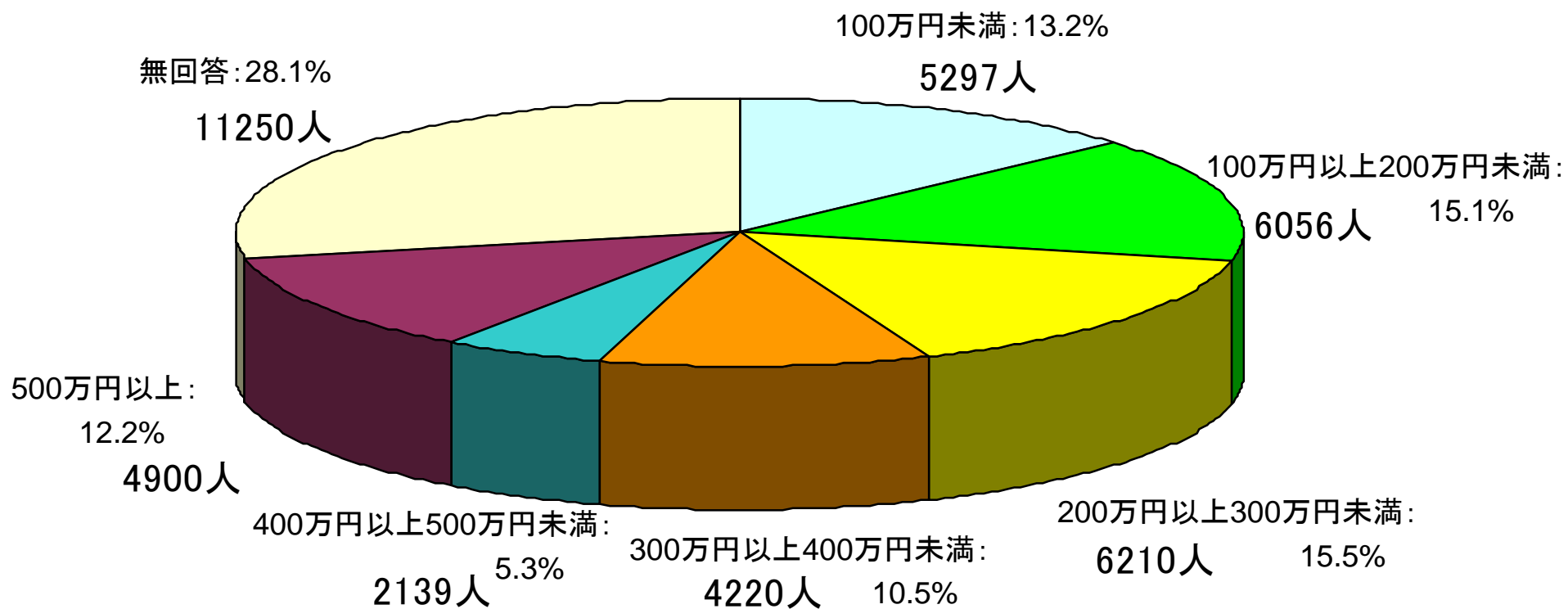
平成19年下半期における全国の市区町村への相談者の分布



**Q8. 多重債務者からの相談内容についてお答えください。**  
(平成19年10月1日～平成20年3月31日までの合計人数)

**(1) 相談者の抱える借金の状況** (相談の過程で聞き取ることのできた額)

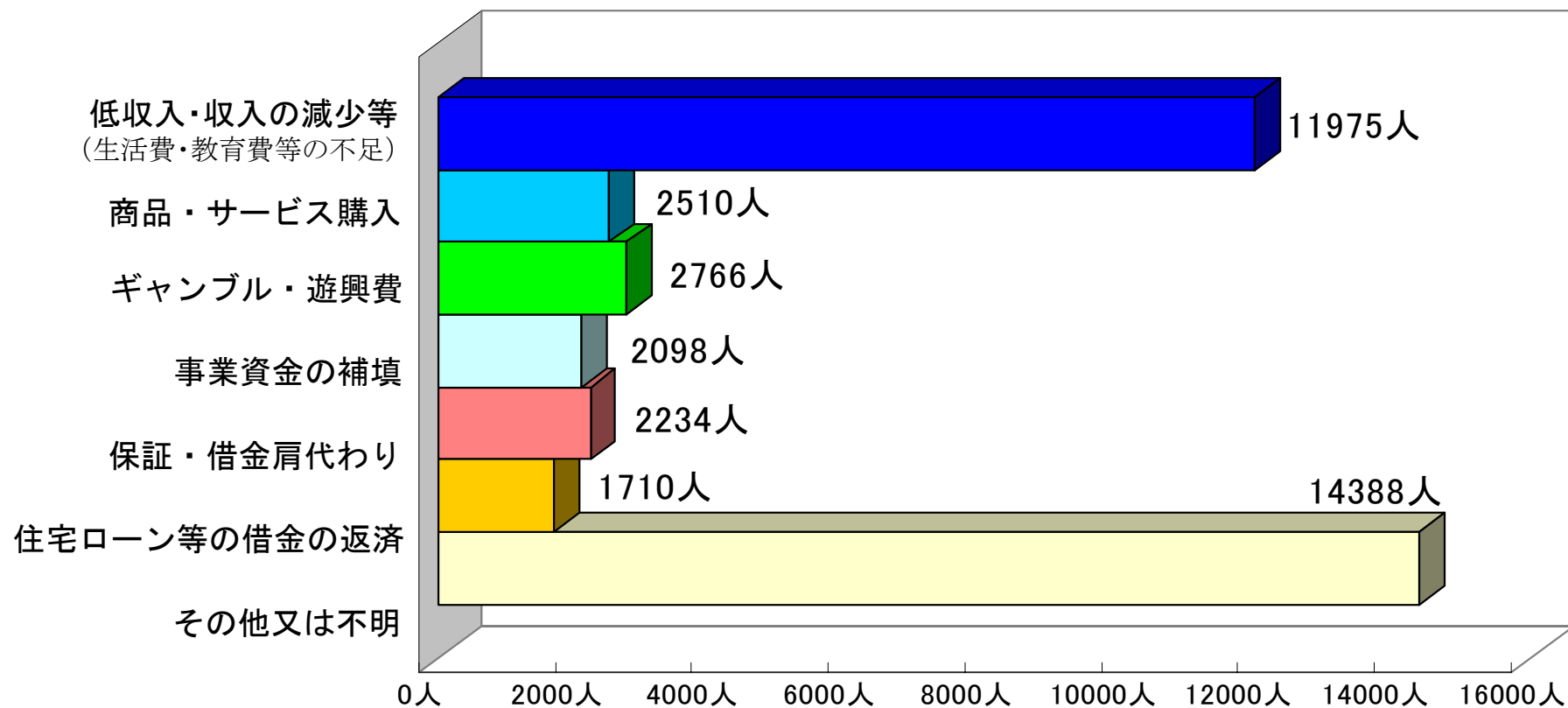
平成19年下半期における全国の市区町村への相談者の分布



**Q8. 多重債務者からの相談内容についてお答えください。(続き)**  
(平成19年10月1日～平成20年3月31日までの合計人数)

**(2) 相談者の借金をしたきっかけ (複数回答可)**

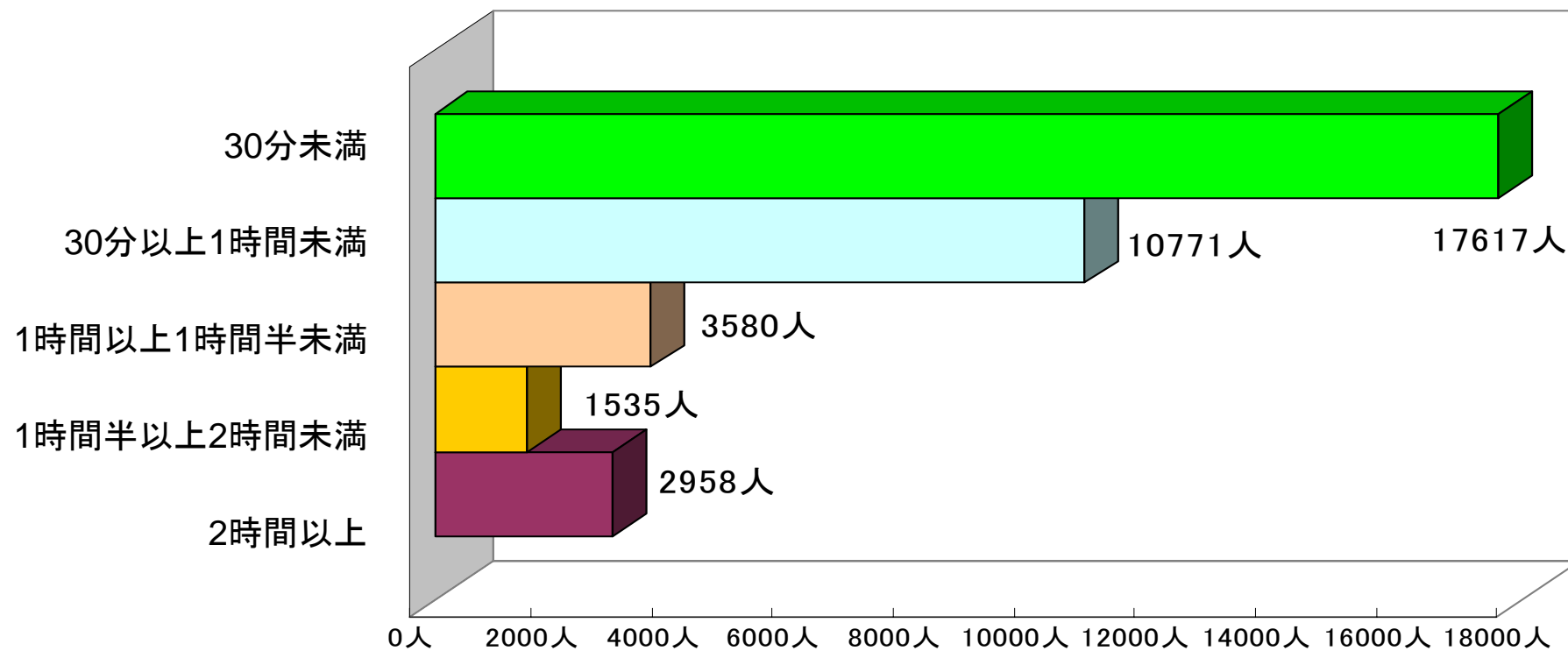
平成19年下半期における全国の市区町村への相談者の分布



**Q8. 多重債務者からの相談内容についてお答えください。(続き)**  
(平成19年10月1日～平成20年3月31日までの合計人数)

**(3) 相談者1人当たりの延べ相談時間**

平成19年下半期における全国の市区町村への相談者の分布





# 経済財政改革の基本方針 2007

～ 「美しい国」 へのシナリオ ～

平成19年6月19日  
閣議決定

## 第2章 成長力の強化

### 1. 成長力加速プログラム

#### I 成長力底上げ戦略

##### 【具体的手段】

##### (3) 中小企業底上げ戦略

##### ② 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

(業態横断的な共通基盤対策)

・ IT化・機械化・経営改善 ((中略) 電子記録債権制度の推進 (後略))

#### II サービス革新戦略

##### 【改革のポイント】

2. 地域経済の成長力向上：地域経済の一体的な再生・強化の支援を目的とする「地域力再生機構」(仮称。以下同じ。)の創設に向けて具体的な検討を進める。

##### 【具体的手段】

##### (2) 地域経済の成長力向上

##### ① 「地域力再生機構」の創設

地域の企業、地域金融機関、地域全体の一体的な再生・強化を、自治体と連携しつつ支援することを目的とする「地域力再生機構」の創設に向けて、他施策との役割分担・連携等も踏まえ具体的な検討を進める。

##### ② 地域金融機関の収益基盤強化

金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の策定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。

#### III 成長可能性拡大戦略ーイノベーション等

##### 【改革のポイント】

3. 「貯蓄から投資へ」の加速：家計の金融資産が成長分野に活用されるための環境整備を行う。

##### 【具体的手段】

##### (3) 「貯蓄から投資へ」の加速

##### ① 確定拠出年金の改革

「成長力加速プログラム」を踏まえ、投資促進の観点から、確定拠出年金における拠出の在り方の見直しを検討する。

##### ② ベンチャー企業へのリスクマネーの供給促進

「成長力加速プログラム」を踏まえ、ベンチャー企業にとって重要な初期段階での資金供給の促進及びベンチャー企業への投資を通じた新成長のフロントライン拡大のため、税制を含む環境整備等について検討する。

### 2. グローバル化改革

##### 【改革のポイント】

2. 金融・資本市場の競争力強化のため、①取引所等の市場インフラ(フィールド)、②金融機関や機関投資家(プレーヤー)、③市場監視(審判)を包括する総合的な改革プランを策定する。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化を進める。

### 【具体的手段】

#### (2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」(仮称。以下同じ。)の策定

「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

##### ①取引所の競争力の強化

取引所において株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。

##### ②銀行と証券に係るファイアーウォール規制の見直し

優越的地位の濫用や利益相反の防止などの措置を講じた上で、銀行・証券に係るファイアーウォール規制の見直しを行う。

##### ③準司法機能の強化による市場監視体制の整備

平成20年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討する。

##### ④競争力強化に向けた総合的な取組

規制監督の透明性・予見可能性の向上等、競争力強化に向けた環境整備について総合的に引き続き検討を行う。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化に向けて都市再生の取組を進める。

## 第3章 21世紀型行財政システムの構築

### 2. 税制改革の基本哲学

#### 【実現すべき6つの柱】

##### (1) イノベーションとオープンな経済システムによる経済成長の加速

・リスクへの挑戦を促す観点から、金融所得課税等の在り方を検討する。

### 5. 独立行政法人等の改革

#### 【改革のポイント】

(中略) 郵政民営化及び政策金融改革を円滑・確実に実施する。

#### 【具体的手段】

##### (5) 郵政民営化の確実な実施

「郵政民営化法」の基本理念に従い、平成19年10月からの郵政民営化を円滑・確実に実施する。

##### (6) 政策金融改革の確実な実施

平成20年10月から政策金融機関を確実に新体制に移行させるとともに、平成20年度末における政策金融の貸付残高の対GDP比を平成16年度末に比べて半減させる。

## 第4章 持続的で安心できる社会の実現

### 3. 少子化対策の推進・再チャレンジ支援

#### (2) 再チャレンジ支援

#### 【改革のポイント】

1. (中略) 多重債務者や事業に失敗した人などが再チャレンジできるよう支援する。

### 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化

#### 【改革のポイント】

3. (中略) 多重債務者対策に取り組み、安全・安心な暮らしを実現する。

#### 【具体的手段】

・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を推進する。

## 日本経済の進路と戦略

—開かれた国、全員参加の成長、環境との共生—

(平成20年1月18日 閣議決定)

### 第2章 成長力の強化に向けて

#### (1)「つながり力と環境力」の成長戦略

##### (3つの目標)

日本経済が直面する課題を克服し、「希望と安心」の国を実現するためには、目指すべき日本の経済社会の姿を共有することが必要である。我が国が今後10年程度の間の実現を目指す姿として次の3つの目標を掲げ、重点的に改革戦略を講ずる。こうした目標の下、人口減少下にあっても、実質2%以上の経済成長が視野に入ることが期待される。

目標1:世界とともに発展するオープンな国 ～世界に誇れる魅力ある国～

目標2:人生90年時代を安心して生活できる国 ～質の高い労働、質の高い暮らし～

目標3:人口減少下でも経済成長を持続する国 ～人口減少の克服～

##### (目標を実現するための経済成長の姿)

上記の3つの目標を実現するための経済成長の姿は、次のようなものであり、そのカギは、それぞれの主体が自立し、強みを発揮しながら連携する「つながり力」である。

#### ③世界とともに成長する経済

##### v)最大の成長センターたるアジアに位置する強みを活かす

アジアの経済圏の中で、アジアとともに成長するため、経済諸制度の高度化・調和を図るとともに、金融資本市場の成長性と安定性を高める。地球環境等をめぐる問題にとともに取り組み、ともに成長する枠組みをつくる。

## 「成長力強化への早期実施策」 (平成 20 年 4 月 4 日 経済対策閣僚会議決定)

### I. 基本的考え方

我が国の景気は、息の長い回復を続けてきたがこのところ回復が足踏み状態にある。

米国では、サブプライム住宅ローン問題に端を発した金融市場の動揺が続くとともに、実体経済は減速しており、これらを背景としてドル安が進行している。

(中略)

さらに、米国経済の減速は、米国向けの輸出の減少として現れつつあるなど、景気の下振れリスクが高まっている。今般の国際金融市場の変動の主因は、米国発のものである。したがって、我が国の政策努力だけでこの問題を解決することは困難であり、米国を含めた各国と連携を深めることによって、国際金融資本市場の安定に向けて努力することが重要である。ただし、今後の動きには十分な警戒が必要であり、こうしたリスクに対しては早目早目に対応していくことが求められている。

### II. 具体的施策

#### 1. 中小企業の体質強化

##### ◎中小企業金融の円滑化

##### ○中小企業の資本強化

- ・ 資本的性質を有する劣後ローン等を、優先出資や無議決権株と同様、資本として融資先企業の債務者区分を査定できる旨、金融検査マニュアルに記載・運用する(4月適用開始)。

##### ○金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知

- ・ 中小企業向け貸出の評価に際しては、赤字や債務超過といった事実のみで判断するのではなく中小企業の特性を踏まえた経営実態の適切な評価を行うというマニュアル別冊の趣旨について、金融機関の営業現場を含め周知を徹底する(4月以降改めて徹底)。
- ・ 併せて、中小企業向け説明会を、全国の商工会議所・税理士会等の協力を得て、地域ブロック・自治体単位で実施し、中小企業の資金調達面での活用を支援する(4月以降実施範囲を拡大)。

##### ○中小企業の資金需要への十分な配慮

- ・ 地域における「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、金融関係団体へ地域・中小企業金融への十分な配慮を要請する(4月以降速やかに開催)。
- ・ 借り手の声を幅広く取り入れる「金融円滑化ホットライン」を実施する(4月予定)。

## ○ミドルリスク・ミドルリターン市場の開拓

- ・ ミドルリスク層も含め、不動産担保・個人保証に過度に依存しない動産等を担保とした融資(ABL(Asset Based Lending))の活用を促進する(平成20年度以降、事例集を用いて普及)。
- ・ 信用情報機関の企業情報や、リース会社・貸金業者の保証など、地域金融機関における外部機関の与信審査能力を活用した融資を促進する(平成20年度以降、事例集を用いて普及)。

## 2. 各産業の体質強化

### ◎金融資本市場の競争力強化

金融・資本市場競争力強化プランの早期具体化を図る。その際、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の早期成立に努める。

### ○金融商品の多様化

- ・ 金等の商品を直接組み入れたETF(上場投資信託)の組成を可能とする(金融商品取引法等の一部改正)。
- ・ 現物拋出型ETFの対象株価指数の個別列举方式を見直すとともに、その投資対象を株式以外の有価証券にも拡大する(6月を目途に政令・府令等改正)。
- ・ J-REIT(不動産投資信託)への海外不動産の組入れを可能とする。

### ○英文開示有価証券の対象拡大

現在、外国ETFに限られている英文開示の対象有価証券を、外国会社等が発行する全ての有価証券に拡大する(5月を目途に政令・府令改正)。

### ○海外ファンドマネージャーの誘致

我が国市場で投資を行う海外投資家が、国内のファンドマネージャーと投資一任契約を締結する際、両者が独立した関係にあるときには、当該海外投資家が受け取る運用益について、本邦での確定申告の義務がないことを明確化する(事例等を用いた周知)。

### ○プロによる取引の活発化

内外企業等の資金調達機会の拡大及び我が国金融・資本市場の魅力向上のため、直接の参加者をプロに限定した自由度の高い市場の枠組みを構築する(金融商品取引法等の一部改正)。また、適格機関投資家制度について、届出機会を年4回に拡大する(5月を目途に府令改正)。

### ○金融商品取引所及び銀行グループ等の業務範囲の拡大

金融商品取引所による排出量取引市場の開設を可能とするとともに、商品現物取引・排出量取引等について銀行グループ等の業務範囲を拡大する(金融商品取引法等の一部改正)。

### ○金融商品取引法における課徴金制度の拡充

公正・透明で信頼性のある市場を構築するため、金融商品取引法上の課徴金制度について、金額水準の引上げ及び対象範囲の拡大等を行う(金融商品取引法等の一部改正)。

## 4. 地域活性化

### ◎地域産業の再生

#### ○地域の中小企業の事業再生支援

- ・ 企業の事業再生への取組に資するよう、銀行グループ等の議決権保有制限の例外措置を拡充する(金融商品取引法等の一部改正)。
- ・ 金融機関による企業の事業再生の取組について、検査・監督で積極的な評価・周知を図る(平成20年度以降、事例集を用いて普及)。

## 5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換

### (低炭素社会への転換)

#### ◎市場・金融を活用した低炭素社会の構築

- ・ 自主参加型国内排出量取引制度への参加促進、金融商品取引所等による排出量取引市場の開設のための制度整備など市場メカニズムの活用を進めるほか、大企業等の技術・資金等により中小企業等の排出削減を進める「国内クレジット」制度の構築に向けて取り組む(4月より順次実施)。

## 経済成長戦略大綱（平成20年6月27日改定）

### 第3. 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

#### 1. 中小企業の生産性向上

##### （3）事業環境の整備

##### ① 中小企業金融の円滑化

担保や自己資本が不足しがちな中小企業の多様な資金ニーズに対応できるよう、政策金融や信用保証制度を活用しながら、中小企業の資金調達の円滑化を図る。

不動産担保や個人保証に過度に依存しない金融を推進するため、無担保や無保証での政府系金融機関の融資などを引き続き推進する。また、在庫や売掛債権を担保として活用する流動資産担保融資・保証を引き続き推進する。

平成20年6月に成立した「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」、「中小企業金融公庫法の一部を改正する法律」及び「信用保証協会法の一部を改正する法律」により、中小企業の有する売掛債権の早期現金化を支援するための制度や、ワラント（新株予約権）付保証制度等を整備する。また、急な資金ニーズに対応するための保証枠を予め確保する予約保証制度、新事業や企業再建等に取り組む中小企業に対する資本的性質を有する劣後ローン（挑戦支援資本強化特例制度）など、中小企業の新たな資金調達手段を導入し、活用を図る。

また、創業・第二創業を図る中小企業、経営改善・再建を図る中小企業に対する政府系金融機関による融資を推進するとともに、新規立地など地域活力の向上に資する中小企業の取組に対し金融面での支援を行う。

あわせて、資金調達当初の負担軽減を可能とする成功払い型融資等のデット・エクイティ双方の性質を活用した、いわゆるハイブリッド金融について、政府系金融機関の取組を進めること等により、その普及と推進を図る。加えて、中小企業向け貸出債権の流動化支援の強化（政府系金融機関におけるCDS契約を活用した証券化支援業務の推進）を図る。

原油価格高騰その他の要因により売上高減少など業況の悪化が著しい中小企業に対して、政府系金融機関や信用保証協会によるセーフティネット金融を的確に実施し、中小企業の資金繰りを支援する。

また、地域密着型金融を引き続き推進するなど、中小・地域金融機関等の金融仲介機能の強化等を図る。

### 第5. 生産性向上型の5つの制度インフラ

#### 3. カネ：金融の革新

## (1) 金融イノベーションの実現

### ① リスクを適切に評価する金融の促進

不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進するため、ABL (Asset-Based Lending: 動産・債権担保融資) の実務指針 (ABLガイドライン) の策定、ABL実態調査等を行い、ABLの普及のための環境整備を進める。

加えて、中小企業者等の事業者の資金調達の円滑化等を図るため、電子記録債権の手形代替的活用 (電子手形) や売掛債権流動化目的の活用等、電子記録債権が様々なニーズに活用されるよう、電子記録債権制度の早期実現を推進する。

また、事業資産を包括的に担保化することを可能とするよう、企業担保制度を見直す。

さらに、企業の高度なリスクマネジメントを支えるため、リスクファイナンス手法の活用に関し、国際的に遜色のない環境整備について検討する。

### ② イノベーションを支えるリスクマネー供給の拡大

産業がイノベーションや事業再編等を図るために、どのような資金調達や金融サービスを必要としているかについて正確に把握するため、これまでの設備投資調査に代えて、企業金融調査を実施する。

あわせて、ファンドからのリスクマネー供給を拡大し、産業がファンドを有効に活用できるための環境整備を図ることに加え、成長企業に対する適切な評価と資金供給が行われるよう、第169回通常国会に提出した「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」によりプロ向け市場の制度整備を促進する。

さらに、研究開発・ベンチャー支援、レアメタル探鉱・開発等の国家的プロジェクト、環境・アジアへの投資の促進等のリスクマネーが必要とされる分野について、政策的な支援について検討する。

## (2) 利用者の視点に立った金融の活性化等

### ① 安心して利用できる金融商品・サービス等の普及促進

適切な利用者保護ルールの徹底を通じ、利用者が安心して金融商品・サービスを利用できるよう、引き続き金融商品取引法の円滑かつ適切な運用を行うとともに、規制の簡素化・明確化等を通じて利用者利便の向上を図るため、銀行代理業制度の適切な運用を図るなど、販売チャネルの多様化を推進する。また、取引信用保険の普及・促進に取り組む。さらに、いわゆる電子マネー等の支払サービスを含む新しい決済サービスについて、情報通信技術の高度化等に対応するため、決済の安全性・効率性・利便性の向上、イノベーションの促進、消費者等の保護の観点から、制度的枠組みのあり方について検討するとともに、インターネット取引の促進の観点にも配慮し取引ルールのあり方について検討する。併せて、引



き続き確定拠出年金の普及・魅力向上に取り組む。

## ② 公正かつ透明で魅力ある市場の整備

我が国金融・資本市場の公正性・透明性を一層向上させ、国際的にも信頼される市場を構築していくため、国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化を行う。さらに、企業統治の見直し等を通じて市場監視機能を強化するとともに、2009年に向けた会計基準の国際的動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂及びこれを通じた相互承認の推進を図る。あわせて、金融商品取引の法令遵守の担い手となる専門家の育成等に向けた体制・資格制度等の整備を検討する。また、金融行政の行動規範（code of conduct）を着実に遂行し、金融行政の一層の透明化や効率化を進める。

こうした取組により、約1,500兆円に及ぶ我が国国家計の金融資産の運用を活性化するとともに、「間接金融から直接金融へ」の流れを支援する。

## （3）我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化

### ① アジア企業が活用しやすい我が国金融市場づくり

我が国金融資産の投資効率向上と有効活用を促す観点からも、我が国金融市場をアジアの成長企業にとって活用しやすい魅力ある金融市場とするため、英語及び国際会計基準等による上場申請や情報提供を容認する等、十分に規制緩和されたプロ向け市場の創設を可能とするなど、内外の資金調達者の多様なニーズに応えることができるよう、多様性、利便性を高める市場インフラの整備を推進する。また、証券決済期間短縮など証券取引システムの高度化に向けた取組を推進する。

### ② 我が国金融サービスの国際展開

我が国企業のアジアでの活動を支援し、また、我が国金融サービスの国際競争力強化と、国際展開を促進するため、EPA等を通じ、アジア市場における規制の緩和・適正化を各国に働きかけるほか、アジアにおける市場インフラの整備を促すことで、アジアにおける国際的な財務活動や金融サービスを円滑化していく。さらに、資金循環の拡大に対応したリスクを管理するため、金融監督当局間の連携に積極的に取り組む。

## （4）高度金融人材の育成強化

イノベーションを担う高度金融人材の育成・活用を推進するため、「高度金融人材産学協議会」の場を通じて、キャリアパスの複線化に向けた、経営層の意識改革

や転職市場の環境整備について検討を進めるとともに、金融工学のトップ人材育成のための大学間連携プログラムや、事業会社における金融初歩教育を充実させるための夜間プログラム（金融初歩コース）等の実施について検討を進める。また、大学院における金融人材の養成に向けた教育の充実を促す。さらに、金融の高度化等の進展を通じた経済成長の果実を国民が安心して享受できるよう国民への金融経済教育の充実を図る。

## 5. チェ：経営力の革新

### (2) M&Aルール of 整理・透明化

買収防衛策について、司法判断に至った事例も出てきているが、その判断に対する理解の混乱が生じるおそれが出ている。金銭等の支払いにより、安易に防衛策が発動されることのないよう、投資家・株主の利益保護の視点を含めて、買収防衛策の在り方について、再整理を行う。

経済財政改革の基本方針2008(抄)  
～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～  
(平成20年6月27日 閣議決定)

## 第2章 成長力の強化

### 1. 経済成長戦略

#### 【具体的手段】

#### Ⅱ グローバル戦略

#### ② 開かれた経済のインフラ強化

#### ii) 対日投資の拡大

- ・ M&A（買収のルール）の在り方を平成20年夏までに整理・明確化する。
- ・ 内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について平成20年度内に包括的に検討を進める。

#### ⑤ 国際競争力ある成長分野の創出

- ・ 金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成19年12月21日）を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。
- ・ 「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の両方に資することから、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等について検討し、平成20年内に結論を得る。
- ・ 公的年金基金の運用について、国民の立場に立って、幅広く検討を行う。

### 2. 地域活性化

#### （1）地方再生

#### 【具体的手段】

#### （1）地域活性化の支援

- ・ 地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生と面的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設する。

#### （3）中小企業

#### 【具体的手段】

- ・ 原油価格高騰等の影響を受けている中小企業者に対し、政府系金融機関等による資金調達の円滑化を図るとともに、民間金融機関に対しても配慮を要請する。

## 第3章 低炭素社会の構築

### 1. 低炭素社会構築のための行動計画

#### 【具体的手段】

#### (2) 京都議定書目標の確実な達成

- ・ CO<sub>2</sub>に取引価格を付け、市場メカニズムを活用し技術開発や削減努力を誘導していく手法の一つである国内排出量取引制度については、平成20年秋、多くの業種・企業の参加を得て国内統合市場の試行的実施を開始する。これも踏まえ、実需に基づく健全な市場をつくるため、国際動向も注視し、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題等を明らかにする。

## 第4章 国民本位の行財政改革

### 1. 国民本位の行財政への転換

#### (2) 生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革）

#### 【具体的手段】

#### (1) 消費者庁の創設等

食品表示偽装や悪徳商法の根絶等を目指すなど、消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁を平成21年度に創設するほか、消費生活センター等を一元的な相談窓口と位置付け全国ネットワークを構築するなど「消費者行政推進基本計画」に基づく取組を実施する。さらに、「生活者や消費者が主役となる社会」を目指しアクションプランを策定し、実施する。

## 第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

### 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等

- ・ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づき、地域の絆を再生しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組、インターネット上の違法・有害情報やサイバー犯罪への対策、組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、銃器規制の厳格化を図るほか、振り込め詐欺・悪質商法等の身近な犯罪の撲滅、テロ等への対策、海上保安の確保・密輸阻止等の水際対策、迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する。また、犯罪対策の新計画を平成20年末までに策定する。
- ・ 全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。

## 平成20年度金融関係税制主要改正事項

### 【金融・証券税制】

#### 1. 証券税制の見直し

- 上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率については、金融所得の一体化に向け、平成20年末をもって軽減税率10%を廃止し、平成21年から20%を適用
- 円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成21、22年の2年間、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について軽減税率10%を適用

#### 2. 金融商品間の損益通算の範囲拡大

- 個人投資家の株式投資のリスクを軽減するため、平成21年より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入
- 特定口座を活用して損益通算を行う方法については、証券会社におけるシステム開発等の準備が整った段階（平成22年1月を目途）から適用

### 【恒久的施設（PE）に係る税制上の所要の措置】

- 非居住者又は外国法人に対する課税について、その課税標準を区分する恒久的施設とされる代理人等の範囲から独立の地位を有する代理人等を除外

### 【我が国金融・資本市場の魅力向上に向けたその他の取組み等】

- 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例について、その適用期限を撤廃
- 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の課税の特例について、その適用期限を撤廃
- 民間国外債等の利子の課税の特例について、一定の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長
- 上場投資法人に係る導管性要件について、非同族会社要件を3株主グループによる判定から1株主グループによる判定とする
- 特定目的会社等に係る導管性要件について、税制上の機関投資家の範囲に信託会社、海外年金基金・外国政府の100%子会社等を追加

## 改正項目一覧

### (証券)

- 証券税制の見直し
- 金融商品間の損益通算の範囲拡大
- 特定口座の利用者利便性向上のための税制上の所要の措置

### (国際課税)

- 恒久的施設（P E）に係る税制上の所要の措置
- 外国金融機関等との間で行われる債券現先取引に係る利子の非課税措置の恒久化
- 非居住者等が受け取る民間国外債の利子等に係る非課税措置の延長（見直しを行った上2年）
- 特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）における利子の非課税措置の恒久化

### (保険)

- 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式の維持

### (その他)

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税停止の適用期限の延長（3年）
- 上場投資法人に係る導管性要件（非同族会社要件）の緩和
- 特定目的会社等に係る導管性要件における税制上の機関投資家の範囲の拡充
- 特定目的会社等が不動産を取得した場合等の登録免許税の軽減措置の延長（見直しを行った上2年）
- 土地の価額を課税標準とする信託の登記に対する登録免許税の軽減措置の延長（見直しを行った上3年）
- 預金保険法第102条第1項第1号に基づく資本注入に係る資本の増加の際の登録免許税の軽減措置の延長（見直しを行った上2年）
- 投資法人等が取得する不動産に係る課税標準の特例措置の要件緩和

( 以 上 )

## 金融庁における金融経済教育への取り組み

平成 20 年 6 月 30 日現在

年 月	内 容
12 年 6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年 11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイトにて新設 (アクセス件数 ~20 年 5 月末 1,783,710 件) 学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書(「学校における金融教育の一層の推進について」)で要請
15 年 10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年 1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催(参加者数 284 名)
5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を 3 回開催(5~6 月)
7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年 2 月	中学生・高校生向け副教材等(1.8 万部)を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施(~3 月) 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置(6 月までに 7 回開催)
4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表 金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の 4 者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置、同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成
12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂 (アクセス件数 16 年 7 月 ~20 年 5 月末 71,615 件) 「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪府にて開催(参加者 359 名)
18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を千葉県にて開催(参加者 255 名)
5 月	金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し金融関係団体等へのリンクを充実、KIDS 向けコンテンツを導入 (アクセス件数 ~20 年 5 月末 59,935 件) 金融経済教育懇談会(第 8 回)を開催し、取り組み状況を報告。 全国の財務局・財務事務所において学校教師との懇談会を実施(19 年 3 月末まで)

年 月	内 容
9 月	学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書(「学校における金融経済教育の一層の推進について」)で要請。
12 月	財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取上げることがを文書で要請。
19 年 1 月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知県にて開催(参加者 290 名)
2 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布(10 万部)するとともに、ウェブサイトに掲載。19 年 5 月増刷・配付(17 万部)。(アクセス件数 16 年 12 月～20 年 5 月末 135,916 件)
3 月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載(アクセス件数 15 年 11 月～20 年 5 月末 273,725 件)。19 年 7 月、中学生向け図説パンフレットを増刷・配布(1 万 8 千部)。
4 月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請(40 県)。(～6 月)
9 月	借金(多重債務)問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付(約 6 万部)。 「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島(9 月 参加者 173 名)、大阪(11 月 参加者 164 名)、東京(12 月 参加者 96 名)、愛知(20 年 1 月 参加者 219 名)、宮城(3 月 参加者 152 名)、福岡(6 月 参加者 134 名)で開催。(～20 年 6 月)
10 月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取組みを支援するため、借金(多重債務)問題に関する啓発リーフレット(約 69 万部)及び「はじめての金融ガイド」(約 27 万部)を全国の都道府県・市区町村に配布。 学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書(「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」)で要請。
20 年 1 月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社(17 社 32 名)を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
3 月	借金(多重債務)問題に関する啓発リーフレット(改訂版)を全国の地方公共団体へ配付(約 30 万部)。 全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布(中学生向け図説パンフレット 4 万 7 千部、高校生向けパソコンソフト、2 千枚、「はじめての金融ガイド」30 万 2 千部、借金問題に関する啓発リーフレット 29 万 7 千部)。(なお、19 年 12 月に、それぞれ、3 万 3 千部、1 万 6 千枚、2 万 1 千部、5 千枚をサンプル配布) 多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できる DVD 教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布(20 年 5 月)。(2 万 7 千枚) 「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、金融庁のウェブサイトに掲載。(アクセス件数 20 年 3 月～20 年 5 月末 1,071 件)



小学生向けパンフレット「くらしと金融」

WEBサイトアドレス <http://www.fsa.go.jp/teach/kurashi/index.html>



1 「金融機関」ってなんだろう？

2 「金融」について知っておこう！

3 「金融庁」ってな～に？



中学生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」


WEBサイトアドレス <http://www.fsa.go.jp/teach/chugaku/fukukyouzai.pdf>

# わたしたちの 生活と金融の働き



**CONTENTS**

第1章	家計って何だろう	2
	自分のおこづかいをチェック	
第2章	企業は何をすところだろう	4
	企業の役割について考えよう	
第3章	預けたお金はどのように使われるの?	10
	金融の働きについて調べよう	
第4章	暮らしを豊かにする金融	14
	生活設計と金融の役割	

 政府広報 | 金融庁 平成10年改訂の中学校学習指導要領に対応した内容となっています

高校3年生及び一般社会人向けのパンフレット「はじめての金融ガイド」  
WEBサイトアドレス <http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



# はじめての 金融ガイド

DVD版

金融取引の基礎知識  
～トラブルの予防のために～



**振り込め詐欺**  
の被害にあわないために

(9分)



**偽造・盗難  
キャッシュカード**  
の被害にあわないために

(8分)



**多重債務**  
に陥らないために

(16分)

企画・発行／金融庁

制作／財団法人 消費者教育支援センター

COLOR	33分	片面・1層	MPEG 2	4:3	NTSC 日本国内用	DVD VIDEO
-------	-----	-------	--------	-----	---------------	--------------

●このDVDをその一部でも複製、またはこれを使用した有料上映、上演、有線放送及び放送は、法律により固く禁止されています。

ただし、一般消費者に対する教育又は学校教育目的の利用の場合には複製しても差しつかえありません。

●DVDビデオは映像と音声を高密度に記録したディスクです。DVDビデオ対応のプレーヤーで再生してください。

多重債務者発生予防のための啓発リーフレット

WEBサイトアドレス [http://www.fsa.go.jp/ordinary/shakkin\\_ippan2.pdf](http://www.fsa.go.jp/ordinary/shakkin_ippan2.pdf)

## 安易に借金をしてはいけません ～多重債務に陥らないために～

### ① 多重債務の恐ろしさ

消費者金融（ローン）やクレジット（注）の無計画な利用により、借金が雪だるま式に増えてしまう「**多重債務**」状態に陥るケースが増えています。中には、夜逃げや自殺など深刻な状況に追い込まれる人もいます。

（注）クレジットカードによる商品の購入、分割払いによる商品の購入などが例。

### ② ローンもクレジットも借金です

私たちは、お店でクレジットカードを提示するだけでお金を支払わずに商品を購入することができます。

しかし、クレジットカードの利用も、消費者金融からの借入れと同じ「**借金の契約**」です。その契約に基づいて、あなたは後でお金を支払わなければなりません。

また、お金を借りるローンには、住宅ローンや自動車ローンのように使い道が限定されたものと使い道が自由なものがありますが、使い道が自由なローンほど金利が高い傾向にあります。

消費者金融の利用者は  
**1,000万人以上！**  
そのうち半数以上は複数の  
消費者金融を利用！



5件以上の消費者金融の  
利用者は**約130万人！**  
返済が3ヶ月以上滞って  
いる利用者は  
**約190万人!!**

（注）人数は全国信用情報センター連合会のデータによる（平成19年12月現在）

### ③ 金利の負担に注意しましょう

借りたお金を返済する時は、借りた金額に金利を加えて返さなければなりません。

毎月の返済額は同じでも、**金利が高いほど返済の負担は重くなり、また、返済に要する期間も長くなります。**

金利と合わせて、**いくら返済しなければならないのか、よく注意する必要があります。**

100万円借り入れて毎月2万5千円  
返済する場合の金利を合わせた返済  
額と返済期間

- ・ 年利 5% ⇒ 110万円（3年8ヶ月）
- ・ 年利 15% ⇒ 139万円（4年8ヶ月）
- ・ 年利29.2% ⇒ 377万円（12年7ヶ月）

※ 現行法上、年利29.2%を超えて業として貸付けを行うと、貸し手は刑事罰の対象となります。  
なお、15～20%を超える金利は無効で、借り手には返済義務はありません。（④参照）

# 生活設計・資産運用について考えるシンポジウム

## プログラム

14:00 開会・主催者挨拶

14:10 基調講演

FPアソシエイツ&コンサルティング(株)代表取締役・金融経済教育相談委員会委員

**神戸 孝**

「生活設計と資産運用の基本的な考え方」

～ライフプランを実現するためのマネープランの作り方～

14:55 プレゼンテーション

(社)全国消費生活相談員協会常任理事・九州支部長

**原 まさ代**

「金融に関するトラブル」～相談事例を中心に～

15:10 休憩

15:20 パネルディスカッション

〈コーディネーター〉

大野城まどかびあ男女平等推進センター所長・アナウンサー

**林田 スマ**

〈パネリスト〉

FPアソシエイツ&コンサルティング(株)代表取締役・金融経済教育相談委員会委員

**神戸 孝** [基調講演者]

(株)福岡銀行 ソリューション営業部副部長

**長 秀俊**

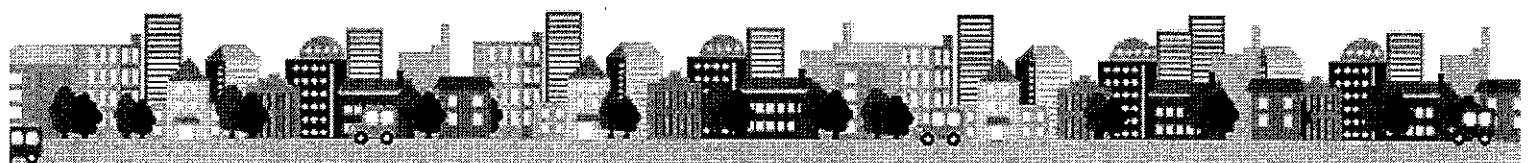
(社)全国消費生活相談員協会常任理事・九州支部長

**原 まさ代** [プレゼンター]

九州大学大学院経済学研究院教授

**堀江 康熙**

16:45 閉会



# Profile



## 神戸 孝 かんべ たかし

FPアソシエイツ&コンサルティング(株)代表取締役、CFP、  
日本FP協会理事、金融庁 金融経済教育懇談会委員、ほか

早稻田大学法学部を卒業後、1980年に(株)三菱銀行入行。  
1987年に日興證券(株)へ入社し、以後一貫してFPサービスを中心とするマーケティング手法の企画・開発に携わる。  
1999年、日興證券(株)を退社後、FPアソシエイツ&コンサルティング(株)を設立。独立系FPとして、自ら個人・法人等のコンサルティング、各種講演会・研修会講師などを行う傍ら、全国の独立系FPのための支援ビジネスも展開しつつある。  
著書:「図解時代の資産運用」(インテックスコミュニケーションズ)ほか多数



## 原 まさ代 はら まさよ

(社)全国消費生活相談員協会常任理事・九州支部長、佐賀県金融広報アドバイザー、  
西九州大学非常勤講師(家庭経済等)、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー

1990年より佐賀県消費生活センター等の消費生活相談員として勤務。  
2003年から、NPO法人消費生活相談員の会さかの理事として活動。  
また、1994年から佐賀県金融広報アドバイザーとして金融教育に携わっている。  
共著:「多重債務リスクと金融管理教育」(晃洋書房)、「生活経営学」(九州大学出版会)



## 林田 スマ はやしだ すま

大野城まどかびあ男女平等推進センター所長、フリーアナウンサー

元RKB毎日放送(株)アナウンサー。  
現在、フリーアナウンサーとして、RKBラジオの「お母さんバンザイ」、「林田スマのことばの花束」など多数の番組を担当。  
1996年就任の大野城まどかびあ男女平等推進センター(旧女性センター)所長のほか、筑紫女学園大学非常勤講師などを務める。  
2004年3月には、九州大学大学院 人間環境学府修士課程を終了。  
そのほか、企業やPTAの講習、各種シンポジウム、対談、エッセーの執筆なども行う。  
著作:「こころの花束」(西日本新聞社)、「ことばの花束」(梓書院)



## 長 秀俊 ちよう ひでとし

(株)福岡銀行 ソリューション営業部副部長

1983年東京大学法学部を卒業後、野村證券(株)に入社。1987年コーネル・ロースクールに留学した後、同社で証券化・M&A業務に従事。  
2002年バトナム・インベストメンツに入社し、業務開発部長として投資信託の商品開発を行う。  
2007年より(株)福岡銀行でM&A・事業承継支援を担当しながらプライベートバンキング業務にも関与。  
法学修士(コーネル・ロースクール) ニューヨーク州弁護士



## 堀江 康熙 ほりえ やすひろ

九州大学大学院経済学研究院教授

1969年に東京大学経済学部を卒業後、日本銀行に入行。  
1997年まで日本銀行に勤務し、同年4月より九州大学経済学部教授、2000年に同大学大学院経済学研究院教授となる。  
専門は、金融、日本経済、経済政策。  
学位:博士(経済学)  
編著作:「銀行買出の経済分析」(単著:東京大学出版会)、「地域金融と企業の再生」(編著:中央経済社)ほか多数

## 平成19年度金融知識普及功績者一覧

### 〔個人の部〕

1. 上村 正子  
(北海道) ・各種講演会の講師活動のほか、金融学習グループの開拓・育成・指導に関わるなど金融知識の普及に貢献。
2. 千葉 光治  
(福島県) ・元教員としての経験を生かし、現職及び教員OBに対する金融経済教育に取り組んでいるほか、地元学習グループに対する指導を通じて金融知識の普及に貢献。
3. 亀岡 のり子  
(福島県) ・消費生活相談員として多くの金融トラブル等に係る相談に応じているほか、消費者被害防止のため出前講座の講師活動を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
4. 大貫 泰義  
(茨城県) ・元銀行員としての経験を生かし、各種講演会、学習グループ、金融教育研究校などでの講師活動を積極的に行い、金融知識の普及に貢献。
5. 佐藤 陽子  
(千葉県) ・「悪質商法」、「金銭教育」、「生活設計」などをテーマとした講師活動を積極的に行い、金融知識の普及に貢献。
6. 林 芙美子  
(愛知県) ・市町村での講座、金融学習グループでの講座、金銭教育講座等の講師活動を積極的に行い、金融知識の普及に貢献。
7. 前中 みき子  
(大阪府) ・家計管理、多重債務、悪徳商法などに関する講演等の講師活動や生活設計にかかる相談等を通じて金融知識の普及に貢献。
8. 大久保育子  
(大阪府) ・金融商品トラブル、子供のマネートラブルなどに係る講師活動を通じて、地域住民や児童・生徒・PTAに対する金融知識の普及に貢献。
9. 杉本 栄三  
(広島県) ・元銀行員の経験を生かし、各種の講演会・セミナーで金融・経済・ライフプラン等をテーマに、地域住民や地元企業の従業員、教員など幅広い者を対象とした金融知識の普及に貢献。
10. 高橋 佳良子  
(広島県) ・ライフプラン、金融・金銭教育等幅広いテーマでの講演や新聞への寄稿などの執筆活動を通じて、金融経済教育の推進に貢献。
11. 右近 綾子  
(愛媛県) ・主婦層、高齢者層を対象に金融トラブルや悪徳商法に関する講演活動を通じて金融知識の普及に貢献。
12. 大上 力  
(高知県) ・地域の学習会における講師活動を通じて、保険や年金、税金など暮らしに関する金融・経済知識の普及に貢献。



13. 石松 昇  
(福岡県) ・元銀行員としての経験を生かし、県内全域で講演活動に積極的に取り組むほか、地域の学習グループの指導を通じて金融知識の普及に貢献。
14. 徳久 榮子  
(佐賀県) ・元教員としての経験を生かし、高齢者の契約トラブル未然防止のための学習助言活動や、子供の金銭教育の推進に積極的に取り組むなど、金融知識の普及に貢献。
15. 中野 よどみ  
(宮崎県) ・企業職員研修や小学校家庭教育学級等で、生活設計、金銭教育に関する講師活動に取り組むほか、金融学習グループの開拓・指導に努めるなど金融知識の普及に貢献。
16. 橋本 順子  
(大分県) ・元銀行員としての経験を生かし、年金、家計管理・生活設計等をテーマとした講演活動を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

1. 埼玉県立岩槻商業高校  
(埼玉県) ・父兄の参加を求めながら、ビジネスゲームや商品開発のリサーチを通じて、生徒のファイナンシャルリテラシーの向上に取り組んでいる。
2. 常陸太田市立南中学校  
(茨城県) ・金融・経済知識の習得、判断力を身に付けるため、株式学習ゲームやロールプレイング学習、新聞等を活用して学校における金融経済教育に積極的に取り組んでいる。
3. 堺市立熊野小学校  
(大阪府) ・出店体験学習の実践を通じて、児童に正しい金銭感覚を身につけさせるとともに、地元商工会議所、商店街の支援を受けつつ、望ましい職業観や勤労観の育成に継続的に取り組んでいる。
4. 生協ひろしまLPAの会  
(広島県) ・小学生や幼稚園児を対象にお小遣い帳のつけ方などの金銭教育に取り組むとともに、一般社会人を対象とした生活設計に関する教育に積極的に取り組んでいる。
5. 小豆島の子どもたちに健全な金融感覚を育てる会  
(香川県) ・島内の小学校が共同で、保護者、地域に参加を呼びかけ、公開授業を開催するなど、家庭、地域と一体となって児童の金銭感覚の育成に取り組んでいる。

金融知識普及を目的として金融関係団体等が開催した  
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
19/8/20	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (株)ジャスダック証券取引所 (社)投資信託協会	19年9月下旬から 11月上旬	証券投資の日
19/8/22	(株)日本経済新聞社	19年9月22日	日経家計セミナー
19/10/2	(社)投資信託協会	19年12月1日	投信フォーラム 2007
19/10/22	金融広報中央委員会	20年1月26日	金融教育フェスティバル 2008
19/11/12	日本証券業協会	19年12月27日～ 20年1月11日	金融経済教育フォーラム
20/1/21	日本証券業協会 (株)東京証券取引所グループ (株)ジャスダック証券取引所 (社)投資信託協会	20年2月上旬～3 月上旬	平成20年「春季証券投資セミナー」
20/1/31	全国銀行協会	20年2月29日	シンポジウム「金融経済教育を いかに充実していくか」
20/3/6	(株)東京証券取引所グループ (株)読売新聞東京本社	20年5月12日～ 5月17日	証券ルネッサンス 2008「暮らし に生かす証券投資」
20/3/6	(株)日本経済新聞社	20年3月22日	日経家計プロジェクト 春のス ペシャルセミナー
20/4/7	(財)生命保険文化セン ター	20年5月9日～ 9月9日	第46回中学生作文コンクール
20/4/21	日本ファイナンシャル・プラン ナーズ協会	20年6月1日～ 10月31日	小学生「『夢をかなえる』作文全 国コンクール」
20/4/21	金融広報中央委員会	20年8月7日	教員のための金融教育セミナー (平成20年度)

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
20/5/2	(財)消費者教育支援センター	20年7月29日 20年8月22日	シンポジウム「今求められる、生きる力をはぐくむ教育～子ども達がいきいきと目を輝かせるために～」
20/5/8	金融広報中央委員会	20年11月下旬	第41回中学生「お金の作文コンクール」
20/5/8	金融広報中央委員会	20年11月下旬	「金融と経済の明日」第6回高校生小論文コンクール
20/5/8	金融広報中央委員会	20年12月下旬	「金融教育を考える」第5回小論文コンクール
20/5/16	(株)日本経済新聞社	20年10月～ 21年3月	第9回日経 STOCK リーグ
20/5/27	全国公民科・社会科教育研究会	20年7月29日～ 7月31日	「証券・経済セミナー」
20/6/25	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	20年11月	「FPの日(全国一斉FPフォーラム)」